

---

# バチカン図書館所蔵 マリオ・マレガ資料

—概要と紹介—

---

Archival Sources from the  
Marega Collection in  
the Vatican Library  
Outlines and Selected Documents



---

マレガ・プロジェクト

人間文化研究機構日本関連在外資料調査研究・活用事業

科研費基盤研究(A)「バチカン図書館所蔵豊後切支丹資料の国際的情報資源化に関する海外学術調査研究」(16H02723)

---

## 目次

本書の構成と狙い	大友一雄	1	
第 I 部 マリオ・マレガ資料の概要 (A1-A26)			
マリオ・マレガ資料群概要(フォンドレベル) 大友一雄			4
A1	松井洋子	8	
A2	松澤克行	11	
A3	佐藤晃洋	15	
A4	三野行徳	17	
A5	藤田淳一郎	19	
A6	大津祐司	21	
A7	宮間純一	23	
A8	大橋幸泰	25	
A9	大友一雄	27	
A10	工藤航平	29	
A11	河原晃永	31	
A12	岡村一幸	33	
A13	櫻井成昭	35	
A14	渡辺浩一	38	
A15	平井義人	40	
A16	太田尚宏	44	
A17	清水有子	47	
A18	清水有子	49	
A19	平井義人・佐藤晃洋・大津祐司	50	
A20	浪江健雄	55	
A21	佐藤孝之	58	
A22	西村慎太郎	61	
A23	西村慎太郎	62	
A24	佐藤晃洋	66	
A25	大友一雄	69	
A26	大友一雄	70	
近世後期の臼杵藩の村 佐藤晃洋			72
臼杵藩村組一覧 佐藤晃洋			78
臼杵藩宗門奉行就任者一覧 三野行徳			80
臼杵藩家老(老中)就任者一覧 三野行徳・濱島実樹			83

臼杵藩寺社奉行就任者一覧 三野行徳・瀨島実樹 .....	89
臼杵藩郡奉行就任者一覧 三野行徳・瀨島実樹 .....	93
大分県藩領域概略図 大分県立先哲史料館 .....	97

## 第Ⅱ部 マリオ・マレガ資料 史料翻刻 (A1-A24)

A1 松井洋子 .....	(2)
A2 松澤克行 .....	(7)
A3 佐藤晃洋 .....	(12)
A4 三野行徳 .....	(15)
A5 藤田淳一郎 .....	(18)
A6 大津祐司 .....	(28)
A7 宮間純一 .....	(31)
A8 大橋幸泰 .....	(34)
A9 大友一雄 .....	(37)
A10 工藤航平 .....	(42)
A11 河原晃永 .....	(50)
A12 岡村一幸 .....	(55)
A13 櫻井成昭 .....	(58)
A14 渡辺浩一 .....	(62)
A15 平井義人 .....	(65)
A16 太田尚宏 .....	(68)
A17 清水有子 .....	(78)
A19 平井義人・佐藤晃洋・大津祐司 .....	(88)
A20 浪江健雄 .....	(92)
A21 佐藤孝之 .....	(94)
A23 西村慎太郎 .....	(98)
A24 佐藤晃洋 .....	(104)

## 本書の構成と狙い

2011年、ローマ教皇庁バチカン図書館において、1635年(寛永12年)から1860年代に及ぶ大分豊後のキリシタン関係資料が大量に発見された。1929年12月、27歳で来日した宣教師マリオ・マレガ神父(1902-1978)が、布教活動の傍ら任地の大分・臼杵などで収集し、1953年バチカンに寄贈したものである。

同氏は豊後地方のキリシタン関係資料の収集・研究で知られ、1942年には『豊後切支丹史料』を、1946年には『続豊後切支丹史料』を刊行した。両史料集は、今日に至るまで重用されてきたが、収録された史料原本は永く所在不明となっていた。

2012年、大分県立先哲史料館・国文学研究資料館がその存在を現地で確認し、それらの取り組みも通じて2013年11月にバチカン図書館と人間文化研究機構とが、調査協力についての協定を締結した。同機構は日本関連在外資料調査研究事業のなかに位置付け、共同研究「バチカン図書館所蔵マリオ・マレガ収集文書の保存・公開に関する調査・研究」(代表大友一雄)を発足させ、バチカン図書館と日本側関係機関、そして内外の研究者による「マレガ・プロジェクト」を開始した。日本側の機関では、人間文化研究機構国文学研究資料館、同国立歴史民俗博物館、東京大学史料編纂所、大分県立先哲史料館、臼杵市が参加し、国文学研究資料館が代表機関を務めた。海外機関では、ローマ・サレジオ大学、ローマ大学サピエンツァ、ナポリ大学オリエンターレ、ローマ日本文化会館(国際交流基金)などの協力を得た。

本プロジェクトは、a. 文書群の概要調査の実施、b. バチカン図書館での保存管理と公開体制整備への協力、c. 文書全点の目録作成、d. 全点撮影を通じた画像データベースのウェブ公開、e. マレガ神父、文書群について基礎研究を進め、切支丹研究・日欧交渉研究をはじめとする諸研究の学術情報基盤の整備、f. 調査・研究成果の公開などを目的とした。期間は2016年度までを一つの区切りとし、2016年度からは人間文化研究機構の共同研究「バチカン図書館所蔵マリオ・マレガ収集文書調査研究・保存・活用」(代表同上)(2016-2021年度)として6か年計画で活動を行った。

共同研究を通じてさまざまな成果を発表してきたが、本書『バチカン図書館所蔵マリオ・マレガ資料—概要と紹介』は、資料群の調査・研究を通じて解明できた調査情報の共有を目的とする。図書館で発見された資料群は、保存袋に収納され21箇のまとまりとして存在した(A1~A21)が、その後、各所からの発見もあり、A26まで増えることになった。これら26のまとまりは、それぞれ複数の袋や包紙、あるいは紙箱などに収納され、紐で括られたものが大半であった。こうした集合的情報は、箇々の資料を理解するうえで、また、過去の資料管理者の管理の目的・狙いなどを追究するうえでも重要となる。さらには、これら未整理資料への管理番号付与においても状態把握は重要というべきである。

しかし、まとまりとして存在した資料も基本的に1点毎に保存用封筒に収納されることになった。こうした理由からも26のまとまりに関する情報を積極的に記録することを試み、同時に代表的な資料を紹介することを意図したものである。

また、本書は日本語版と英語版で作成したが、両者は同内容ということではない。英語版では言語を異にする人々に資料群の価値をより適切に伝えるための工夫を凝らした。構成は二部構成として、第1部では資料群の概要を英語で示し、第2部ではとくに重要と判

断された文書 67 点を取り上げ、その写真と解説文、そして内容を英語で示した。

日本語版では、第 1 部は日本語で概要を示し、第 2 部は各まとまりから、重要と考えられる資料 224 点の解説文を示した。

具体的な記述ではとくに下記の三点に基づくことを指摘しておきたい。

まず、第 1 部の概要記述では、国際アーカイブズ会議(International Council on Archives, ICA)が示した国際標準のアーカイブズ記述(General International Standard Archival Description, ISAD (G))を意識した。

二点目は、未整理状態であった文書群の概要調査を踏まえて記述を行った。概要調査では、保存袋に収納されていた状況、開封後の収納物の構成、まとまりのあり方、文書相互の関係性などを写真撮影によって記録し、そのあり方を文書相互の関係に留意しながら個々の文書に番号を付与し、物理的なコントロールを可能とした。いうまでもなくこの方法は文書個々の価値を高め(たとえば複数の文書と一緒に存在する状態に留意することで、内容・年代などが曖昧な文書の情報を補うことはしばしば起る)、また、当時の文書管理などの問題を解き明かすための手掛かりなどとなる。研究などの資料利用では、文書の記述内容とともに、こうしたコンテキスト情報の提供が重要と判断して、これらを踏まえて記述したものである(テキスト情報などは、後日、画像データベースの公開によって誰もが確認できるものとする計画である)。

三点目は、A1 から A26 については、そのまとまりを構成するアイテム・レベルについての目録を完成させた上で、その成果に基づいて記述した点である。なお、アイテム情報は、「バチカン図書館所蔵マリオ・マレガ資料データベース」に掲載されるため、ここではその成果を明示しなかった。

本書は、以上のような全体の取り組みとの関連で出版されるものである。なお、途中成果として『バチカン図書館所蔵マレガ神父収集切支丹史料』Vol.1、Vol.2 を作成したが、本書はそれらの成果を取り込みマレガ資料群全体の概要を示す統合版となる。

なお、本報告書の作成は、科学研究費基盤研究(A)(海外学術調査)「バチカン図書館所蔵豊後切支丹資料の国際的情報資源化に関する海外学術調査研究」(代表大友一雄)(2017 - 2021 年度)によった。また、調査研究では東京大学史料編纂所特定共同研究「『豊後切支丹史料』及びその原文書の史料学的研究」(代表松井洋子)(2014 - 2015 年度)および同「ヴァチカン図書館所蔵マリオ・マレガ氏蒐集史料の総合的研究」(代表同上)(2016 - 2018 年度)、科学研究費基盤(B)「近世日本のキリシタンと異文化交流」(代表大橋幸泰)(2017 - 2021 年度)、同基盤研究(C)「20 世紀の日本・イタリア・バチカンにおける民間所在資料や地方公文書の管理」(代表湯上良)(2017 - 2021 年度)、トヨタ財団助成「被災アーカイブズの新たな保存技術発信へのアプローチ」(代表青木睦)(2016 - 2017 年度)、国立イタリア東方学研究所の協力を得た。

さらに以上の取り組みは、チェーザレ・パシーニ館長をはじめとするバチカン図書館の皆さんとの協働での成果の一つであることを明記したい。

以上

大友一雄

#### 【参考】

本プロジェクトのホームページ <https://www.nijl.ac.jp/projects/marega/>

バチカン図書館所蔵 マリオ・マレガ資料データベース <https://base1.nijl.ac.jp/~marega/>

バチカン図書館ホームページ <https://www.vaticanlibrary.va/>

# 第 1 部 マリオ・マレガ資料の概要

A1～A26

## マリオ・マレガ資料群概要(フォンドレベル)

資料記号：fonds marega(marega collection)

標 題：フォンド・マレガ

年 代：1612－1953

主 年 代：1612－1868

年代註記：文書の年代は 1612－1868 と、1930－1953 とに 2 分される。

記述レベル：fonds

数 量：レコード数 約 14,647 点

物的状態註記：江戸時代の文書は、その半分ほどがマレガ氏によって整理され、新聞などに包まれ、番号が与えられ管理されていた。マレガによって番号が与えられなかったものは基本的に未整理である(1953年のバチカン移送では、3つの箱を用意し、番号を付与した整理済分、無番号の未整理分、史料集に収録した分に荷造りされた)。2013年のマレガ・プロジェクト開始時は、バチカン図書館の保存袋 21 袋に収納されて保管されていた。その後、バチカン図書館追加分(A22・23・25)、サレジオ大学図書館所蔵(A24)、バチカン文書館所蔵(A26)が加えられた。

出所・作成：マリオ・マレガ。ほぼ4つの史料群からなる。多くは日本の臼杵藩宗門方を原出所とする。他に古書店などからの購入文書および知人などからの提供された資料などがある。また、マレガ神父自身を直接の出所とする原稿・書簡・メモなど、さらに1950年代後半から1960年代のバチカン図書館での整理に関わるカード・新聞などが見られる。

履 歴：マリオ・マレガ(Mario Marega 1902.9.30－1978.1.30)は、イタリア北東部フリウリ地方ゴリツィアに誕生。第一次世界大戦中にウィーンで中等教育を終え、修練期を経て、1919年サレジオ会に入会し、トリノの名門サレジオ会ヴァルサリーチェ高等学校哲学科で学び、数学の教員免許を取得。1925年ローマ教皇庁立サレジオ大学神学部に入会、1927年司祭に叙階、1929年サレジオ大学神学部を卒業し、神学博士号を取得した。1929年10月、ヴェネツィア港を出航、12月14日神戸到着、16日に宮崎に至り、宮崎神学院の教師となる。1931年12月に大分教会に移る。1933年には海星幼稚園(大分市)の設立に関わり、1935年4月には大分教会の主任となる。マレガを園長先生として記憶する人々もいる。また、宣教・教育活動の傍ら、1938年『古事記』のイタリア語訳を出版、チマッティ神父によって、1938年に教皇ピウス11世に手渡され、祝福を受けた。また、1930年代には、臼杵藩宗門方のキリシタン関連文書を収集し、研究に従事し、キリシタン史跡などの発見にも努めた。これらの成果は、地元紙やカトリック新聞に報じられ、1942年には『豊後切支丹史料』を刊行した。

第二次大戦中の1944年7月に文書群は宮崎の教会に疎開され、1945年7月16日の大分空襲で教会が焼失した際も難を逃れた。7月末のイタリアの降伏により、マレガらは身柄を拘束され、熊本県の栃木温泉に送られた。戦後すぐに『続豊後切支丹史料』(1946年)を出版した。

1947年、イタリアに帰国、シチリア島のパレルモに伝道、その際には日本の史料の展示会を開催した。1948年には教皇ピウス12世に接見、再度渡日命令が出て、大分に戻る。1950年頃に東京の碑文谷教会に着任し、初代院長の補佐などを務めた。また、1950年 調布のサレジオ神学院、翌年にサレジオ短期大学の教師を担当した。1953年、東京

ローマ法王庁大使館を通じて収集した切支丹関係文書・史料集刊行の際の原稿などをバチカン図書館に送った。1953年から1958年に臼杵教会の勤務となり、1959年にはサレジオ会の聖ヨハネ・ボスコの修道女たちが運営する東京赤羽の星美学園にて教師となった。1961年『落穂集』(伊語)を、1968年『キリシタンの英雄たち』(伊語)を刊行した。1962年3月イタリア共和国功労勲章カヴァリエーレを在日イタリア大使館にて受章。国際東方学会議などに参加し、研究者との交流にも努めた。1974年イタリアに帰国、1978年1月30日ロンバルディア州ブレッシアで没した。

1930年代にマレガが取得した臼杵藩宗門方文書群は、マレガ収集文書の大半を占めること、また、マレガの原稿・メモ・書簡などもこの文書群に関わることに鑑み、原出所である臼杵藩宗門方について触れておく。豊後国海部郡臼杵(現在の大分県臼杵市)には、大友義統(宗麟の子)改易後、豊臣系の福原直高が入り、福原が豊後府内(現大分市)に転出した後、太田一吉が6万5000石で入った。1600年の関ヶ原の戦い後は、戦いにおいて西軍から東軍に転じた稲葉貞通が美濃国郡上八幡から5万石で転入した。外様大名。藩主は貞通―典通―一通―信通―景通―知通―恒通―莖通―泰通―弘通―雍通―尊通―幾通―観通―久通と続き、久通の代に幕末を迎えた。領知は豊後国海部郡のうちに97か村、大分郡のうちに39か村、大野郡のうちに143か村に及んだ(臼杵藩領一覧表参照)。臼杵藩では寛永11年(1634)以来、宗門改の実施と起請文の作成・提出、五人組の編制によってキリシタン統制を強化してきたが、その後も豊後国内では潜伏キリシタンが発見された。臼杵藩では寛文5年(1665)に高宮・岡部・伊藤の3名を宗門奉行に任じ、3人体制で、臼杵藩における踏み絵の実施、類族の管理、宗門改を行う体制を整備していった。元禄2年(1689)の宗門奉行の役料は禄米20俵、下僚(宗門下役)2名であった。

江戸時代の文書では、他に大分市ハレルヤ書店などからの購入分がある。

(関係地)：イタリア北東部フリウリ地方ゴリツィアに誕生。ウィーン、トリノ、ローマ、宮崎、大分、臼杵、東京目黒区碑文谷

(役職等)：宣教師(サレジオ会)、臼杵藩宗門方(宗門奉行)

伝 来：1953年にマリオ・マレガ氏が寄贈(大半を占める臼杵藩宗門方文書は1930年代にマレガが譲渡を受けた)

入 手 源：マリオ・マレガ

範囲と内容：マレガ資料群は、a. 臼杵藩宗門方を出所とする17～19世紀のキリシタン関係文書群(11950レコード余)と、b. 古書店購入など18～19世紀切支丹関係史料(394レコード)、c. マリオ・マレガ神父による『続豊後切支丹史料』刊行原稿、彼のメモ・調査ノート・自伝など(2236レコード余)、d. 資料群受け入れ後の1950年後半から60年代に整理の過程で付与されたもの(54レコード)、以上の4つに大別できる。

a.は、臼杵藩宗門方を出所とする17～19世紀の切支丹関係文書群「01.宗門方」である。1938年にマレガ神父が取得したもの。取得の経緯は曖昧であるが、対価を支払ったとの記録がある。当時、旧藩書類は古書店で販売される状況であり、それらを購入したことも考えられる。内容は藩宗門方に関係するものに限定される。また、類族改めの一環で村方などから提出された出生届、婚姻届、死亡届など状物が袋などで一括された形で伝存する。なお、一部については洋服箱・菓子箱などに収納されるが、これは袋の劣化などからの便宜的な措置と見られる。この措置の実施主体は必ずしも明白ではないが、マレガによる管理のための措置と考えることが順当であろう。

b.は、江戸期のものではあるが古書店などからの入手資料「02.諸資料」である。大分の「ハレルヤ書店」からの購入分(岡藩関係)、長崎の元山元造からの購入文書については領収書・購入資料リストも一部現存するが、詳細な入手歴などは不明である。出所を基準にまとまりを示すならば、01.臼杵藩関係(御納戸・御奥・郡奉行・その他)、02.臼杵藩士(戸上家・生野家・諸家)、03.岡藩関係、04.府内藩関係、05.大村藩関係カ、06.杵築町・藩文書、07.生地・宗近組文書、08.大坂町奉行、09.駿河国安倍郡腰越村、10.出羽国最上郡泉田村奥山家文書、11.銀札、12.その他などである。出所特定が困難なものもあり、引き続きの検討を要する。

c.は、マリオ・マレガ自身を出所とする資料類(著書原稿・研究メモ・調査ノート・自伝マンガや資料整理関係など)である。とくに保存袋 A1、A2 は、マレガ神父が日本からバチカン図書館に史料を送る際、とくにブリキ缶2個を用意し、『豊後切支丹史料』『続豊後切支丹史料』に収録した史料を取り纏めたものであり、原稿や作業メモなどが大量に見られ、他の文書のまとまりとは大きな違いとなっている。他のまとまりは、臼杵藩時代の管理状態を比較的良く残すが、A1、A2 はマレガ神父が作り上げた秩序を残している。史料には文書を管理するために付したナンバーなども記入される。なお、マレガ神父の手記・メモはその大半がイタリア語で記される。

**追加受入情報：**A22 はバチカン図書館別施設で管理されたものものと、2014年10月サレジオ神学院チマッチィ資料館(日本東京都調布市)から譲渡を受けたものである。A23 はバチカン図書館が過去に登録を終えたもの、1949年マレガが教皇ピウス12世に献じたもの(A23.8)などである。A24 はローマ・サレジオ大学図書館所蔵「マレガ・コレクション」のうち臼杵藩宗門方関係文書など約300点を修復などのために、2016年5月、バチカン図書館が受け入れたものである。この文書群は1980年代前半に東京都調布のサレジオ神学院で発見され、2005年頃に溝部脩神父によってサレジオ大学図書館に送られたものである。傷みのあるものも多く、受入れ段階には目録も未作成であった。A25 はバチカン美術館図書館が所蔵したが移管され、2018年段階にはバチカン図書館が管理する。A26 はバチカン文書館所蔵したが、2020年同図書館に移管された。これらは1938年マレガの上司であるチマッチィ神父がバチカンに持参した34点の一部であり、日本語資料は26点、他の8点はラテラネンセ博物館(バチカン布教・民族学博物館の前身)の機関誌『Annali Lateranensi』第3号に掲載されたマレガの論文「大分地方におけるキリスト教の名残」(Memorie cristiane della regione di Oita)に利用され、写真も掲載されたが、現在、所在不明である。

**整理方法：**バチカン図書館との共同での概要調査を通じて、管理番号付与・保存措置・修復・デジタル画像作成を行い、日本国内で文書目録・メタデータ記述を行った。

**利用条件：**(検討中)

**使用言語：**日本語、伊語、英語、ドイツ語

**物的特徴および技術要件：**虫損・破損が甚だしいものも見られるが、2013年から2019年にバチカン図書館によって一定の修復がなされた。

**検索手段：**「バチカン図書館所蔵マリオ・マレガ資料データベース」(国文学研究資料館)

**原本の所在：**バチカン図書館

**関連資料：**(1)ローマ・サレジオ大学図書館マレガ・コレクション(マレガ神父ドキュメント、古典籍、錦絵、古写真など)、(2)大分県臼杵市教育委員会所蔵臼杵藩関係文書、(3)臼杵藩

領下の村役人文書(とくに大分県立先哲資料館所蔵池見家文書など)、(4)チマッティ資料館所蔵資料(マレガ氏の上司であったチマッティ神父の記録類を収蔵する。一部マレガ関係資料も見られる)。(5)マレガ資料の全デジタル画像をバチカン図書館、日本の人間文化研究機構国文学研究資料館が管理する。また、東京大学史料編纂所・大分県立先哲史料館・臼杵市役所がその複製を管理する。

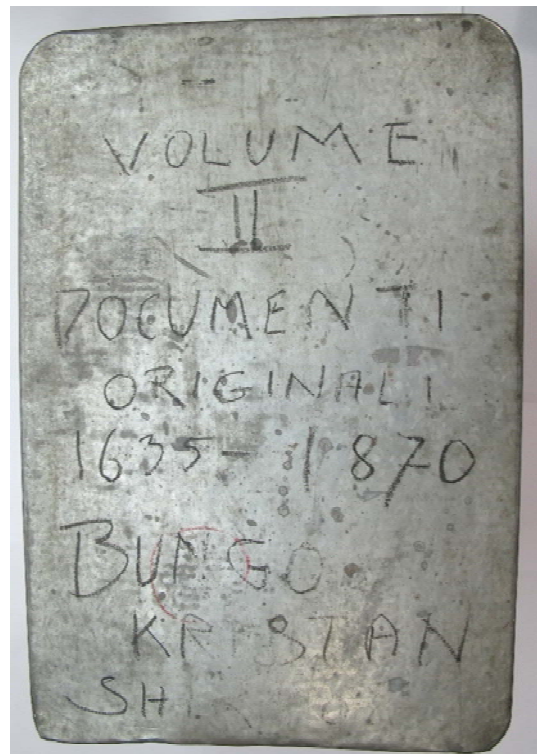
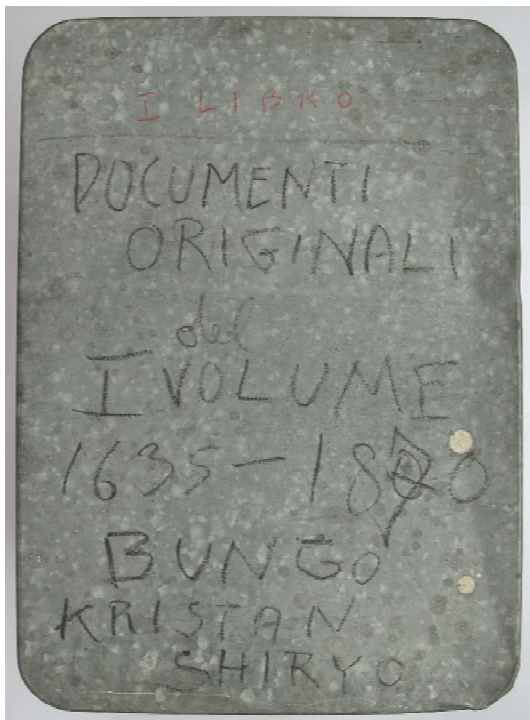
出版物:マレガ自身によるものに『豊後切支丹史料』(1942年)、『続豊後切支丹史料』(1946年)。1938年『古事記』(伊語)、1961年『落穂集』(伊語)を、1968年には『キリシタンの英雄たち』がある。また、マレガ・プロジェクトによる主要なものに青木睦・アンジェラヌーニェス ガイタン編『Preservation and conservation of Japanese archival document』(『バチカン図書館所蔵日本資料の保存と修復』、バチカン図書館出版部、2019)、マレガ著書『豊後切支丹史料』正・続(1943・1946)に収録される翻刻史料を原史料をもって校訂した松井洋子・佐藤孝之・松澤克行編『甦る豊後切支丹史料』(勉誠出版、2020)、『国文学研究資料館紀要アーカイブズ篇』第12号(2016)、同第14号(2018)にマレガ資料群に関する特集がある。

注 記:

収蔵機関名称:バチカン図書館

記述者:大友一雄

更新日:2020/3/10



## A1

資料記号：maregaA1

標 題：フォンド・マレガ ファイル A1

年 代：1645 年～1949 年

主 年 代：正保 3 年(1645)～明治 3 年(1870)

年代注記：昭和 13 年(1938)の写し、1940 年代の書翰・メモ、昭和 24 年(1949)の給与明細など含む。

記述レベル：ファイル

数 量：629 レコード(状 148、包紙 44、豎帳 35、横帳 15、綴 13、刊本 2、地図 3、紙片 98、原稿 32、葉書 3、新聞 13、封筒 180、ツツミ紙 26)

出 所：マリオ・マレガ神父。日本の古文書は臼杵藩に加え竹田藩等。その他。

物的状態注記：ほぼすべての文書が、封筒・ツツミ紙等によって整理されていた。

構造と内容：A1 袋は、マレガが、収集文書(A16.4.4 の自筆目録に番号とともに登録された文書)中より、『続豊後切支丹史料』(以下『続』)に収載する文書を抽出整理、別置したものである。封筒にマレガによって賦与された番号(以下マレガ番号)のほかに、『続』収載順を示す記号・番号等が記されている。今回の整理で、封筒等による小括ごとにサブファイル A1.1～A1.23 と番号を付した。番号付けは表 1 のとおりであり、『続』との関連がほぼ確認できる。

A1.1 は、1954 年にマレガがローマに送ったものと思われる、採録文書の番号をはじめ多くの書込みのある『豊後切支丹史料』正編であり、図書館蔵書から移管された。A1.2 は『続』でいくつかの修正とメモの書込みを含む。もともとこの袋に入っていた。

A1.3～A1.18 は、『続』の章立てごとに整理されたまとまりと考えられる。(『続』の構成は、第 1 部において、寛文期のキリシタン露頭に関する史料を編年的に並べ、第 2 部ではその後の本人・転本人・類族に関する史料を、第 3 部では踏絵、第 4 部では諸届書を扱う。第 5 部は収集史料以外からの収録である。封筒やツツミ紙の表面にはマレガ番号のほかに、内容や表題等に関するイタリア語やローマ字読みのメモが付されていることが多い。その他に紙片のメモ、翻刻原稿などが同封される文書も多く、編纂のための史料の解説・研究の過程が残されている。最終的には『続』の編纂後に整理がなされたものとみられ、同書の収載ページ数が封筒やツツミ紙に記録されている。

A1.20 は多くの修正を含む原稿であるが、割付も記入されており、入稿原稿と思われる。文書には、マレガ番号が付与されているが、章立てに合わせて抽出した文書群であるため、マレガ番号は連続していないところがほとんどである。その分布を表 2 に示す。

元山元造から購入した史料のリスト(A1.9.2.1.1.4)、同人からもらった写しと思われる文書(A1.9.2.1.3.1)と書簡(A1.9.3.2.2、封筒 A1.9.2.1.1.0)、大分の「ハレルヤ書店」の値札の付いた文書(A1.3.14.1 岡藩)など、入手先を示す情報のある文書が含まれる。ほかに三重野(幸夫)(A1.4.1.0.1 他)、竹田の大分新聞の記者(A1.15.4.0)、などの人々が文書やその写しを提供したことが推測される。

また、紙片のメモ類から、高橋眞吉、高山英明、今村孝次など、他にも何人もの人物が、史料や情報の提供、翻刻の校訂、原稿の校閲等に協力していたことが推測される。

なお、A1.21～23 は『続』とは無関係な大坂、長崎、京都の木版絵図であり、A1 の整理以

後に混入したものかもしれない。A1.19 はツツミ等に用いた新聞紙のみの一括である。

使用言語：日本語、伊語、英語

記述日：2016/11/27

更新日：2020/6/20

記述者：松井洋子

表1 A1 袋内の封筒へのマレガによる記号・番号付けと『続豊後切支丹史料』の対応

マレガ付与記号/番号	袋番号	史料番号	枝番①の数	総レコード数	『続豊後切支丹史料』との対応			
					採録数	章立て	部の題名	内容
なし	A01	1	0	1	0			豊後切支丹史料
なし	A01	2	0	1	0			続豊後切支丹史料
<b>S86~101</b>	A01	3	0~17	120	37	第三部	<b>踏絵</b>	
<b>F④②~④③</b>	A01	4	0~8	30	8	第一部	<b>(豊後切支丹四人について)</b>	寛文九年
<b>E③④~④①</b>	A01	5	0~8	27	10	第一部		寛文八年
<b>D⑦②~③③</b>	A01	6	0~8	46	10	第一部		寛文六年
<b>C⑧②~②⑥</b>	A01	7	0~20	67	22	第一部		寛文五年
<b>B④②~⑦⑦</b>	A01	8	0~4	12	5	第一部		寛文元年
<b>A①①~③③</b>	A01	9	0~3	26	4	第一部		冒頭
<b>G⑤①~⑤③</b>	A01	10	0~4	14	4	第一部		寛文十年
<b>H54~55</b>	A01	11	0~2	8	2	第一部		寛文十一・貞享三年一件
<b>I(J)56~57</b>	A01	12	0~2	32	4	第一部		延宝六年
<b>K58</b>	A01	13	0~1	4	1	第一部		延宝八年
<b>L59~65</b>	A01	14	0~7	28	8	第一部		貞享四年(類族帳)
<b>N67~70</b>	A01	15	0~4	18	6	第一部		豊後竹田(岡)藩の史料
<b>M66</b>	A01	16	0~1	7	2	第一部		享保九、元文二
<b>O71~78 P79~83 Q84 R85</b>	A01	17	0~3	104	20	第二部	<b>本人・本人同然・転本人</b>	
<b>102~113</b>	A01	18	0~12	59	21	第四部	<b>届書</b>	
なし	A01	19	1~3	3	0			新聞紙のみ
なし	A01	20	1~12	16	0			続原稿
なし	A01	21	0~1	2	0			(長崎絵図)
なし	A01	22	0~1	2	0			(大阪絵図)
なし	A01	23	0~1	2	0			(京都絵図)
計				629	164			

表2 A1 袋内の資料のマレガ番号の分布 (総計 194)

マレガ番号	点数	マレガ番号	点数	マレガ番号	点数
0-100	5	M1-100	0	B1-100	11
101-200	3	M101-200	0	B101-200	1
201-300	2	M201-300	4	B201-300	6
301-400	9	M301-400	7	B301-400	19
401-500	12	M401-500	1	B401-500	7
501-600	0	M501-600	0	B501-600	4
601-700	0	M601-700	0	B601-700	14
701-800	37	M701-800	10	B701-800	7
801-900	10	M801-900	0	B801-900	7
901-1000	0	M901-1000	0	B901-924	20
(小計)	78	(小計)	22	(小計)	96

Mは1000、Bは2000を表わす



資料記号：maregaA2

標 題：フォンド・マレガ ファイル A2

年 代：1613年～1949年

主 年 代：江戸時代全期、昭和前期

年代注記：慶長 18 年(1613)から昭和 24 年(1949)までの年号が確認できる。年号が明記されているもの、ないし推定される文書は 80 件あり、それら年号の内訳は、江戸時代のもの 74 件、昭和が 6 件である。江戸時代の年号は、38 件が 17 世紀、20 件が 18 世紀、16 件が 19 世紀のものとなっている。

記述レベル：ファイル

数 量：レコード件数 260 件(古文書 90 件、包紙 12 件、こより紐 1 件、ツツミ紙 5 件、筆耕原稿 14 件、イタリア語メモ 20 件、ローマ字メモ 13 件、イタリア語・ローマ字メモ 2 件、メモ 3 件、葉書 3 件、刊本 6 件、印刷物 2 件、紙片 4 件、封筒 85 件)

物的状態注記：古文書・刊本・印刷物が、関連するメモ・筆耕原稿・葉書・紙片などとともに大小の封筒に入れられ、49 程度の小単位になっている。古文書の中には、包紙やツツミ紙によって包まれているものもある。帳簿類に若干の汚損・虫損などがみられるものの、保存の状態は概ね良好である。

出所・作成：本ファイルの直接の出所・作成はマリオ・マレガであるが、彼による蒐集文書(古文書)が中核となっており、それらの本来の出所・作成は、臼杵藩をはじめとする佐伯藩・岡藩、熊本藩の関係者、及びそれらの藩の領民・寺院などである。古文書のほかにも、マレガ自身が本ファイルを形成する過程で筆記した種々のメモや、周囲の人物が作成した古文書の筆耕原稿、知人よりの葉書、種々の人物の手になる刊本・印刷物などが含まれている。

構造と内容：本ファイルは、マリオ・マレガが『豊後切支丹史料』正編の編纂のため、自身で蒐集した文書の中から抽出・整理した文書群である。ファイルは大きく 4 つのサブファイル(A2.1～A2.4)から成っており、それぞれのまとまりの中には封筒に入れられた小さなファイルが合計 49 程存在する。封筒には、マレガが蒐集した原文書のほか、マレガによるイタリア語及びローマ字のメモ、筆耕原稿、その他関連資料が収められている。ほとんどの封筒の表には、中に収められている文書のマレガ番号(マレガが文書の蒐集・整理をした際に付与した文書番号)のほか、丸付き数字、イタリア語のメモなどが、マレガによって書き記されている。

では、本ファイルの構造と『豊後切支丹史料』正編の構成とは、どの関係になっているのであろうか。そのことを考える際にまず手がかりとなるのは、各封筒に記されている、①から㊸までの丸付き数字である。『豊後切支丹史料』正編は、序章と附録を含め全 16 章の構成をとっているが、文末の表からみて取れるように、①から㊸までの丸付き数字は、封筒に収められた文書の『豊後切支丹史料』における掲載順を示したものであることが確認できる(丸付き数字を基準にすると、A2.2～A2.4 のサブファイルの順序が『豊後切支丹史料』の章立ての順序に対応しておらず—本来は A2.2→A2.4→A2.3—乱れていることに気が付くが、これは文書を撮影する際に現状の秩序を優先したことによるものであり、順番が乱れていることに構造上の特別な意味はない)。また、これらの封筒には、丸付き数

字とは別に、例えば“pag.7”“pag.8”のように(A2.2.2.0.1)数字が書き記されているものが 30 件余りある。実はこの数字は、封筒に収められている文書の翻刻が掲載されている、『豊後切支丹史料』正編のページ数(pagina)を示したものであることが確認される。こうしたことから、本ファイルの整理は、『豊後切支丹史料』正編が刊行された昭和 17 年(1942)より後のある時期に、同書と付き合い合わせながら行われたものであることがわかってくる。

ところで、A2.1～A2.4 の各サブファイルは、それぞれどのような意味をもったまとまりなのであろうか。文書目録によりながらそれぞれの内容を概観してみると、次のようになるであろう。

A2.1：寛永 14 年(1637)に勃発した島原の乱と、慶応 3 年(1867)に起きた浦上四番崩れに関する記録。

A2.2：寛文 8 年(1668)から翌 9 年のキリシタン摘発事件に関する文書。

A2.3：A2.2 と同じく寛文 8 年のキリシタン摘発事件のほか、殉教、臼杵藩の類族調査、佐伯藩の類族統制、宗門改に関する文書。

A2.4：A2.3 と同じく宗門改に関する文書のほか、類族の統制、踏絵に関する文書や切支丹法度など。

こうしてみると、サブファイル間で重複する内容もあり、A2.1～A2.4 というまとまりは、何か意味があって分類されたものではないように思われる。マレガが文書を整理・保管する際、便宜にまとめられたかたまりなのではなかろうか。

前述したように、本ファイルは『豊後切支丹史料』正編の素材となった文書群であるが、同じ内容の文書や大部の記録などは不採録・抄録などの処置がとられており、本ファイルの文書すべてが『豊後切支丹史料』正編に採録されているわけではない。また、『豊後切支丹史料』正編の第 14 章「伴天連追放文」に採録された文書 2 点と、第 9 章「棄教請文」に採録された文書 4 点のうち 2 点、第 13 章「宗門禁令書」に採録された文書 5 点のうち 3 点は、本ファイルの中には見当たらない。その事情を直ちに明らかにすることはできないが、たとえば A2.4.3.1.0 の封筒に記されたイタリア語のメモは、そのことを推測する上で一つのヒントになるかもしれない。すなわち、同封筒には“N: 743 dato al Papa nel 1947”と記されており、史料集刊行後の昭和 22 年(1947)、本ファイルの中にあつたマレガ番号 743 の文書を、マレガがローマ法王(Papa)に献上している(dato)ことがわかる。つまり、このマレガ番号 743 の文書のほかにも何らかの事情で、マレガ自身の手によって本ファイルから文書が抜き取られている可能性があるのである。そこで注意してみると、『豊後切支丹史料』に採録されたものではないが、マレガ番号 779・同 780 の文書など、文書本体がなく包紙だけが残されているケースが本ファイルに存在する(A2.4.3.4.1、A2.4.3.4.2)。それらの包紙が収められている封筒(A2.4.3.1.0)には、他の文書については“c'è”、すなわち「(この封筒の中に)ある」と注記されているものの、マレガ番号 779・同 780 の 2 点については「封筒」「箱」などを意味する“Buste”という注記が付けられており、それらが別の封筒ないし文書箱に移されたであろうことが推定される。したがって、『豊後切支丹史料』正編に採録されていながら本ファイル中に現存しない文書についても、偶然による紛失などではなく、マレガの意図によって抜き取られた可能性が高いのではなかろうか。なお、マレガがローマ法王に『豊後切支丹史料』正・続編と島原の乱関係の版本を献上したことは既に紹介されているが(シルヴィオ・ヴィータ「豊後キリシタンの跡をたどるマリオ・マレガ神父—マレガ文書群の成立過程とその背景—」『国文学研究資料

館紀要 アーカイブズ研究篇』第 12 号、平成 28 年、163 頁)、それ以外にも原文書の献納のあった事実が、上記の事例から新たに判明する。

なお、本ファイルには、その形成や『豊後切支丹史料』正編の編纂作業の様子を断片的ながらうかがうことのできる文書がいくつか含まれている。たとえば、マレガ番号 B315 の「正徳元年卯十二月廿日切極」という文書(A2.4.7.1)に附属する紙片(A2.4.7.2)には「切支丹本人本人同然及類族存命調 五円」という手書きのメモが残されており、本ファイルのある部分は購入によって形成されていることが確認できる。購入による文書の蒐集は他のファイル(たとえば A1)でも確認され、その購入先は大分市堀川町でかつて営業していたハレルヤ書店であったことが紹介されているが(佐藤晃洋「マレガ・プロジェクトに係る平成二五年度概要調査」『大分県立先哲史料館 史料館研究紀要』第 19 号、平成 27 年、39～40 頁)、先程紹介したものは別のマレガ番号 B315 に附属する紙片(A2.4.9.2)にも、売価 3 円というハレルヤ書店の値札が貼り付けられていることから、ファイルの形成において同書店が一定の役割を果たしていることがここからも確認できる。また、先にも紹介したように、本ファイルには文書の筆耕原稿が数多く含まれているが、その原稿の翻刻の訂正をマレガに連絡した葉書が 2 通確認される(A2.2.4.1、A2.2.9.2)。葉書の差出人はそれぞれ、今村孝次(明治 8 年・1875～昭和 16 年・1941)と高山英明(明治 5 年・1872～昭和 29 年・1954)である。今村は、昭和戦前期に昭和実践女学校(現、別府大学附属高等学校)の校長を勤めた教育者で、『大分県史』編纂を委嘱され数多くの論文を執筆している郷土史家でもある(佐藤義詮「後記」今村孝次『二豊人文志』、朋文堂、昭和 18 年)。高山は、昭和 4 年(1929)から 7 年(1932)まで大分市長を勤めた政治家で、大友宗麟をはじめとする郷土の歴史的顕彰・保存に尽力している(吉田豊治「高山英明」大分合同新聞社編『大分県歴史人物事典』、大分合同新聞社、平成 8 年)。マレガによる『豊後切支丹史料』編纂・出版の背景には、こうした地元人士の協力のあったことが確認できる。

使用言語：日本語、伊語、ドイツ語

記述日：2016/11/20

記述者：松澤克行



袋番号	史料番号	枝番1	枝番2	マレガ袋番号	正編の章	
A02	1	1~13		—	—	
		1		—	—	
	2	2		①	序	
		3		②	第1章	
		4		③		
		5		④(④A、④B)		
		6		⑤		
		7		⑥		
		8		⑦		
		9		⑧		
		10		⑨		
		11		⑩		
		12		—		—
		13		—	—	
		3	1		⑱	第10章
	2			⑲		
	3			⑳		
	4			㉑	第11章	
	5			㉒		
	6			㉓		
	7			㉔		
	8			㉕		
	9			㉖		
	10			—	—	
	11			㉗	第12章	
	12		1~2		㉘	第13章
			3		㉙	
	13			—	—	
	4	1		—	—	
		2		⑪	第2章	
		3		⑫	第3章	
		4		⑬	第4章	
		5		⑭	第5章	
		6	1	—	第6章	
		7		⑮	第7章	
		8		—		
		9		⑯	第8章	
		10	1、3		⑰	第9章
			2、4~8		—	—

資料記号：maregaA3

表題：フォンド・マレガ ファイル A3

年代：1646年～1861年（年代未記入文書や概要メモ・新聞紙などは除く）

主年代：年代記入文書 663 点中、貞享 106 点、明和 85 点、元禄 75 点

年代注記：正保 3 年(1646)～文久元年(1861)

記述レベル：ファイル

数量：レコード数 840 件(A3.1.1～A3.22.43)、古文書 状 727、包紙 13、袋 1、こより 87、カード 1、新聞(切れ端を含む)8、封筒 1、紙片など

物的状態注記：A3 は、洋服箱に収納されバチカンに送付された資料群。洋服箱は、大分市にあった一丸デパート(1934 年～43 年)に出店していた「紅屋洋服店」のものであり、状物が多数収納されていた。

出所・作成：マリオ・マレガ。日本の古文書は臼杵藩宗門方を原出所とする。

履歴：フォンドと同様

地名：大分県臼杵市・大分市、東京都目黒区碑文谷

役職等：サレジオ会宣教師、臼杵藩宗門方

伝来：1953 年にマリオ・マレガよりバチカンへ寄贈

入手源：フォンドと同様

範囲と内容：ファイル A3 は、臼杵藩宗門方を原出所とする文書群と、マレガを出所とするメモなどによって構成され、それは 22 のサブファイルによって構成される。このサブファイルのまとまりは、文末表にみられるように、年代的にばらつきがあり、臼杵藩時代の原秩序を残しているとは考えづらい。おそらくは箱に詰め込まれた際に形成されたものであろう。臼杵藩宗門方を原出所とする文書群は、藩士や領民などが、宗門改の実施、類族の死亡・出生・移動、剃髪などについて臼杵藩宗門方に報告した文書が中心である。類似資料が束ねられている。また、端裏に臼杵藩宗門方が整理した際に記した記号と考えられる「イ」が記されている文書もある。

A3 には、次のような 4 種類の文書が多く含まれている。一つ目は、藩士が組ごとに藩宗門方に宗門改の実施報告をした文書である(端作りは「切支丹宗門御改ニ付御書物之事」)。二つ目は、切支丹本人や類族について村や町における生死や移動などを庄屋や町年寄が臼杵藩宗門方に報告した文書である(端作りは「覚」)。臼杵藩宗門方は朱書で「女入」「男出」「男死」などとその内容情報を付与した。三つ目は、切支丹本人や類族の死亡を村役人と五人組構成員及び檀那寺が臼杵藩宗門方に報告した文書である(端作りは「御書物之事」)。村役人や五人組から臼杵藩宗門方に宛てた文書と、檀那寺から臼杵藩宗門方に宛てた文書と一緒に巻かれていた。臼杵藩宗門方は、これらを受け取り 1 組として巻き、外側の文書の端裏に概要を簡潔に記している。四つ目は、他領出身で婚姻などにより臼杵藩領で生活していた本人同然や類族の死亡、改名、欠落などについて出身の藩に報告した文書の下書である「覚」。毎年 6 月 15 日と 11 月 15 日にまとめて報告している。

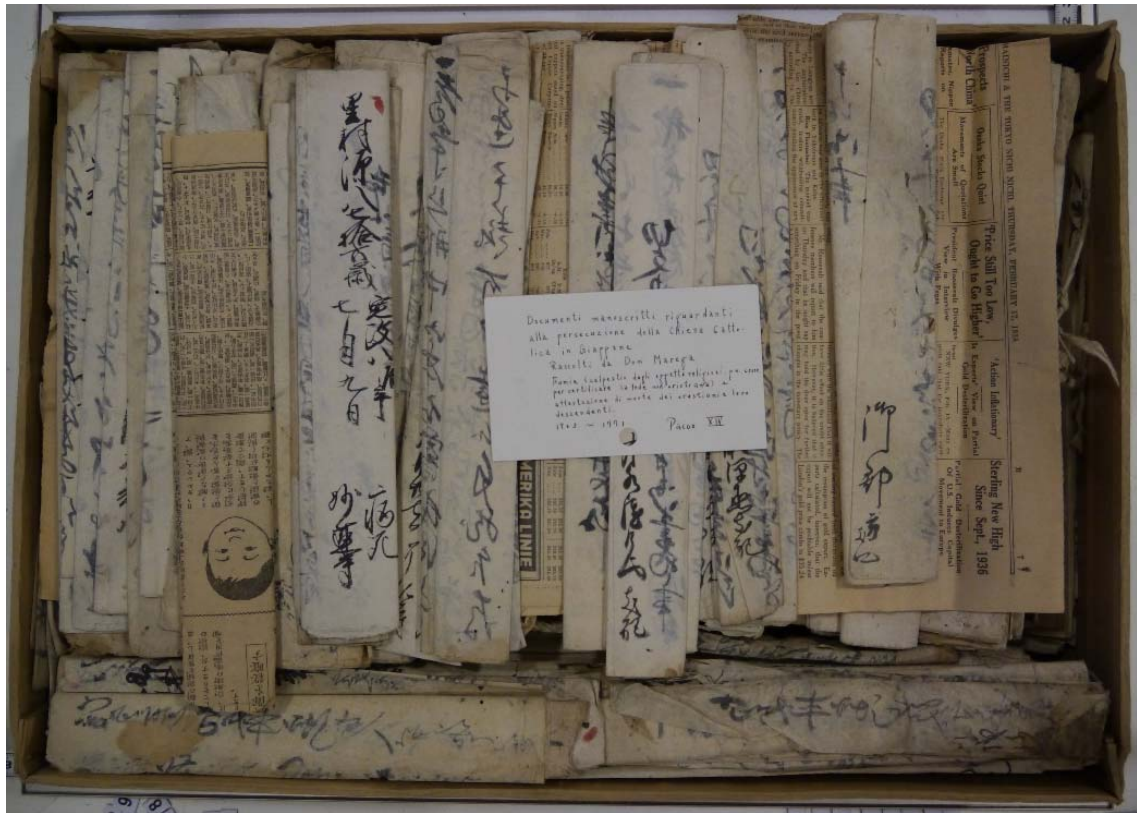
ほとんどに1字ずつ確認した朱による「、」などの印が付けられていた。間違いなく浄書したという確認であろう。

A3の臼杵藩宗門方を原出所とする文書群には、マレガによるスタンプや整理番号が記されていない。また、『豊後切支丹史料(正・続)』に所収されていない。各文書の圧縮状態や虫損の状況などから、A3の臼杵藩宗門方を原出所とする文書群はマレガによる整理があまりなされていない可能性がある。ただ、見出しとして「ryo-nin-ji」と書した後に文書の概要をローマ字で書いた封筒(A3.18.5.0)が含まれており、文書群の整理に取りかかろうとした様子をうかがわせる。

使用言語：おおよそ日本語 740 件、伊語 1 件、ローマ字 1 件

記述日：2016/11/20

記述者：佐藤晃洋



史料番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	集計
年代																							
1625~													1										1
1650~		3				2		7					7						8		9	7	43
1675~	6			1	3	2		6		4		32	24	2		4		20	33	6	24	30	197
1700~	19		1	2	8	1		6	16		13		4	2				6	14	14	9	5	120
1725~	2		2	23				2					6	2				1	7	3	3	3	57
1750~	5	9	2		3		3	3					22	12				4	47	6	3	6	125
1775~	5		2										10	5				2	3	14	1	6	49
1800~	3	3		14									1	2					5	1		2	31
1825~			4	5				1					4		3				4	8	3	5	37
1850~																		1				2	3
	40	15	11	45	14	5	3	25	16	4	13	32	79	25	3	4	3	41	128	39	57	61	663

#### A4

資料記号：maregaA4

表 題：フォンド・マレガ ファイル A4

年 代：1671 年～1938 年

主 年 代：江戸全期

年代注記：寛文 11 年(1671)～嘉永 4 年(1851)／～昭和 13 年(1938)

記述レベル：ファイル

数 量：910 レコード(内訳 状 836 点、包紙 9 点、紙縫 18 点、袋 1 点、紙片 10 点、紐 21 点、新聞 5 点、封筒 1 点、その他 9 点)

物的状態注記：大分市竹町四丁目目に所在した一丸出張店紅屋洋服店の箱に入れられていた。紙縫で一括された 20 のまとまりと、新聞で一括されたまとまりが一つ、1 枚もの 35 点の古文書群からなる。

出所・作成：マリオ・マレガ。日本の古文書は臼杵藩宗門方を原出所とする。

履 歴：フォンドと同様

地 名：大分県臼杵市・大分市、東京都目黒区碑文谷

役 職 等：サレジオ会宣教師、臼杵藩宗門方

伝 来：1953 年にマリオ・マレガよりバチカンへ寄贈

入 手 源：フォンドと同様

範囲と内容：本文書群の大部分は(1)臼杵藩において諸方から宗門奉行に提出された「覚」(内容は後述)などであり、そのほか(2)近代以降に整理の過程で混入した書や短冊などから構成される。

(1)は、臼杵藩内諸役所や寺院、村方や町方などから臼杵藩宗門方に宛てて提出された文書(「覚」)や書状などである。江戸期の管理の痕跡として、数点から数十点のまとまりが紙縫で一括された状態が維持されており、本文書群には 20 のまとまりが確認できる。また、ばらばらのものが 35 点あり、うち 20 点は享保 18 年(1733)11 月のものであることから、享保 18 年 11 月の 20 点もかつては一括されていたものと思われる。まとまりごとの点数は別表の通りである。

まとまりの特徴は、a.一部を除き基本的に受理した文書(「覚」)を月単位で一括していること、b.差出は庄屋・弁指・町年寄などの地域代表者、寺社や僧侶などの旦那寺、藩士や会所など諸役所、他藩宗門方など、多岐に亘ること、c.内容は踏絵・落髪・剃髪・死去・縁組・改名・転居・逗留など、類族の管理に関するものが主であること、d.差出や内容・地域によらず、月単位で文書が一括されていることの 4 点である。併せて、文書管理に関わる情報として「享保八年正月より十二月まで イ 月番万書付入并組合除書付入」と題する文書袋、端裏に「イ」と書き込まれた資料群、「御日記済袋ニ入候書付」とする付箋が確認できる。

以上の特徴と、臼杵藩宗門奉行 3 名が月番で勤務していたことを勘案すると、①宗門奉行は月番勤務ごとに業務上のやりとりで発生した文書(の一部)を紙縫で一括し、年単位で袋に入れて管理していたこと、②一部は何らかの帳面(日記)に転記され、転記が済んだものを一括のうえで袋に入れて管理していたこと、③文書管理および分類に関して「イ」「ロ」「ハ」を用いていたことが推測される。本文書群に残された袋は享保 8 年のものだけだ

が、本文書群の大半は享保8年のものであり、本来袋に入っていたものが、いずれかの段階でばらばらになりながらも、整理の痕跡が残されたものと思われる。

本文書群でみられる①②③の特徴は、臼杵藩宗門方における原簿の管理のあり方としてどれほど一般化できるのかは、A21までのまとまりの残され方から検討する必要がある。

なお、本文書群中で最も古い資料は、資料番号56の寛文11年(1671)から延宝4年(1676)の宗門手形など17通である。56は固着して開封不能状態だったが、バチカン図書館による修復の結果、紙縊で綴じられた8つのかたまりからなることがわかった。

(2)はマレガが大分市紺屋町カトリック教会滞在期にやりとりしたと考えられる書簡や俳句、漢詩などである。高山右近子孫で元大分市長の高山英明や、大日本武徳会大分支部などとの通信が確認される。本文書群を収納していたのが大分市竹町四丁目に所在した一丸出張店紅屋洋服店の箱であることや、ツツミ紙として用いられている東京日日新聞が1938年と1940年のものであることから、マレガが大分教会に赴任していた1940年頃には、A4のまとまりが形成されていたと考えられる。なお、本文書群にはマレガによる整理の痕跡(マレガNo.や書き込み)は絵はがき1点(A4.4)しか確認できないが、A4.4にはイタリア語で「(イ)の書き込みがある手紙は享保(1716~1735)のもの」と書かれてあり、マレガは本文書群の内容をある程度理解していたと考えられる。

使用言語：おおよそ日本語 866 件、伊語 3 件、英語 2 件

記述日：2016/11/20

記述者：三野行徳

和暦	月	枝番号	点数	「イ」	内部のかたまり	同年月の史料	備考
享保7年	12月~1月	60	47	○		2	
享保7年~9年		26	5	○			袋「類族出家年譜他所行証文」
享保8年	2月	15	39	○		3	
享保8年	5月	73	18				
享保8年	7月	75	46	○		2	
享保8年	8月	27	11			2,28,48,64	
享保8年	8月	65	41	○			
享保8年	8月~10月	71	27	○		1	21,47,49,70
享保8年	11月	66	24	○			33
享保8年~寛政7年		77	47	○		1	
享保11年	6月	62	36	○		3	
享保11年	9月	72	26	○			
延享3年	6月	61	35	○		1	
延享3年	8月	76	79			5	
延享3年	9月	74	32	○		2	
延享5年	4月	63	50	○		2	
安永6年	5月~12月	25	5				端裏「御日記済袋に入候書付」
天保4年	6月	18	27				
天保9年	2月~3月	57	116	○		8	
嘉永4年	2月	16	46	○		2	
バラのもの							
元禄5年	1月						31
享保18年	2月						24
享保18年	10月						19,23
享保18年	11月						29,30,32,34,39, 40,42,43,46,50, 51,53,54,55,58, 59,67,68,69,78
明和7年	8月						37
年未詳							17,20,22,35,36, 38,41,44,45,52

## A5

記 号 : maregaA5

表 題 : フォンド・マレガ ファイル A5

年 代 : 1646 年～1877 年

主 年 代 : 江戸時代

年代註記 : 正保 3 年(1646)～慶応 3 年(1867)

記述レベル : ファイル

数 量 : 223 点(紐 12 点、カード 3 点、包紙 29 点、紙片 9 点、封筒 4 点、古文書 163 点  
ほか)

物的状態註記 : A5 は、包紙を利用した管理がマレガのもとで作られていたと考えられる。マレガ番号は、資料・包材に記される。西暦を鉛筆で資料に書き込んだものも少なくない。

出所・作成 : マリオ・マレガ。日本の古文書は臼杵藩宗門方を原出所とする。

履 歴 : フォンドと同様

地 名 : 大分県臼杵市・大分市、東京都目黒区碑文谷

役 職 等 : サレジオ会宣教師、臼杵藩宗門方

伝 来 : 1953 年にマリオ・マレガよりバチカンへ寄贈

入 手 源 : フォンドと同様

範囲と内容 : A5 は、紐・包紙(新聞紙・包材紙)などで一括された四つのまとまりからなる。四つの関係を物理的な状態から推測することは難しいが、バチカン図書館では収納棚にまとめて置かれた物を保存用の袋に収めており、関連があるものとみられる。これらの資料はほとんどが、五人組の構成員や、宗門改めの実施、村内の領民の人口・出生・死亡・移動などについて臼杵藩の宗門方に報告した文書だと考えられる。

A5.1 は英字新聞で包んだ上で、麻紐で括られていた。また、麻紐には内容を記したカードが挟まれていた。カードのうち 1 枚には、「386-392」と記されていた。マレガ番号を記したと思われるが、386、390～392 は含まれていない。

文書 11 点はそれぞれ 1 点ごとに封筒・包材などで包まれていた。いずれも村々から藩宗門方に提出された宗門改めに関するものであるが、年代・村名などは同一ではない。

A5.1.5 の包紙には、「393-407」とマレガ番号を記しているが、393、397、398、400～403 は含まれていない。

なお、A5.1.3.1 の「浄土宗宗旨御改帳」と A5.1.5.5.1 「類族之内縁付仕者御帳」の表紙には「吟味済」、「済」と朱書があり、宗門方での事務の一端を確認できる。

A5.2 は、全体を 1 枚の紙で包んでいる。その包紙には、マレガ番号と思われる、「230-244」の数字が記されているが、231 はこの中に含まれていない。文書は役職支配ごとに藩士の家内数をまとめた「宗門改ニ付家内人数覚」14 冊からなる。これらは麻紐で括られていた。資料の成立年代は文政期 6 点、元禄期 3 点などである。

A5.3 は、全体が 1938 年 2 月 27 日付の大阪毎日(東京日日)の英字新聞で包まれていた。この包紙には「M.277-321」とマレガ番号が記されており、そのすべての文書が含まれている。

文書は、類族として出生した子どもを報告した「類族出生子御改之御帳」1 冊、人口、

出生者数、死亡者数、病人数などを記した享保 12 年(1727)、天保 4 年(1833)、弘化 5 年(1848)の「人高御帳」合わせて 22 点と、22 の村組をまとめた享保 18 年の「人高御帳」1 綴から構成されている。享保 18 年の綴中の野村組が提出した資料の表題だけは「絵踏御目録之御帳」と記されていることから、絵踏の事前調査のための資料だった可能性もある。

A5.4 は、全体を 1 枚の紙で包んでいる。その包紙には、「M90-M200」とマレガ番号が記されているが、M135 と M159 の文書は含まれていなかった。

文書は、豊屋町の五人組の当主の氏名と旦那寺を記した「五人組之覚」1 点と五人組ごとに、キリシタン禁制に関して守るべき 5 項目を記して、各当主が署名捺印し、旦那寺の証明を貼り付けた「きりしたん宗門重而御改ニ付五人組御書物之事」が 109 点で構成されている。

A5.4.2.1.1～19 は東神野村(臼杵市)分をまとめたものである。この中に端裏に朱で「+」が記されている資料が 6 点あり、うち 5 点は、五人組内に「転んだ」者がいた資料であった。また、41 点の資料が現在の臼杵市野津町の村に該当するものだが、一つを除いてその他の資料にはすべて「転んだ」ものまたはその子孫が含まれていた。

使用言語：おおよそ日本語 200 件、伊語 23 件、英語 4 件

記述日：2016/11/30

記述者：藤田淳一郎



記 号：maregaA6

表 題：フォンド・マレガ ファイル A6

年 代：1635 年

主 年 代：1635 年

年代注記：寛永 12 年(1635)

記述レベル：ファイル

数 量：古文書 89 件 371 点(内訳：22 状(304 点)と 66 点(内 4 点は表紙など)、封筒 1 点)、他にツツミ紙・新聞 23 点、紙片 26 点、カード 3 点、封筒(現代のもの)1 点、紐 19 点(麻紐、紙縫、紐)

物的状態注記：個別の文書を糊で継いで管理していたとみられる。そのため、取り扱いに注意が必要である。

出所・作成：マリオ・マレガ。日本の古文書は臼杵藩宗門方を原出所とする。

履 歴：フォンドと同様

地 名：大分県臼杵市・大分市、東京都目黒区碑文谷

役 職 等：サレジオ会宣教師、臼杵藩宗門方

伝 来：1953 年にマリオ・マレガよりバチカンへ寄贈

入 手 源：フォンドと同様

範囲と内容：A6 は、古文書を和紙や英字新聞紙などで丁寧に包み、さらにそれらを集めて包装紙で包むことが丁寧になされ、全体を紐で一括して存在した。傷みが進んでいる文書は和紙で包むなど他と比して極めて慎重な取り扱いになっている。また、括り紐には内容を記したカードが 2 枚挟まっていた。

本資料群のほとんどは、寛永 12 年(1635)に臼杵藩の村・領民から宗門方に提出された切支丹改めに関する起請文であり、資料は、若干の文言の違いはみられるが、「きりしたん宗門御改ニ付起請文前書之事」と記される。広く「南蛮誓詞」として知られる文書であり、点数は 364 点に及ぶ。他に庄屋の請状「重而きりしたん宗門被成御改ニ付御請状之事」と、寺院の請状「きりしたん宗門御改ニ付御請状」が各 1 点である。

形状的には、村や町ごとに複数通から数十通まで継がれた継紙の状態ものが多くみられる点の特徴であり、その数は 22 件(状)に及ぶ。村ごとに継いであり、それぞれの文書数は中ノ川村 14 点、吉野辻村 21 点、北村 13 点、津久見畑村・松川村 23 点、宇対瀬村 9 点、黒野村・赤野村 15 点、きも入村 13 点、通村 20 点、東神野村 10 点と 11 点、かわら内村 11 点、松原村 8 点、末廣村 32 点、菅生村 15 点、細枝村 14 点、久木小野村 25 点、小河内村 12 点、豊屋町 9 点、左津留村 12 点、戸次市村 2 点、三重野村・戸室村 10 点、村名が不明なものが 1 件 5 点である。なお、東神野村は 10 点と 11 点のものがある。10 点と 11 点の文書群の違いは、前者は圓福寺の門徒が大半で、上記の寺院の請状「きりしたん宗門御改ニ付御請状」が起請文 9 点の前に継がれている。後者は妙楽寺の門徒が大半を占める。圓福寺・妙楽寺ともに禅宗で、妻帯僧と記されている。この両寺院は妻帯僧なので証明は無効とされたため、両寺院の門徒は臼杵の見星院など新たな旦那寺を決め、門徒である証明をもらっている。但し、久木小野村の圓福寺門徒 19 軒が提出した南蛮誓詞

はそのまま認められている。また、「寛永拾貳(12)年東神野庄屋書物」と書かれた封筒があり、東神野村の文書群はこの中に入れられていたとみられる。

単体で収められているのは、横尾村 2 点、芦荻村 13 点、持丸村 2 点、くらその村 1 点、大内村 1 点、家嶋村 21 点、一ノ尾村 15 点、田原村 1 点、山奥村 4 点、玉り水村 1 点と不明 1 点である。上記の庄屋の請状「重而きりしたん宗門被成御改ニ付御請状之事」は一ノ尾村(市尾村)のもので、単体で収められている。この庄屋の請状には、訴人褒賞制度の内容や、キリシタン穿鑿の方法などが記されており、当時の弾圧の状況がわかる。

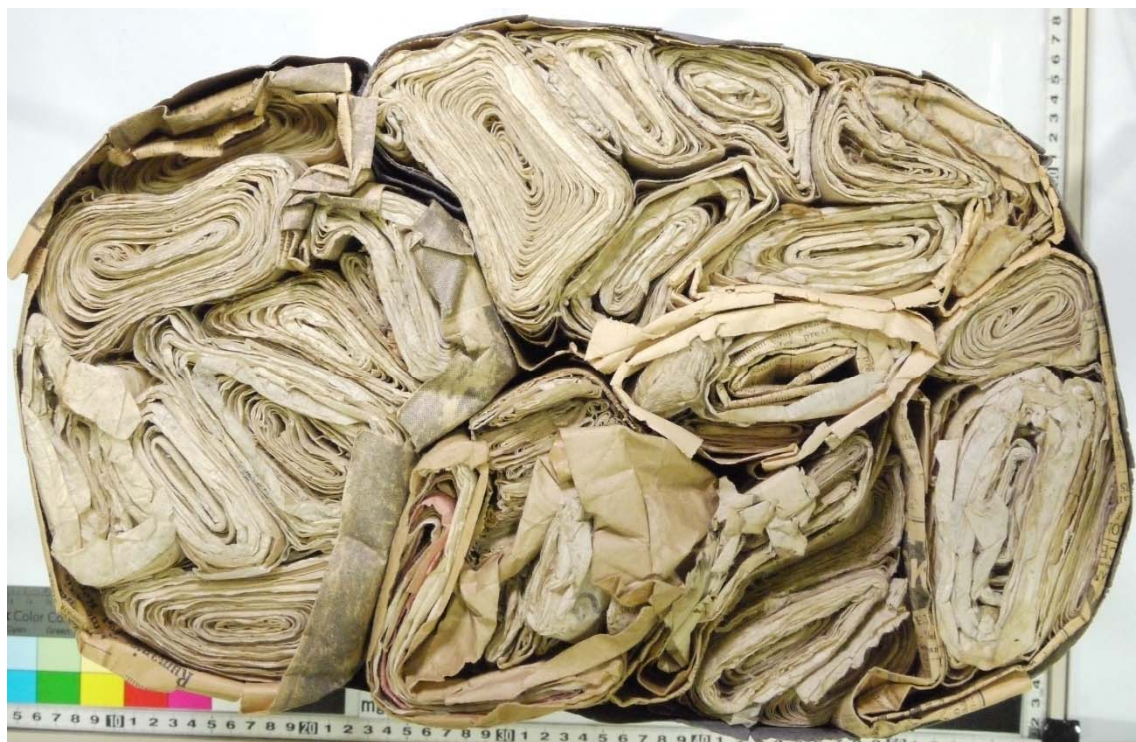
寛永 12 年の起請文は、他の袋にも若干含まれているようである。A6 の中には収められていないが、この提出された起請文を基にして、寛永 12 年に村組ごとの「きりしたん宗門御改之御帳」(サレジオ大学所蔵)が作成されている。文書を継いだのは庄屋から受け取った宗門方の可能性が高そうである。

なお、同梱されたカードには、「日本のカトリック教会への迫害に関する手書き文書、ドン・マレガ収集、棄教の宣言、№220～260、1635 年、小包番号 4 番」(A6.1.1)とあり、もう 1 枚には「日本のカトリック教会への迫害に関する手書き文書、ドン・マレガ収集、№270～277、326～340、278～298、1635 年、棄教の宣言、小包番号 4 番」(A6.2.2.1.1)とあった。カードに記された番号(マレガ番号)の文書のあらかたは、この括りのなかに存在したが、№220～225、228、249、258 の 9 点は確認できなかつた。また、カードに記載のない№261～269 のマレガ番号が付された資料が確認できた。

使用言語：おおよそ日本語 371 件、伊語 25 件、英語 10 件

記述日：2016/11/20

記述者：大津祐司



## A7

資料記号：maregaA7

表題：フォンド・マレガ ファイル A7

年代：1635 年～1943 年

主年代：17 世紀・20 世紀のものもあるが、主な作成年代は 18 世紀から 19 世紀初め

年代註記：1635 年(寛永 12)～1943 年(昭和 18)

記述レベル：ファイル

数量：レコード数 721 件(内訳：古文書・状 653、紐 35、新聞 17、包紙 5、封筒 4、紙縫 3、カード 2、紙片 2)

物理的状态註記：紐・紙縫・新聞・封筒・巻紙などで一括された大小 30 程度のまとまりからなる。

出所・作成：マリオ・マレガ。日本の古文書は臼杵藩宗門方を原出所とする。

履歴：フォンドと同様

地名：大分県臼杵市・大分市、東京都目黒区碑文谷

役職等：サレジオ会宣教師、臼杵藩宗門方

伝来：1953 年にマリオ・マレガよりバチカンへ寄贈

入手源：フォンドと同様

範囲と内容：本文書群の大部分は、村方や寺院などから臼杵藩宗門方へ提出された類族に関する願・伺・届・証書類からなる。内容は、類族の結婚・養子縁組・離縁・義絶・学問修業・欠落・帰参などに伴う引越・所替、剃髪・落髪・改名・寺替などである。次に、数量が多いのは、商売・参詣・湯治などの理由で類族が一時的に移動する際に提出された伺・届である。上記の 2 種類に該当するのは、A7.2・4・6～9 の合計 600 点以上である。

本文書群中の大小約 30 の集合は、それぞれ類似する内容の文書・年代が近い文書でまとめられている。いずれもツツミ紙や紐、メモなどからマリオ・マレガないしはその補助者による整理の痕跡がみて取れるが、部分的に宗門方で行われていた文書管理の秩序が温存されていると判断できるものもある。例えば、A7.9.1 の 37 点は宗門方が作成した包紙で一括されている。

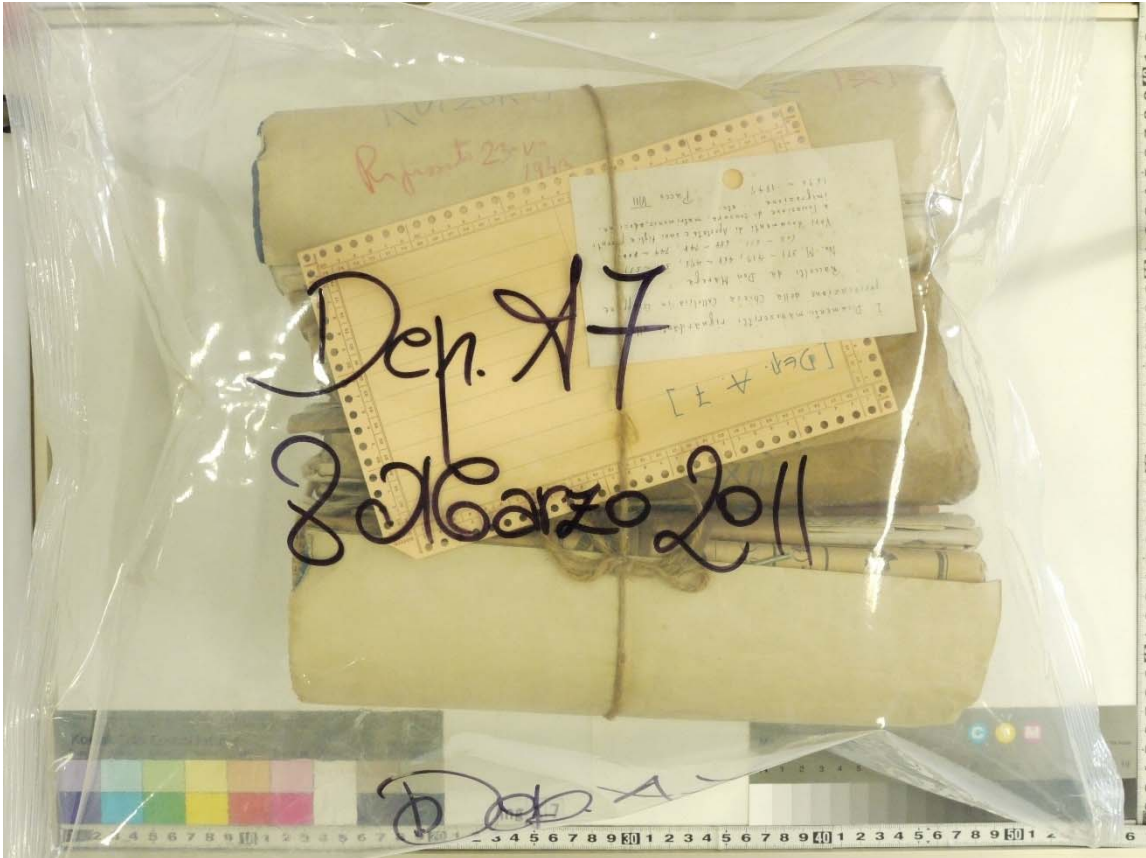
他に、宗門方が作成・取得した雑書類(物品の購入関係文書、断簡など)のまとまり(A7.3)、1635 年(寛永 12 年)11 月 17 日付で大野郡持田村の諸家から宗門方へ提出された起請文 7 通(A7.5)がある。前者は、近代以降の料紙・封筒で一括されており、マレガによる整理過程で作られた集合だと推定される。後者は、文書に付された貼り紙の記述「起請数七ツ」から宗門方による分類が活きていると考えられる。

以上の A7 文書群には、M331 から M800.6 までのナンバーが、欠番なくスタンプ・鉛筆・ペンでマレガによって付与されている。内容が関連するものは、2 通ないしは 3 通で一つのナンバーが付与されるか枝番が付けられており、マレガもしくは補助者が内容がある程度理解して整理したことがうかがえる。

使用言語：日本語、伊語、英語(新聞)

記述日：2016/11/20

記述者：宮間純一



## A8

記 号 : maregaA8

表 題 : フォンド・マレガ ファイル A8

年 代 : 1635 年～1852 年

主 年 代 : 江戸全期

年代注記 : 寛永 12 年(1635)～嘉永 5 年(1852)

記述レベル : ファイル

数 量 : 440 点(内訳は、カード 76 点、紙片 14 点、新聞(包紙)26 点、包紙 6 点、紙綴 1 点、紐 34 点、封筒 3 点、状 280 点)

物的状態注記 :

出所・作成 : マリオ・マレガ。日本の古文書は臼杵藩宗門方を原出所とする。

履 歴 : フォンドと同様

地 名 : 大分県臼杵市・大分市、東京都目黒区碑文谷

役 職 等 : サレジオ会宣教師、臼杵藩宗門方

伝 来 : 1953 年にマリオ・マレガよりバチカンへ寄贈

入 手 源 : フォンドと同様

範囲と内容 : A8 は 6 つのかたまりに分けられる(A8.1～A8.6)。各かたまりは切手が貼られた郵便袋を開いた用紙や、印画紙の包紙などを再利用して文書類を包み、麻紐で括られていた。また、それぞれ収納される文書も新聞などでさらに包まれていた。包材として利用された新聞は、大阪毎日(英字)、豊州新聞、大分新聞、日本カトリック新聞、福岡日日新聞であり、最も古い日付は、昭和 13 年(1938)5 月 29 日、下限は昭和 17 年(1942)1 月 4 日である。また、郵便住所は大分市紺屋町天主公会堂などとみえている。文書整理は大分時代に行われた可能性が高いといえる。

総点数 440 点のうちの臼杵藩宗門方を出所とする文書(「状」)の内容は以下の通りである。a.「切支丹宗門御改ニ付御書物之事」(細部の字句が違うものも含む)269 点、b.起請文 2 点、c.出生・死亡・縁付届 7 点、d.名前問い合わせ 1 点、e.人名書上 1 点である。

年代別では、a.「切支丹宗門御改ニ付御書物之事」が、17 世紀後期 1 点(貞享 3 年 1 点)、18 世紀前期 72 点(元禄 16 年 8 点、宝永 8 年 18 点、享保 6 年 6 点、享保 10 年 39 点、元文 2 年 1 点)、18 世紀後期 5 点(宝暦 5 年 1 点、安永 2 年 2 点、天明 3 年 1 点、寛政 2 年 1 点)、19 世紀前期 146 点(享和 2 年 1 点、文化 3 年 1 点、文化 10 年 2 点、文政 4 年 1 点、文政 9 年 21 点、天保 9 年 52 点、天保 10 年 18 点、天保 15 年 25 点、弘化 2 年 25 点)、19 世紀後期 45 点(嘉永 5 年 45 点)、b.起請文が、17 世紀前期 1 点(寛永 12 年 1 点)、19 世紀前期 1 点(天保 11 年 1 点)、c.出生・死亡・縁付届と d.名前問い合わせ、および e.人名書上 が併せて、17 世紀後期 1 点(元禄 2 年 1 点)、18 世紀前期 6 点(宝永 3 年 1 点、正徳 2 年 2 点、正徳 4 年 1 点、享保 3 年 1 点、享保 12 年 1 点、推定含む)、19 世紀前期 1 点(弘化 4 年 1 点)、不明 1 点、であった。状 280 点のうち、最も古いもので寛永 12 年(1635)のものが 1 点存在するが、最も新しい嘉永 5 年(1852)のものを含めて 19 世紀のものが全体の約 7 割を占める。

内容としては、臼杵藩家中の各箇所宗門改を実施したことを、藩の宗門方へ報告した

文書(「切支丹宗門御改ニ付御書物之事」)がほとんどである。基本的に、組や組織ごとに上役が確かに確認したことが付された形式が取られているが、藩重臣の場合はそうした上役の確認文言は存在しない。それはさらに、重臣1人の場合と重臣連名の場合の二通りがある。

2点ある起請文のうち、1点は寛永12年11月5日付の、藩士江端市兵衛によるもので、この年幕府が呼びかけた全国一斉改めの際に作成されたものと思われる。この文書ではキリシタンの表記として「貴理師旦」という字が当てられている。転びキリシタンに課された「南蛮誓詞」でなく、通常の起請文である。端裏書において、17世紀前期に同地域で排耶活動を展開した禅宗(臨濟宗)僧侶として知られている、雪窓<sup>せつそう</sup>が保証を与えている点が注目される。もう1点は天保11年4月付の、熊本藩領<sup>つなぎてなが</sup>津奈木手永の大庄屋赤沢宇太郎によるもので、手永(熊本藩領内の行政区画)内の百姓ほか領民すべてが「切支丹」でない旨、誓約した起請文である。臼杵藩の資料が大半のマレガ・コレクションのなかに、このような熊本藩領の文書が混入されているのは、マレガが大分県地域以外のキリシタン関係資料も集めていた事実を示すものである。ただし、なぜここにこれが紛れていたのかはわからない。

A8の六つのまとまりのあり方とマレガ番号についての主な特徴は以下の通りである。A8.1は多くが弘化と嘉永期の「切支丹宗門御改ニ付御書物之事」で、マレガ番号M942～M1000とB1～B8。A8.2は多くが宝永・享保・嘉永期の「切支丹宗門御改ニ付御書物之事」で、マレガ番号653～709。A8.3は「切支丹宗門御改ニ付御書物之事」が数通含まれているものの、起請文や覚書が存在する。マレガ番号はM205～M216と28-T。A8.4は多くが元禄から文政期までの「切支丹宗門御改ニ付御書物之事」で、マレガ番号M803～M848。A8.5は多くが天保期の「切支丹宗門御改ニ付御書物之事」で、マレガ番号M849～M900。A8.6は多くが天保期の「切支丹宗門御改ニ付御書物之事」で、マレガ番号M901～M941。マレガ番号の秩序からすれば本来、A8.4から始まって、A8.5、A8.6、A8.1、A8.2という順番に配列されていたものと思われる。ただし、A8.3だけが特殊である。理由は不明だが、他の文書群から紛れたものと推定される。

使用言語：おおよそ日本語 280

件、伊語10件、英語2件

記述日：2016/11/20

記述者：大橋幸泰



## A9.1

資料記号：maregaA9.1

標 題：フォンド・マレガ ファイル A9.1

年 代：1667年～1942年

主 年 代：1667年～1868年、1938年～1953年

年代註記：寛文7(1667)年～昭和17(1942)年

記述レベル：ファイル

数 量：レコード数 763 件(古文書状 472 点、綴 13 点、横帳 4 冊、包紙 21、紙片 185、カード 1、新聞 23、封筒 15、紐(麻紐 2、紙縒 2、紐 23)

物的状態註記：A9.1 は、新聞などで包んだ 7 つの文書群を、さらに新聞で包み麻紐でまとめた文書群である。ボール紙による納箱(約 40cm×28cm)に収められた文書群(A9.2)とともに、バチカン図書館の保存袋に収納され、A9 として管理されてきた。2013 年～16 年の概要調査を通じて整備され、保存用封筒に収納された。虫損などで傷みの甚だしいものは、修復室が補修した。

出所・作成：マリオ・マレガ。日本の古文書は臼杵藩宗門方を原出所とする。

履 歴：フォンドと同様

地 名：大分県臼杵市・大分市、東京都目黒区碑文谷

役 職 等：サレジオ会宣教師、臼杵藩宗門方

伝 来：1953 年にマリオ・マレガよりバチカンへ寄贈

入 手 源：フォンドと同様

範囲と内容：A9.1 は、新聞などで包んだ 7 つの文書群からなり、各文書群はさらに包紙や紐によってまとまりをなしている。また、包紙や文書にはマレガが管理のために記した番号が付されるが、A9.1.1 などでは包紙に書かれるのみであり、個々の文書には記載がない場合もある。また、ひとまとまりが同じ番号という場合もみられる。

A9.1 は、18 世紀はじめの村々から藩宗門方への出生届、18 世紀後半の村々からの死骸改め届、17 世紀半ばの死亡届、また、宗門方の運営に関わる書状類が江戸・大坂などの藩邸も含めてみられる(A9.1.2)。踏絵実施に関する書類(A9.1.3)、類族改関係書類などからなる。

使用言語：おおよそ日本語 529 件、伊語 171 件、英語 12 件【1 件で伊語+日本語、包紙・封筒も 1 件】

原本の所在：バチカン図書館

関連資料：フォンドに同じ

出版物：フォンドに同じ

収蔵機関名称：バチカン図書館

更新日：2016/11/20

記述者：大友一雄

## A9.2

資料記号： maregaA9.2

標 題：フォンド・マレガ ファイル A9.2

年 代：1679年～1940年

主 年 代：1679年～1852年、1938年～1940年

年代註記：延宝7(1679)年～嘉永5(1852)年、昭和13(1938)年～昭和15(1940)年

記述レベル：ファイル

数 量：267レコード(古文書状154点、包紙82、紙片8、カード2、新聞15、袋1、紐5)

物的状態註記：A9.2は、ボール紙による納箱(約40cm×28cm)に収められた文書群であり、新聞などで包まれ麻紐でまとめた文書群であるA9.1とともに、バチカン図書館の保存袋に収納されて管理されてきた。2013年～16年の概要調査を通じて整備され、保存用封筒に収納された。虫損などで傷みの甚だしいものは、修復室が補修した。

出所・作成：マリオ・マレガ。日本の古文書は白杵藩宗門方を原出所とする。

履 歴：フォンドと同様

地 名：大分県白杵市・大分市、東京都目黒区碑文谷

役 職 等：サレジオ会宣教師、白杵藩宗門方

伝 来：1953年にマリオ・マレガよりバチカンへ寄贈

入 手 源：フォンドと同様

範囲と内容：A9.2を収納したダンボールの箱は、菓子箱などを文書収納に転用したものである。箱への収納は、新聞を仕切りに15段の層を作り、文書を並べる。なお、1段目では紐で束ねた文書群も置かれた。これらの措置はマレガの判断とみてよかろう。内容は、文化・天保・嘉永期の寺から藩への宗門改めの報告書が大半であり、年代などでまとまっていることが多い。利用された新聞は、豊州新報、大分新聞であり、前者は昭和13年(1938)2月21日版、後者は昭和15年(1940)7月21日版である。

使用言語：おおよそ日本語249件、イタリア10件、英語4件。

原本の所在：バチカン図書館

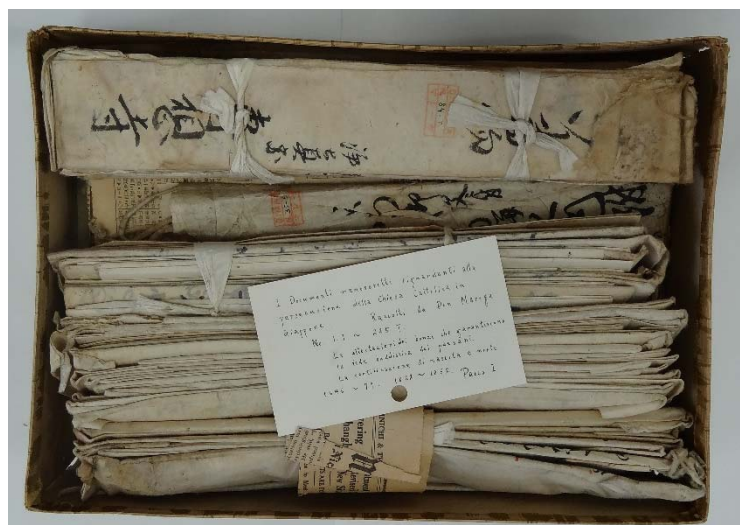
関連資料：フォンドに同じ

出版物：フォンドに同じ

収蔵機関名称：バチカン図書館

更新日：2016/11/20

記述者：大友一雄



## A10

資料記号：maregaA10

標 題：フォンド・マレガ ファイル A10

年 代：1691年～1941年

主 年 代：江戸全期

注記：元禄4年(1691)～安政3年(1856)／～昭和16年(1941)

記述レベル：ファイル

数 量：330点・493レコード(内訳 縦帳201点、状88点、綴4点、横帳1点、紙片1点、イタリア語カード2点、包紙82点、紐(麻紐2点、紙縫2点)

物的状態注記：A10は、新聞紙などで包んだ3つの文書群を、さらに紐でまとめた文書群である。サブファイル単位で麻紐により一括した文書を丸めた状態で、新聞紙で包んで保管されていたため、外側に位置していた文書に大きな破損が目立つ。過去の整理の段階で貼紙が剥がれて別々の文書として把握されているものもあるので、利用にあたっては注意を要する。

出所・作成：マリオ・マレガ。日本の古文書は臼杵藩宗門方を原出所とする。

履 歴：フォンドと同様

地 名：大分県臼杵市・大分市、東京都目黒区碑文谷

役 職 等：サレジオ会宣教師、臼杵藩宗門方

伝 来：1953年にマリオ・マレガよりバチカンへ寄贈

入 手 源：フォンドと同様

範囲と内容：ファイルA10は、麻紐と新聞紙等による小括ごとに大きく3つのサブファイルからなり、A10.1、A10.2、A10.3と番号を付した。各サブファイルは、新聞包・紐によって中・小のまとまりで収納されていた。

A10.1は、1938年の英字版新聞紙および昭和13年(1938)の新聞紙で包まれている。包みの上には、マレガによる整理番号の概要を記したイタリア語カード(A10.1.1)が付されている。また、A10.1の主となるA10.1.3のまとまりは、昭和16年(1941)の新聞紙で包まれ、さらに各文書は麻紐(A10.1.3.0)で綴じられ一括されている。

A10.2は、1938年英字版新聞紙で包まれ、包みの上にはA10.1と同じように整理番号の概要を記したイタリア語カード(A10.2.1)が添えられている。A10.2は、さらに3つのまとまり(A10.3.4～6)ごとに紙紐で綴じられている。

A10.3は、アイテムごとにピンクの色紙で仕切られている。

ファイルA10は、藩士や領民が、宗門改の実施、類族の死亡・出生・移動などについて臼杵藩宗門方へ報告した文書から構成されている。

A10.1は、藩士が組ごとに宗門方へ宗門改の実施報告をした文書である。藩士ごとに家族・下人などの人数を集計した文書である。ほとんどは元禄4年(1691)正月25日に作成されたものである。同年2月朔日に作成された文書もあるが、同じ宗門改において作成されたものと判断できる。

A10.2は、A10.1と同様に藩士の組ごとに宗門改の実施報告をした文書である。これらは享保14年(1729)正月23日に作成された。A10.1およびA10.2は、作成年代は異なるが、

同じ宗門改における報告書であるため、書式も同じであることがわかる。

A10.3 は、切支丹本人や類族について村や町における生死や移動などを、大庄屋や町年寄が宗門方へ報告した文書である。ほとんどが天保 9 年(1838)正月 29 日に作成されたものである。天保 9 年以外に、文政 10 年(1827)、文政 12 年(1829)、天保 5 年(1834)、天保 11 年(1840)、弘化 4 年(1847)、安政 3 年(1856)に作成された文書を含むが、表題と内容は天保 9 年の文書とほぼ同じである。

各まとまりは、年代・内容でまとまっており、臼杵藩宗門方を原出所とする資料群と考えられる。一方、嘉永 7 年(1854)6 月晦日付で宗門方へ提出された「宗門御改ニ付毎月仕上五人組御書物」は、安政 7 年(1860)2 月には手跡練習帳として再利用されていることがわかる (A10-3-1-3)。双方の作成者も全く異なることから、藩宗門方の管理からは除外されたものと判断でき、本文書群が臼杵藩時代の原秩序を残しているかは疑問である。年代、種別、作成者・宛所が明確に分別されることから、近代以降、マレガによって選別され、再構成された可能性が高い。

マレガは文書に番号を与えたが、A10.1 では M245～M247 が付される。M247 は、1～46(21、33 は欠番)と XI～LVII の枝番が用いられた。複数の文書が貼り継がれた文書では、貼り継がれた文書 1 点ごとにマレガ番号が付されているのではなく、1 点に複数付されているものや、全く付されていない文書があるなど、ランダムに付されていることがみてとれる。A10.2 は、M219～M229 が付されている。M219 は 1～39 および I～X、M228 は 1～10 および I～VIII、M229 は 1～4 の枝番化がなされている。一方、A10.3 には、427～500 が付されている。

マレガ番号からは、A10.1・A10.2 と A10.3 は元は別のまとまりとして、マレガに把握されていたと判断できる。また、文書類は、マレガ番号順に伝えられておらず番号付与後に、大きな変更があったこともうかがわせる。

他のファイルにも同じ表題や内容をもつ文書が含まれており、合わせて検討する必要がある。

使用言語：日本語 241 件、伊語 2 件、英語 4 件

記述日：2016/12/03

記述者：工藤航平



## A11

資料記号：maregaA11

標 題：フォンド・マレガ ファイル A11

年 代：1687年～1846年

主 年 代：江戸時代

年代註記：貞享4年(1687)～弘化3年(1846)

記述レベル：ファイル

数 量：466レコード(内訳：古文書・状 362、竖帳 51、綴 1、新聞 14、紐 22、包紙 8、文書カード 5、紙片 3)

物的状態註記：A11 は、2つの文書群(A11.1、A11.2)が保存用綿テープで一括されていた。A11.1 は 13 の小束の文書群を新聞紙(大分新聞 1941年1月20日版)で包み、紐で括られ、A11.2 は新聞紙(大阪毎日・東京日日英語版 1938年2月12日・16日・27日、3月19日、1940年7月9日版、大分日日新聞 1938年2月13日版、大分新聞 1940年7月5日版)や包材で包んだ 3 つの文書群を、さらに新聞紙(イタリア紙 IL MESSAGGERO 1959年6月22日)で包み、麻紐で結わえていた。

出 所・作成：マリオ・マレガ。日本の古文書は臼杵藩宗門方を原出所とする。

地 名：大分県臼杵市・大分市、東京都目黒区碑文谷

役 職 等：サレジオ会宣教師

伝 来：1953年、マリオ・マレガよりバチカン図書館が寄贈を受ける。

範囲と内容：ファイル A11.1 は 13 のまとまりから構成されるが、いずれも臼杵藩へ提出された享保 12・13 年(1727・1728)の「御書物之事」(死骸改証文)であり(A11.1.2 のみ宝暦 10 年(1760))、同一人物の死亡情報が寺院と村組から出され、それらの文書は一对をなして管理・伝来した(139 件)。いずれも類族が対象となり、記載の大半は「切支丹宗門転」の類族(98 件)であるが、「転本人同然」の類族 18 件、「本人同然」の類族 6 件、「切支丹宗門本人」の類族 8 件、「古転本人」の類族 8 件、「新切支丹宗門転」の類族 1 件などがみられる。その他、類族多福寺弟子嶺中が肥後小川村三寶寺で死亡した届 1 点がある。

A11.2 は 3 つの文書のまとまりからなる(A11.2.3、A11.2.4、A11.2.5)。A11.2.3 は天保 11 年(1840)10 月 25 日、各村組から臼杵藩宗門方へ提出された「類族御通」(41 点)であり、類族の生死・縁附・離別・所替などの異動について庄屋が報告し、包紙と一緒に綴られたものである。該当者の名前の上には確認印と思われる黒印が押されており、該当者がいない場合は、包紙に墨書あるいは朱書きで「なし」とある。提出された後に藩宗門方が確認し、包紙に表示したことが考えられる。また、A11.2.3 には宗門方が使用する筆墨の購入について、大坂の買方へ送った書状 1 件が含まれている。

A11.2.4 は江戸詰の宗門方役人植田崑助と国元との間で交換した書状などである(30 点)。幕府宗門方へ提出した書類の写し、提出に当たっての内容記載の訂正報告などからなる。江戸に交代で宗門方役人が交代で詰めたことも確認できる。

A11.2.5 には宗門改の綴りから外れた部分のまとまり、貞享 4 年(1687)の「転類族之内本人に成者并其類族御帳」、各村組から元禄 2 年 7 月に提出された「類族出生之御帳」(元禄元年(1688)12 月 1 日から元禄 2 年 6 月 29 日の期間に出生した子どもと類族の記録。

39点)などからなる。

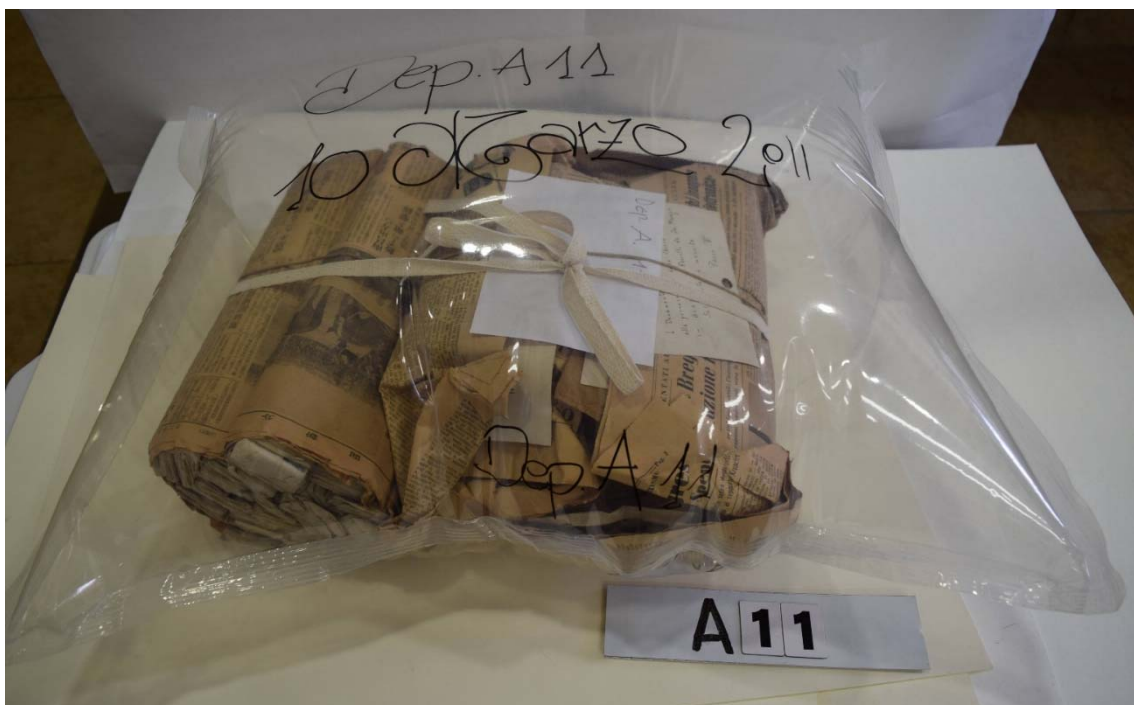
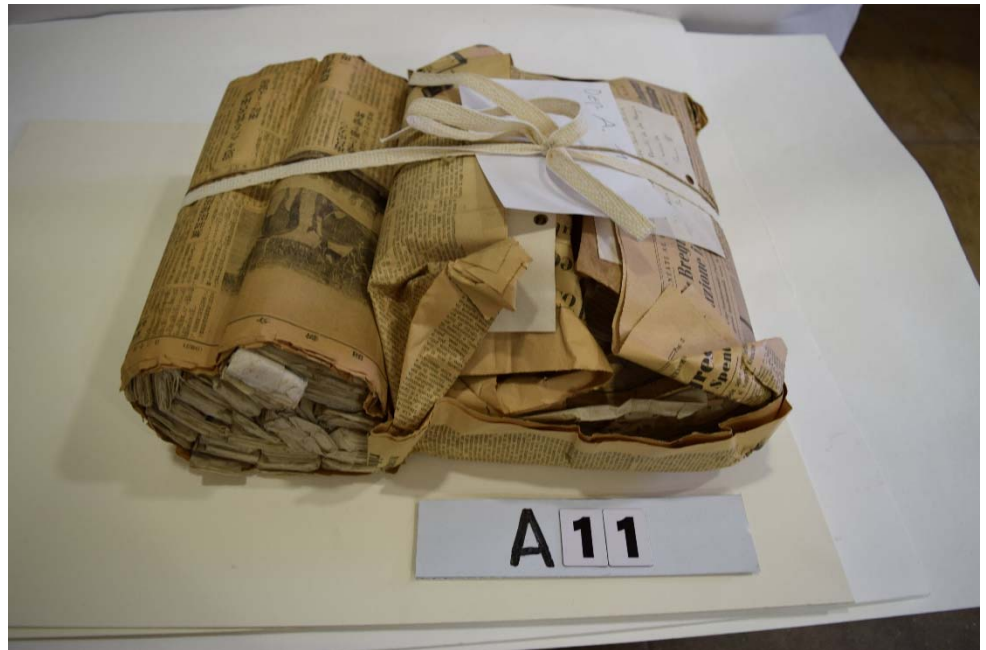
マレガ番号は A11.1「御書物之事」の枝番順に、M27～M48、841～860、M65～M72、M73～M89、811～840、M49～M64、901～920、M3～M26、921～940(929 欠番)、861～880、959～980、981～1002、881～900 が付与されている。

A11.2 は、A11.2.3 に B51～B73(B53 欠番)と B205～B222、A11.2.4 に B330～353、A11.2.5 に B47～49、B41～B44、B27～B34(B30 と B33 欠番)が付与されている。

使用言語：おおよそ日本語 414 件、伊語 8 件、英語(新聞)14 件

記述日：2017/11/13

記述者：河原晃永



資料記号:maregaA12

標 題:フォンド・マレガ ファイル A12

年 代:1689年～1802年

主 年 代:1889年、1718～1727年、1801～1802年に集中する。

年代注記:元禄2年(1689)、享保3年(1718)～享保12年(1727)、享和元～2年(1801-1802)

記述レベル:ファイル

数 量:レコード数 1,041点(A12.1.0～A12.7.78) 内訳:帯状包紙 12、紐 23、紐(文字付)1、袋 7、紙片 1、状 953、状(貼紙あり)43、包紙 1

物的状態注記:A12は、7つの楮紙製の袋に収納された文書からなる。収納は文書の作成年代と内容を基準になされ、袋に表書きされる年代と、実際に収納される文書個々の年代はほぼ一致する。資料形態は状が95.6%を占めている。

出所・作成:マリオ・マレガ(マレガが収集した切支丹関係資料の主な出所は臼杵藩宗門方)。

地 名:イタリア、大分県臼杵市、大分市、東京都目黒区碑文谷

役 職 等:サレジオ会宣教師(なお、切支丹関係資料の大半は臼杵藩宗門方)

伝 来:1953年にマリオ・マレガによってバチカンに寄贈

範囲と内容:ファイル A12は、物的状態で記した通り、宗門方を原出所とする楮紙製の7つの袋入の文書群と、それに付随するマレガを出所とする紐、メモなどからなる。袋の表面記載される年代・収納文書内容は次の通りである。

(A12 容器表題等)

A12.1 享保三戌年十一月廿一日より同四亥年六月廿日迄 類族死失 342点

同.2 享保十二未六月廿一日より同十二未十一月廿日迄 類族死失変死書付 236点

同.3 享和元酉年十二月廿一日より同二戌年十一月廿日迄 類族死失変死書物 202点

同.4 享保十二未六月二十一日より同十二未十一月廿日迄 類族出生 59点

同.5 享保九辰年十二月廿一日より同十巳年六月二十日迄 類族出生 124点

同.6 (元禄2年)奉公人出生子之書付入 10点

同.7 享保十一年六月廿一日より同十一月廿日迄類族出生 80点

各袋に収納される文書の年代・内容は、袋表の記載される年代・内容とほぼ一致している。ただし、袋内の文書は、マレガによるペンによるメモを記したパルプ使用の紙帯や、麻紐などで複数のまとまりをなしている。収集時の状態を維持した整理の結果である可能性もあるが、原出所の宗門方での文書群のあり方と、マレガの整理によって作られた文書群の秩序については、一層の検討が必要といえそうである。

資料の形態は堅紙がほとんどで、切紙、継紙が一部みられる。その内容は、臼杵藩領内の転び切支丹「本人」また切支丹であった時にすでに誕生していた子供「本人同然」の子孫である類族の出生、死亡、婚姻、養子に関するものである。袋の表書きにあるように出生、死亡に関するものが大半であり、その身分は圧倒的に非武士であり、名前などから、僧侶や神職、医師などと推測される者も含まれる。

出生届の場合は、「本人」「同然」との続柄、出生者名、出生日が本文に記載され、出生

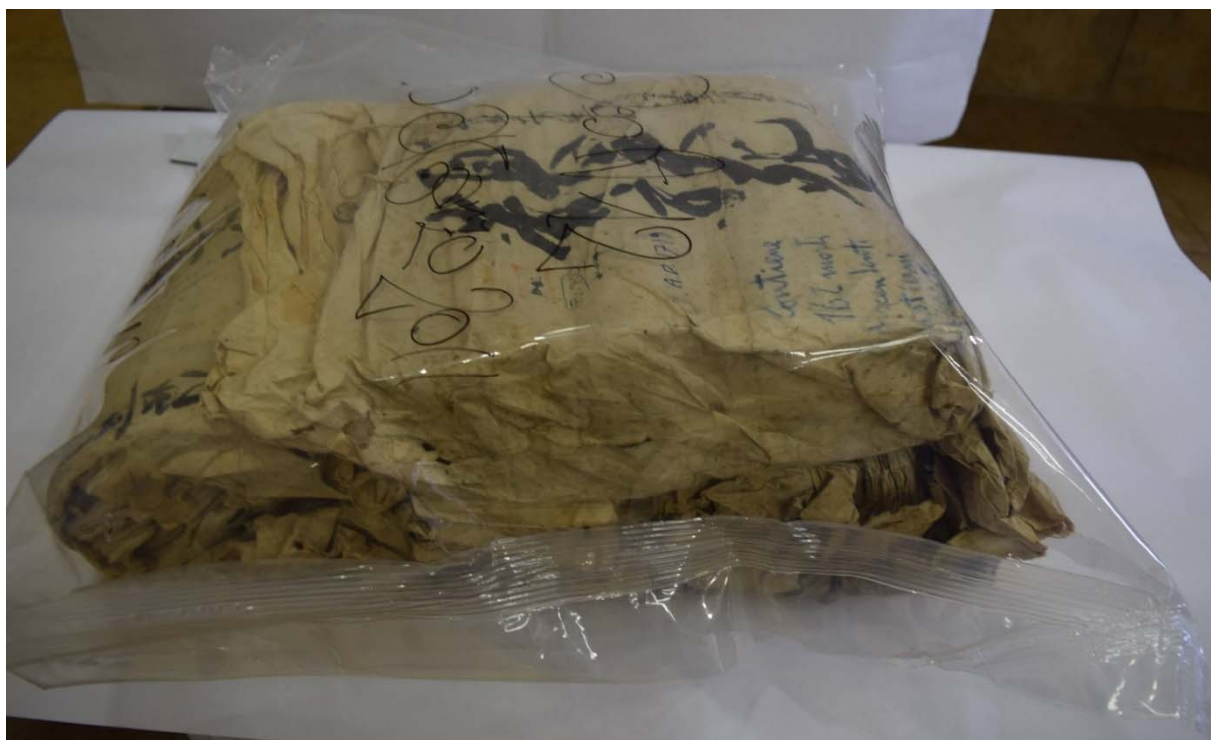
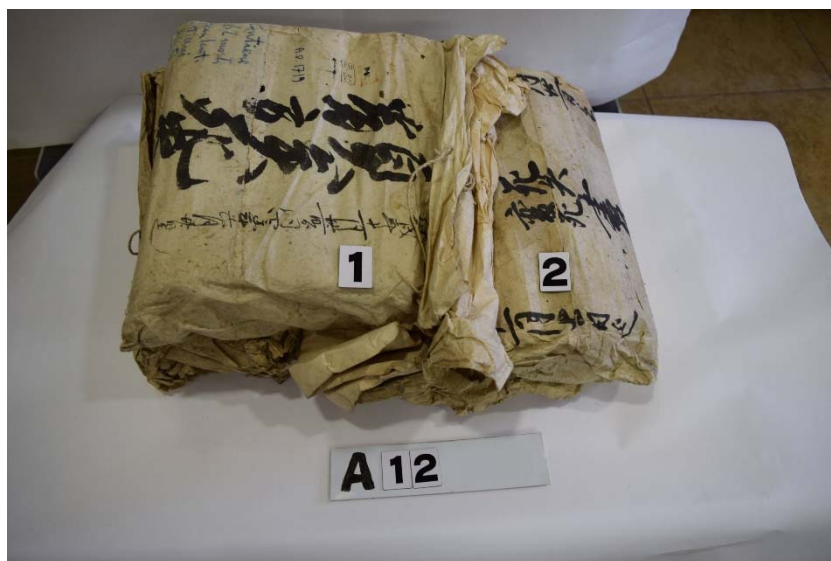
者の親や居住地(村名など)が注記される。差出は庄屋 1 名、宛先は宗門方(奉行)3 名である。

死亡届の場合は 2 通 1 組になっているものがほとんどであり、1 通は村役人から宗門方へ、もう 1 通は寺から宗門方へ出されるものである。記載は、「本人」「同然」の居住地と名前、死亡類族との続柄、死亡類族の所在村名、死亡日、死因が記載され、死骸に異常がないことの確認などであり、差出人は五人組、弁指、庄屋が名を連ね、宛先は宗門方(奉行)3 名である。なお、差出人は、五人組、弁指、庄屋の署名者数は一定ではない。寺からの届けは、村からの届出の内容から死因を省いた内容が中心となり、土葬、火葬の別、遺体の確認の主体を住職として記載する。差出は住職 1 名、宛先は宗門方(奉行)3 名である。

使用言語：日本語、伊語、英語(新聞)

記述日：2017/11/13

記述者：岡村一幸



## A13

資料記号：maregaA13

標 題：フォンド・マレガ ファイル A13

年 代：1688年～1942年

主 年 代：17世紀から19世紀末までのものがあるが、主な年代は18世紀初から19世紀前半。

年代注記：貞享5年(1688)～昭和17年(1942)

記述レベル：ファイル

数 量：レコード件数 635 件 638 点(古文書 513 件 513 点(状 499 件 499 点、竖帳 13 件 13 点、小横帳 1 件 1 点)、書籍 4 件 7 点、御札・紙入 5 点、紙片 6 点、カード 1 点、ツミ紙・新聞 9 点、封筒 2 点、包紙 12 点、紐 35 点(紐・紙縴・紙帯)、マレガメモ(カード)10 点、マレガメモ(紙片)37 点、マレガ論考 1 点)

物的状態注記：取り上げ段階で、バチカン図書館の殺菌用無酸素システムの特殊プラスチック製袋に入った状態であった。古文書などを新聞(豊州新報 1938年2月3日・1940年7月13日版、大阪毎日・東京日日英語紙 1938年2月12日版、大分新聞 1940年7月14日版、朝日新聞 1940年1月12日版、NOON EXTRA shanghai 1942年12月24日版など)・封筒などで区分けされたまとまりとともに、区分けされていない版本や古文書が保存用の綿テープで一括され、概要を記したカード4枚が挟まっていた。なお、マレガによるナンバリングは確認できなかった。2013年から2016年の概要調査で保存措置がなされ、現在は中性紙封筒に収められ、専用容器に収納されている。

出所・作成：マリオ・マレガ。古文書類の元出所は臼杵藩宗門方。

地 名：大分県臼杵市・大分市、東京都目黒区碑文谷

役 職 等：サレジオ会宣教師、古文書類の元出所に関わる役職は臼杵藩宗門方(宗門奉行)

伝 来：1953年にマリオ・マレガよりバチカン図書館が寄贈を受けた。

入 手 源：フォンドと同じ

範囲と内容：A13は、1～25のサブファイルからなる。このうちA13.1はファイル全体を括る紐にはさまっていたカードである。残りのA13.2～24のうち、A13の2・3・4・5・7・8・9のサブファイルでは、複数の状物が新聞で包まれていた。また、A13.10の御札類とA13.11の日記・断簡も新聞で包んでいた。上記以外のサブファイルの内容は、以下のとおりである。

A13.6 マレガの論考、A13.12～13「天保」武鑑上・下、A13.14 献立覚(寛政4年(1792)～)、A13.15 武鑑 中、A13.16～18 吉岡三内御奥覚書・御奥御用五ヶ年分惣御算用帳・巡見供奉人数書付の記録類、A13.19～22 版本、A13.23～24 行事や弓道などの記録(写本)、A13.25 公私之留書(文政7年(1824))。

このように、A13は原出所を異にする多様な資料から構成されているが、ほとんどのサブファイルでマレガのメモや新聞の包材利用を確認できることから、A13のサブファイルの基本的な生成はマレガの手による可能性が高い。

新聞などで複数の状物がまとめられたA13の2・3・4・5・7・8・9サブファイルをみると、まずA13.2は宗門方関係の文書(A13.2.1.5)と、戸上家を出所とする元禄5年(1692)から

明治 13 年(1880)に至る土地売買関係文書群からなる。戸上家は御部屋足軽、御持筒組、大組、そして天保期(1830～1843)には戸上幾平太が「宗門方御附人」を務めた。戸上家文書と宗門方との関係は明らかではないが、明治 13 年など後年の文書が含まれることから、後年混入した宗門方を出所としない文書群といえる。宗門方文書は、領内への出入り届けなどであり、瀬戸内海を通じての人の移動も明らかである。

次に、A13.3 は享保 8 年(1723)の古文書で構成され、「出家願」や人の移動を把握するためのものであり、類族の死骸改証文である「御書物之事」2 点が含まれる。A13.4 は元禄 14 年(1701)の「御書物之事」のみのまとまりである。A13.5 および A13.7～8 も「御書物之事」を主とするまとまりであるが、年代は複数にわたる。A13.9 は宝永 6 年(1709)・同 7 年の「御書物之事」からなる。なお、貞享 5 年(1688)の「御書物之事」は A13.5.4 に、文化 10 年(1813)のものは A13.5.5 にまとまっている。ちなみに、A13 に属する古文書のうち、319 点がこうした「御書物之事」である。以上はいずれも宗門方を出所とするものである。

なお、A13.12～A13.13、A13.15 の「武鑑」は、表紙欠などのため本来一具であったかは明確でないが、上・中・下と揃うことから、ここでは一具として把握した。また、A13.25 の「公私之留書」は「Nikki Okahan」と記された封筒に入れられているが、内容を見ると「祇園洲寄合所」の言葉もあり、臼杵藩の記録とみられる。ただし、出所は宗門方以外である。

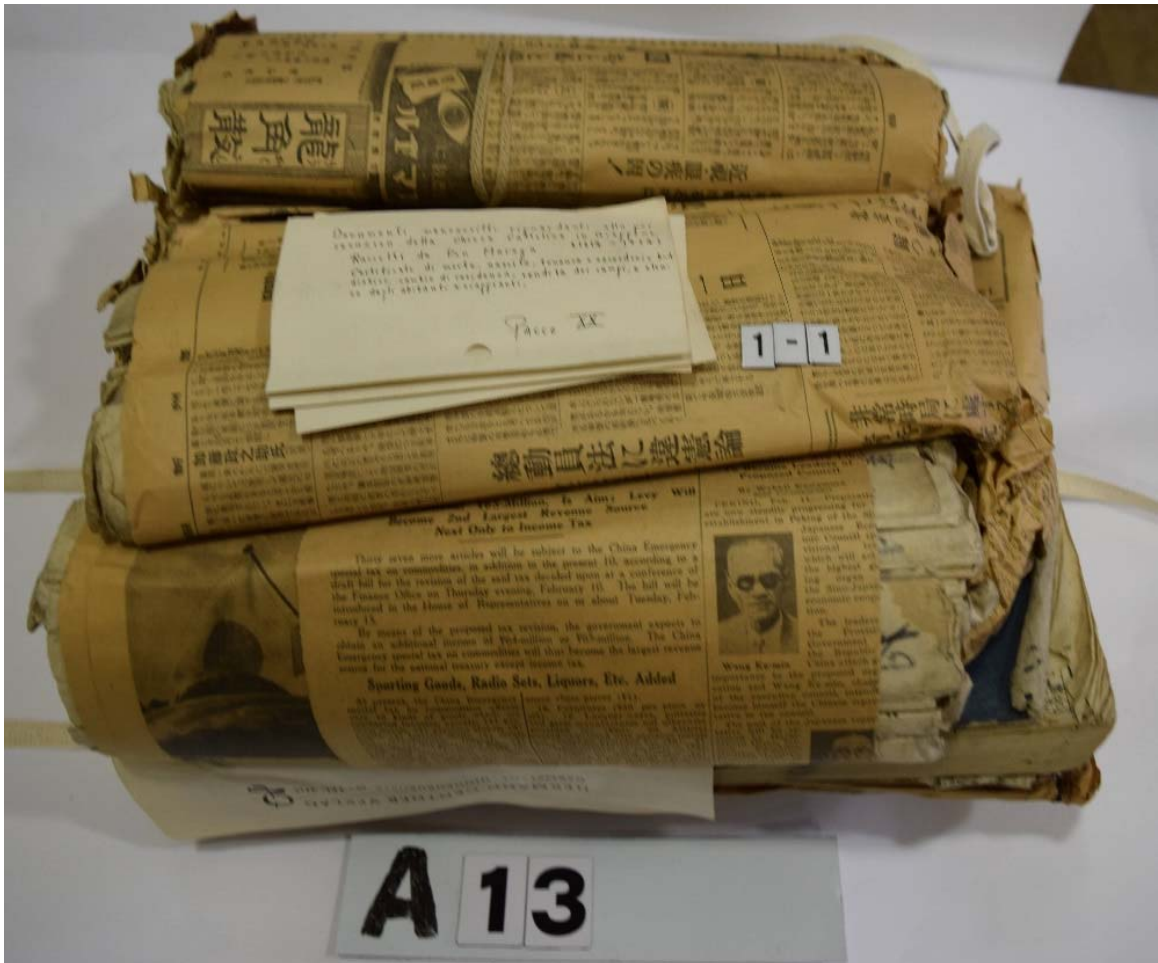
そのほか明らかに原出所を異にする文書群がみられた。A13.11 は大分市の古書店ハレルヤ書店からの購入文書である可能性が高い。A13.11.0.2 は同店の値札があり、売価 8 円とみえている。

使用言語：日本語、伊語 48 件、英語(新聞)9 件、ローマ字 1 件

記述日：2017/10/16

記述者：櫻井成昭





## A14

資料記号：maregaA14

標 題：フォンド・マレガ ファイル A14

年 代：1687 年～1844 年

主 年 代：(特に年代が集中している時期はない)

年代注記：貞享 4 年(1687)～天保 15 年(1844)

記述レベル：ファイル

数 量：697 レコード(古文書 471(横帳 20、小切り紙 1、状 435、縦帳 7、綴 8)、包紙 19、紙縫 13、新聞 9、紐 15、封筒 5、カード 1、ノート紙 1、紙片 146、用紙 14)

物的状態注記：A14 は、新聞などを包材に紐で括られた 5 つ束の文書群(A14.3～7)を、新聞紙(イタリア紙 L' OSSERVATORE ROMANO 1959 年 6 月 21 日版)で包み、麻紐で一括されていた(保存用綿テープでさらに結束が補強されていたが、これは発見後の措置である)。また、結束された文書群には内容を記した図書カード(A14.1)が添えられていた。また、文書の束の外にマレガによるとみられる資料番号を記したメモ(A14.2)があった。虫損・破損が著しい文書が多くみられた。

出所・作成：マリオ・マレガ。日本の古文書の原出所は臼杵藩宗門方。

地 名：大分県臼杵市・大分市、東京都目黒区碑文谷

役 職 等：サレジオ会宣教師、臼杵藩宗門方

伝 来：1953 年にマリオ・マレガよりバチカンへ寄贈

範囲と内容：A14 は、いくつかの束のうち、束の意味が推察できるものと、束の意味が全くわからないものが混在している。以下に、内容的にまとまりのある束を紹介する。

A14.3.1 恐らく臼杵藩内の転び切支丹の子孫である類族の死亡届を主とする。年代は寛保～天保期。

A14.3.2.3、A14.3.2.4 臼杵藩領で亡くなった肥後藩領類族の取扱について熊本藩の宗門方に届けたもの。

A14.3.2.5～8 延岡藩へ類族死亡届。寛政 12 年、文化元年。

A14.3.2.9～A14.3.3.4 熊本藩への類族死亡届。貞享～寛政期。

A14.3.5.4 宗門受取手形など、文久 3 年、6 点。

以上のように A14.3 の束には、他領切支丹の類族に関する死亡届などが藩領ごとに束ねられているものがある。しかし、A14.3.2 の束は途中から熊本藩領出身者、A14.3.3 の束は途中まで熊本藩領出身者の文書となっており、全ての文書が藩領ごとに束ねられているとはいえず、錯雑としている。

A14.4.1 宗門方の事務文書、8 点。

A14.4.2 病死届・引越届や願い、享保 8 年、22 点。

A14.4.3 引越届、伊勢参宮など他領行き願い、天保 14,15 年、73 点。

A14.4.5 元禄 14 年の死亡届 60 点。

A14.5.2 僧侶(類族)の他領寺院への逗留届、明和 9 年～安永 6 年、11 点。

A14.6.1 他所行き・病人等の人数書き上げ、宝永 5 年、23 点。

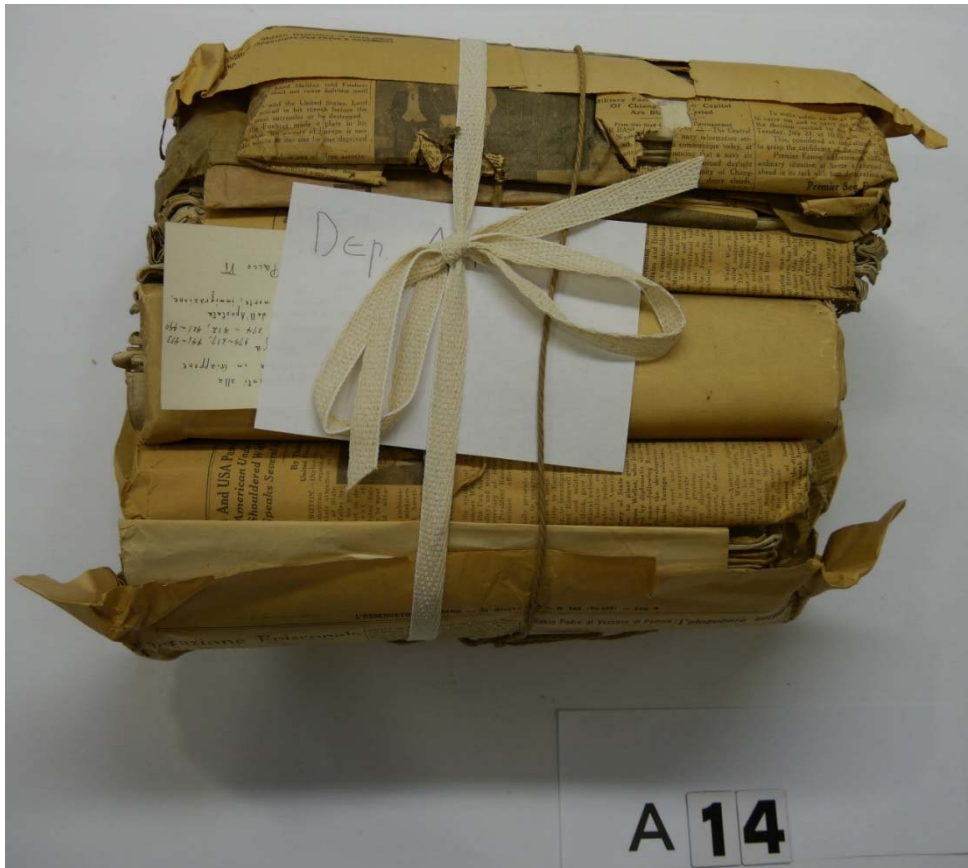
A14.7 久所村関係の文書が多い。

ここに挙げられていない番号の束(例えば A14.4.4)は内容・年代がバラバラで、束ねられている意味が把握しかねるものである。反対に A14.4.5 のような内容・年代ともにまとまっている束もある。全体として整理途中の状態が固定されてしまったという印象を受ける。

使用言語：日本語、伊語

更新日：2017/09/27

記述者：渡辺浩一



## A15

資料記号：maregaA15

標 題：フォンド・マレガ ファイル A15

年 代：1687年～1753年

主 年 代：元禄 15 年(1702)、元禄 12 年(1699)、享保 12 年(1727)、元禄 14 年(1701)

年代注記：貞享 4 年(1687)～宝暦 3 年(1753)。年代未詳レコード 44 件

記述レベル：ファイル

数 量：レコード数 934 件(古文書 908 件(含、断簡 1・付箋 1)、綴紐 17 件、袋 5 件、帯紙 2 件、イタリア語メモ 2 件)

物的状態注記：A15 は、5 つの江戸期の紙袋入の文書群が保存用綿テープでひとまとまりに管理され、全体の内容を示したイタリア語によるカード(A15.1)が添えられていた。袋内の文書群はいくつかのまとまりをなす場合もあり、A15.5 では 2 つのまとまりが(A15.5.1、A15.5.2)、マレガによるとみられる番号が記された厚手の洋紙を帯にして、麻紐で括られる。また、A15.6 では A15.6.103 が 10 点の文書からなり、この分のみイタリア語のメモが記された厚手の洋紙を帯にして巻かれる状態であった。

出所・作成：マリオ・マレガ。マレガ収集文書の主な出所は臼杵藩宗門方。

地 名：大分県臼杵市・大分市、東京都目黒区碑文谷

役 職 等：サレジオ会宣教師

伝 来：1953 年にマリオ・マレガよりバチカンへ寄贈された。

範囲と内容：ファイル A15 は、臼杵藩政下の村役人・寺の住職・武家組の頭などから臼杵藩宗門方に提出された類族に関する報告文書であり、袋の表書きには「出生子書附入」(1 袋)、「類族出生」(4 袋)とある。実際に収納される文書も、その大半は出生に関するものであるが、一部、死去・嫁取り・養子縁組・離縁・引越・奉公などの文書も混在する。類族が領外に出て死去したことなどにより他領の関係役人や寺から送られて来た文書なども少数ながら含まれる。出生関係以外の文書数は表 1 の下端「出生以外」の欄に明らかなように、A15.4～6 では出生以外の文書が混在する。特に A15.6 では袋表書にみえる享保 17 年(1732)の文書はみられず、様々な年次の文書が収納される。

A15.4 の出生以外の文書 18 点は、嫁取り 10 点、賀取り 6 点、養子 2 点であり、収納される出生届との直接的な関係は見出せない。A15.5 の出生以外の文書 19 点は、死去 10 点・養子 7 点・賀取り 2 点であり、一部において出生届と密接な関係がみられた。すなわち、収納される死去届 10 点は、全てが袋表記期間内に生まれた者の届であった(表 2)。特に A15.5.1.1.4.1・2 や A15.5.1.1.7.1・2 は、同一人物の出生届と死去届を一緒に折りたたんでいた。他の死去届でも全て本袋内に当人の出生届を確認できた。

A15.6 の出生以外の文書は 408 点であり、出生届は 25 点に過ぎない。しかも、すべての文書が袋に記された年次と異なる。出生届 25 点(表 3)には、A15.2 の袋の期間「元禄 11 年 11 月 21 日～12 年 6 月 20 日」に続く年次の文書が含まれている。近接した年次の出生届関係の文書でも保管管理の状況が大きく異なったことになる。また、A15.6 では出生届のすべてが A15.5 と同様に死去届と一緒にされている。A15.2 のような出生届単独のものは一つもない(表 3)。出生以外の文書は、死去 397 点・奉公 2 点・宗門誓約 2 点・

引越 6 点である。A15.6 は、中身の大半が入れ替わってしまった資料群といわざるを得ない。

一方、A15 の文書の中には、端裏書の冒頭に臼杵藩宗門方が記したと考えられる「○」(A15.5.1.15・A15.6.74.1・A15.6.103.4.1・A15.6.115.2・A15.6.154.1)や「○三」(A15.5.2.36.1・A15.59・A15.6.73.1.1・A15.6.105・A15.6.108.1)、「△」(A15.6.61.1)などが記された文書がみられており、今後、他のファイルの状況と合わせて考察すべき点である。

さらに、元禄 11 年(1698)・12 年・15 年の出生届では朱による書き込みがみられた(写真 1)。文書冒頭に記されたものが多く、いずれも「生帳一之内」などと情報元を示して書き出される。これは藩宗門方が管理する「生帳」(出生簿)の第一冊目に記されることを示すと思われる。他の朱書情報などを総合すると「生帳」は一から十六までを確認でき、少なくとも 16 冊存在したことになる。また、A15.2 では「生帳一之内」から「生帳十六之内」までがほぼ順番に並べられていた。貞享 4 年(1687)、臼杵藩は幕府発令の「切支丹禁制覚」を藩の重役たちに伝え類族の監視を開始しており、朱書との関連も考えられる。なお、貞享 4 年の文書にはこの朱書が全くみられないが、これは全てが死亡届であることが主たる理由と思われる。本朱書は A15 においては出生届にしか記されていないからである。この朱書は元禄 15 年(1702)を最後に姿を消し、その後は端裏書の頭に朱点が記されるという例(写真 2)がみられるようになる。享保 11 年(1726)～14 年あるいは本ファイルにおける最後の年号である宝暦 3 年(1753)の出生届にもそれが記されている。そして、この端裏書の頭の朱点と本文表題周辺の「生帳」から始まる朱書の両方が記された文書は本ファイル内には 1 点もみつからなかった。

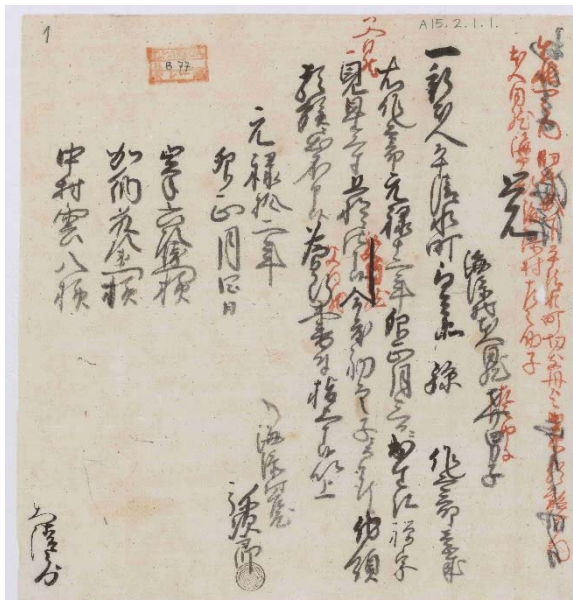


写真 1 朱書例(A15.2.1.1)

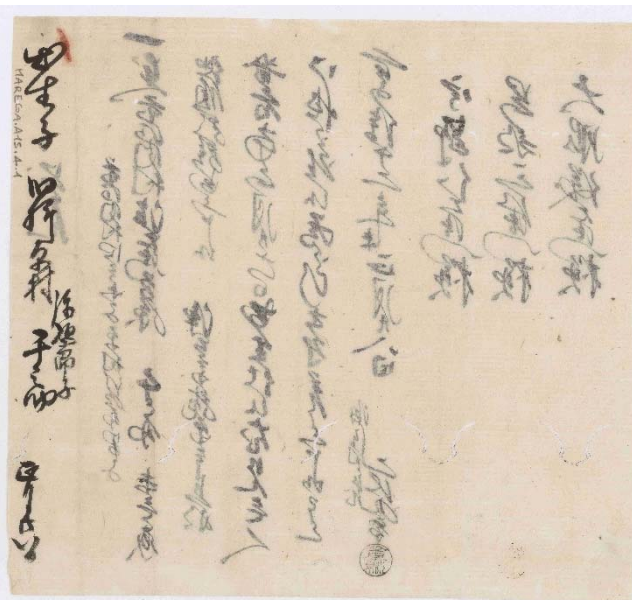


写真 2 朱点例(A15.4.1)

使用言語：日本語・伊語

記述日：2017/12/5

記述者：平井義人

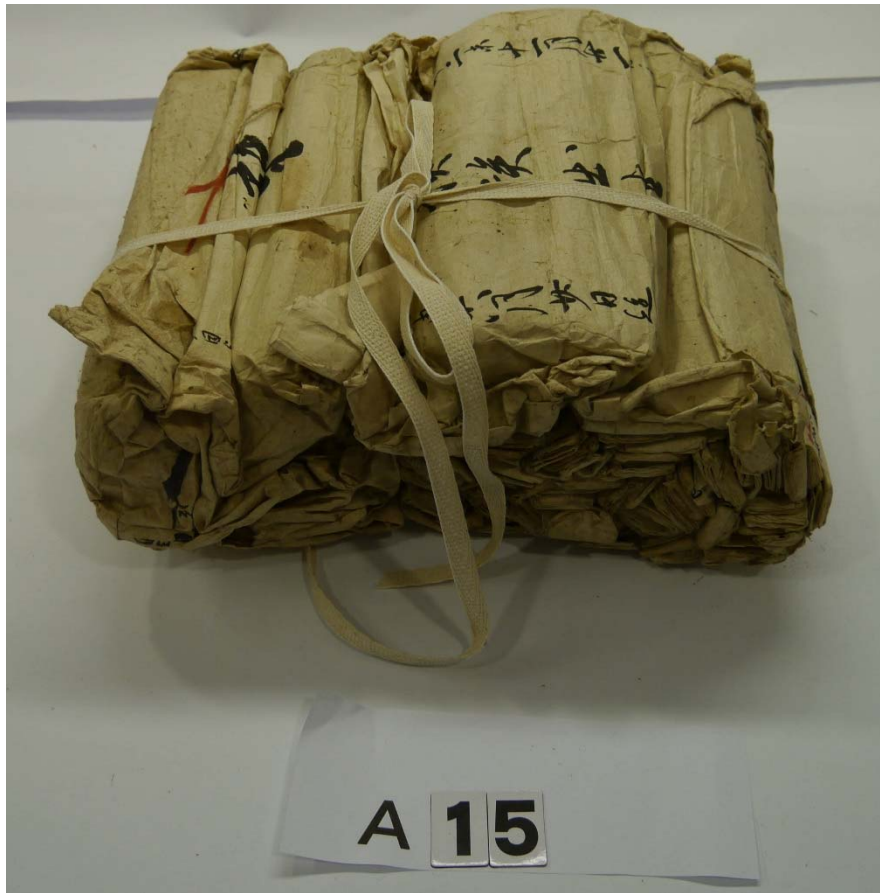


表 1) A 1 5 各袋内史料の記載年号と内容

元号	西暦	A15-2	A15-3	A15-4	A15-5	A15-6	計	出生以外
袋表記		出生子書附入	類族出生	類族出生	類賊出生	類族出生		
		元禄11年11月21日ヨリ同12年6月20日	享保14西年6月21日ヨリ同11月20日	享保11年11月21日ヨリ同12年6月20日迄	享保12未11月21日ヨリ同13申6月20日迄	享保17年6月21日より同11月20日迄		
貞享 4	1687					27	27	27
元禄 1 1	1698	24					24	0
元禄 1 2	1699	118				69	187	60
元禄 1 4	1701					106	106	106
元禄 1 5	1702					203	203	191
元禄 1 6	1703					1	1	1
元禄 1 7	1704					2	2	2
宝永 1						2	2	2
宝永 8 (正徳1)	1711					1	1	1
正徳 5	1715					2	2	2
正徳 6	1716					2	2	2
享保 1 1	1726			13			13	4
享保 1 2	1727			94	28		122	16
享保 1 3	1728				87		87	17
享保 1 4	1729		74				74	0
寛保 1	1741					1	1	0
延享 3	1746					1	1	0
宝暦 2	1752					1	1	1
宝暦 3	1753					8	8	6
年号判読不可						3	3	2
年号なし		35			2	4	41	4
計		177	74	107	117	433	908	444
出生以外		0	0	18	19	407		444

表2) A15-5内の全死去報告文書と同一人物の出生報告文書

	史料番号(死去)	名前	死亡年	死亡日	史料番号(出生)	誕生年	誕生日	備考
1	A15-5-1-1-4-1・2	七之助	享保13年	2月19日	A15-5-1-1-4-3	享保13年	2月14日	○
2	A15-5-1-1-2-1・2	市之助	享保13年	6月14日	A15-5-1-1-5	享保12年	12月2日	×
3	A15-5-1-1-3-1・2	きい	享保12年	1月14日	A15-5-1-1-6	享保12年	11月20日	×
4	A15-5-1-1-7-1・2	助四郎	享保13年	2月3日	A15-5-1-1-7-3	享保13年	1月28日	○
5	A15-5-1-1-9-1・2	清左衛門	享保13年	2月9日	A15-5-1-1-8	享保13年	1月4日	×

※備考欄の○は死去文書と出生文書と一緒に折り込まれていたもの。×は別々だったものである。

表3) A15-6内の全出生報告文書と同一人物の死去報告文書

	史料番号(出生)	名前	誕生年	誕生日	史料番号(死去)	死亡年	死亡日	備考
1	A15-6-3-3	三右衛門	元禄12年	8月9日	A15-6-3-1・2	元禄12年	8月14日	○
2	A15-6-20-3	藤市	元禄15年	1月27日	A15-6-20-1・2	元禄15年	2月5日	○
3	A15-6-44-2	五三郎	元禄15年	2月5日	A15-6-44-1・3	元禄15年	4月9日	○
4	A15-6-53-3	さわ	元禄12年	7月1日	A15-6-53-1・2	元禄12年	7月13日	○
5	A15-6-88-3	七助(介)	元禄12年	8月6日	A15-6-88-1・2	元禄12年	閏9月8日	○
6	A15-6-93-2	きやう	元禄12年	7月2日	A15-6-93-1・3	元禄12年	7月3日	○
7	A15-6-97-2	けさ	元禄12年	6月24日	A15-6-97-1・3	元禄12年	9月4日	○
8	A15-6-99-2	たま	元禄12年	7月16日	A15-6-99-1・3	元禄12年	10月26日	○
9	A15-6-104-1	かや	元禄15年	1月5日	A15-6-104-2・3	元禄15年	2月19日	○
10	A15-6-106-1	ふめ	元禄15年	2月26日	A15-6-106-2・3	元禄15年	4月27日	○
11	A15-6-110-3	きち	元禄12年	10月30日	A15-6-110-1・2	元禄12年	11月5日	○
12	A15-6-114	平右衛門	寛保1年	10月4日	-	-	-	-
13	A15-6-117	勝次	宝暦3年	11月6日	-	-	-	-
14	A15-6-118	文左衛門	宝暦3年	9月2日	-	-	-	-
15	A15-6-120	さよ	延享3年	10月19日	-	-	-	-
16	A15-6-127-3	三十郎	元禄15年	1月5日	A15-6-127-1・2	元禄15年	1月8日	○
17	A15-6-128-1	清七	元禄15年	6月16日	A15-6-128-2・3	元禄15年	6月21日	○
18	A15-6-150-2	松之助	元禄15年	2月11日	A15-6-150-1・3	元禄15年	2月21日	○
19	A15-6-155-2	つな	元禄15年	2月10日	A15-6-155-1・3	元禄15年	2月13日	○
20	A15-6-156-3	たつ	元禄15年	2月23日	A15-6-156-1・2	元禄15年	2月27日	○
21	A15-6-157-2	小八	元禄15年	2月16日	A15-6-157-1・3	元禄15年	4月19日	○
22	A15-6-158-2	藤九郎	元禄12年	閏9月17日	A15-6-158-1・3	元禄12年	閏9月24日	○
23	A15-6-167-3	まつ	元禄15年	3月22日	A15-6-167-1・2	元禄15年	4月18日	○
24	A15-6-170-3	甚市郎	元禄15年	1月11日	A15-6-170-1・2	元禄15年	2月14日	○
25	A15-6-174-3	いち	元禄12年	閏9月6日	A15-6-174-1・2	元禄12年	閏9月19日	○

※備考欄の○印は出生文書と死去文書と一緒に折り込まれていたこと。-は出生文書と一致する

人物の死去文書がA15-6内には見つからなかったことを表している。

## A16

資料記号：maregaA16

標 題：フォンド・マレガ ファイル A16

年 代：1635 年～1959 年

主 年 代：17 世紀・20 世紀のものもあるが、主な作成年代は 18 世紀から 19 世紀中葉

年代註記：寛永 12 年(1635)～昭和 34 年(1959)

記述レベル：ファイル

数 量：レコード数 649 件(内訳：状 342、縦帳 44、横帳 6、綴 5、絵図・地図 2、ノート 1、カード 14、葉書 10、紙片 118、原稿 2、袋 6、包紙 46、封筒 13、新聞 12、紙綴 10、紐 17、付箋 1、厚紙 1)

物的状態註記：2013 年の概要調査開始当初よりバチカン図書館の殺菌用無酸素システムの特殊プラスチック製袋に入った状態であったため、それ以前に収納されていた容器の有無やその概要などは不明である。紙紐・麻紐・新聞紙・ツツミ紙・封筒などで区分された八つのまとまりからなる。2013～2016 年の概要調査を通じて保存措置が講じられ、現在は中性紙の保存用封筒や簡易な畳紙に収められ、専用容器に収納されている。

出所・作成：マリオ・マレガ。マレガ収集文書の主な出所は臼杵藩宗門方。一部、府内藩などを出所とする。

地 名：大分県臼杵市・大分市、東京都目黒区碑文谷

役 職 等：サレジオ会宣教師

伝 来：1953 年にマリオ・マレガよりバチカンへ寄贈された。1959 年のイタリア新聞などもみられ、一部の追加・混入も考えられる。

範囲と内容：A16 は八つのまとまりからなる。それらは、1930～50 年代の新聞紙・ツツミ紙・封筒・紙紐・麻紐などによって一括された文書や、マレガあるいは協力者が記したメモが大半である。ツツミ紙として使われた新聞紙の年次からは、1930 年代後半から 1940 年代前半のマレガによる資料整理・活用を推定できる。ただし一部に、近世に作製されたと思われる紙綴で括られた同じ年次の文書の一群があり(A16.7.3.2、A16.7.4.1、A16.7.4.2 など)、これらは臼杵藩宗門方の整理・管理の痕跡とみることもできる。

A16.1 は紺色のツツミ紙で包まれたものが中心で、「御入箇目録」「日記」など臼杵藩宗門方の物品請払いや日常勤務に関する資料、「支配中家内附」など臼杵藩士各家の家族人数がわかる資料を収める。

A16.2 は、マレガ番号 B895～909 の文書が新聞紙によって包まれており、臼杵藩士が差出人となっている資料を集めたものと思われる。

A16.3 は、マレガが記入したカード 5 枚が積み重ねられている。

A16.4 は、マレガによる資料整理や分類作業の実態がよくわかるまとまりである。中でも A16.4.4.1.1「Catalogo dei documenti nella persecuz. in Giappone D. Marega 1938 (マレガ・カタログ)」は、マレガが付した資料番号(マレガ番号)に基づく資料整理台帳であり、収集した文書に 1～1000、M1～M1000、B1～B941 の番号を付与し、それぞれの作成年代や分類・概要が記入されている(ただし M801～B13 は作成年代のみ)。本資料群の管理・伝来を考察するうえで、最も基本的な資料となる。

以下、A16.4のうち、マレガの整理・分類意図が推測できるものを列記しておく。

A16.4.1.2：寺社奉行管轄の文書および明治維新後の文書をまとめたもので、宗門方とは異なる性質のものとマレガが判断した資料群。A16.4.1.3：宗門方役人や代官所が踏絵帳面を作成する用紙を諸用方などから受け取り、使途と残数を記した証文の綴。紐の種類や綴じ位置から考えて、明らかに後年に編綴されたものであり、マレガの手による可能性もある。A16.4.1.4：マレガ番号 B74 として登録した書状や豎帳の断簡を収める。A16.4.2.2.1：逗留延期願いに関する書付。A16.4.2.2.2：帰参・引越についての書付。A16.4.2.2.3：縁付に関する文書。A16.4.4：マレガが行った資料整理に関わる台帳・メモ類を集積したもの。A16.4.6：裁断された豎帳などの断簡復元を目的として集められたものであり、出所は岡藩である可能性がある。A16.4.7.1～3：切支丹禁制一般に関わる帳面や臼杵藩以外の諸藩の宗門改めに関する文書。A16.4.7.4：元禄 2 年(1689)8 月～9 月の類族出生に関する綴。各文書には異なるマレガ番号が付与されており、これも後年にマレガによって綴られた可能性がある。A16.4.7.10：文政 12 年(1829)の「生死出入之者覚」を集めたもの。A16.4.7.11～12：宗門方で作成した文書収納袋のまとまり。A16.4.8：マレガによるメモ類を集積したまとまり。

続く A16.5 および A16.6 は、臼杵家中に関わる「切支丹宗門御改ニ付御書物之事」や「家内附」などをまとめている。

A16.7 は、昭和 34 年(1959)6 月 25 日付の「IL QUOTIDIANO」という新聞紙に包まれていたもので、寛永 12 年(1635)11 月に三重下村組宮尾村の農民が提出した「きりしたん宗門御改ニ付起請文前書事」(A16.7.2.1～12)、延宝 7 年(1679)正月に臼杵藩領内の寺院が提出した「切支丹宗門御改ニ付御書物之事」(A16.7.4.1.1～17)、元禄 16 年(1703)正月の同文書(A16.7.4.2.1～13)、宝永 2 年(1705)正月の同文書(A16.7.3.2.1～A16.7.3.31)が中心である。これらは、いずれも宗門方の文書管理秩序を比較的温存した形で残されており、これ以外の資料の秩序のあり方とは明らかに異なる。包んだ新聞紙の年月日から 1939 年以降に東京よりバチカンへ追送されたものと考えられる。

A16.8 は、臼杵藩による踏絵で居踏を行う者を調査した「病人御改之帳」「病人附」、ならびに府内藩の宗門改めに関する文書を集積したものと推測される。

**使用言語**：日本語、伊語、英語(新聞)、ローマ字

**記述日**：2017/11/15

**記述者**：太田尚宏



## A17

資料記号：maregaA17

標 題：フォンド・マレガ ファイル A17

年 代：1697年～1940年

主 年 代：1697年、1834年～1847年

年代注記：元禄 10 年(1697)、天保 5 年(1834)～弘化 4 年(1847)

記述レベル：ファイル

数 量：280 レコード(内訳：状 22 [元堅帳 3 程・折 3・貼紙あり 2 を含む]、堅帳 151 [貼紙あり 26]、綴 4、新聞 5、封筒 10、包紙 69、厚紙 6、カード 1、紙片 12)

物理的状态注記：A17 は、3 つの文書群を一括して保存袋に収納したものであり、調査においてそれぞれに番号を与えた。A17.1 は、英字新聞紙でくるまれた、厚みのある文書群(約 30cm×22cm)である。これらは綿テープでくくられ、手書きカード(約 7 cm×13 cm)1 枚が添えられていた。新聞の下と中に保護用とみられる厚紙がおかれ、ほとんどの文書はピンク色の薄紙に挟まれていた。A17.2 は、堅帳を厚紙と日本の新聞紙でくるんだ状態であった。A17.3 は、多数の薄い堅帳や状を、厚紙と日本の新聞紙でくるみ、カードを一番上に添えた状態であった。ほとんどの文書に、マレガの自筆と思われるメモ入りの封筒や、薄紙が添えられていた。以上のことから、A17 は全体的にかなり分類・整理の手が入った文書群という印象を受ける。

出所・作成：マリオ・マレガ。日本の古文書は臼杵藩宗門方を原出所とする。

履 歴：フォンドと同様

地 名：大分県臼杵市・大分市、東京都目黒区碑文谷

役 職 等：サレジオ会宣教師

伝 来：1953 年にマリオ・マレガよりパチカンへ寄贈

入 手 源：フォンドと同様

範囲と内容：マレガ関係資料と、マレガが収集した臼杵藩宗門方の文書群からなる。マレガ関係資料では、包装に使われた新聞紙が目される。A17.1 は、1940 年 11 月 17 日付の英字新聞(大阪毎日)、A17.2 は、昭和 15 年(1940)11 月 13 日付の豊州新聞、A17.3 は昭和 15(1940)年 11 月 13 日付および昭和 13 年(1938)2 月 3 日付の大分新聞で包装されていた。これらはマレガの購読紙であった可能性がある。また、1940 年 11 月 17 日以降の近い日付で資料を包装する機会があったことがうかがえる。また数点にすぎないが、資料の分類に使用された包材の中に、マレガの交流関係や研究活動を知ることのできる封筒、講演演目のチラシ(「古事記と聖書」)が含まれている。なお添付カードには「Don Marega」との記載があり、これはマレガ以外の別人の手によるものと思われる。誰がどのタイミングで文書の分類整理に関わったのか、研究する余地がある。

臼杵藩宗門方を出所とする文書群では、A17.1 のうちに天保 5 年(1834)および文政 13 年(1830)～弘化 4 年(1847)間の「宗門御改ニ付毎月仕上五人組御書物」と「生死出入之覚」である。後者は単体の状として入っているものと、前者の堅帳と一緒に綴じられているものがあつた。これらは村方から臼杵藩宗門方へ提出されたとみられる。A17.2 の文書群は、元禄 10 年(1697)の「家内人数之覚」である。状と堅帳の形式である程度まとまった点数

があり、宗門改めの際に組、支配、家の各長(藩士)が提出したものとみられる。A17.3は大部分が寛政(表紙のみ)・文政・天保・弘化年間(およそ18世紀後期から19世紀前半まで)の「宗門御改ニ付毎月仕上御書物」である。またA17.1と同様、「生死出入之覚」が単体もしくは縦帳に張り込まれていた。このほか天保15年(1844)の「切支丹宗門踏絵御改ニ付家内帳」と表題の付された文書2点が収められている。各冒頭には、キリシタンと日本の神々にキリシタンではないことを誓ういわゆる南蛮誓詞の文言がみえるが、これは禁教初期に使用されたものであり、ここでの利用経緯が興味深い。

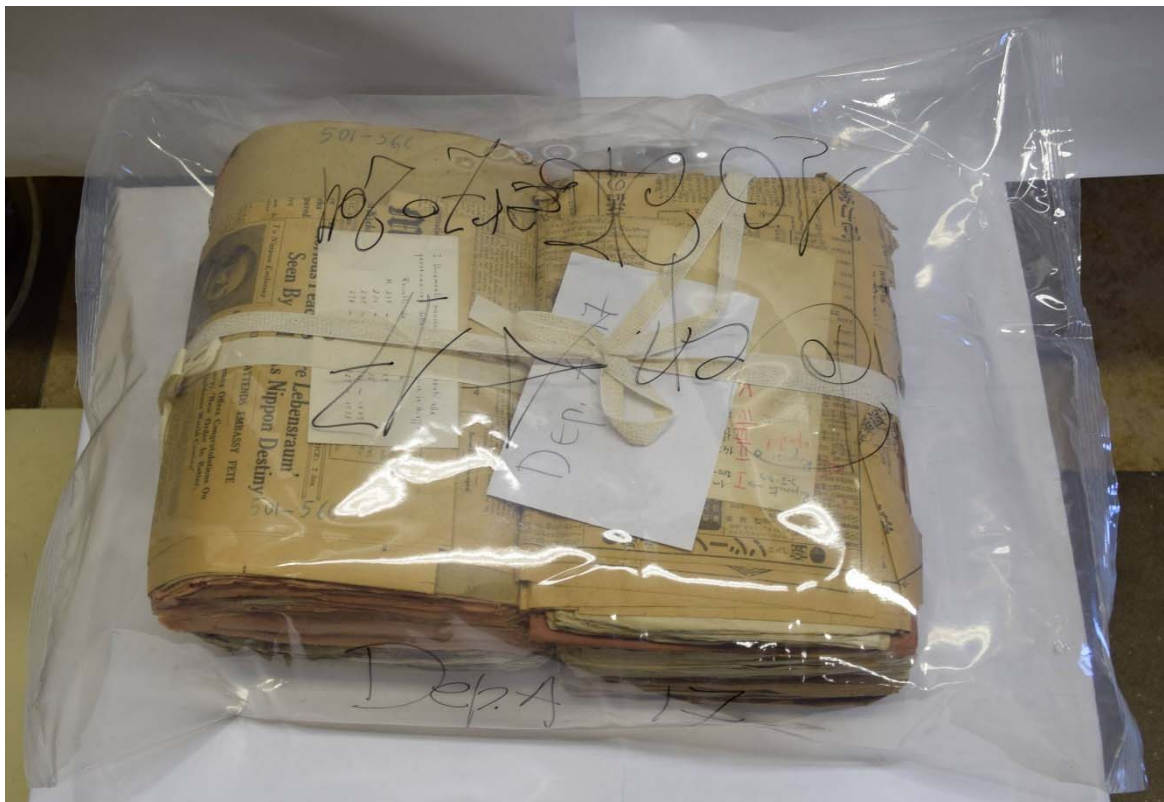
なお、文書のなかには、マレガが文書管理のために付与した番号(マレガ番号)を記したものがみられ、A17では、A17.1に①M501～566、A17.2では②M567～631、A17.3では③M248～266 および④M348～384(欠番あり)の番号が記入されている。これらのマレガ番号は③を除き、A10.1.1のカードにもみられる。カード上には他に305～321、386～392、427～500の番号記載があり、このうち305～321はA5、427～500はA10の文書のなかにも実際に確認できる。そしてこのカードには、「農民と兵士の動態調査」、「小包番号2番」と記されている。したがってカード作成段階ではA5・A10・A17などの一部はともに同じ小包に納められていたが、保存・管理のなかで分割されたものと考えられる。

以上の文書群の範囲と内容からは、マレガとバチカン図書館では、文書の分類・整理方法に方針の違いがあったことがうかがえる。バチカン図書館で誰がどの時期に、どのような方針で文書を分類・整理したか、注意を要する点といえる。

使用言語：日本語、伊語、英語(新聞)

記述日：2018/11/18

記述者：清水有子



A18

資料記号：maregaA18

標 題：フォンド・マレガ ファイル A18

年 代：17 世紀後半～18 世紀前半

主 年 代：1786・7 年、1803 年

年代注記：天明 6・7 年(1786・7)、享和 3 年(1803)

記述レベル：ファイル

数 量：25 レコード(内訳：刊本 15、絵葉書 4、カード 2、紙片 2、新聞 1、包紙 1)

物理的状态注記：バチカン図書館の保存袋に収納管理されていた。全体は三つからなり、a. 5 冊は英字新聞紙「The Register」(1950 年 8 月 13 日)でくるまれ、b. 6 冊は無地の包紙でくるまれ、c. 残り 4 冊はそのままの状態であった。これらが綿テープで束ねられ、「A18」と書いた紙片が添えられていた。また b.には神社などの絵葉書が数枚挟まっていた。

出所・作成：マリオ・マレガ

履 歴：フォンドと同様

地名：大分県臼杵市・大分市、東京都目黒区碑文谷

役 職 等：サレジオ会宣教師

伝 来：1953 年にマリオ・マレガよりバチカンへ寄贈

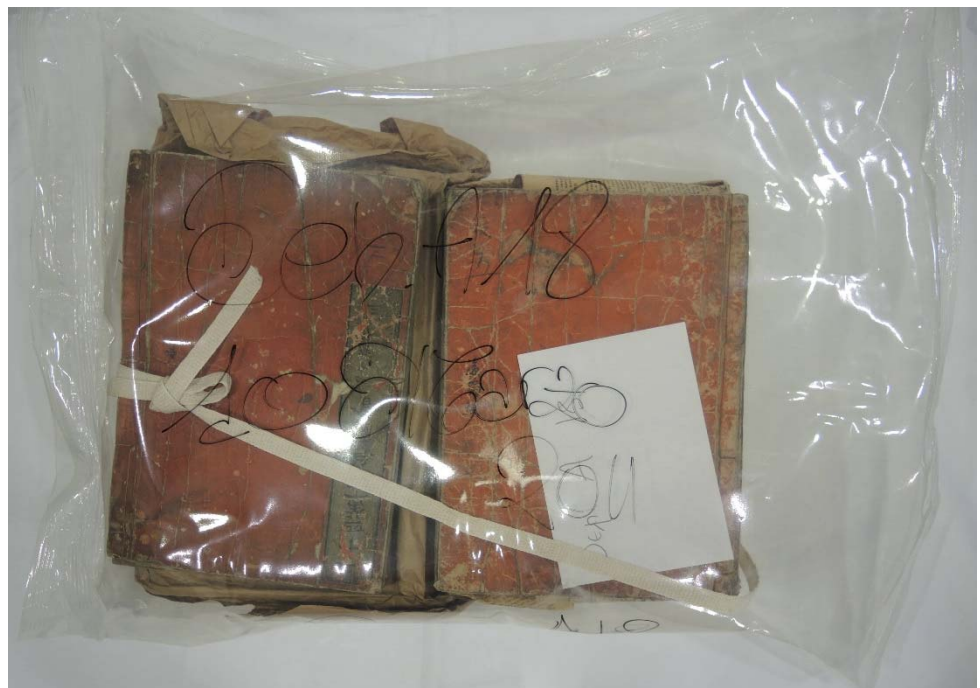
入 手 源：フォンドと同様

範囲と内容：すべて地誌類の和装刊本であり、a.は『拾遺都名所図会』、b.『都名所図会』、c.『二十四輩順拝図会』である。各刊行年は a.天明 7 年(1787)、b.安永 9 年(1780)、c.前編：享和 3 年(1803)、後編：文化 6 年(1809)である。

使用言語：日本語、伊語、英語(新聞)

記述日：2018/11/14

記述者：清水有子



## A19

資料記号：maregaA19

表題：フォンド・マレガ ファイル A19

年代：1697年、1713年、1714年、1718年、1719年、1721年

主年代：1713年、1714年、1718年、1719年、1721年(年不詳1点と紙縫を除く)

年代注記：元禄10年(1697)、正徳3年(1713)、正徳4年(1714)、享保3年(1718)、享保4年(1719)、享保6年(1721)

記述レベル：ファイル

数量：レコード数は、A19.1は1点(カード1点)。A19.2は376点(古文書370点、紙袋1点、綴紐2点、資料群を説明した断簡1点、包2点)。A19.3は433点(古文書428点、綴紐1点、紙袋1点、新聞1点、ツツミ紙1点、紙縫1点)。A19.4は210点(古文書201点、紙袋1点、紙縫8点)

出所・作成：マリオ・マレガ。日本の古文書は白杵藩宗門方を原出所とする。

履歴：フォンドと同様

地名：大分県白杵市・大分市、東京都目黒区碑文谷

役職等：サレジオ会宣教師

伝来：1953年にマリオ・マレガよりバチカンへ寄贈

入手源：フォンドと同様

物的状態注記：A19は、カード1点(A19.1)と3つの資料群(A19.2、A19.3、A19.4)から構成される。

A19.2は、「正徳三年巳十一月廿一日方同四年午六月廿日迄 類族死失」と記された江戸期の紙袋(A19.2.0)に収められていた類族の死失に関する資料群である。資料の作成年代は袋書きの通り1713～14年であり、袋にも「1713-14」とのペン書きがある。

A19.3の文書群は「類族死失 享保六丑年六月廿一日 同十一月廿日迄」と記された江戸期の紙袋に入れられ、その上から包装紙で包み、さらに1938年2月26日付けの新聞紙「THE OSAKA MAINICHI & THE TOKYO NICHU NICHU(英字版)」で包まれた上、麻紐で十文字に縛られていた。袋内の文書群はA19.3.2の47点のみ紙縫紐で一括され、他は寺と村を差出人とする同一案件の死骸改証文2通を重ねて一緒に巻き込まれていた。ただしA19.3.1.61の法音寺からの死骸改証文の場合は、村からの文書が付せられていなかった。

A19.4は、文書群が「享保三戌年十一月廿一日方同四年六月廿日迄 類族婚儀、所替証文、養子離別、剃髪、御直参奉公人附届、御家中又者奉公人、家内引越、出入付届証文、崩家、庄屋譲証文」と記された江戸期の紙袋に入れられていた。袋内の文書群は、個別2通を除いて紙縫で八つにまとめられていた。

範囲と内容：A19.1は、A19.2～A19.4の資料群をイタリア語で図書カードに説明したもので、「Documenti manoscritti riguardanti alla persecuzione della Chiesa Cattolica in Giappone」 「No. M.80.81.82 e altri due」 「A.D.1713～1801」と書かれる。

A19.2の大半を占める類族の死失証文は、①村(村役人と五人組)・町(町年寄と五人組)を差出人とする文書176点、②武士を差出人とする文書4点、③移住先の幕府領からの伝達文書2点、④寺院を差出人とする文書182点からなる。なお、④の文書182点の内

5点は江戸の寺院から送られたものである。類族死亡にともなう死骸改証書類は基本的に村・町、武士からのものと、寺院提出のものとの対をなして宗門方に保管されていたようである。なお、A19.2には、①寺院が類族であったことを示す資料(A19.2.9.1、A19.2.9.2、A19.2.158.1、A19.2.158.2)、②庄屋の身内が死亡した場合の見届け体制を示す資料(A19.2.10.1、A19.2.124.1)、③本人同然の者が死亡した場合の塩詰処置を示す資料(A19.2.96.7.1、A19.2.96.7.2)などが見受けられる。とりわけ①のA19.2.9.1とA19.2.9.2は、野津黍野村了仁寺の開基で、キリシタンを仏教徒へと教化する中心となった玄順の妻が転び切支丹であったことが記されている。またA19.2.158.1とA19.2.158.2は、キリシタンを受け入れた野津の寺院の一つ正光寺の先住の妻が切支丹宗門転本人同然であったことを記しており、村社会への浸透状況を検討するうえで興味深い。

A19.3には、袋の表題とは関係のない出生届が8通混入している。その内の7通までが紙縊紐で一括されたA19.3.1.2の中にあつた。また8通の内6通は、早世であったことにより、死骸改証文(村と寺からのもの2通)と一緒にまとめられたものと考えられる。子供の出生と死亡の間の日数は、長いもので1ヶ月以上であり、これが2件ある。他の2通の出生届は死骸改証文を伴っておらず、なぜこれらの出生届が単独で本資料群に入れられたのかは詳らかでない。本資料群中の出生届8通は、以下の通りである(表3参照)。

①死骸改証文と一緒にまとめられていたもの

A19.3.1.2.3.3 / A19.3.1.2.13.2 / A19.3.1.2.14.2 / A19.3.1.2.16.2 /  
A19.3.1.2.19.2 / A19.3.1.2.21.2

②死骸改証文を伴っておらず出生届単独で納められていたもの

A19.3.1.2.17 / A19.3.1.90

また、死骸改証文を発給した庄屋と寺、及びそれぞれの発給数は次表(表1、表2)の通りである。庄屋数は43、寺数は34である。

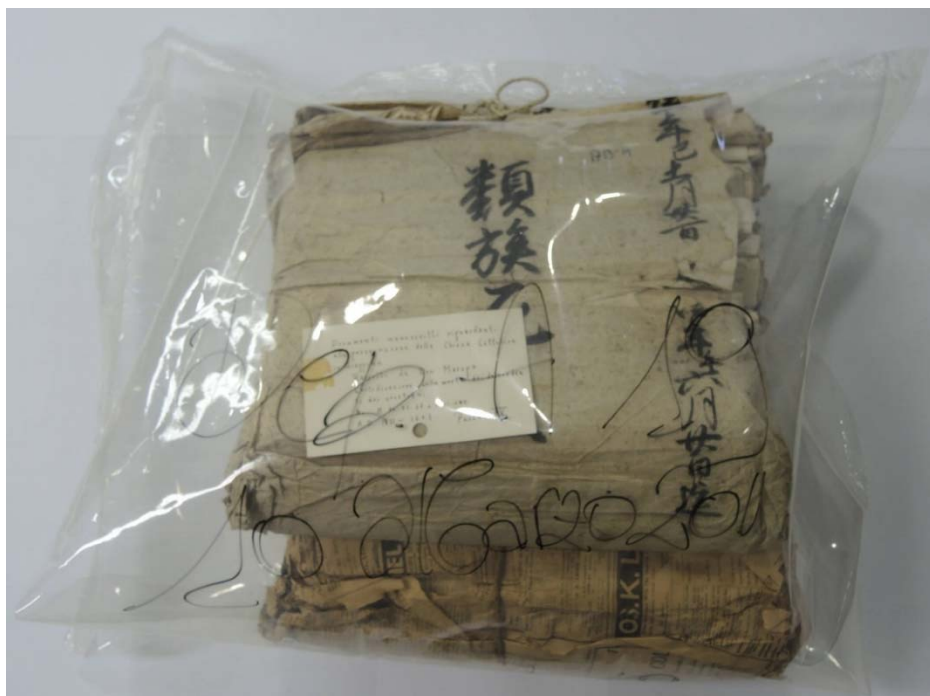


表1) A19.3内の庄屋別報告文書数

村code	差出庄屋名	死亡届	出生届
<b>大分郡</b>			
010	植田市村庄屋	1	
012	宗方村庄屋	2	
018	戸次長小野村庄屋	2	1
023	戸次原村庄屋	1	
025	利光村庄屋	3	
026	川床村庄屋	4	※2
028	備後村庄屋	1	
033	横尾村庄屋	6	1
034	森村庄屋	7	
035	森町村庄屋	11	
038	葛木村庄屋	1	
039	家嶋村庄屋	2	
<b>海部郡</b>			
040	毛井村庄屋	15	
044	久所村庄屋	3	
045	丹生原村庄屋	11	1
048	岡村庄屋	1	
052	市尾村庄屋	2	
053	佐志生村庄屋	6	
058	藤河内村庄屋	3	
064	末廣村庄屋	4	
068	大野村庄屋	2	
076	江無田村庄屋	3	
089	搔懐村庄屋	10	
103	野村庄屋	2	
108	海添村庄屋	5	
110	大泊村庄屋	1	
118	道尾村庄屋	1	
135	東神野村庄屋	1	1
<b>大野郡</b>			
152	落谷村庄屋	36	※1
162	田中村庄屋	1	
185	生野原村庄屋	2	
197	廣原村庄屋	14	1
200	黍野村庄屋	12	
221	山奥村庄屋	9	
228	一木村庄屋	1	
242	竹脇村庄屋	10	
245	小坂村庄屋	1	
248	宮尾村庄屋	1	
257	百枝村庄屋	3	
261	市場村庄屋	2	
269	上玉田村庄屋	1	
277	小津留村庄屋	1	
—	その他(武士ほか)	2	
	計	207	8

注1) ※に死亡届を伴わない出生届が各1通づつ含まれている

注2) 村codeとは「元禄郷帳」により付与した村識別のための番号である

表2) A19.3内の寺別報告文書数

	寺名	宗派	死亡届
1	安養寺	真宗	9
2	願行寺	禅宗	4
3	月桂寺	禅宗	2
4	光國寺	真宗	4
5	香林庵	禅宗	1
6	光蓮寺	真宗	1
7	慈眼寺	禅宗	3
8	浄運寺	浄土宗	2
9	正光寺	真宗	2
10	正龍寺	真宗	4
11	乗蓮寺	真宗	1
12	丈六寺	禅宗	1
13	善正寺	真宗	8
14	専想寺	真宗	32
15	専念寺	浄土宗	9
16	善法寺	真宗	18
17	尊形寺	真宗	15
18	大橋寺	浄土宗	6
19	大念寺	浄土宗	1
20	大樂寺	禅宗	2
21	長林寺	禅宗	1
22	當陽寺	禅宗	2
23	福聚院	禅宗	1
24	普現寺	禅宗	21
25	法雲寺	禅宗	3
26	法音寺	日蓮宗	3
27	寶蓮寺	真宗	1
28	妙正寺	真宗	5
29	龍原寺	浄土宗	3
30	龍泉寺	浄土宗	12
31	了因寺	真宗	3
32	了仁寺	真宗	26
33	蓮照寺	真宗	1
34	蓮城寺	真言宗	1
	計		208

表3) A19.3中の出生届と死亡届との関係

	出生届史料番号	名前	誕生年	誕生日	届出日	村差出死亡届史料番号	死亡日	届出日
1	A19.03.01.02.03.03	幸助	享保6年	10月10日	10月14日	A19.03.01.02.03.01	10月20日	10月20日
2	A19.03.01.02.13.02	甚七	享保6年	7月15日	7月19日	A19.03.01.02.13.01	閏7月23日	閏7月23日
3	A19.03.01.02.14.02	いそ	享保6年	閏7月8日	閏7月10日	A19.03.01.02.14.01	閏7月20日	閏7月20日
4	A19.03.01.02.16.02	七郎右衛門	享保6年	閏7月11日	閏7月14日	A19.03.01.02.16.01	閏7月27日	閏7月28日
5	A19.03.01.02.19.02	太郎八	享保6年	7月20日	7月24日	A19.03.01.02.19.01	閏7月2日	閏7月2日
6	A19.03.01.02.21.02	喜平次	享保6年	9月28日	10月4日	A19.03.01.02.21.01	11月22日	11月24日
7	A19.03.01.02.17	つる	享保6年	閏7月21日	閏7月24日	なし		
8	A19.03.01.90	ろく	享保6年	6月26日	6月27日	なし		

A19.4は、全ての文書が臼杵藩領内の村役人や武家組の頭などから臼杵藩宗門方に提出された報告文書である。その内容は、紙袋表書に記されているように、類族に関して多岐にわたっており(表4)、類族の増減に関する「出生」・「死失」以外の全ての内容を含むと考えられる。また、婚儀や養子・離別・引越に関する文書は、関係する双方の村役人などが報告しており、臼杵藩宗門方は2つの村から差し出された2通を巻き込んで保管していたと考えられる。

また、元禄10年(1697)の2通及び年不詳(酉年)の1通を除き、収納されていた江戸期の紙袋表書に記されていた享保3年(1718)11月21日から享保4年(1719)6月20日までの文書が納められている。このことから、この文書群には臼杵藩宗門方の整理・管理の痕跡が色濃く残っていると考えられる。

またこの文書群は紙縫で八つのまとまりに分けられているが、各まとまりは提出月ごとのまとまりでも内容的なまとまりでもなく、混在している。このまとまりが、臼杵藩宗門方によるものかは不明である。

表4) A19.4の文書の内容・作成年月の集計

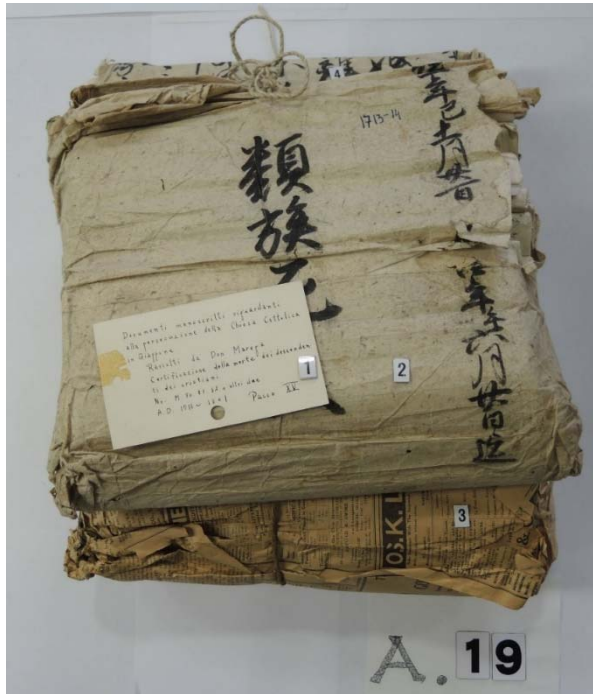
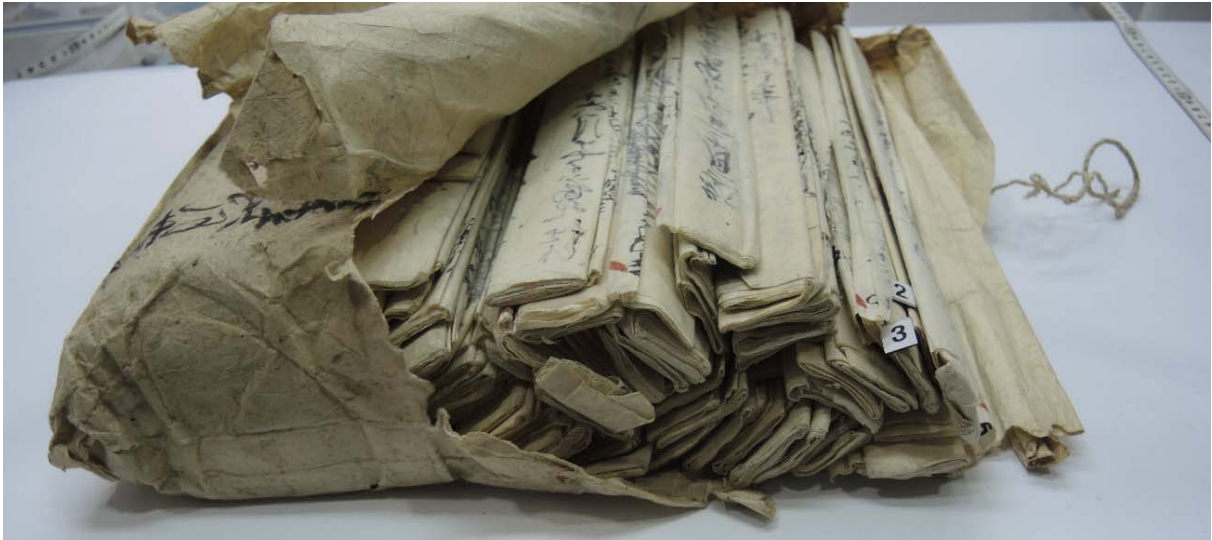
	享保3年		享保4年						他	計
	11月	12月	正月	2月	3月	4月	5月	6月		
婚儀		34	20	16	30	15	6		2	123
養子				1		2		1		4
離別		3			2		1			6
剃髪		1	1	1	3	3		1	1	11
奉公	4	2	1	4	2	1				14
引越		7	8	3	14	2	2	7		43
計	4	47	30	25	51	23	9	9	3	201

他：婚儀の2通は元禄10年12月、剃髪の1通は年不詳(酉年)

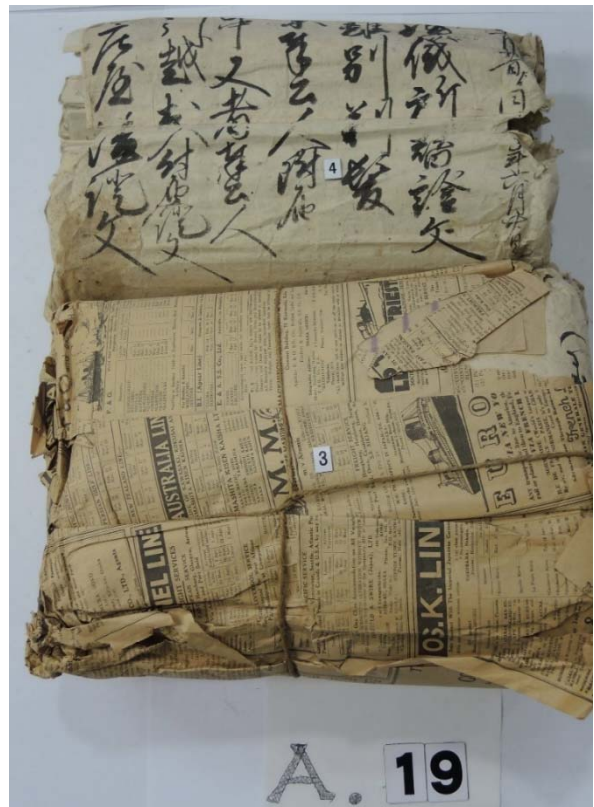
使用言語：伊語1件・英語1件(新聞)・日本語1006件(古文書、紙袋、包)

記述日：2018/10/1

記述者：平井義人・佐藤晃洋・大津祐司



A. 19



A. 19

資料記号：maregaA20

表題：フォンド・マレガ ファイル A20

年代：1702年～1789年

主年代：江戸時代

年代註記：元禄15年(1702)～寛政6年(1794)

記述レベル：ファイル

数量：レコード(内訳：古文書・状 1241、新聞 1、紐 10、包紙 6、紙片 8、紙縫 24)

物的状態註記：A20は、2つの文書群(A20.02.01、A20.02.02)が新聞紙(イタリア紙 IL TEMP O 1959年5月17日版)に包まれ、保存用綿テープで一括されていた。A20.02.01とA20.02.02は、それぞれ袋に納められており、A20.02.01の袋には「宝暦十三未年十一月廿一日より、類族婚儀所替、御直参奉公人付届、養子離別剃髪、御直参奉公人付届、御家中又者奉公人、家内引越出入付届証文、「同十四申年六月廿日まで」、A20.02.02の袋には「明和元申十一月廿一日より、類族婚儀所替証文、養子離別剃髪、御直参奉公人付届、御家中又者奉公人、御家内又者奉公人、家内引越出入付届証文、同二酉〔<sup>とり</sup>〔<sup>破</sup> 損〕〕」と納めてある文書の年代と種別が記されている。

出所・作成：マリオ・マレガ。日本の古文書は白杵藩宗門方を原出所とする。

地名：大分県白杵市・大分市、東京都目黒区碑文谷

役職等：サレジオ会宣教師

伝来：1953年、マリオ・マレガよりバチカン図書館が寄贈を受ける。

範囲と内容：A20.02.01は、9のまとまりから構成される。それぞれが帯紙で束ねられ、麻紐で結わわれていた。形態は全て状である。帯紙にはそれぞれマレガ番号で「B83」と記されている。各まとまりの年代と点数は【表1】の通りである。総点数は585点であり、宝暦期が多数を占めている。

内容は、多くが領民の転入・転出に関するものである。何らかの事情による引越届は190件であるが、養子縁組(144件)・婚儀(56件)も引越をとまなう場合がほとんどであることから、それらも引越届に加わる事となる。それ以外では、逗留延長願(44件)がある。これは、学問のために江戸や京都などの寺院へ逗留中の者が、逗留の期間延長を願い出たものである。他方、転出・転入とは関係なく件数が多いものとしては剃髪届(39件)があげられる。

A20.02.02は、13のまとまりから構成される。形態は全て状である。こちらはマレガ番号によるまとまりではなく、取り上げ原則を上から下とし、取り上げ者がまとまりと判断したものに番号を符っている。各まとまりの年代と点数は【表2】の通りである。総点数は656点、年代は宝暦期以前であり、まとまりとしてはA20.02.01より古いことになる。

中身は、ほとんどが出生届(618件)である。これらには、出生者名に加え、どこを檀那寺としたかが記載されている。差出は村の庄屋か町年寄である。また、兄弟の有無など家族の現況を書き加えたものもある。例えば、A20.02.01.01.04(延享3年〔1746〕7月28日、山奥村庄屋四郎右衛門→大脇儀右衛門他2人)には、「長谷村九右衛門玄孫角六当寅老

歳、右角六七月廿五日出生仕候、父方寺真宗了仁寺旦那仕候、此者兄式人御帳ニ出申内老  
人病死仕候」とある。どこの村の誰の子孫、檀那寺の宗派と寺名も明記されており、これ  
らの出生届は近世中期臼杵藩の村況分析に大いに活用できるであろう。但し、一つ懸念さ  
れるのが、出生届を提出された者の性別がほとんど男子で、全体数からして女子はごくわ  
ずか(57件)であるということである。したがって、女子の出生届が少ない理由を含めた分  
析が必要となる。

【表 1】

番号	数	年代
A20-02-01-01	66	宝暦 4 年～宝暦 14 年
A20-02-01-02	71	享保 6 年～明和 9 年
A20-02-01-03	62	宝暦 4 年～寛政元年
A20-02-01-04	66	宝暦 5 年～寛政 6 年
A20-02-01-05	69	宝暦 4 年～安永 10 年
A20-02-01-06	79	宝暦 4 年～寛政元年
A20-02-01-07	72	宝暦 4 年～安永 6 年
A20-02-01-08	78	宝暦 6 年～天明元年
A20-02-01-09	22	宝暦 14 年

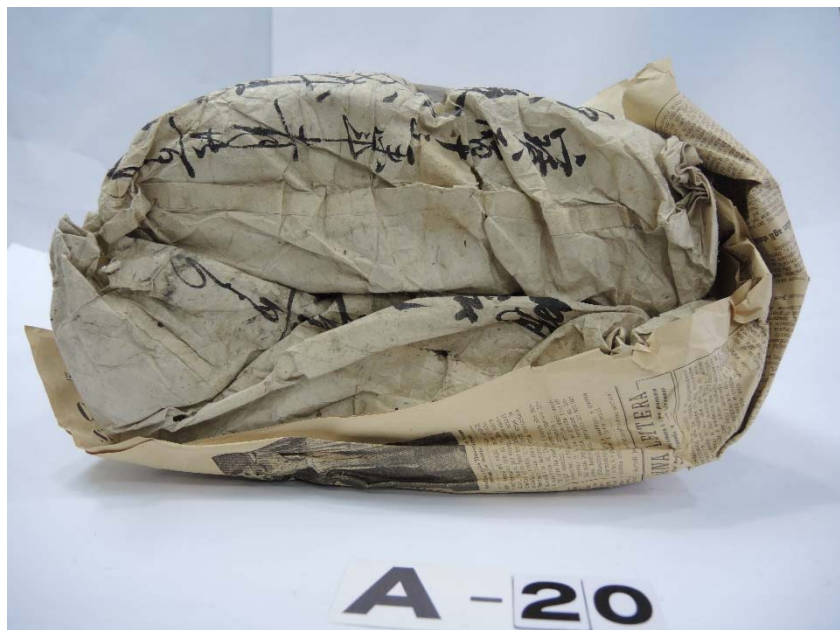
【表 2】

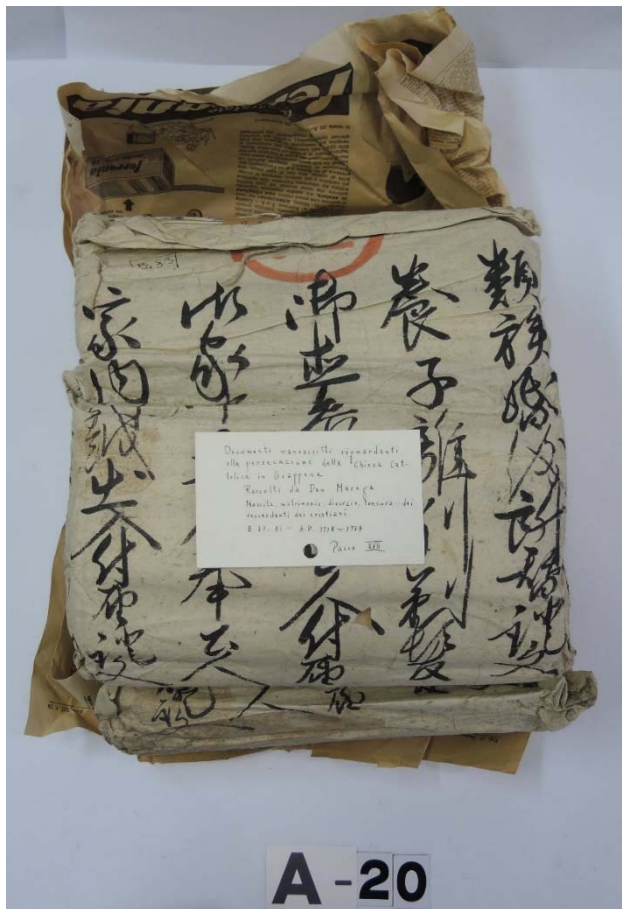
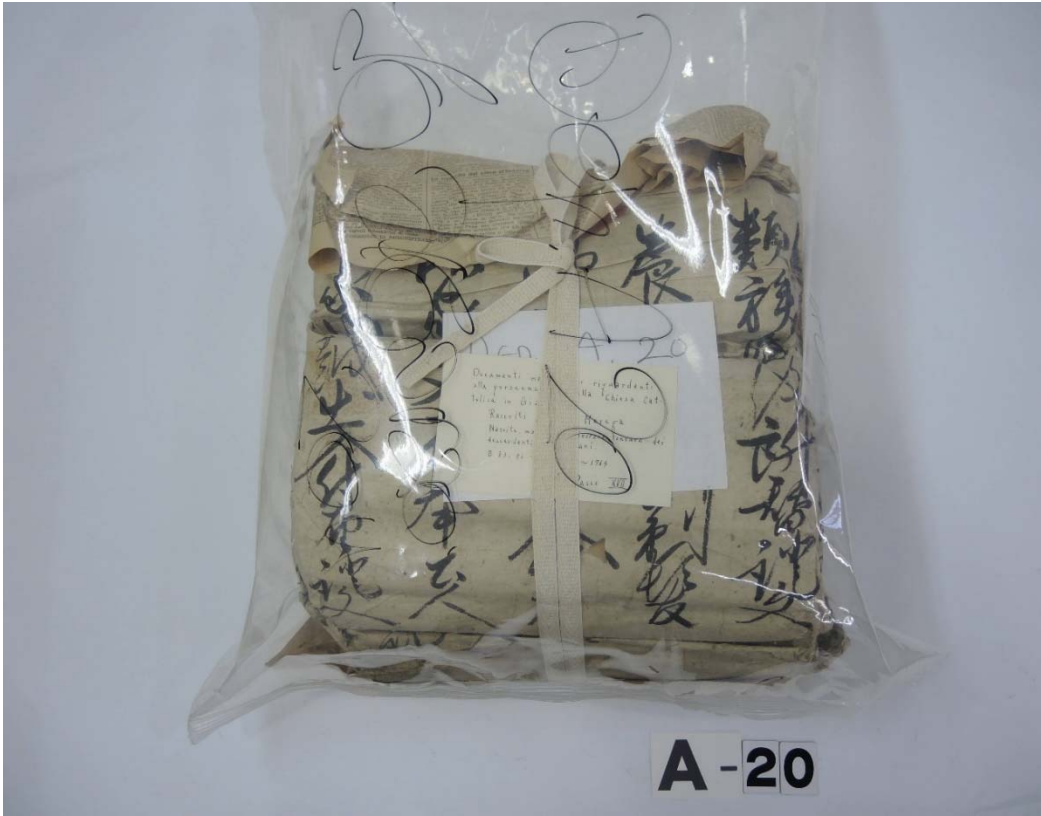
番号	数	年代
A20-02-02-01	19	享保 9 年～寛延 3 年
A20-02-02-02	16	享保 9 年～延享 5 年
A20-02-02-03	62	元禄 15 年～寛延 3 年
A20-02-02-04	28	享保 9 年～寛延元年
A20-02-02-05	16	享保 9 年～寛延元年
A20-02-02-06	112	享保 9 年～寛延元年
A20-02-02-07	15	享保 17 年～寛延元年
A20-02-02-08	96	享保 4 年～寛延 3 年
A20-02-02-09	39	享保 9 年～寛延 3 年
A20-02-02-10	69	享保 9 年～天明 5 年
A20-02-02-11	71	享保 9 年～寛延 3 年
A20-02-02-12	40	享保 9 年～延享 5 年
A20-02-02-13	73	享保 9 年～延享 5 年

使用言語：おおよそ日本語 1241 件、伊語(新聞 1、メモ 1)2 件

記述日：2018/08/25

記述者：浪江健雄





## A21

資料記号：maregaA21

表題：フォンド・マレガ ファイルA21

年代：1715年～1956年

主年代：近世では正徳5年(1715)及び文政13年(天保元、1830)のものがまとまっている。近代では、明治期のものが若干存するが、昭和5～同31年(1930～1956)のもの、なかでも昭和24年(1949)のものが多数を占める。

年代註記：正徳5年＝99点、文政13年＝40点、弘化3年＝3点、文政6年＝2点、享保11・同12・延享4・文政元・同12・天保14・嘉永2年＝各1点、明治14・15年＝各1点、明治期＝7点、昭和24年＝33点、昭和12年＝4点、同13年＝3点、同15・19・20・23年＝各2点、同5・16・18・21・31年＝各1点

数量：レコード数493件(主な内訳：状220、竪帳5、横帳・横半帳5、刊本39、新聞24、カード37、包紙66、銀札19、瓦1、矢尻1、メダイ1、他)

物的状態註記：A21は、その全体がバチカン図書館の綿テープによって括られ、保存袋に納められていた。大きくA21.1およびA21.2の二つのまとまりからなり、A21.1は10の小さなまとまりが細い麻紐によって一括され、A21.2は新聞に利用した小包であった。

出所・作成：マレガ、臼杵藩宗門方、臼杵市戸上家(詳細不明)

履歴：フォンドと同様。臼杵市戸上家(詳細不明)

地名：大分県臼杵市・大分市

伝来：マレガによってバチカンに寄贈された。

入手源：マレガ、臼杵藩宗門方、臼杵市戸上家(詳細不明)

範囲と内容：A21は、A21.1.とA21.2.の二つからなるが、下位のまとまりも留意して示すならば次の通りである。

A21.1.1は、巴紋に中川クルスが刻まれた瓦破片、瓦裏面に「岡城 江戸時代」と墨書がある。昭和24年(1949)の英字新聞(STARS STRIPES)で包み、カードを置いて、細麻紐を十字に掛けてあった。

A21.1.2は、紐などはかけてなかったが、マレガ自身の別府市への立入許可証2点があるほか、『大分県先賢明家人名辞典』『大分県農業功労者名鑑』等の大分県郷土文化研究会の刊行物、大分県内・大分市内・雲仙国立公園・帆足萬里関係等の絵葉書が空間的にまとまっていた。

A21.1.3は、空間的にまとまったものであり、『大分県先賢明家人名辞典』のほか、『大分県先賢名家遺墨集』『大分県貴重郷土文献資料』『大分県先賢名家遺文録』『松平不騫句集』等の大分県郷土文化研究会の刊行物がほとんどを占めている。

A21.1.4は、空間的にまとまったものであり、昭和24年(1949)に大分市で開催された「聖ザヴィエル師渡来四百年祭記念 豊後キリシタン史展覧会」の出品目録が9点あるほか、新聞の切抜が比較的多くみられる。大分県郷土文化研究会の刊行物として、『松平不騫句集 続』『麴齋文集』の2点が含まれている。文楽関係の刊行物と絵葉書も見られる。また、銀札が8点ある。なお、文政6年(1823)に、大友氏歴代の廟所を代拝のため家来を派遣するので、由緒ある者は住所・姓名等を知らせるよう求めた「豊後国 大友家由緒中」宛の大

友義方書状がある。

A21.1.5は、空間的にまとまったものであり、近世の「落判過料銭」関係の包紙が多数みられるが、ほかは多種多様な内容になっている。矢尻・メダイの現物や守札や銀札(11点)がある。杵築藩領の生地・宗近組関係や臼杵藩郡方関係などの文書も若干みられる。新聞切抜や昭和21年(1946)の『米国教育使節団報告書』もある。新聞切抜のなかには、マレガに古事記のイタリア語版を刊行するための補助金が支給されることを報じた昭和12年(1937)12月3日の記事もある。また、マレガの写真も含まれている。

A21.1.6は、マレガが描いたマンガ絵による半生記1点である。昭和20年(1945)の大分・別府空襲などが描かれている。

A21.1.7は空間的にまとまったものであり、マレガが描いたマンガ絵による半生記1点(A21.1.7.4)および絵巻物断簡2点(A21.1.7.1、A21.1.7.3)、これに経典と思われるものの断簡(A21.1.7.2)が一緒になっていた。マンガ絵には昭和4～同6年(1929～31)にかけて中国や日本各地を訪れた様子が描かれており、断簡には伊勢神宮・熱田神宮を訪れた様子が描かれている。A21.1.7.2はドン・ボスコ社の封筒に入れられ、絵巻物断簡の間に挟まっていた。

A21.1.8は、マレガが描いたマンガ絵による半生記1点である。明治35年(1902)9月30日の誕生から、昭和4年(1929)に日本に向けて出立し、コロンボに到着したところまでが描かれている。

A21.1.9は全体を茶色の紙紐で括ってあった。享保期から明治10年代の戸上家に関わる文書(A21.1.9.2)が見られ、内容的にも臼杵藩宗門方役所文書群とは出所を異にする。マレガの資料整理に関するメモも含まれるが、入手の経緯などは不明である。

A21.1.10は資料全点を重ね、紙縫で2か所を括り、それを昭和15年(1940)の大分新聞で包んでいた。紙縫の括りは、臼杵藩宗門方による整理によるものと思われる。臼杵藩宗門方による戸籍管理上の諸書類で、ほとんどは文政13年(天保元、1830)のものであり、その他文政12年(1829)の通行手形が1点含まれている。

A21.2は全体を紙縫で括り、それを昭和13年(1938)と推定される新聞紙(上部欠損)で包んでいた。紙縫による括りは、臼杵藩宗門方によるものと思われる。全て正徳5年(1715)に臼杵藩宗門奉行に差し出された出生届である。

以上、A21は臼杵藩宗門方に関わる文書や大分県郷土文化研究会の刊行物が一応纏まっているが、それぞれ別種のものも多数含まれる。同種のもものが複数のグループに散在する状況も認められる。さらに、宗門方とは明らかに出所を異にするものも含まれている。

年代のはっきりしている文書については、正徳5年(1715)・文政13年(1830)・昭和24年(1949)に集中しているのが特徴である。正徳5年は99点、すべて宗門奉行宛に差し出された出生届であり、1点が臼杵懸町年寄から、他はすべて臼杵藩領村々の庄屋から宗門奉行三名宛である。7月から11月にかけて作成されている。文政13年のものは、臼杵藩領村々および寺院から宗門奉行宛に差し出された各種の届書・伺書等からなり、五人組除け届、欠落届、葬礼伺、出家伺等々、戸籍管理上の文書である。なお、年代は明記されていないが、同年と推定されるものも多数ある。

昭和24年は、大分県郷土文化研究会が発行した『大分県先賢明家人名辞典』『大分県先賢明家遺文録』『大分県先賢明家遺墨集』『大分県農業功労者名鑑』『名勝真景并奇器図』等の刊行物が多くを占めるが、『聖ザビエル師渡来四百年祭記念 豊後キリシタン展覧会

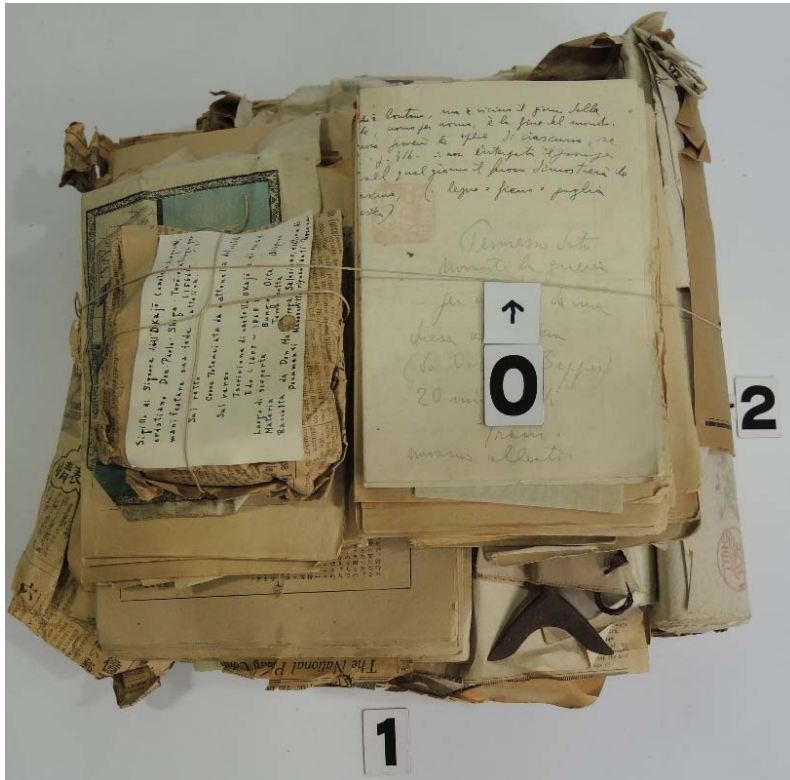
出品目録』(9点)も含まれる。

また、マレガの描いたと思われるマンガ絵による半生記は、断簡も含め6点(A21.1.5.5、A21.1.6, A21.1.7.1、A21.1.7.3、A21.1.4、A21.1.8)に分かれるが、1902年の出生から1945年終戦間際に至る。

使用言語：日本語435件、伊語36件、英語20件、ローマ字10件、他1件

記述日：2019/10/30

記述者：佐藤孝之



## A22

資料記号：maregaA22

標 題：フォンド・マレガ ファイルA22

年 代：1780年～1959年

主 年 代：江戸時代

年代註記：安永9年(1780)～昭和34年(1959)

記述レベル：ファイル

数 量：レコード数99件(紙片49点 [原稿用紙半裁・包紙断簡各1点を含む]・刊本42点・包紙3点・状2点・葉書1点・図書1点・封筒1点)

物的状態註記：A22は、A1-A21までのまとまりとは別個に管理されていたものである。

A22.1.1は『続豊後切支丹史料』であり、マレガによる書き込み、挟み込みの紙片が多数含まれる(都合42点)。A22.1.2はクリアファイル一括(A22.1.2.1～A22.1.2.14。27点)されたものであった。A22.2は保存用ビニル袋一括(A22.2.1～A22.2.7。35点)、A22.3も保存用ビニル袋一括(A22.3.1～A22.3.4。22点)。

出所・作成：マリオ・マレガ

履 歴：フォンドと同様

地 名：大分県臼杵市・大分市、東京都調布市、東京都目黒区碑文谷

役 職 等：サレジオ会 宣教師

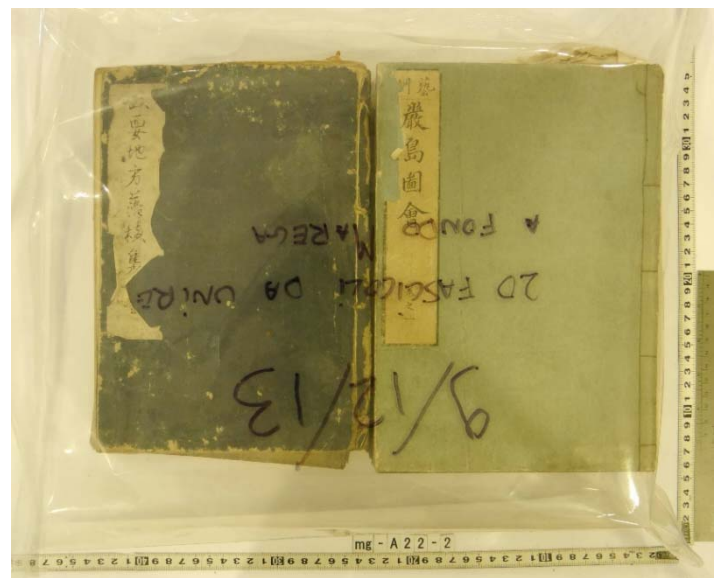
伝 来：A22.1.1およびA22.1.2は、サレジオ神学院チマッチィ資料館(日本東京都調布市)に伝来したが、2014年10月にバチカン図書館へ譲渡された。A22.2およびA22.3は、バチカン図書館においてA1-A21とは、別施設に管理されていたものである。

範囲と内容：マレガの著書・研究メモおよび収集した刊本などからなる。A22.1は『続豊後切支丹史料』や研究メモ・書簡などである。A22.2は江戸時代から明治時代に至る刊本で、「政要地方落穂集」・「内外事情」・「すへ摘花」初篇 中・「清談和歌翠」 卷之十二・「春色大和魂」 上下・「女四書芸文図会」 4冊・「藝州巖島神社図会」 卷之一～卷之十であった。蔵書印やメモ書きとともに、葉として用いたと目される挟み込みが確認できる。マレガ以前の旧蔵者として、「内外事情」の裏表紙見返しに「明治十八六月吉日買入 越後国中蒲原郡谷地住人佐久間猪三郎持用」と記されている。A22.3は1780年刊の「都名所図会」が大坂河内屋太助板と京都吉野屋為八板が各6冊、1795年刊の「和泉名所図会」が4冊、1797年刊の「伊勢参宮名所図会」6冊などである。これらにもマレガの蔵書印や書き込みが確認できる。

使用言語：日本語55件、伊語45件、ローマ字4件、他6件

記 述 日：2019/12/1

記 述 者：西村慎太郎



## A23

資料記号：maregaA23

標 題：フォンド・マレガ ファイルA23

年 代：1714年～1940年

主 年 代：江戸時代

年代註記：正徳4年(1714)～昭和15年(1940)

記述レベル：ファイル

数 量：410レコード(状237点・綴70点・紙縫及び紐22点・包紙17点・袋9点・封筒7点・  
 堅帳3点・横帳1点・刊本2点・書写本1点・新聞3点・カード2点・紙片2点)。綴は各アイテム  
 に関わらず1点としてカウントした。

物的状態註記：A23は、バチカン図書館が過去に登録した分である。登録番号Vat.estr.-or.129  
 からVat.estr.-or.146は、茶色の小さな箱に、1940年7月12日付「The Osaka Mainichi &  
 The Tokyo Nichi Nichi」(大阪毎日新聞社による英字新聞)に包まれ、紙縫で一括されてい  
 た。Vat.estr.-or.143からVat.estr.-or.146は、それぞれ個別のまとまりとして存在した。さ  
 らに調査のなかでVat.estr.-or.48、57、94、129が追加された。これらのマレガ資料群を  
 図書館が受入れた経緯と時期は不明である。調査では、登録番号を残しながら、新規に調  
 査番号A23を与えた。A23.1.1～A23.1.15はVat.estr.-or.129からVat.estr.-or.142に対応し、  
 A23.2～A23.7は、Vat.estr.-or.143からVat.estr.-or.146にほぼ対応する。また、Vat.estr.-  
 or.48はA23.8、-or.57はA23.9、-or.94はA23.10、-or.128はA23.11に相当する。なお、  
 Vat.estr.-or.129などバチカンでの登録は、紙縫などでのまとまりを単位にしたものであ  
 り、詳細な目録は存在しなかった。

A23.1.1～A23.1.3、A23.1.6、A23.1.9～A23.1.11は紙縫一括され、A23.1.5、A23.1.7、  
 A23.1.8、A23.1.15は巻き込む形で一括されていた。A23.1.4・A23.1.12・A23.1.13・  
 A23.1.14は包紙入りである。

A23.2は7つの単位で構成されていた。全体は近代の国内新聞紙(大分県内のものと思わ  
 れる)断簡で包まれており、その中に「正徳四年御家中家内帳」と上書された袋の中に  
 A23.2.1～7が入っていた。このうちA23.2.1は紙縫一括である。

A23.3は3つの単位で構成されていた。全体は昭和13年1月15日付「豊州新報」断簡で包  
 まれていた。このうちA23.3.1・A23.3.2は紙縫一括である。A23.4は紙縫一括であるが、  
 それぞれ2点ずつ巻き込まれており、19の単位で構成されている。A23.5は7つの単位で構  
 成されている。全体は紙縫一括で、A23.5.1～A23.5.5はそれぞれ紙縫一括である。A23.6・  
 A23.7は紙縫のみである。A23.8・A23.9・A23.10は単体、A23.10は封筒入りであった。

出所・作成：マリオ・マレガ。

地 名：大分県臼杵市・大分市、東京都目黒区碑文谷

役 職 等：サレジオ会 宣教師

伝 来：A23のマレガ資料群を図書館が受入れた経緯と時期は不明である。ただし、A23.8  
 は、1949年マレガが教皇ピウス12世に献じたもの。また、A23.9は、1957年にマレガによ  
 り図書館に寄贈された。

範囲と内容：A23.1は文政3年(1820)～文政4年(1821)にかけての町ごと(本町・新町・田町・

豊屋町・唐人町・掛町の旅人出入断書である。A23.1.1は6点の紙縫一括で、それぞれ袋入りの文政3年(1820)8月・9月の旅人出入断書である(各包紙を含めて31点)。A23.1.2は11点紙縫一括で、文政4年(1821)6月の旅人出入断書(各包紙も含めて18点)。A23.1.3は6点紙縫一括で、文政3年10月・11月の旅人出入断書(各包紙も含めて39点)。A23.1.4は文政3年12月の旅人出入断書包紙(1点)。A23.1.5は2点巻き込み一括で、文政3年9月の旅人出入断書(11点)。A23.1.6は4点紙縫一括で、文政3年9月～11月の旅人出入断書(20点)。A23.1.7は文政3年9月～12月の旅人出入断書(袋も含めて13点)。A23.1.8は2点巻き込み一括で、文政3年9月～11月の旅人出入断書(19点)。A23.1.9は5点紙縫一括で、文政4年6月・7月の旅人出入断書(28点)。A23.1.10は8点紙縫一括で、文政4年3月・4月の旅人出入断書(13点)。A23.1.11は3点紙縫一括で、文政4年5月・6月・11月の旅人出入断書(21点)。A23.1.12はそれぞれ包紙に入った文政3年12月～同4年正月の旅人出入断書(12点)。A23.1.13は掛町の「辰十二月分旅人出入御書上」に入った文政3年12月の旅人出入断書(12点)。A23.1.14はそれぞれ包紙に入った文政3年12月の本町と豊屋町の旅人・奉公人書上(各包紙も含めて6点)。A23.1.15は3点巻き込み一括で、主に文政3年12月の豊屋町の旅人出入断書(17点)。

A23.2は正徳4年(1714)正月の藩士と寺院の家内人数書上である。A23.2.1は21点の紙縫一括で、2点が藩士(飯沼八左衛門・水谷正親)、19点が寺院の家内人数書上。A23.2.2～A23.2.6も同様に藩士と寺院の家内人数書上である。

A23.3は寛政年間の村方住民の移動と寺院住職の替目証文である。A23.3.1は8点の紙縫一括で、寛政13年(享和元年・1801)の住民の引っ越しや養子の届書。A23.3.2は9点の紙縫一括で、寛政6年～同11年の寺院住職替目証文。A23.3.3も寺院住職替目証文であり、A23.3.2と一括であった可能性がある。

A23.4は元禄14年(1701)8月の死骸改証文38点紙縫一括である。それぞれ「御書物之事」の表題であり、1点は村方からもう1点は寺院から藩へ差し出されており、村方からの証文に、寺院からの証文が巻き込まれて保管されていた。

A23.5は安政3年(1856)の村方居住改証文である(16点)。差出はすべて別の村だが、宛所は種田勘九郎・芝崎多仲・石井與七郎である。

A23.8「切支丹宗門之者御預帳」(寛文9年〔1797〕)は、1949年ピウス12世にマレガが贈呈し、それが図書館に回されたものである。

使用言語：日本語409件、伊語6件、英語1件、他1件

記述日：2019/12/1

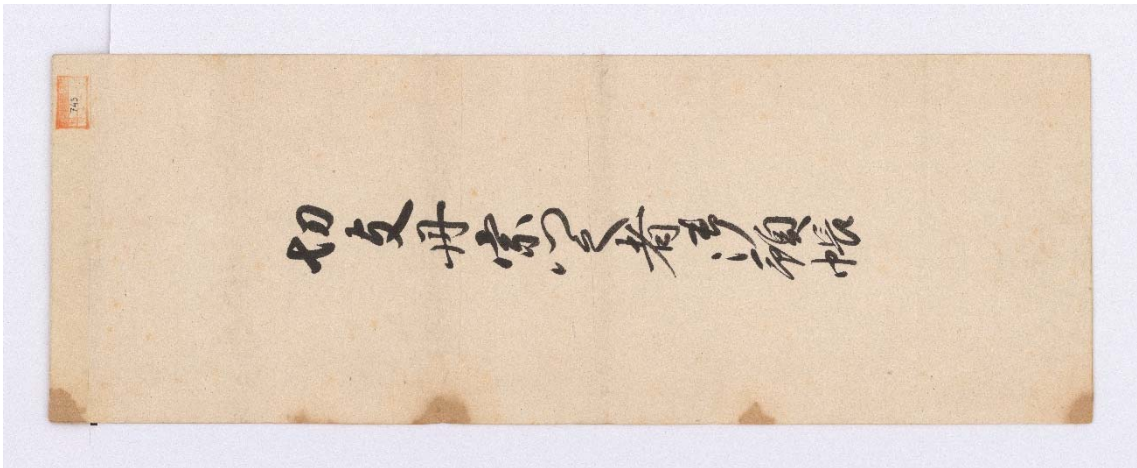
記述者：西村慎太郎



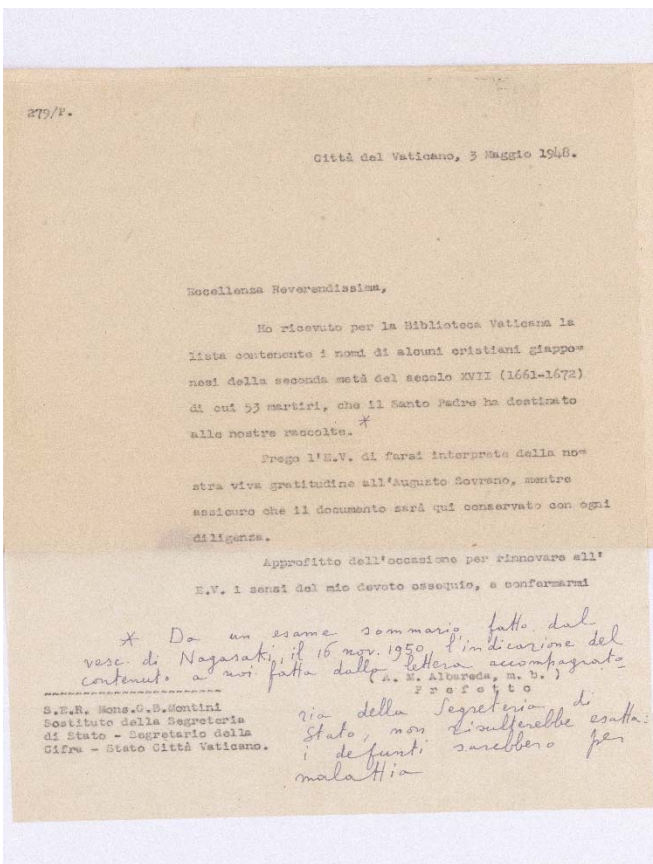
A23.1(Vat.estr.-or.129からVat.estr.-or.146)が収納されていた保存箱



A23.1(Vat.estr.-or.129からVat.estr.-or.146)が収納されていた保存箱(開封)



A23.8(Vat.estr.-or.48)「切支丹宗門之者御預帳」は、1949年ピウス12世にマレガから贈呈された。



A23.8がバチカン図書館に納められた経緯に関わる記録(A23.8の末)

資料記号：maregaA24

標 題：フォンド・マレガ ファイルA24

年 代：1624年～1879年(年代未記入文書や概要メモ・新聞紙等は除く)

主 年 代：年代記入文書198点中、寛文期(1661-1673)24点、延宝期(1673-1681)49点。

年代註記：寛永12年(1635)～明治12年(1879)

記述レベル：ファイル

数 量：レコード数396件(状311点、綴3点、豎帳8冊、横帳8冊、包紙26点、紙片27点、新聞1点、封筒8点、袋1点、紙縫2点、原稿1点)

出所・作成：マレガ。原出所は臼杵藩宗門方、出羽国最上郡泉田村奥山家(詳細不明)など。

物的状態註記：ローマ・サレジオ大学図書館所蔵「Marega・Collection」の一部として伝来した本資料群(A24)は、2015年2月の同館確認調査時には、MaregaArchivesというまとまりで捉えられ、一部について文書を厚手の用紙に挟み整理し、番号を付与していた。番号は1～43までであったが、21と30のものは見当たらなかった。これに続く文書は、角封筒または大分県立図書館の角封筒や、大分県立先哲史料館の整理用封筒などに複数の文書を納める形で保管されていたものの、番号は付与されていなかった。なお、目録は未作成であった。全体的に傷みの激しいものや、本来1点であった文書が糊剥がれによって別々に把握された場合もあった。バチカン図書館への移動においては、こうした状態に留意し、変更を加えることなく移動された。

地 名：大分県臼杵市・大分市、東京都調布

役 職 等：サレジオ会 宣教師

伝 来：A24は、ローマ・サレジオ大学図書館が所蔵し、バチカン図書館が管理する(2020年現在)。本文書群は、1980年代前半、サレジオ会の故溝部脩神父と大分県立図書館の故赤峯重信氏とが東京都調布のサレジオ神学院の調査において、同学院食堂の棚の上の段ボール箱の中から発見し、サレジオ神学院においてキャビネットに保管された。2001年に大分県立先哲史料館の秋季企画展「豊後キリスト教史」において一部が公開されたが、2005年頃に溝部神父がローマ・サレジオ大学図書館にこれらを送った。サレジオ神学院にマレガ収集文書などの一部が伝来した理由は、マレガが1950年にサレジオ神学院、翌年にサレジオ短期大学の教師を勤めたことと関連すると見られる。なお、1953年、マレガは大分で収集した文書のほぼすべてをバチカンに寄贈したが、A24の文書群がその対象からはずれたのは、サレジオ神学院に別置されていたためと考えられる。サレジオ大学図書館に送られた文書群(A24)は、「Marega・Collection」の一部としてキャビネットに保管されていたが、傷みの激しいものが多く、サレジオ大学図書館の受け入れの目録は未作成であった。2016年5月、本文書群は、修

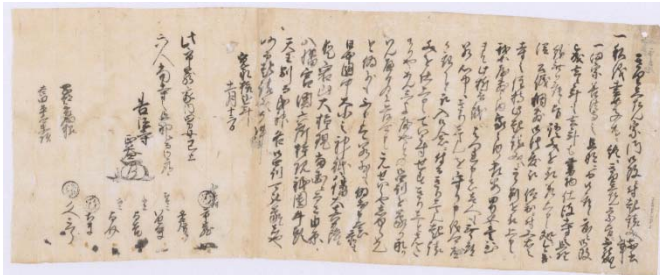


サレジオ大学図書館の保管状況

復などのために、バチカン図書館が受け入れた。

**入手源**：マレガ。収集文書の多くの原出所は臼杵藩宗門方。他に出羽国最上郡泉田村奥山家などを出所とする文書群も含まれるが、これはマレガが古書店などから入手したものである。

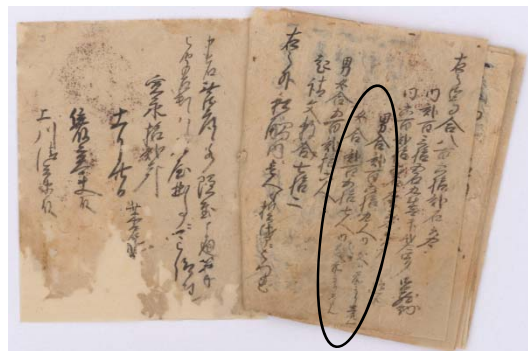
**範囲と内容**：バチカン図書館での調査は、サレジオ大学での保存状態を踏まえて実施した。物的状態註記に記した21と30に相当する文書を特定できなかったため、A24.21、A24.30



「きりしたん宗門御改ニ付御起請文前書之事」(A24.4)

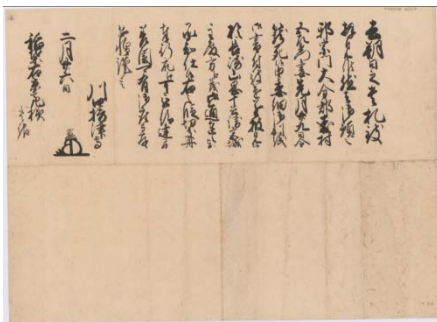
付御起請文前書之事」(A24.4)は、山奥村の市蔵の家族、小者、名子について作成された文書で、「終にきりしたん宗旨に不罷成」、善法寺の旦那であると記し、日本の神々とともにゼウスやキリスト等へも誓うという日本誓詞と南蛮誓詞を融合させた「起請文前書」

に、各自が血判等で確認し、善法寺が署名・花押等で証明している。「きりしたん宗門御改ニ付御請状之事」(A24.3)は、名塚村に住んでいる宅蔵坊が寺内で生活している者に「きりしたん宗門」は一人もいないと証明したものである。これらの文書を踏まえて、臼杵藩が各村組に作成させたものが「きりしたん宗門御改之御帳」である。「きりしたん宗門御改之御帳」(A24.2.1)は、柴尾村組の男女合計526



「きりしたん宗門御改之御帳」(A24.2.1)

人、起請文数72通をとりまとめたものである。合計を記した個所に「男合式百六拾九人、内五人ハ前きりしたん、女合式百五拾七人、内五人前きりしたん」と記されており、柴尾村組に男女10人の転宗者がいたことがわかる。このように、近世初頭における臼杵藩の切支丹禁制政策の状況が伺える文書が含まれている。



「書状」(A24.7)

文書点数の多い17世紀後半の文書では、寛文12年(1672)から延宝4年(1676)までの婚姻や養子縁組等に伴った旦那寺の変更を、旦那寺から宗門奉行に届けた文書が48通ある。また、豊後崩れにより捕らえていた森村の五左衛門の妻が籠死したことを、臼杵藩五代目藩主稲葉景通が江戸にいた長崎奉行川口宗恒に報告したことに対する元禄4年(1691)2月26日と見られる返

書も含まれる(A24.7)。

また、A24には臼杵藩を出所としない文書が少なからず含まれていた。たとえば、A24.53の8点は杵築町・藩関係、A24.55の22点は杵築藩領生地・宗近組関係、A24.63～67では23点の臼杵藩士戸上家文書、A24.72.2.1～A24.72.3.37の52点は新庄藩領の出羽国最上郡泉田村奥村仁兵衛家文書、A24.72.1.1・A24.72.1.2は大坂南組綿袋町年寄綿屋徳右衛門に関するもの、A24.84.1～A24.84.5は、駿河国安倍郡腰越村に関するものである。

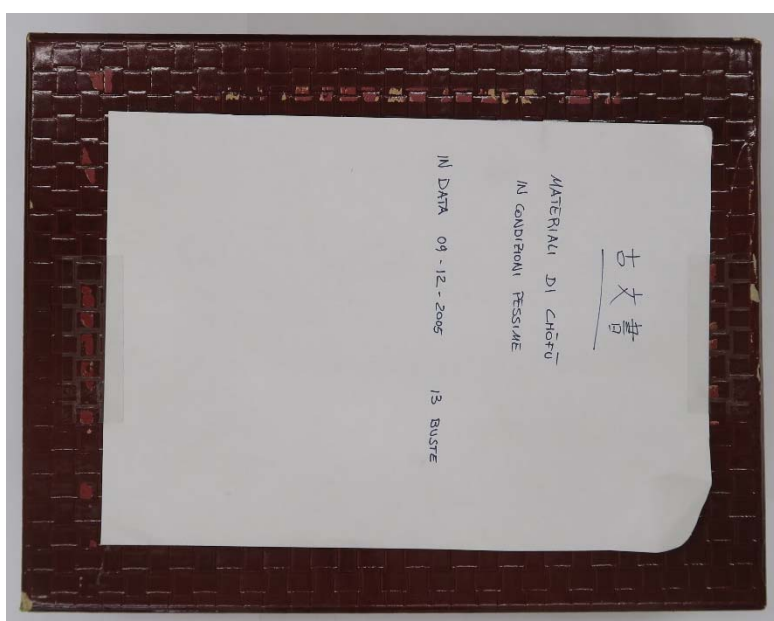
なお、マレガによる調査・研究メモは少数であった。

所蔵機関名称：ローマ・サレジオ大学図書館所蔵(パチカン図書館管理.2020年段階)

使用言語：おおよそ日本語375件、伊語19件、英語2件

記述日：2019/09/30

記述者：佐藤晃洋



## A25

資料記号：maregaA25

標 題：フォンド・マレガ ファイルA25

年 代：17世紀後半～20世紀前半

主 年 代：1699年、1780年、1916年

年代注記：元禄12年(1699)、安永9年(1780)、大正5年(1916)

記述レベル：ファイル

数 量：8レコード(内訳：刊本6、堅帳2)

出所・作成：マリオ・マレガ。古書店などからの購入品と見られる。

地 名：大分県臼杵市・大分市、東京都目黒区碑文谷。

役 職 等：サレジオ会 宣教師

伝 来：A25は、バチカン美術館図書館が所蔵するマレガ資料であり、2018年段階ではバチカン図書館がこれを管理する。博物館が所蔵した経緯・時期は明らかでない。

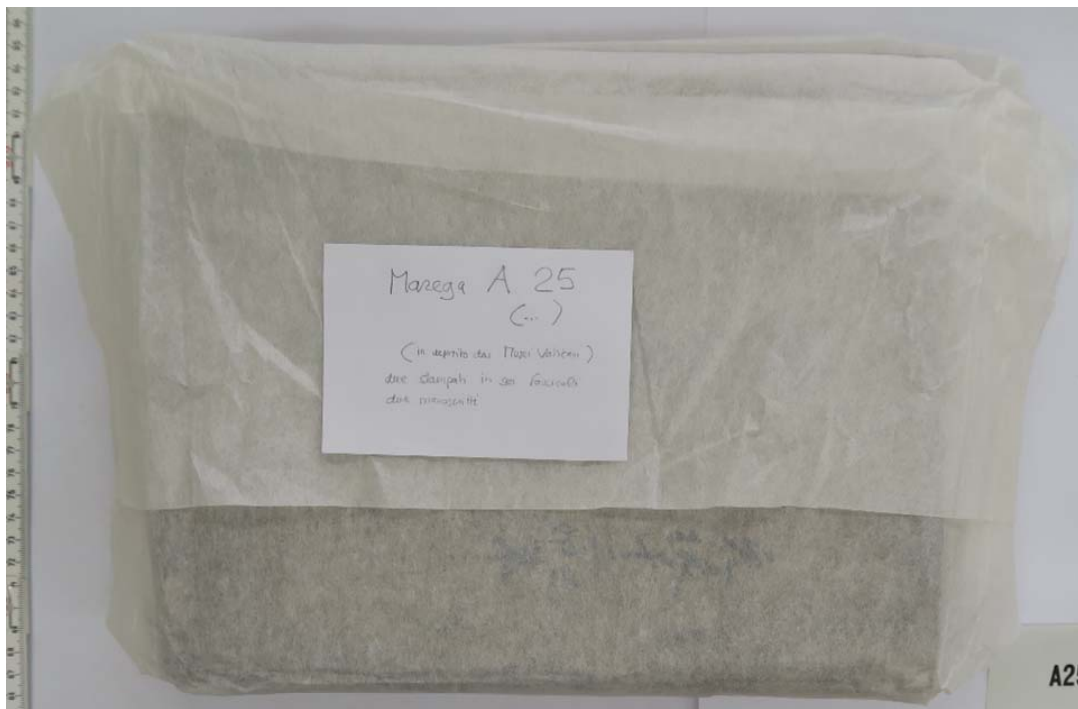
範囲と内容：堅帳2冊と地誌類・絵巻物の和装版本および刊本である。堅帳は元禄12年(1699)「御仕置五人組帳」(雛形、文末に大分郡本曲村〔延岡藩領〕に関する記載あり)、「(慶長18年5月東照神君十五ヶ条写)」(所持者は戸原村元右衛門。戸原村は現中津市、幕末は幕領)であり、他に『都名所図会』(巻之一～三、1780年刊)、『蒙古襲来絵詞』(上中下巻、1916年刊)がある。版本・刊本にはマレガによる本の概要(イタリア語)等が付され、また、マレガによる管理番号、ローマ字やイタリア語で書かれたメモが多く挟まれる。

所蔵機関名称：バチカン美術館図書館(バチカン図書館管理)

使用言語：日本語8件、伊語5件、ローマ字5件

記 述 日：2019/8/31

記 述 者：大友一雄



## A26

資料記号：maregaA26

標 題：フォンド・マレガ ファイルA26

年 代：17世紀後半～20世紀前半

主 年 代：1703年、1844年

年代注記：元禄16年(1703)、天保15年(1844)、昭和13年(1938)

記述レベル：ファイル

数 量：49レコード(内訳：伊語文書2、状物25、縦帳1、包紙2)

出所・作成：マリオ・マレガ(原出所は臼杵藩宗門方)。バチカン。

地 名：大分県臼杵市・大分市

役 職 等：サレジオ会 宣教師

伝 来：A26は、バチカン文書館が所蔵したマレガ資料であり、2020年段階ではバチカン図書館がこれを管理する。大半は臼杵藩宗門方を原出所とする文書であり、点数は26点。これらの資料は、1938年、サレジオ会の日本管区長であったチマッティ神父がバチカン訪問の際に日本から持参したものであり(A26.1)、他の資料群の伝来とは経緯を異にする。なお、持参資料は34点であり、このうち8点は、ラテラネンセ博物館(バチカン布教・民族学博物館の前身)の機関誌『Annali Lateranensi』第3号に掲載されたマレガ執筆の論文「大分地方におけるキリスト教の名残」(Memorie cristiane della regione di Oita)に利用され、写真が掲載された(現在、この8点は未確認)。残り26点をバチカン文書館が所蔵したものである。

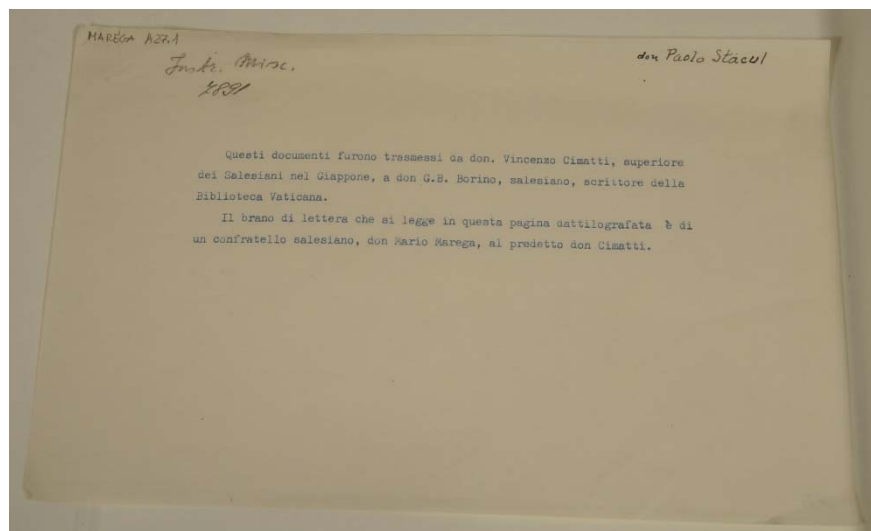
範囲と内容：A26は、伝来に記したように、日本から持参した26点の文書とそれに添えられたバチカンの受入れ経緯に関わる文書によって構成される。前者は、いずれも臼杵藩宗門方を原出所とするものであり、元禄16年(1703)・嘉永5年(1852)の藩士からの提出された宗門改証文(4点)、天保15年(1844)を主とする寺から提出された宗門改証文(21点)、および天保8年宗門改毎月仕上五人組書付(1点)である。また、マレガによる管理番号が見られる。

所蔵機関名称：バチカン文書館(バチカン図書館管理)

使用言語：日本語26点(包紙とも)、伊語2件

記 述 日：2020/12/10

記 述 者：大友一雄



Oita IO-VII-30  
 Justo. Mira.  
 1891  
 Monsignore amatissimo  
 S. Yarega Marci  
 Missione Cattolica  
 Oita (Sic. Japon)

Grazie della Sua cara e rutilina. Qui va tutto bene, la un gran caldo; ha piovuto fino alla fine di giugno; in questi giorni è partita per l'Italia una suora ammalata con una novizia; ho dato loro una scatola contenente una decina di documenti; alcuni pochi sono in buono stato (gli altri sono così muffiti che non si possono aprire; al museo laterano avranno tempo di aprirli con calma; sono tra i documenti più antichi; gli altri documenti li invierò man mano che li avrò decifrati. Le do qui la lista dei documenti inviati:  
 Documento N. 29, documento in cui il bonzo assicura che ha fatto calpestare la croce; è dell'anno 1852.  
 Num. 49 idem, dell'anno 1811  
 Num. 56 idem " " 1838  
 Dal Num. 66 al Num. 83, tutta una serie di lettere dalle varie pagode della regione di Usuki, in cui dicono che hanno fatto calpestare la croce; sono dell'anno 1844. Queste lettere dal num. 66 al 83 erano legate insieme, e costituiscono perciò una serie completa.  
 Contenuto delle lettere sopra accennate: Relazione intorno alla sorveglianza della religione cristiana. Se tra i fedeli della mia pagoda vi fosse qualcuno sospetto di essere cristiano, avviserò immediatamente al castello; se vi fossero degli individui nascosti me consentente, che la colpa ricada su di me; in quest'occasione (censimento della popolazione del villaggio) ho fatto calpestare la croce, nessun fu eccettuato; non ho nulla da segnalare. Segue la firma, la data, ed il nome degli ufficiali cui era indirizzata la lettera. Sulla busta vi è scritto il nome della pagoda; a volte vi è scritto: kami=all'autorità superiore.  
 Do. num. 313, 314, 316 sono lettere dei samurai, che essendo considerati appartenenti ad una classe superiore al popolo, calpestarono la croce in casa e poi mandavano l'avviso al castello. Il contenuto di questi tre documenti è: Relazione sull'esame della religione cristiana. Per osservare la legge sul cristianesimo, ho fatto calpestare la croce a tutti quelli della famiglia, uomini, donne, servi e vassalli; nulla di speciale da segnalare. Segue la data, la firma del capo famiglia e di tutti i samurai che ricevevano dall lui lo stipendio, più il nome degli ufficiali cui la lettera era indirizzata.  
 Il num. 317 è un registro detto: Siomon aratame cioè un registro in cui han messo il timbro tutti i capifamiglia del villaggio Moi, dopo aver calpestato la croce. E' del 1837.  
 I documenti elencati fin qui sono in buono stato, ho scelto i migliori; gli altri documenti sono tutti così malmessi che non si possono aprire; riguardano la sorte di cristiani o dei loro discendenti; a Roma li esamineranno con calma, può darsi che ci siano delle cose importanti in mezz-





		(天保) 豊後国御帳 天保5年(1834) (石)		豊後国旧県管地沿革記付録 明治初年 (石)	
海 部 郡	岩屋川村	65.9741	岩屋川村	64.189	
	吉小野村	380.9886	上吉小野村	248.2696	
			下吉小野村	173.9741	
	井上村	99.5106	井上村	96.8181	
	才倉村	50.0019	才倉村	48.649	
	中原村	9.6666	中ノ原村	9.405	
	半三村	44.1249	半三村	74.9576	
	広原村	94.1495	広原村	140.122	
	正願村	117.4988	正願村	114.3268	
	提内村	78.2431	提内村	76.126	
	小切畑村	29.7572	小切畑村	28.952	
			大工川村	17.527	
	挾岡村	38.8288	挾岡村	37.7782	
	家野村	575.9838	家野村	534.977	
	搔懐村	174.3464	搔懐村	264.8076	
	高須村	150.9308	高須村	226.16162	
	乙見村	225.8746	乙見村	245.0101	
	山路村	138.7544	山路村	186.656	
	左津留村	215.8401	左津留村	240.7565	
	中尾村	117.1703	上中尾村	129.0191	
			下中尾村	70.2916	
	深田村	410.48312	深田村	436.6453	
	望月村	263.2324	望月村	439.3065	
	田井迫村	142.178	田井ヶ迫村	184.9526	
	小河内村	173.556	小河内村	168.4651	
	野村	561.3173	野村	546.1294	
	福良村	211.9122	福良村	218.45317	
	仁王座村	45.426	仁王座村	51.0197	
	町屋敷村	180.0	白杵村	1.8017	
			白杵町	7.1459	
	原村	59.789	原村	59.2828	
	海添村	259.5027	海添村	149.1129	
	内畑村	46.6402	内畑村	45.1857	
	大泊村	120.0513	板知屋村	60.1332	
			大泊村	125.857	
	風成村	61.3418	風成村	68.4571	
	坪江村	23.3837	坪江村	25.463	
	深江村	27.9585	深江村	30.9269	
	長目浦村	29.07278	長目村	28.28618	
	堅浦村	131.2051	浦代村	20.9459	
			堅浦村	128.1629	
	徳浦村	171.1779	徳浦村	163.4527	
	平岩村	77.1947	平岩村	75.106	
道尾村	64.6174	道尾村	73.76		
志手村	133.4724	志手村	150.754		
松崎村	40.2562	松崎村	39.36272		
警固屋村	71.071	警固屋村	77.2731		
門前村	28.7705	門前村	30.7549		
小菌村	72.0164	小園村	70.0678		
岡村	20.6353	岡村	23.92		
道籠村	18.5893	道籠村	23.5714		
迫口村	7.0117	迫口村	7.001		
垣籠村	17.185	垣籠村	20.651		
長野村	22.0558	長野村	21.459		

	(天保) 豊後国御帳		豊後国旧県管地沿革記付録	
	天保5年(1834)	(石)	明治初年	(石)
海部郡	蔵富村	67.7579	蔵富村	65.9246
	赤木村	15.3586	赤木村	16.409
	原村	52.5653	原村	59.3456
	葛畑村	39.7721	葛畑村	84.9464
	松川村	2.0988	松川村	2.765
	河原内村	61.0108	河原内村	70.3525
	東神野村	197.4423	忠村	145.1009
	鬼丸村※	15.7926	宮本村	90.7839
大野郡			鬼丸村	5.137
	西神野村	76.5975	西神野村	83.483
	垣河内村	72.8224	垣河内村	81.829
	遠久原村	41.8915	遠久原村	48.539
	内平村	36.516	内平村	40.6373
	泊村	76.613	泊村	86.681
	田代村	33.8448	田代村	37.985
	岩崎村	36.8398	岩崎村	40.683
	今俵村	97.791	今俵村	108.955
	清水原村	109.8811	清水原村	122.067
	中野村	101.7758	中野村	112.5017
	岩屋村	118.9875	岩屋村	130.456
	豊蔵村	123.7247	豊蔵村	136.748
	白岩村	80.3182	白岩村	94.875
	蔵野村	66.119	蔵野村	75.001
	黒土村	85.3781	黒土村	95.0635
	落谷村	193.2355	落谷村	221.081
	野口村	95.759	野口村	172.3013
	竹下村	49.9022	竹下村	54.625
	板屋村	63.7633	板屋村	69.939
	市村	152.8035	野津市村	161.783
	八熊村	89.4914	八熊村	97.8085
	持丸村	145.7743	持丸村	141.848
	竹辺村	71.3454	竹部村	77.5
	迫村	187.2664	迫村	182.1994
	才原村	227.5212	才原村	196.658
			熊迫村	70.7893
	田中村	72.6949	田中村	70.728
	水地村	154.0739	水地村	209.175
	溜水村	128.5328	溜水村	125.055
	岩瀬村	92.6581	岩瀬村	90.231
	大内村	153.6226	大内村	149.466
	塚田村	54.4071	塚田村	73.2375
	松尾村	107.0813	松尾村	122.09066
	笠良木村	153.0931	笠良木村	148.7569
	田良木村	64.7478	田良木村	80.448
	福青田村	67.9074	福青田村	66.07
	蔵園村	29.3943	蔵園村	42.1324
	備後尾村	43.1012	備後尾村	41.935
	田平村	17.7297	田平村	17.25
	小屋川村	37.846	小屋川村	36.822
	城崎村	14.6617	城崎村	14.265
	名塚村	87.2826	名塚村	91.73
田良原村	18.747	田良原村	18.747	
塩柏村	19.5047	塩柏村	18.977	
花原村	59.799	花原村	58.181	

		(天保) 豊後国御帳 天保5年(1834) (石)		豊後国旧県管地沿革記付録 明治初年 (石)	
大 野 郡	若山村	35.9733	若山村	35.0	
	芝尾村	55.9128	芝尾村	54.4	
	小切畑村	13.7009	小切畑村	13.3302	
	生野原村	54.255	生野原村	52.787	
	菅無田村	148.0046	菅無田村	144.0	
	寺田村	13.0	寺田村	13.0	
	池原村	69.6649	池原村	67.78	
	筒井村	45.595	筒井村	45.595	
	赤迫村	148.2657	赤迫村	144.254	
	桐木村	67.4315	桐木村	94.784	
	持田村	161.3507	持田村	160.0	
	中山村	97.1455	中山村	94.517	
	日当村	87.1644	日当村	90.906	
	寺小路村	118.9988	寺小路村	148.311	
	下藤村	189.4716	下藤村	191.7626	
	広原村	145.9912	広原村	144.4782	
	牧原村	22.0619	牧原村	22.361	
	波津久村	46.2134	波津久村	51.243	
	黍野村	54.4595	黍野村	63.563	
	木所村	55.8409	木所村	54.33	
	生野村	47.0737	生野村	45.8	
	内河野村	41.7394	内河野村	40.61	
	於牟連村	6.058	於無礼村	11.958	
	利野村	22.5923	利野村	32.6	
	平野村	44.4549	平野村	63.2509	
	桑畑村	24.2019	桑畑村	23.547	
	長小野村	43.7837	下長小野村	29.3	
			安政村	13.299	
	福原村	35.5304	福原村	44.17	
	寒田村	48.2646	寒田村	85.924	
	松原村	20.694	松原村	39.34	
	御霊園村	64.686	御霊園村	87.61	
	細口村	17.4214	細口村	37.563	
	鍋田村	125.5748	鍋田村	156.932	
	久原村	156.0442	久原村	151.822	
	萩原村	15.5354	萩原村	21.6814	
	黒坂村	137.1432	黒坂村	133.4324	
	戸上村	45.2566	戸上村	44.032	
	長谷村	178.3986	長谷村	173.377	
	高松村	127.508	高松村	124.058	
	山奥村	131.0119	山奥村	127.467	
	赤峯村	8.4815	赤嶺村	8.252	
	天手村	53.3608	天手村	51.917	
	長小野村	54.7206	長小野村	53.24	
篠枝村	217.6815	篠枝村	95.543		
		荒瀬村	116.2466		
吉岡村	64.4488	吉岡村	62.705		
川平村	84.9927	川平村	82.693		
一木村	115.4847	一ッ木村	12.3625		
前河内村	660.8602	前河内村	686.4475		
椎原村	205.9248	椎原村	200.353		
白岩村	7.0265	白岩村	7.0265		
出羽村	39.6262	出羽村	38.554		
細枝村	186.0211	細枝村	180.98		

		(天保) 豊後国御帳 天保5年(1834) (石)		豊後国旧県管地沿革記付録 明治初年 (石)	
大 野 郡	奥畑村	72.7826	奥畑村	70.8132	
	折立村	67.9539	折立村	67.9539	
	津留村	22.151	津留村	22.151	
	大内河内村	74.3025	大内河内村	72.292	
	山口村	38.0393	山口村	37.01	
	尾原村	167.0973	尾原村	162.5761	
			風瀬村	51.5442	
			東光寺村	89.88947	
	谷平村	17.7545	谷平村	26.07	
			鼓石村	73.94613	
	栃原村	50.336	栃原村	68.678	
	石上村	72.3024	石上村	52.731	
	竹脇村	92.6283	竹脇村	69.8992	
	田中村	208.7672	田中村	203.1075	
	入北村	181.8762	入北村	176.955	
	小坂村	150.8168	上小坂村	84.605	
			中小坂村	93.355	
			下小坂村	145.18	
	徳瀬村	9.95	徳瀬村	9.95	
	深野村	258.9533	深野村	251.9466	
	宮尾村	341.2165	宮尾村	339.387	
	浅水村	281.74	浅水村	281.74	
	菅生村	358.0376	菅生村	348.35	
	芦苧村	289.1579	芦刈村	446.8277	
	森迫村	297.8609	森迫村	289.90375	
	宇対瀬村	207.8695	宇対瀬村	249.985	
	又井村	180.3693	又井村	176.442	
	田原村	396.0528	田原村	385.5525	
	法泉庵村	77.1392	法泉庵村	75.052	
	百枝村	326.8539	百枝村	287.836	
			牟礼村	93.847	
	西原村	249.8195	西原村	243.06	
	向野村	282.1442	向野村	326.7072	
	川辺村	351.4463	川辺村	508.317	
	市場村	383.5284	市場村	453.433	
	赤嶺村	520.332	上赤嶺村	281.856	
			下赤嶺村	240.826	
	松尾村	348.9071	松尾村	163.624	
			広瀬村	86.839	
			高屋村	89.0035	
内田村	322.7345	内田村	314.0021		
久知良村	288.3685	久知良村	314.003		
鷺谷村	333.9252	下鷺谷村	150.661		
		上鷺谷村	176.0286		
肝煎村	255.4491	肝煎村	248.5373		
山田村	428.4344	山田村	416.842		
		中玉田村	338.943		
		下玉田村	321.2147		
玉田村	536.9942	山方村	116.913		
		中尾村	179.639		
深田村	364.6917	深田村	586.6422		
鬼塚村	120.7914	鬼塚村	117.523		
羽飛村	233.0847	羽飛村	226.778		
内山村	37.3404	内山村	103.803		

	(天保) 豊後国御帳		豊後国旧県管地沿革記付録	
	天保5年(1834)	(石)	明治初年	(石)
大野郡	松谷村	32.288	松谷村	92.169
	山中村	123.068	山中村	166.3582
	小津留村	105.24	小津留村	156.621
	田町村	228.718	田町村	228.7187
	久原村	115.2607	久原村	168.158
大分郡	池上村	99.2258	池上村	108.687
	鬼ヶ瀬村	175.9095	鬼瀬村	182.511
	東行村	81.0613	東行村	78.868
	柏野村	176.6951	柏野村	171.9142
	横瀬村	1,133.2869	上横瀬村	434.1175
			下横瀬村	669.8867
	北方村	405.9274	北方村	394.94338
	赤野村	153.8407	赤野村	150.0
	田原村	405.2141	田原村	394.28
	世利村	199.9553	世利村	194.653
	市村	349.5485	市村	337.154
	桑本村	224.56	桑本村	219.798
	下宗方村	427.8937	下宗方村	522.78
	上宗方村	431.3842	八幡田村	76.928
			上宗方村	444.426
	川原村	32.2049	川原村	51.003
	上尾村	121.6511	上尾村	173.5353
	影木村	76.1165	影木村	99.95
	大塔村	79.6295	大塔村	106.769
			奥村	292.3295
			杉原村	310.0184
	萩尾村	259.3191	萩尾村	259.3191
	辻村	265.1483	辻村	358.396
	志津留村	369.4061	上志津留村	133.8897
			中志津留村	116.1864
			下志津留村	142.0232
			長畑ヶ村	147.618
	月形村	301.2917	月形村	365.557
	宮尾村	313.0267	宮尾村	401.54
	原村	334.5893	原村	325.5361
	福良村	399.1843	福良村	426.1086
	利光村	279.0175	利光村	366.95
	川床村	369.247	川床村	538.428
	市村	434.368	戸次市村	434.368
	備後村	336.676	備後村	426.9747
	楠木生村	498.1466	楠木生村	657.09923
	佐柳村	379.0532	佐柳村	421.786
	大内村	95.6923	大内村	269.843
	小津留村	284.616	尾津留村	375.582
	横尾村	582.2944	横尾村	776.2693
森村	802.509	森村	802.509	
森町村	981.6377	森町村	955.077	
猪野村	367.0351	猪野村	357.104	
小池原村	385.3261	小池原村	374.9681	
家嶋村	71.9467	家島村	60.4525	
葛木村※	275.4079	葛木村	148.7759	

(天保)豊後国郷帳の欄は大分県地方史研究会編『大分県地方史料叢書4』により作成。

豊後国旧県管地沿革記付録の欄は『大分県地方史料叢書6』により作成。

※を付した鬼丸村と葛木村は他領との入会村で、天保郷帳は他領分を含んだ高。

臼杵藩村組一覽 文政6年(1823)

郡	組	所 属 村	庄 屋	組 高 (石)	人数 (人)
海 部 郡	海 添 組	海添村・内畑村・原村・仁王座村・福良村・小河内村・△平清水・△七ッ畝村	鳥越庄九郎	672.96060	2,016
	大 泊 組	大泊村・風成村・深江村・坪江村・△板知屋村	亀井古弥太	310.84880	1,900
	松 崎 組	松崎村・警固屋村・徳浦・長目浦・堅浦	小野紋左衛門	456.65130	1,996
	道 尾 組	道尾村・松川村・葛畑村・原村・鬼丸村・赤木村・垣籠村・平岩村・長野村・小園村・門前村・迫口村・岡村・道籠村・志手村・蔵富村	中野左兵衛	730.16850	1,201
	野 村 組	野村・深田村・田井ヶ迫村・望月村・△馬代村	小中源右衛門	1445.14630	1,091
	家 野 組	家野村・荒田村・左津留村・中尾村・広原村	足立善太郎	1293.03720	1,287
	搔 懐 組	搔懐村・山路村・乙見村・高須村・小切畑村・提内村・△大工川村	小野晋左衛門	1043.24302	1,160
	東神野組	△宮本村・△忠ノ村・河原内村	広田伝右衛門	304.23340	449
	江無田組	江無田村・田篠村・門前村・戸室村・市浜村	平川丈右衛門	2164.51165	1,475
	末 広 組	末広村・久木小野村・松原村・通村・中ノ川村	吉田広治	1669.94021	1,531
	岩屋川組	岩屋川村・才倉村・中ノ原村・半三村・挟岡村・正願村・井上村・吉小野村	佐藤左太郎	868.36740	1,059
	大 野 組	大野村・碓江村・平岡村・芝尾村・田井村	衛藤市左衛門	1568.16730	1,375
	佐志生組	佐志生村・藤田村・△目明村・△藤ノ尾村・下ノ江村・黒岩村・中津浦村・大浜村	亀井郷左衛門	1002.40680	3,837
	井 村 組	井村	平山郡左衛門	1022.54913	849
	藤河内組	藤河内村・北ノ川村・田ノ口村・三重野村・松ヶ嶽村・△徳尾村・△大坪村・△田中村・△山口村・△小出村・△阿部河内村・△平原村・△畑村	遠藤安太夫	1584.82899	2,129
	屋 山 組	屋山村・市尾村	杉崎分左衛門	817.84600	896
	丹生原組	原村・久土村	池見平右衛門	1347.03150	1,372
	一 木 組	一木村・里村	琴屋宗右衛門	1411.75770	1,175
	岡 組	岡村・誓願寺村・上久所村	藤田助左衛門	733.01750	685
	久 所 組	下久所村	富来源左衛門	562.38750	578
毛 井 組	毛井村・大津留村・宮河内村・広内村	竹中与太夫	1831.89710	2,018	
大 野 郡	黍 野 組	黍野村・日当村・寺小路村・迫村・筒井村・赤迫村・菅無田村・池原村・長小野村・桑畑村・福原村・平野村・牧原村・波津久村・木所村	佐土原基右衛門	1893.33060	1,223
	生野原組	中山村・持田村・桐木村・寺田村・小切畑村・若山村・花原村・芝尾村・田良原村・塩柏村・名塚村・生野原村	広田丹波		565
	田 中 組	田中村・才原村・水地村・持丸村・竹部村・塚田村・笠良木村・田良木村・溜水村・大内村・岩瀬村・蔵園村・福青田村・松尾村・熊迫村・八熊村・田平村・備後尾村・小屋川村・城崎村	神野惣兵衛	1872.71626	1,517
	落谷の川登組	落谷村・市村・板屋村・野口村・黒土村・蕨野村・中野村・岩屋村・豊蔵村・白岩村・清水原村・今俵村・岩崎村・田代村・泊村・内平村・垣河内村・竹下村・西神野村・遠久原村	広田勘解由	1969.14460	2,887

大野郡	吉岡組	吉岡村・利野村・於牟連村・内河野村・生野村・広原村・下藤村・△荒瀬村・前河内村・一木村・篠枝村・川平村	赤峯岩三郎	1621.20445	1,541
	山奥組	山奥村・長小野村・天手村・高松村・赤峯村・戸上村・長谷村・黒坂村・久原村・萩原村・細口村・寒田村・松原村・御霊園村・鍋田村	佐土原与兵衛	1296.64780	1,655
	宮尾組	宮尾村・又井村・宇対瀬村・浅水村・深野村	難波喜八郎	1299.50060	1,022
	菅生組	菅生村・芦刈村・森迫村	土谷馬太夫	1083.08145	741
	百枝組	百枝村・法泉庵村・△牟連村・田原村・西原村・川辺村・向野村	神田孫左衛門	1920.37170	1,745
	上玉田組	田町村・小津留村・深田村（一部）・山田村（一部）・△山方村・△中玉田村（一部）・△下玉田村（一部）	玉田軍蔵	1418.69824	830
	下玉田組	久原村・中尾村・山田村（一部）・深田村（一部）・△中玉田村（一部）・△下玉田村（一部）	多田良左衛門	1094.99350	575
	市場組	市場村・肝煎村・羽飛村・鬼塚村・赤峰村・上赤峰村	多田官吾	1568.95330	1,229
	小坂組	小坂村・内田村・松尾村・△広瀬村・△高屋村・松谷村・山中村・△小中屋村・久知良村・内山村・鷺谷村・△下鷺谷村	広田小十郎	1979.63140	1,859
下畑組	下畑村・竹脇村・椎原村・細枝村・出羽村・田中村・△鼓石村・△東光寺村・△小野生原村・奥畑村・折立村・津留村・大内河内村・山口村・尾原村・谷ヶ平村・石上村・△風瀬村・栃原村・徳瀬村・入北村・白岩村	赤嶺繁之丞	1682.48029	1,751	
大分郡	家嶋組	家嶋村	野上作左衛門	26.50000	553
	森町組	森町村・小池原村・葛木村	篠田伝五兵衛	1478.82100	1,257
	森村組	森村	葛城金兵衛	802.50900	1,020
	横尾組	横尾村・△二目川村・猪野村	佐藤甚左衛門	1133.37330	1,274
	植田市組	市村・桑本村・世利村	安東弥三郎	751.60500	492
	宗方組	上宗方村・下宗方村	釘宮平兵衛	1039.13400	772
	赤野組	赤野村・北方村・東行村・池上村・鬼瀬村・柏野村	宮崎弥次兵衛	1086.44300	780
	横瀬組	横瀬村・田原村	安東紋太	1498.20420	746
	佐柳組	佐柳村・小津留村・大内村	桑原紋五郎	1065.21100	1,436
	川床組	川床村・備後村	生野市郎次	965.35270	1,028
	戸次市組	市村・楠木生村	帆足覚右衛門	1090.18723	1,112
	利光組	利光村・川原村・上尾村・影木村・大塔村	高橋九左衛門	798.20730	819
	長小野組	長小野村・志津留村・△杉原村・△奥村・△萩ノ尾村	釘宮孝左衛門	1401.38430	958
	原村組	原村・辻村・月形村	釘宮五郎右衛門	1047.48910	558
宮尾組	宮尾村・福良村	釘宮亀治	825.64800	570	

△は郷村帳に不載。

（本表は『臼杵藩士録』（『臼杵史談』臨時増刊号、1995）所収の「文政六年臼杵藩邑附」に基づくものである。このうち明らかに誤まりと思われるものについては訂正を加えた。）

白杵藩宗門奉行就任者一覧

系統1

就任者名	着任年月日	離任年月日	石高	就任者備考	前職
高宮八右衛門正勝	寛文5年	寛文7年閏2月免	100石	定兵衛安勝祖父	大坂留守居方
吉田清右衛門正幸	寛文7年閏2月	延宝4年9月2日死	100石	新藏栄賢祖父	大坂留守居方
石田弟右衛門好勝	延宝5年2月18日	元禄9年12月5日免	130石	弟之進詮勝曾祖父	大坂留守居方
中村雲八重頼	元禄9年6月28日	享保6年3月23日免	100石家督	後重香、十郎右衛門復歩父	栗屋五右衛門勝憲組平番方
服部六郎右衛門正照	享保6年3月23日	享保10年6月朔日免	100石家督	十之丞徳等養父	大脇傳左衛門重詮組平番方
大脇儀右衛門重直	享保10年6月朔日	宝暦3年5月朔日依病免	150石家督	始長次郎、權作重明祖父	岡部十左衛門氏治組平番方
宇野仁右衛門古光	宝暦2年11月28日	明和4年閏9月13日転大目付	100石	始源之丞、仁右衛門包光祖父	大小姓方
矢野八郎右衛門重堅	明和4年閏9月13日	安永5年10月7日死	100石	始市之進、八郎右衛門重英父	岡田九馬善正組平番方
吉田三郎兵衛正村	安永6年正月18日	寛政2年2月21日転郡奉行	100石	始左七、角弥正善祖父	大小姓方
服部六郎右衛門徳充	寛政2年2月21日	寛政9年6月11日隠居	70石	始三人扶持、長右衛門正紹祖父	郡目付方
久保田周蔵盛教	寛政9年6月11日	文化13年正月11日御使番転(文政9の誤り)	100石	始袈裟之丞	大小姓方席大目付格
石井与七郎邦房	文政9年正月11日	天保7年3月朔日依願免	150石	始軍五郎	
北原九郎大夫利見	天保3年正月11日	天保10年正月10日有故免	100石		
小笠原六左衛門孝長	天保9年カ	嘉永6年7月23日死	150石		
益田藤九郎休政	天保10年9月11日	安政元年11月18日転御旗本御使番	150石		
那波三郎四郎直守	弘化元年9月4日	安政2年6月11日転慶昌院様御用達	100石		
石井与七郎清房	安政2年6月11日	慶応4年カ	150石		

系統2

就任者名	着任年月日	離任年月日	石高	就任者備考	前職
岡部忠兵衛忠俊	寛文5年春	延宝6年7月22日 免	150石	忠兵衛良忠祖父	稻葉伊賀吉任組使番方寛文2年7月朔日為本役其以前加役之
岩手六左衛門重猶	延宝6年7月22日	享保2年4月21日 免	100石家督	隱居料三人扶持号良節、庄左衛門重高曾祖父美祖父、此時後岩手之名字初稻葉九郎三郎云	山田縫殿俊常組平番方
斎藤新兵衛利徳	享保2年4月21日	享保7年8月11日 死	150石家督	長左衛門利房祖父	岡田九馬正村組平番方
岡部喜之助忠寅	享保7年11月4日	享保18年11月6日 免	100石家督	享保8年正月11日三左衛門改	大脇傳左衛門重詮組平番方
久保田貞之丞盛品	享保18年11月6日	宝曆3年6月6日 隱居	100石家督	周藏盛教祖父	栗屋齋宮勝昇組平番方
加納小兵衛与也	宝曆3年6月6日	安永2年6月11日 転大目付	100石	始村次、傳三郎説也祖父	岡田典膳善正組平番方
久保田藤作盛昭	安永2年6月11日	天明5年6月11日 転大目付	100石	周藏盛教父	徒頭方
高田半助重敦	天明5年6月11日	寛政7年正月27日 依病隱居	150石	祝髮号徹心、始六藏傳兵衛、金兵衛重若父	勝手方方
矢野八郎右衛門重英	寛政5年11月21日	文化6年11月朔日 依願免	100石		大小姓方
成水鐸直房	文化6年11月朔日	文化12年11月23日 転町奉行	150石		郡目付方
太田喜助徳重	文化12年11月23日	文政9年カ	100石		郡目付方
箕浦弥惣右衛門勝由	文政5年正月23日	文政7年聞番副役同11年10月9日 転聞役番	150石		
日下左冲秀勝	文政11年10月9日	天保6年カ	200石		
片切権六為采	天保6年8月21日	天保10年6月11日 隱居	100石	賄三人扶持名指玄	
太田喜助永重	天保10年6月11日	安政元年4月23日 死	100石		
芝崎多仲宗理	安政元年5月21日	慶応3年カ	150石		
中村雲八	慶応3年カ	慶応4年カ	不明		

系統3

就任者名	着任年月日	離任年月日	石高	就任者備考	前職
伊藤又左衛門正忠	寛文5年春	天和3年3月朔日免	200石	又左衛門光忠祖父	加納帶刀清也組鎗奉行方
矢野兵左衛門要親	天和3年3月朔日 貞享4年11月10日加 役元禄2年7月9日本 役	元禄2年5月29日死	150石	勘八邦親父	稲葉伊賀吉任組平番方
加納藤左衛門時也	宝永3年12月4日	宝永3年12月4日免	150石	初七右衛門、小兵衛興也祖父	稲葉宮内元吉組平番方
武藤又助惟次	宝永3年12月4日	享保5年4月16日依病自殺	150石家督	太右衛門吉陣父	村瀬忠左衛門吉尚組平番方
宇野仁右衛門旬正	享保5年6月27日	享保17年正月17日免	100石家督	後継光、源之丞古光父	片岡主水直武組平番方
加納弥太左衛門貞也	享保17年正月11日	享保18年正月7日赴長崎於途中自殺	150石家督	小兵衛興也養父	岡田九馬良在組平番方
片切善左衛門為秀	享保18年3月27日	宝曆3年6月6日隠居	100石	権六為景曾祖父	武具方方
河村義大夫修孟	宝曆3年6月6日	明和元年6月4日転郡奉行	100石	始隼之進、権七郎修綿曾祖父	岡部隼人惟忠組平番方
石井与七郎紀房	明和元年6月4日	天明4年2月21日転大目付	150石	与七郎邦房祖父	武具方
中村権左衛門重長	天明4年2月21日	寛政3年11月11日依病免	100石	始勝三郎、九右衛門重奉祖父	栗屋宇左衛門勝邦組平番方
加納小兵衛興也	寛政3年11月11日	寛政10年5月18日転大目付	100石	始次郎左衛門、傳三郎説也父	稲葉九郎左衛門通忠組平番方
石井与七郎充房	寛政10年5月18日	寛政11年4月17日死	150石	与七郎邦房父	大脇十藏重用組平番方
箕浦弥平治勝富	寛政11年6月27日	享和2年12月8日死	150石	始幸之進幸三郎、弥惣右衛門勝由父	大小姓方
服部長右衛門正鉉	享和3年9月26日	文化3年7月23日弘通公奥様用達二転	70石	始正峯正尚、長右衛門正紹父	大小姓方
小笠原善治充長	文化3年7月23日	文政4年カ	150石	始兵吾勘四郎豊松	郡目付方席組鉄砲頭之次
遊佐郡兵衛教甫	文政4年6月11日	天保8年カ	150石		
久保田安左衛門盛積	天保9年正月11日	嘉永6年6月11日隠居	150石	名山翁	
石田重郎治運勝	嘉永元年9月4日	嘉永5年閏2月4日転大御目付	130石		
種田勘九郎正幸	安政2年6月11日	慶応4年カ	150石		席御鉄砲頭

本表は、臼杵藩の役職補任記録である「諸執役前録」「諸執役続前録」「諸執役後録」(いずれも臼杵市文化財管理センター所蔵)をもとに作成し、池見家文書(大分県立先哲史料館寄託)、マレガ文書で適宜補訂した。

臼杵藩宗門奉行は、寛文5年に任命された高宮(①)・岡部(②)・伊藤(③)の三系統を基本とし、諸執役前録・続前録でも三系統に則って記述されているが、天保期より四名が就任している時期があり、諸執役後録では系統が記述されておらず、記述も粗くなる。そのため、本表では、池見家文書やマレガ文書の記述から系統を推定して記入したが、天保期以降については推測であることとをわかっておく。

臼杵藩家老（老中）就任者一覽

系統 1

就任者名	着任年月日	離任年月日	石高	就任者備考	前職
那波和泉直治			3600石 又秀吉公御朱印高1981貫600文	与三父	
那波與三		文禄2癸巳年9月5日於朝鮮陣中病死于時15歳	3600石	子孫断絶	
平野内膳三奥		慶長13戊申年2月27日有故被誅	於臼杵500石		
小川伊賀吉正		元和2丙辰年2月2日病死	於美濃400石 於臼杵700石	稻葉弥七兵衛悦吉高祖父、慶長5年冬方御家老御番頭兼	
稻葉右衛門助吉成	元和3年春於江戸成	寛永5年8月10日死	700石家督 部屋住料150石家督之時、直二賜之都而850石	弥七兵衛悦吉曾祖父 本姓小川	御番
水谷式部三治	寛永4・5年頃成	慶安4年隱居	300石	左門光為曾祖父、信通公御代寛永19年之秋御城代被仰付、慶安4辛卯年隱居料賜100石20人扶持、明暦元年9月13日死 享年80	

系統 3

就任者名	着任年月日	離任年月日	石高	就任者備考	前職
稻葉左馬光重	慶長6辛丑年2月15日成御番頭兼	寛永8辛未年10月29日死	於美濃300石、於臼杵700石	三右衛門重賢高祖父、重賢ハ光重弟之子孫	
稻葉左馬近重	寛永8辛未年	寛永17庚辰年7月24日死	700石家督	本家之子孫断絶、寛永14丁丑年3月13日方組頭兼帶	
稻葉凶書政重	寛永19壬午年成組頭方兼帶	延宝4丙辰年8月6日隱居料200石	500石家督、後200石加、都而700石	弾正重利祖父、本名岩手、延宝6年1月16日死	組頭
渡辺五郎兵衛久忠	延宝9辛酉年3月10日	元禄7甲戌年閏5月5日致仕隱居料200石	500石家督	天和2壬戌年1月4日迄組頭兼帶、五郎兵衛在忠曾祖父	組頭
稻葉儀太夫重利	元禄7甲戌年閏5月5日	享保1丙申年10月朔日免而隱居料200石	400石家督、後100石加、都而500石	元禄9丙子年6月9日迄組頭兼帶、享保3戌年3月25日死	組頭
後藤半右衛門利徳	享保3戊戌年6月28日	享保13戊申年1月11日免而隱居料200石	450石家督、後50石加、都而500石	半右衛門利陣父、享保18年7月19日死	御用人
岡田九馬良在	享保16辛亥年2月27日成御番頭方兼帶	延享4丁卯年1月11日隱居料200石	400石家督	典膳照在父、享保20丁(ママ)卯年7月23日組支配之儀免、同年9月19日死、享年71	番頭
稻葉九郎左衛門準直	延享4丁卯年12月18日成御番頭方兼帶			寛延1戊辰年6月18日組支配之儀免、寛政1年1月21日死	番頭

系統 2

就任者名	着任年月日	離任年月日	石高	就任者備考	前職
古江加兵衛弘正		天正16戊子年9月19日死于濃州	1380石 又一説2500石	才六弘次父	
小川平左衛門久	御家老成之年月未詳	慶長3戊戌年1月晦日病死、享年90	400石	稲葉弥七兵衛悦吉7代祖、享祿4辛巳(ママ)年方御家二奉仕	
小川弥兵衛		天正19辛卯年9月3日死于濃州	400石(父平左衛門久跡)、追加増都合1000石云伝	弥七兵衛悦吉6代祖	
古江才六弘次	天正16戊子年方当職歟	文禄2癸巳年7月10日於朝鮮陣中病死、時14歳跡断	千1380石 一説2500百石		
岡部隼人秀治	慶長6辛丑年2月1日	寛永20癸未年10月3日死	於臼杵500石	隼人治好6代祖、寛永16己卯年組頭免	御城代御近侍
渡辺主殿親忠	寛永20癸未年	寛文10庚戌年7月2日死、享年69	度加増、都而500石	五郎兵衛在忠曾祖父、慶安1戊子年11月3日方組頭兼帯	信通公御部屋御用人
片岡外記秀清	寛文11辛亥年	延宝7年3月朔日依病以上使免隠居	600石	七左衛門秀彝祖父、寛文11辛亥年成、御用人方准家老同12年御番頭、延宝9年死	御用人
山田八右衛門之後	延宝6戊午年6月22日	延宝7己未年12月3日於江戸死、享年44	300石	後縫殿豊後父	御用人
稲葉頼母通名	延宝8庚申年2月8日(此時150石加増)	組頭方兼帯延宝9年3月11日迄	350石 家督後500石二成	四郎太夫元直曾祖父、元禄7甲戌年7月10日死	組頭
後藤半右衛門利兼	元禄7甲戌年8月22日	元禄11戊寅年6月5日免隠居料200石	初350石 後100石増、都450石	半右衛門利陣祖父、始知通公御部屋ノ内、貞享4丁卯年5月22日補御家老職、元禄7甲戌年10月15日組頭兼帯、同9丙子年6月9日組頭免	知通公御部屋
栗屋五右衛門勝憲	元禄11戊寅年6月6日成御番頭兼	宝永8辛卯年2月4日依病免	500石	斎勝昇父、元禄13年11月1日御番頭免、正徳4甲午年7月5日隠居料50俵	
山田縫殿豊後	正徳3癸巳年2月21日成御番頭方兼		初300石、後50石加、又50石増、都而400石	兄新左衛門豊後死去二付賜之、正徳4甲午年12月22日有故被預于川崎藤八重昌跡断	番頭
村瀬忠左衛門吉尚	正徳4甲午年10月27日成御番頭方兼帯	享保4己亥年3月9日免而隠居料200石	300石、後50石増、又50石増、都而400石	熊五郎吉武曾祖父、享保14年2月22日死、享年84	番頭
栗屋宇左衛門勝奥	享保甲辰年閏4月28日於江戸成	享保18癸丑年3月7日死	350石、後50石加、都而400石	五郎右衛門勝美養父	御用人
栗屋斎勝昇	享保20乙卯年5月4日成御番頭方兼帯		500石	元文4己未年6月2日於江戸組支配之儀免、延享1甲子年3月18日於江戸、斎宮卜二字二改	番頭

系統 4

就任者名	着任年月日	離任年月日	石高	就任者備考	前職
稻葉弥七兵衛悦吉	正徳3癸巳年2月21日	正徳4甲午年12月22日、有故小川長七吉孝二御預ケ此時御名字被除	700石家督		番頭
稻葉九郎左衛門職直	享保12丁未年8月23日	享保15庚戌年10月29日死	500石祖父頼母家督	四郎太夫元直養父	番頭
岡部隼人氏治	元文1丙辰年8月9日成御番頭 <small>兼帯</small>	宝暦13年1月11日致仕料200石剃髮	300石養父家督、後50石加、元文4己未年8月6日50石加増都400石	延享1甲子年11月27日於江戸但見卜改、明和2年1月27日死	番頭

系統 5

就任者名	着任年月日	離任年月日	石高	就任者備考	前職
大脇武兵衛重政	慶長6辛丑年成	寛永7庚午年8月4日死	於美濃200石 於臼杵340石、後570石	傳左衛門重政6代祖	一通公御部屋
岡田長兵衛正勝	寛永9壬申年成	寛永7庚午年5月19日於江戸死	300石、後500石	九馬良在高祖父	一通公御部屋
小川内蔵助可列	寛永18辛卯年成	寛永18辛巳年8月16日於江戸殉死、34歳	400石	後内蔵助可奠父	御用人
大津留角右衛門伴重	寛永18辛卯(ママ)年成	正保3丙戌年1月2日於江戸狗病二而自殺	200石家督、後500石	清太夫職重曾祖父	
山田縫殿後常	正保4丁亥年成	延宝5丁巳年2月18日隠居料200石	500石	後縫殿豊後祖父、貞享2年10月24日死 享年79	
加納伊織清也	寛文4甲辰年9月9日成組頭 <small>兼帯</small>	天和1辛酉年2月晦日死	800石家督	外記演也祖父、信通公御代准家老、景通公為本役	
後藤市郎右衛門隆連	寛文1辛丑年5月25日	延宝2甲寅年6月28日免而為人	500石	信通公之命被附 景通公為御部屋之御家老、是加納伊織清也継父為組頭兼奉仕于信通公故之也、延宝2甲寅年6月28日免而為用人、100石余加増也	大組御鉄砲頭
岡田九馬正在	天和2壬戌年1月4日成	貞享3丙寅年8月3日死	500石家督	九馬良在祖父、依 景通公命 知通公御部屋之時御家老	番頭
後藤半右衛門連兼	貞享4丁卯年5月22日		此時350石	半右衛門利陣祖父、依 景通公之命 知通公御部屋之時御家老、知通公御治世之始直二本家老卜成、故二前之稻葉頼母通名次二出也	知通公御部屋

## 延宝期以降

就任者名	着任年月日	離任年月日	石高	就任者備考	前職
栗屋五右衛門勝長	延宝2甲寅年6月28日成	延宝7己未年2月13日隱居料200石	600石	斎勝昇曾祖父、延宝2年12月15日御番頭兼、元禄2年9月26日死	信通公御部屋
栗屋十郎左衛門勝久	延宝8庚申年2月8日成	天和2年御免	600石家督	斎勝昇祖父、延宝8年10月19日組頭役兼、元禄3庚午年8月13日死	御用人
渡辺七右衛門忠直	元禄7甲戌年閏5月5日成	元禄7年9月16日死	200石家督、後450石	権八忠澄祖父	組頭
渡辺弥兵衛豊忠	元禄9丙子年6月9日成	宝永7庚寅年12月14日死	500石家督	五郎兵衛在忠祖父、元禄11年御番頭兼免	番頭
後藤市郎右衛門利熙	宝永5戊子年8月9日成 (此時75石加増)	元文2丁巳年7月4日隱居料200石、唯叟卜号、此後モ会所出席	375石、後75石加増、都450石	市郎右衛門利邑父、享保18癸丑年8月6日方御番頭兼	番頭
加納外記演也	宝永7庚寅年10月11日成	宝曆6丙子年4月11日隱居	800石家督	外記純也高祖父、明和2乙酉年11月25日死	番頭
栗屋斎宮勝拜	享保2乙卯(ママ)年9月4日	明和4丁亥年10月4日隱居	500石	波江勝直曾祖父、元文4年6月2日迄組支配御預、安永8己亥年12月6日死	番頭
岡田九馬良在	享保16辛亥年2月27日	延享4丁卯年1月11日隱居	400石	為次郎直正6代祖、同年9月9日死	番頭
岡部但見惟忠	元文1丙辰年8月9日	宝曆13癸未年1月11日隱居	400石、内50石元文4年8月6日加	隼人治方曾祖父、明和2年1月27日死	番頭
稲葉頼母通侃	延享4丁卯年12月18日	安永4乙未年8月24日有故隱居	500石	九郎左衛門通忠父、延享5年戊辰6月11日迄組支配御預々	番頭
栗屋五郎右衛門勝盤	宝曆3癸酉年6月6日	宝曆8戊寅年6月6日死	400石	宇左衛門勝精祖父	番頭
片岡主水秀直	宝曆6丙子年2月21日	明和5戊子年4月8日死	600石	主水秀勝祖父	番頭
後藤市郎右衛門利隆	宝曆8戊寅年7月26日	天明1辛丑年9月13日死	450石	市郎右衛門利晋祖父、明和2乙酉年8月18日御勝手方惣元々月番御免、同5年12月免、宝曆13癸未年1月11日迄組支配御預々	番頭
大脇十藏重敷	宝曆13癸未年1月11日	明和5戊子年6月26日於江戸死	400石	多膳重澄祖父、明和3丙戌年1月11日迄組支配御預々	番頭
後藤志津摩利尋	明和3丙戌年5月6日	寛政1己酉年4月晦日死	500石	内記利成祖父、明和5戊子年6月9日迄組支配御預々	番頭
加納帯刀用也	明和5戊子年9月16日	天明6丙午年10月11日死	800石	外記純也父、明和5年11月13日迄組支配御預々	番頭
岡田九馬善正	明和8辛卯年6月21日	安永3甲午年2月14日於江戸死	400石	為次郎直正曾祖父	番頭
栗屋波江勝衛	安永3甲午年4月11日	寛政2庚戌年12月11日死	500石	波江勝直祖父	御用人
村瀬庄兵衛吉峰	安永4乙未年8月26日	寛政1己酉年7月6日有故御免転御番頭	400石	庄兵衛吉義祖父	番頭

## 延宝期以降

就任者名	着任年月日	離任年月日	石高	就任者備考	前職
岡部但見周忠	安永6丁酉年8月6日	文化8辛未年閏2月10日死	400石	隼人治方父、天明7丁未年6月5日迄組支配御預	番頭
後藤市郎右衛門利匡	天明2壬寅年1月11日	寛政10戊午年9月10日死	450石	市郎右衛門利晋父	御用人
岡田長兵衛周正	寛政1己酉年4月18日	文化4丁卯年5月4日死	400石	為次郎直祖父、享和1辛酉年在中之事ヲ引受、寛政3辛亥年6月11日迄組支配御預ケ、寛政3辛亥年6月11日御勝手向引受	番頭
大脇十藏重用	寛政1己酉年9月11日	寛政9丁巳年6月21日病受依願免	400石	多膳重澄父、寛政3辛亥年1月11日迄組支配御預ケ	番頭
加納外記純也	寛政6甲寅年3月1日		800石	享和1辛酉年8月4日御勝手向三ヶ年之間引受	番頭
後藤内記利成	寛政11己未年6月9日		500石	享和3癸亥年9月26日迄組支配御預ケ	番頭
大脇多膳重澄	文化4丁卯年6月11日	文政9年3月23日卒	400石	文化4年方御勝手向引受	番頭
岡田長兵衛觀正	文化7庚午年4月23日	文化11年10月25日卒去	400石	為次郎直祖父、文化7年6月1日迄組支配御預ケ	番頭
稲葉九郎左衛門通忠	文化10癸酉年6月11日		500石	御番頭御老中格方成、席御老中之最上ト成	御番頭御老中格
後藤市郎右衛門利晋	文化11甲戌年2月21日	文政12年1月御免	450石	組支配御預ケ	番頭
岡部隼人治方	文化13丙子年9月23日		400石	組支配御預ケ	番頭
稲葉頼母通理	文政2己卯年2月23日	天保3壬辰年閏11月15日死	500石	文政12己丑年1月21日御勝手向引受	番頭
村瀬庄兵衛通吉	文政9丙戌年6月4日	弘化1甲辰年5月1日於江戸転御備頭	600石	御勝手惣元 <small>ノ</small> 、天保7丙申年11月4日200石加知	番頭
後藤志津摩利寛	文政10丁亥年10月9日	弘化2乙巳年4月18日於江戸転御備頭	500石		番頭
片岡伊織秀教	天保4癸巳年3月23日	弘化3丙午年閏5月23日病氣依歎免隠居料賜100俵	700石	天保7丙申年11月4日加100石、嘉永1戊申年6月2日死	番頭
岡部左太夫治教	天保4年6月12日	天保9戊戌年10月4日	400石		番頭
栗屋静衛勝澄	天保六乙未年十月	天保9戊戌年10月4日依歎免隠居賜5人扶持	400石	嘉永5壬子年3月16日死	番頭
加納雅楽皆也	天保8丁酉年3月11日	弘化4丁未年6月1日死	800石		番頭
稲葉頼母和直	弘化2乙巳年4月18日	嘉永6癸丑年3月4日転御備頭	500石		番頭
村瀬庄兵衛吉包	弘化4丁未年6月13日	嘉永1戊申年1月23日死	600石	御勝手惣元 <small>ノ</small> 助役	番頭
片岡長左衛門秀重	嘉永1戊申年4月12日		700石	御勝手惣元 <small>ノ</small> 締	番頭

延宝期以降

就任者名	着任年月日	離任年月日	石高	就任者備考	前職
栗屋浪江勝英	嘉永4辛亥年4月20日	文久2壬戌年2月1日病氣依歿、御勝手惣元が申談之儀免	500石	御勝手惣元が申談、文久3辛亥(ママ)年10月19日死	番頭
岡部隼人治常	嘉永5壬子年5月23日		400石	文久2壬戌年2月1日、御勝手筋之儀惣元が申談	番頭
加納左馬親也	安政4丁巳年1月25日	万延1庚申年10月26日於江戸死	800石		番頭
後藤市之丞利也	文久1辛酉年6月11日	文久2壬戌年4月20日有故御役儀免	450石	同3亥年3月23日病氣依歿隠居3人扶持	番頭
村瀬庄兵衛吉武	文久3辛亥(ママ)年3月23日		500石		番頭

本表は、臼杵市文化財管理センター所蔵「諸執役前録」「諸執役続善録」「諸執役後録」をもとに、一部、同センター所蔵「御家中諸役系譜」で補訂して作成した。延宝期までは系統が設定されているが、以後、系統が設定されていないため、以上の様に表を編成した。

濱島実樹・三野行徳作成

臼杵藩寺社奉行就任者一覽

系統1

就任者名	着任年月日	離任全月日	石高	就任者備考	役職備考
後藤太郎右衛門忠門	延宝2年7月1日	延宝4年8月6日 免	320石	甚太夫忠原曾祖父	公事聞役方
後藤半右衛門利兼	延宝4年12月1日	天和2年1月4日 免	200石	半右衛門利陣祖父	御旗奉行方兼
小川弥兵衛吉治	天和2年1月4日	元禄5年7月9日 致仕	200石	弥惣左衛門治種祖父	稻葉宮内元吉組副番方
稻葉武右衛門直邑	元禄5年7月9日	宝永2年1月15日 免	200石	武右衛門直代祖父	御弓頭方兼
岡田甚兵衛正明	宝永2年1月15日	正徳3年1月18日 免而隠居	250石	藤馬周有養父	大組御鉄砲頭方
片岡八郎左衛門勝秀	正徳3年1月18日	正徳4年6月5日 免	200石	八左衛門振秀祖父	御旗本鑓奉行方兼
渡辺平三郎忠栄	正徳4年6月5日	享保4年3月11日 免	250石	権八忠澄父	御弓頭方兼
宇佐美十藏祐賢	享保4年3月11日	翌年(享保5) 免	300石	喜又祐真養父	御弓頭方助 直向役片岡勝秀死後、跡役勤之 享保9年2月10日再勤、同年12月18日 免
後藤勝土忠雄	享保9年12月18日	享保19年1月23日 免	320石	甚太夫忠原養父	御弓頭方助
伊藤惣左衛門良忠	享保19年1月23日	享保20年5月5日 免隠居	200石	又左衛門光忠父	大組御鉄砲頭方助
清水安右衛門義陣	享保20年5月5日	延享3年8月23日 隠居	200石	七郎左衛門義明養父	始助役、 元文3年3月4日本役 元文4年5月6日(略)江戸方還、御弓頭方助役
稻葉市之丞良重	元文3年3月4日	元文4年6月	200石	勘平栄重父	安右衛門義陣江戸往二付、御弓頭方助役
稻葉武右衛門直代	延享3年7月23日	延享5年1月27日 免	200石	和七直張父	助役御長柄頭方
加納源太夫尚也	延享5年5月4日	宝暦12年5月2日 死	200石	源太夫由也祖父	御旗奉行方兼
稻葉佐左衛門均久	宝暦12年7月27日	明和9年1月11日 隠居	250石	對助久躬曾祖父	御長柄頭方再兼 明和2年8月16日於江戸本役
稻葉馬左衛門秀雄	安永6年6月11日	天明6年1月11日 隠居	250石	馬左衛門秀邦父	御旗奉行方再兼
岡田長太夫昭在	天明6年1月11日	天明8年1月11日 免	250石	甚兵衛正偏父	御旗奉行方兼
村井權太夫昌勝	天明8年1月11日	寛政5年6月11日 隠居	180石	喜昌太佐勝祖父	御弓頭方兼
大津留才兵衛房重	寛政5年6月11日	享和2年5月6日 死	300石	清太夫尹重父	御長柄頭方成 寛政6年12月23日転御旗奉行当役兼
片岡八郎左衛門秀延	享和2年8月4日		200石		御長柄頭方兼 文化3年1月11日本役

系統 2

就任者名	着任年月日	離任全月日	石高	就任者備考	役職備考
岡田九馬正	延宝2年7月1日	延宝4年12月1日免	500石	九馬良在祖父	御旗奉行方兼
井上左平太利令	延宝6年7月22日	元禄4年3月1日免	250石	瀬兵衛利太祖父	御旗奉行方兼
稲葉角左衛門均治	延宝7年4月	延宝8年6月解役	250石	佐左衛門均久祖父	左平太利令依赴江府助役
渡辺左太夫忠房	元禄4年3月1日	元禄7年12月22日免	150石	左太夫忠居養父	渡辺五郎兵衛豊忠組鍵奉行方、 左平太病氣養生中助
岡田三左衛門正盈		元禄9年6月9日免	400石	九馬良在父	御旗奉行方兼
村瀬忠左衛門吉尚	元禄7年12月22日	元禄8年8月25日免	300石	熊五郎吉武曾祖父	御旗本御鍵奉行方兼
若林仁左衛門直興	元禄8年8月25日	元禄9年6月9日免隠居	200石	儀左衛門興任祖父	忠左衛門吉尚依赴江府御弓頭方助
加納直右衛門也政	元禄11年6月5日	元禄15年8月15日免	200石	源太夫尚也父	御旗本御鍵奉行方兼
大脇伝左衛門重詮	元禄15年8月15日	正徳4年12月28日免	500石	傳左衛門重以祖父	御旗奉行方兼
岡田九郎兵衛正村	宝永2年12月29日	宝永4年2月4日免	400石	長兵衛宗在祖父	伝左衛門重詮依赴江府御旗本御鍵 奉行方助
中嶋七兵衛重治	宝永4年2月4日	宝永4年5月30日迄相勤	200石	七兵衛直重祖父	九郎兵衛正村右同断(依赴江府)三而、大組御鉄 砲頭以前方助
水谷門光高	正徳4年12月28日	正徳5年2月21日免	300石		御旗本御鍵奉行方助
片岡八郎左衛門勝秀	正徳5年2月21日	享保5年5月5日死	200石	八左衛門振秀祖父	御旗本無役衆方助
宇佐美十藏祐賢	享保5年5月	享保7年1月27日免	300石	喜又祐真養父	御弓頭方助
稲葉甚五兵衛秀直	享保7年1月27日	享保8年1月23日免	250石	十右衛門秀雄祖父	御旗本御鍵奉行方助
大津留清太夫職重	享保8年1月23日	享保17年2月1日免	300石	清太夫方重父	大組御鉄砲頭方助
井上瀬兵衛利太	享保17年2月1日	享保18年8月6日免	250石	多忠利張父	御弓頭方助
大津留清太夫職重	享保18年8月6日	元文1年4月18日免			御旗本御鍵奉行方兼助
稲葉武右衛門直代	元文1年4月18日	元文4年江戸往二付、2月18日助役免	200石	和七直張父	御旗本御鍵奉行方助
稲葉市之丞良重	元文4年5月6日	寛保2年10月19日就武州荒川筋御普 請御手伝罷越候付免	200石		清水安右衛門義陣江戸罷歸候、 以後市之丞儀月代り二相勤
加納源太夫也尚	寛保2年10月20日	源太夫江戸行二付、延享4年 2月4日免	200石		助役御旗奉行方
稲葉九兵衛良重	延享4年2月4日	延享4年6月4日死	200石		助役御長柄奉行方
小川左内季重	延享4年6月9日	宝曆3年6月6日隠居	150石	左内紀久祖父	助役御長柄奉行方 寛延2年6月11日寺社奉行本役卜成
稲葉佐左衛門均久	宝曆3年6月6日	宝曆4年2月21日江府依越免候	250石	對助久躬曾祖父	御長柄頭方兼
稲葉馬左衛門秀雄	宝曆4年2月21日	宝曆6年1月11日免	250石	馬左衛門秀邦父	御長柄頭方兼
小川又市久忠	宝曆6年1月11日	宝曆7年6月26日免	150石	宇源太久重父	御弓頭方兼
水谷市助徳高	宝曆7年6月26日	安永6年6月11日免	350石	市助陣高父	家督御小姓頭方成 宝曆12年7月27日転御旗奉行当役兼
片岡八郎左衛門秀盛	安永2年1月11日	天明2年5月18日死	200石	八郎左衛門秀延父	御長柄頭方成
加納忠助庸也	天明2年6月11日	寛政6年11月15日死	200石	源太夫内也父	天明2年6月11日方同3年6月11日迄、伊藤五郎 太夫政春助役 同3年6月11日御旗奉行方兼

系統 2

就任者名	着任年月日	離任全月日	石高	就任者備考	役職備考
種田亘孝起	寛政6年12月23日	寛政10年5月18日侍御側	300石		御長柄頭方兼 寛政7年6月11日本役 寛政10年5月18日転御側
稲葉七右衛門重置	寛政10年5月18日	文化8年6月23日依江戸趣免	200石		御長柄頭方成 享和1年8月6日御小姓頭兼 文化3年1月11日転御旗奉行当役兼 文化10年6月11日御長柄頭方兼帯
岡田甚兵衛正編	文化8年6月23日方助役		250石		

系統3

就任者名	着任年月日	離任全月日	石高	就任者備考	役職備考
種田亘孝起	寛政6年12月23日	寛政10年5月18日 侍御側	300石		御長柄頭方兼 寛政7年6月11日本役 寛政10年5月18日 転御側
稲葉七右衛門重置	寛政10年5月18日	文化8年6月23日 依江戸趣免	200石		御長柄頭方成 享和1年8月6日 御小姓頭兼 文化3年1月11日 転御旗奉行当役兼 文化10年6月11日 御長柄頭方兼帯
岡田甚兵衛正編	文化8年6月23日 方助役		250石		

文政以降

就任者名	着任年月日	離任全月日	石高	就任者備考	役職備考
岡田甚兵衛正編	文政2年5月13日		250石		文政6年1月11日 転御旗奉行、 寺社奉行兼
稲葉馬左衛門秀邦	文政2年5月13日	文政6年1月11日 隠居	250石		御軍帳方兼
後藤勝土重武	文政6年1月11日	文政10年8月15日 死	270石		御軍帳方兼
小倉五郎八嘉建	文政11年1月11日	天保3年10月4日 転御側役	250石		御小姓頭、御軍帳方兼
若林九左衛門尚興	天保3年1月11日	天保9年1月11日 転御旗奉行、御軍帳方兼	200石		御軍帳方兼
川崎造酒重房	天保9年1月11日	天保9年10月4日 転御旗奉行、御軍帳方兼	300石		
稲葉馬左衛門秀香	天保9年1月11日	天保10年11月13日 有故免 転大小姓御番 勤	250石		
稲葉角左衛門久躬	天保9年10月4日	天保13年2月21日 転御旗奉行	250石		
稲葉茂右衛門直之	天保11年1月11日	天保14年7月11日 転御旗奉行	200石		
後藤衛土重河	天保13年2月21日	弘化2年1月11日 転御旗奉行	270石		
三村四郎兵衛保親	天保14年7月11日	弘化3年1月7日 死	150石		
上川三之助助元	弘化2年1月11日	弘化4年1月11日 転御旗奉行	200石		
岡田甚兵衛正氏	弘化3年1月11日	嘉永2年1月11日 転御旗奉行	250石		
長瀬又右衛門正明	弘化4年1月11日		200石		嘉永5年1月11日 転御旗奉行、寺社奉行兼
宇佐美儀平祐郷	嘉永2年1月11日	嘉永6年6月11日 隠居	300石		
清水又太夫充義	嘉永5年1月11日	嘉永6年6月11日 隠居	200石		
渡辺左太夫忠條	嘉永6年6月11日	安政1年1月11日 転御旗奉行	200石		
村井次郎右衛門敏勝	嘉永6年6月11日	安政4年1月21日 死	180石		御附役御小姓頭兼 安政3年1月11日 御旗奉行 順席御准役御小姓頭兼免
稲葉徳一郎直好	安政1年1月11日	安政4年6月4日 死	200石		
稲葉對助久賢	安政4年閏5月11日		250石		安政4年11月4日 転御旗奉行当役兼
片岡八郎左衛門秀候	安政4年8月4日		200石		御弓頭方成
稲葉實重岸	安政5年10月4日		200石		御弓頭方成

本表は白桦市文化財管理センター所蔵「諸執役前録」「諸執役続前録」「諸執役後録」より作成した。

文政以前は2系統が確認できるが、文政以降は系統が判然としないため、別表とした。

濱島実樹・三野行徳作成

臼杵藩那奉行就任者一覽

系統 1

就任者名	着任年月日	離任全月日	石高	就任者備考	役職備考
小川又左衛門	慶長5年9月頃之書付ニ有之於濃州也		500石	子孫不知	町奉行方兼帯
国枝左右衛門	年月日不詳貞通公方典通公御代迄		新地150石	杵右衛門政勝父	年寄御役儀免
片切音藏主為俊	寛永7年2月6日(100石加増)		50石5人扶持	善左衛門為秀曾祖父ノ兄	町奉行方
宇佐美弥右衛門祐直			300石	崑又祐真高祖父	
日比野小左衛門貞重		慶安3年3月27日死、此役御免ハ此前成ヘシ	250石	無嗣跡断	稲葉兵部政重組平番方
溝口五郎兵衛重安	寛永8年	慶安4年免	200石	才兵衛頼安曾祖父	公事聞役方
村尾八郎兵衛良継	慶安3年	明曆3年免 慶安3年方明曆2・3年之頃迄ハ同役6人ニ而相勤	150石	与次左衛門良堅父	始正保4年方慶安3年迄ハ副郡代役
吉水太郎兵衛三堅	慶安3年9月	延宝4年3月8日免	150石家督	太郎兵衛重三祖父	稲葉凶書政重組平番方
益久左衛門直政	延宝4年3月8日再成	延宝9年2月9日免	150石	久左衛門秀数祖父	景通公御部屋衆方
大脇十左衛門重好	延宝9年2月9日再成 此時役料50俵	元禄11年6月25日免	100石	養子又六重光代正徳5年12月4日依狂病於江戸自殺跡断	大坂御留守居方
成水平吉直好	元禄11年6月25日	享保6年3月23日免	150石	甚三郎直規父	片岡伊織直武平番方
林角左衛門正栄	享保6年3月23日	延享4年1月11日隠居	150石	隠居料3人扶持号唯無后辰成五郎作辰方父実祖父	大目付方 席大目付上
吉田新藏栄賢	延享2年5月1日	明和4年10月4日隠居	100石	始平次郎 賜3人扶持剃髮号胡微	見習方本役
中村権兵衛悠久	明和2年7月11日	安永8年6月11日隠居	100石	角弥正音祖父	御郡目付方成
益田五兵衛軌政	安永8年6月11日	天明元年10月10日死	150石	賜3人扶持剃髮号融然 権九郎軌久祖父	大坂御留守居方成、御勝手方兼、席御旗本御使番次
吉良官兵衛昭氏	天明2年5月18日	寛政元年12月16日死	150石	始亀太郎 藤九郎三政父	御勝手方方成、先役兼
吉田三郎兵衛正村	寛政2年2月21日	文化3年9月方山林方上聞兼、文化6年6月11日隠居	100石	始左七 隠居賜5人扶持剃髮号雪征 角弥正音祖父	宗門奉行方成、席大目付之次
三浦弥五左衛門孟成	文化2年12月18日		200石	始万平、佐久右衛門	御勝手方方見習、文化3年7月23日本役先役兼、席御旗本御使番之格

## 系統 2

就任者名	着任年月日	離任全月日	石高	就任者備考	役職備考
伊藤又左衛門清忠	一通公御代	寛永15年1月27日死	400石	又左衛門光忠曾祖父	加納玄蕃作也組平番方
矢野源太郎定吉	慶安3年	承応3年免	150石	元稲葉伊賀吉任組二屬 勤八 邦親祖父	御代官役免而已後
大脇又右衛門重孝	慶安3年9月	明暦2年免	100石	又右衛門重郷祖父	稲葉兵部政重組平番方
安宅藤兵衛吉加	寛文10年8月25日	寛文12年4月4日 家依貧窮自殺	100石	某子加右衛門於家中小姓相勤 切米故臈之延宝6年9月22日他 出而之干尾州	稲葉伊賀吉任組平番方
成水三四郎宗直	寛文12年6月23日	元禄8年9月3日死	150石	甚三郎直規祖父	岡部隼人長治組平番方
吉田弥太右衛門政敦	元禄8年7月22日	享保2年10月13日免	100石	新蔵榮賢父	郡目付方
藤澤善六治他	享保1年9月11日	享保18年11月6日 免而隱居	50俵 後50俵増、合 100俵	号如山料2人扶持 繁之丞安英 祖父	初郡奉行二相加勤候故、弥太 右衛門方次二系之 仕送方方 席御勘定頭ノ次
廣瀬甚蔵之辰	享保18年11月6日	元文3年1月11日 免而隱居	50俵3人扶持	料2人扶持号淨無 初正辰 字 源太隆業養父	郡目付方
吉良官兵衛義氏	元文3年1月11日	延享2年4月24日死	150石	九九九祖父	郡目付方
成水甚三郎直矩	延享2年5月1日	宝暦5年5月13日 依病免	150石	環直房祖父	御郡目付二而当役見習方本役
河野安左衛門員久	宝暦4年12月12日	安永3年1月11日 隱居	100石	初富之助 賜3人扶持号香涛 稲葉八郎員矩祖父	御郡目付方成 席大御目付之 上
品川太兵衛陣次	安永2年2月18日	安永6年12月21日死	150石	太兵衛亂次祖父	大坂御留守居方成、席御旗本 御使番格
成水儀助直基	明和6年2月27日	天明7年4月9日 有故御取揚	150石	環直房父	御郡目付方 当役見習、 安永5年4月15日本役
箕浦弥惣右衛門勝周	天明7年4月9日	寛政1年12月12日 依病免	150石	弥惣右衛門勝由祖父	御郡目付方成、席御旗本御使 番之格
河村義太夫脩清	天明7年5月13日	享和2年9月27日方 先役兼文化 3年7月23日 隱居賜5人扶持	100石	権七郎脩錦祖父	御勝手方方成、席大目付之次
若林右衛門太国興	寛政12年12月9日	享和3年9月26日 御勝手方兼帶 免、文化12年11月13日 転大目 付	100石		御勝手方方 当役見習、 享和1年8月6日本役
宇野仁右衛門包光	文化10年6月11日		100石	大小姓方 当役見習、文化11年1 月11日本役	

系統3

就任者名	着任年月日	離任全月日	石高	就任者備考	役職備考
後藤茂兵衛元利	一通公御代	寛永10年有故御暇	150石	才兵衛次男 子孫断絶	稻葉兵部政重組平番方
安野平右衛門吉治	正保3年2月	寛文3年7月1日 免	200石、内50石 万治2年12月28日加増	大八良明曾祖父	稻葉九郎左衛門昌言組平番方 渡辺主殿親忠組鍵奉行方兼帯
益田久左衛門直政	慶安3年9月10日	万治1年12月28日 免景通公御部屋附二成	150石、父久馬数政知行 300石之内150石家督	久左衛門秀数祖父	渡辺主殿親忠組平番方
大脇又右衛門重孝	寛文3年7月1日再成	天和3年6月1日 免而隠居	100石、延宝6年9月23日50石増、都150石	号元無、元禄5年7月23日 賜5人扶持是嫡儀左衛門死、孫幼少故5人扶持賜也	稻葉兵部政重組平番方
清水与右衛門政時	天和3年3月1日	元禄6年12月15日 免	150石	長右衛門義英祖父	大坂御留守居方
西尾又七忠匠	元禄6年6月15日	正徳1年7月23日 免	150石	十太夫忠祐父	片岡伊織直武組御使番方
太田六郎兵衛重澄	正徳1年7月23日	延享3年8月23日 老衰依願隠居	50石、後50石加、都100石	陶八員重父	郡目付方
芝崎弥一兵衛善記	延享2年8月23日	明和2年3月24日 死	150石	多忠宗般曾祖父	見習方本役
太田陶八員重	宝暦8年2月1日	明和1年6月4日 転御勝手方	100石	岳助徳重父	御郡目付方見習、宝暦11年8月26日本役、山林方上聞兼
河村義大夫脩孟	明和1年6月4日	安永6年7月21日 依病免	100石	始隼之進 権七郎脩錦曾祖父	宗門奉行方成
伊藤平左衛門重翊	明和2年7月11日	明和6年2月27日 転大目付	100石	始直四郎、九郎左衛門 小源治令終祖父	郡目付方成
芝崎多仲惟珪	安永5年4月11日	寛政4年閏2月22日 死	150石	多忠宗般祖父	御勝手方方成、先役兼、席御旗本御使番格
稲葉司書員重	寛政4年1月11日	文化6年6月11日 隠居	100石	始安左衛門、徳之進、文大夫 賜5人扶持 八郎員矩父	御勝手方方成、席大目付次
小川左内紀久	文化6年6月11日		150石	始左馬太、周助、槌之助	御勝手方方成、席御長柄頭之格

文政以降

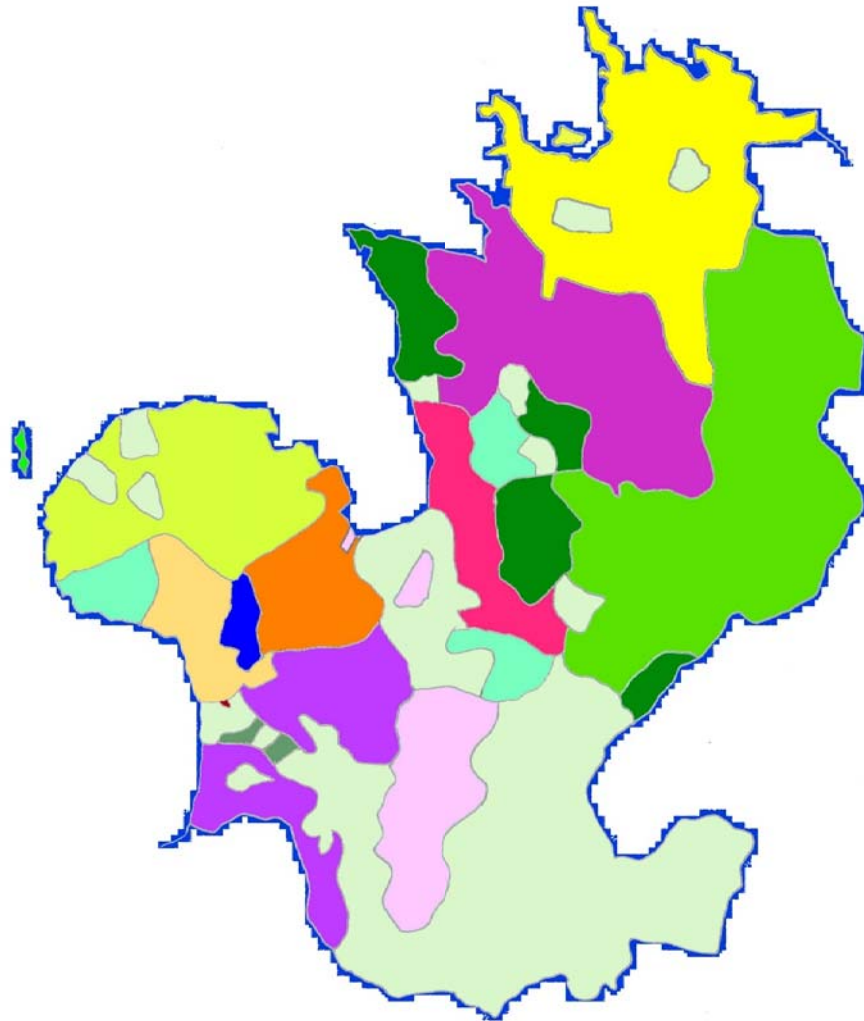
就任者名	着任年月日	離任全月日	石高	就任者備考	役職備考
稲葉八郎員矩	文政3年1月		100石		
三村四郎兵衛保親	文政7年1月11日	天保1年9月23日	150石		天保1年9月23日転御勝手方
芝崎官左衛門勝當	文政12年10月9日		200石		文政12年10月9日席大目付 天保3年12月4日御勝手方兼 天保6年6月11日席御旗本御使番格
福田源助吉真	天保2年6月11日	天保4年春	100石		天保4年春転御勝手方
加納傳三郎銳也	天保3年1月11日		100石		天保3年1月11日見習 天保4年3月4日本役 天保7年2月21日御勝手方兼
三村土蔵親意	天保4年3月4日		150俵		天保4年3月4日見習 天保4年8月21日本役
丸毛太郎左衛門頼勝	天保8年6月11日	嘉永4年1月27日	200石		天保8年6月11日見習 天保9年5月27日本役 嘉永4年1月27日転御旗本御使番
吉田角弥正青	弘化4年9月18日	嘉永5年4月24日死	100石		
狭間安太夫成盛武	嘉永1年1月11日		40俵上下2人 扶持		御郡奉行勤方御勘定奉行兼、 勤役中100俵之御渡方、席給格
飯沼源五兵衛叔屋	嘉永4年1月11日		100石		御勘定奉行兼
日下蔵之丞秀遐	嘉永4年6月13日	安政3年1月11日	200石		御勘定奉行兼、席大組頭 安政3年1月11日転御小姓頭
牧田弥三郎房常	嘉永5年閏2月4日	安政3年7月7日死	150石		
清水右門治義	安政2年6月11日		200石		御勘定奉行兼海岸防禦懸り 席大組頭
高橋瀬左衛門重起	安政3年9月23日		40俵上下2人 扶持		御郡奉行勤方、席給格、勤役中100俵之御渡方

本表は臼杵市文化財管理センター所蔵「諸執役前録」「諸執役続前録」「諸執役後録」より作成した。

文政以前は3系統が確認できるが、文政以降は系統が判然としないため、別表とした

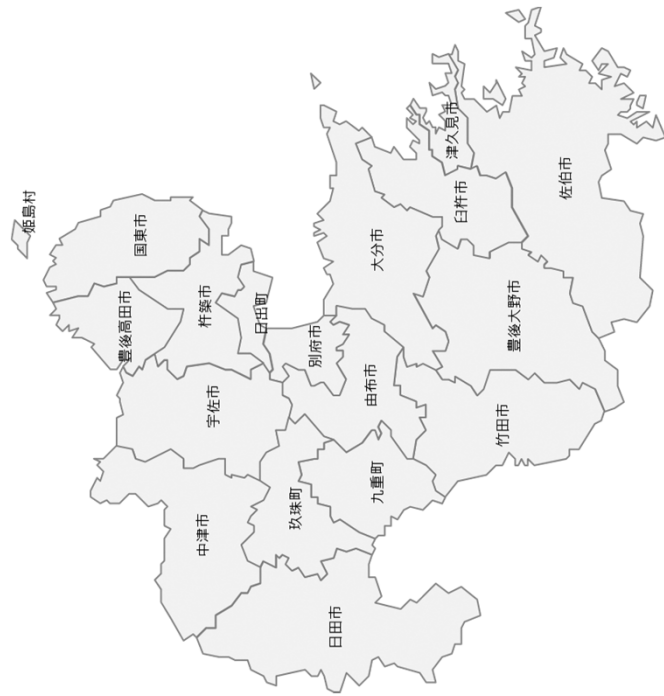
濱島実樹・三野行徳作成

大分県藩領域概略図



領主名	Color
中津藩	Blue
杵築藩	Orange
日出藩	Green
府内藩	Purple
臼杵藩	Yellow
佐伯藩	Red
岡藩	Light Green
森藩	Pink
幕府領	Light Blue
島原藩領	Light Orange
延岡藩領	Light Green
熊本藩領	Dark Green
立石領	Blue
宇佐神宮領	Red
時枝領	Dark Green

現代の大分県



「〇三 内平文右衛門娘けさ

二月廿二日

覚

一内平村文右衛門娘けさ拾九歳、真宗善正寺旦那、此者祖父清水原村九右衛門転本人

一同村久太郎男子茂介式拾式歳、真宗善正寺旦那、此もの類族ニ而無御座候

此茂介右之けさ午ノ二月十八日ニ女房ニ呼越申候、双方初之縁付ニ而御座候、為後日如件

右之もの共巳ノ七月ニ願申上置候、午ノ二月十八日ニ祝言仕申ニ付、御断申上候、已上

元禄三年

川登庄屋

午ノ二月廿二日

勘解由印

石田 弟右衛門様

岩手 六左衛門様

加納 藤左衛門様

岡部 忠兵衛殿  
吉田 清右衛門殿

⑦「御書物之事(碓江村藤右衛門養子庄吉、龍原寺より善正寺へ旦那替に付届)」(A24.47.16)

(端裏)

「碓江藤右衛門養子庄吉」

御書物之事

一 碓江村藤右衛門養子庄吉、浄土宗龍原寺檀那ニ而御座候へ共、藤右衛門真宗善正寺旦那ニ而御座候ニ付而、龍原寺ニ宗旨之儀捨免被成下様ニ理候らへ者、無別儀御座候ニ付、藤右衛門与寛文拾貳年六月廿六日方同宗当寺旦那ニ仕届申処実正也、為後日如件

寛文拾二年

六月廿六日

伊藤 又左衛門殿

吉田 清右衛門殿

岡部 忠兵衛殿

善正寺

浄 智印

⑧「宗門御改ニ付御書物之事」(A24.11.1)

(端裏)

「 進上

御書物 光蓮寺末寺 浄元」

一 当寺中ニきりしたん宗門まきれ居不申様ニ念ヲ入改少も疑敷者無御座候、

下人など当寺宗門ニ而無之者は宗門寺方うら判を堅ク取置申候、重而弟子・下人ニ而も召置候ハ、元來能改置可申候、并他所ニ居申候旦那寺参

リヲ仕リ三日と逗留仕候ハ、庄屋ニ相断可申候、一宗之者と申候共乞食・

悲人能改可申候御事

一只今旦那衆裏判かたく相改仕出し少も疑ふ儀無御座候、自然重而無心元儀御座候は早速其所之御奉行所へ可御達候、并不依男女初而当寺宗門ニ成申者御座候は弥念を入宗旨ニ可仕候

一向後もしらぬ道心者并出家・牢人・跡先不存ものニ一宿かし申候とも宗門を改庄屋相断可申候、自然猶逗留仕ハ弥御郡代まで御断可申達候、為後日仍如件

光蓮寺末寺

正保三年七月廿七日

御奉行

岡部 五郎兵衛殿

岡部 忠兵衛殿

清水 勘左衛門殿

浄 元印

⑨「書状、邪宗門大分郡森村五左衛門妻、籠死の由に付」(A24.7)

去朔日之貴札致拜見候、然者御預之邪宗門大分郡森村又左衛門妻、先月廿九日令籠死候由、委細御別紙御書付被遣遂披見候、於長崎山岡十兵衛・宮城主殿方江茂御通達之旨承知仕候、右之段、切支丹奉行衆江可被仰達間、差図可有御座与存候、恐惶謹言

川口撰津守

宗 恒(花押)

(元禄四年)

二月廿六日

稲葉 右京 亮様

貴報

⑩「覚(清水原村九右衛門転本人孫内平村けさ婚儀に付届)」(A24.45.2)

(端裏)

一三ノ助 家内 六人 内男四人 女四人  
一少五郎 家内 三人 内男一人 女一人

(中略)

男合式百六拾九人 内五人ハ前きりしたん  
女合式百五拾七人 内五人前きりしたん

男女合五百式拾六人  
起請文数合七拾二

右之外、私触内ニ老人も誓紙ニはつれ申者無御座候、若隱置申通、  
以来被聞召出候ハ、<sup>(庄)</sup>□屋曲事ニ可被仰付<sup>(候)</sup>□

寛永拾弍年

十一月廿日

柴尾村「(欠損)」

伊藤 兵太 夫殿  
上川 清兵 衛殿

岡部 忠兵 衛様  
吉田 清右衛門様  
伊藤 又左衛門様

⑤「寛(古切支丹)転び横尾村与右衛門病死に付死骸改証文」(A24.34)

覚

一横尾村与右衛門、古きりしたんころひ、年五十八、四月廿二日ニ病死仕  
候、宗門者浄土宗当寺旦那・則庄屋・弁指・五人組ニ死骸<sup>(を)</sup>お見せ、拙僧  
慥ニ取置仕申候、為後日如件

寛文七年

未ノ四月廿三日

毛井村 龍泉寺  
薫 玄(花押)

岡部 忠兵 衛殿  
吉田 清右衛門殿  
伊藤 又左衛門殿

④「寛(古切支丹)転び横尾村与右衛門病死に付死骸改証文」(A24.16)  
(端裏)

一 横尾村与右衛門「

覚

一横尾村与右衛門、古きりし旦ころひ、年五十八にて、四月廿二日ニ病死  
仕候、宗旨者浄土宗毛井村龍泉寺旦那ニ而御座候、則住持・五人組・弁  
指・庄屋同前ニ死骸を見届ケ、右之住持御取置被成候、為後日之、仍而  
如件

寛文七年

横尾村 甚左衛門<sup>印</sup>

未ノ四月廿三日

九郎兵衛<sup>印</sup>

同弁指 六左衛門<sup>印</sup>  
同五人組 甚兵<sup>印</sup>  
同 市兵<sup>印</sup>  
同 総右衛門<sup>印</sup>  
同 作兵衛<sup>印</sup>

⑥「宗旨手形之事(小河内村庄吉、龍原寺より善正寺へ旦那替に付届)」  
(A24.46.21)

宗旨手形之事

一小河内村庄吉、右ハ浄土宗当寺旦那ニ而御座候へ共、碓江浦藤  
右衛門ニ養子ニ参候付而、藤右衛門一向宗にて御座候付而、同宗成度也  
届申候付、寛文拾二年六月廿六日ハ一向宗善正寺之檀那ニ許し申候、為  
後日仍而判形如形

寛文拾二年

龍原寺

子ノ六月廿六日

寂

誉<sup>印</sup>

伊藤 又左衛門殿

之住持此起請文ニうら判を取上申候、我等屋敷之内家之内ノ老若男女老  
ニ至まで此誓紙ニはつれ申者老人も無御座候、若心中ニきりしたんを守  
り申儀可有御座かと被入御念ニ付而きりしたん起請文を仕上申候、てい  
うす・せすきりしと・さんたまりや・あんしよ・へやとの御罰を蒙り永  
クいんへるのに落可申候、こんせいしや・しゆらめんと偽少も不申上候、  
若少も偽於申上者忝も日本国中大小之神祇、八幡大菩薩・愛宕山大権現・  
当国ニ而者由原八幡宮・関六所権現・祇園牛頭天王・別而氏神、各御罰  
可被蒙候者也、仍而起請文如件

寛永拾弐年

十一月十三日

山奥村

⑩市 蔵(花押)(血)

女 房(血)

此市蔵家内男女已上  
六人当寺之旦那ニ而御座候

善法寺 正 益(花押) 小者 与 吉(血)

正 益(花押)

与 介(血)

与 介(血)

⑩ち ま(血)

⑩久 三 郎(血)

岡部 三左衛門様

岡部 三左衛門様

吉田 平太 夫様

ニ紛可申もの一人も無御座候事

一此已後僧俗男女乞食非人に至迄不審成もの屋敷之内ハ不及申堂宮ニ至ま  
て置申間敷候、若不審成もの御座候ハ、惣庄屋へ可申入候事

一此已後弟子取申ハ男女他所方買取申時者、此以前之宗門を改不審成もの  
ハおき申間敷候事

右之旨少も相違御座候ハ、越度可被仰付候、為後日如件

寛永拾弐年

十一月三日

撰州大善院同行

野津名塚 宅 蔵 坊⑩

岡部 三左衛門様

吉田 平 大様

③「きりしたん宗門御改之御帳」(A24.2.1)

(表紙)

一 寛永拾弐年 柴尾村与

きりしたん宗門御改之御帳

十一月廿日 伊藤兵太夫

上川清兵衛

きりしたん御改ニ付起請文人數ノ御帳

柴尾平左衛門組家内人数

御高百六拾四石壺升式合八勺

一平左衛門 家内 拾六人 御蔵納 給所

一助右衛門 家内 四人 内男七人

一助右衛門 家内 四人 内男七人

一助右衛門 家内 四人 内男七人

一次郎介 家内 九人 内男五人

②「きりしたん宗門御改ニ付御請状之事」(A24.3)

きりしたん宗門御改ニ付御請状之事

一我等寺内僧俗男女下人ニ至まで入念ヲ穿鑿仕候へ共、きりしたん宗門

森村仁右衛門女房

いの

年野尾村庄左衛門娘

ひん

家嶋村七郎右衛門女房

はつ

屋山村

茂助女房

久土村

理助女房

久土村喜兵衛下女

あか

柴尾村

久市女房

柴尾村久市男子

三

森村之内年ノ尾村庄左衛門下女

ちよ

井野村小兵衛娘

く

井野村長右衛門娘

ま

桂木村十三郎娘

かめ

桂木村庄介娘

たね

桂木村庄介男子

庄  
桂木村

半左衛門娘

森村仙助娘

いそ

横尾村上辻小右衛門子

杵右衛門

右人数男女合六拾五人

内

老人 病死

四人 名付相知レ不申者

式人 前廉長崎江差遣之候者

五人 前廉長崎方申来最前方

籠舎申付置候者

残テ五拾三人 籠舎申付候

已上

西

正月廿三日

北條安房守様

保田若狭守様

稲葉能登守

**A 24**

①「きりしたん宗門御改ニ付御起請文前書之事」(A24.4)

きりしたん宗門御改ニ付御起請文前書之事

一私儀、妻子共ニ終ニきりしたん宗旨ニ不罷成候、一向宗善法寺之旦那ニ

而御座候、度々御改被成去々年も去年も書物仕彼寺之旦那紛無御座候旨

証文を取差上申処ニ、今度從 公儀稠敷御法度被 仰出ニ付、又右之寺

私領桂木村ニ此名書之者  
無之相知レ不申候

〔掛紙〕「最前ノ月日十一月廿二日」

此女前廉仁兵衛離別仕

其以後森村久助女房ニ罷成候

此者申ノ十月廿八日森村

久助女房と長崎方申来候

者ニ而候最前方籠舎申付

置候

〔掛紙〕「最前ノ月日十一月廿二日」

此者申ノ十月廿八日ニ小池原村

次郎右衛門母と長崎方申

来候者ニ而候最前より籠舎

申付置候

丸田村又左衛門子仁兵衛女房

せ ん

七左衛門子善と長崎方申  
来候者ニ而候最前方籠舎  
申付置候

傳三郎

久土村四郎右衛門子

権

屋山村四郎左衛門子

理兵衛

かよい村

作蔵女房

原村四郎右衛門娘

い わ

原村四郎右衛門男子

八

森村平蔵子

甚左衛門

森村次右衛門娘

か め

森村長右衛門女房

す て

森村之内田中ノ茂左衛門女房

す て

森村平蔵下女

小 松

森村

千助女房

寛文四年辰十二月十日ニ病死

久土村三介娘

いと

久土村三介娘

おと

原村之内畑村

六蔵女房

久土村喜兵衛娘

いせ

小野村

庄蔵

桂木村

八左右衛門女房

森村

孫左衛門母

森村善吉姉

せん

森村作右衛門娘

くろ

久土村八兵衛下女

さい

久土村理介妹

おと

理助妹ニおとと申者無之候  
理介弟ニ者おとと申もの  
在之ニ而此者ハ寛文七年  
未ノ閏二月ニ久之丞と申  
来其節長崎へ差遣之候

久土村吉右衛門娘

なつ

此名書之者無之  
相知レ不申候

毛井新村

主左衛門女房

二目川之内柴尾村

与左衛門娘

横尾之内岡原之善兵衛女房

みや

森村

勘左衛門女房

桂木村喜兵衛娘

ひさ

此者申ノ十二月四日ニ桂木村  
喜兵衛継娘と長崎方  
申来最前方籠舎申付  
置候

桂木村万右衛門後家

せん

森村

孫左衛門女房

桂木村喜兵衛屋敷之内ニ居候母

さい

たのくち村

弥兵衛女房

桂木村

辰之助女房

此者寛文四年二月ニ桂木村  
勘左衛門女房と申来其節  
長崎へ差遣之候勘左衛門名  
前廉辰之助と申候此外桂木  
村ニ辰之助と申者之女房無之候

小池原村長右衛門女房

ちよ

御書物之事

一上宗方村善九郎七拾二歳禅宗大楽寺旦那、八月十九日病死仕申候、病症引風、本人上宗方村伊兵衛智二而御座候二付、庄屋・弁指・五人組合之者大楽寺之住持立合、死骸相改、不審成儀無御座候二付、土葬ニ取置仕、則大楽寺之手形取、此御書物相添、指上ケ申候、為後日御書物、仍而如件

元禄拾四年

巳八月十九日

仍而如件

元禄十四年

巳ノ八月十九日

岩手 六左衛門殿  
加納 藤左衛門殿  
中村 雲 八殿

大楽寺 琢藏 司<sup>印</sup>

⑩切支丹宗門之者御預帳(城下籠舎申付候者之覚)(A23.8)

(表紙)

「切支丹宗門之者御預帳」

正月廿日從河野権右衛門殿被申  
越候付私城下籠舎申付候者之覚

森村権三郎娘

ひ ん

森町吉兵衛女房

ま つ

横尾村源右衛門娘

さ つ

(掛紙)「最前ノ月日十一月廿二日」

此者申ノ十月廿八日ニ猪野村

庄兵衛下女さつと長崎方

申来候者ニ而候最前より

籠舎申付置候

久土村

喜兵衛女房

久土村八兵衛下女

ミ つ

岩手 六左衛門様  
加納 藤左衛門様  
中村 雲 八様  
右善九郎他領類族ニ而出申候

下宗方村庄や 平兵衛<sup>印</sup>  
上宗方村弁指 助四郎<sup>印</sup>  
同村 同 左次右衛門<sup>印</sup>  
同村 同 吉右衛門<sup>印</sup>  
同村五人組合 源右衛門<sup>印</sup>  
同村 同 善兵衛<sup>印</sup>  
同村 同 甚右衛門<sup>印</sup>  
下宗方村同 甚之丞<sup>印</sup>

⑪御書物之事(上宗方村本人伊兵衛智善九郎引風にて病死に付死骸改)(A23.4.19.2)

御書物之事

一上宗方村善九郎七拾貳歳、禅宗当寺旦那八月十九日ニ病死仕申候、本人上宗方村伊兵衛智二而御座候二付、庄屋・弁指・五人組合之もの拙僧立合、死骸相改、不審成儀無御座候付、土葬ニ取置仕候、為後日御書物、

寺且那二而御座候、此者之母同村弥右衛門女房切支丹宗門転本人同然之者二而御座候二付、庄屋・弁指・五人組合之者二死骸ヲ見セ、土葬ニ取置仕候、為後日仍而如件

元禄十四年

巳八月四日

了仁寺 淨 雪印

岩手 六左衛門殿  
加納 藤左衛門殿  
中村 雲 八殿

⑦御書物之事(転本人田原村久作妻孫向野村新内子新九郎男子次郎作病死に付死骸改)(A23.4.15.1)

(端裏)

「向野村新九郎子次郎作三歳元禄十四巳八月十八日病死 蓮城寺」

御書物之事

一向野村新内子新九郎男子次郎作当巳三歳、元禄拾四年八月十八日疝虫煩死申候、此者之高祖母田原村久作妻切支丹宗門転本人ニ而御座候二付、庄屋・弁指・五人組合之者并且那寺真言宗蓮城寺立合、別而念を入、死骸相改申候所、少も不審成儀無御座候二付、取置、土葬仕候、則蓮城寺之証文ヲ取、相添、差上申候、為後日御書物、仍而如件

元禄拾四年

巳八月十九日

向野村五人組 九左衛門印  
同 吉兵衛印  
同 源七印  
同 太七印  
同 新内印

同村弁指 吉之丞印

同 善八印

同 太郎兵衛印

百枝村庄屋 茂左衛門印

岩手 六左衛門様

加納 藤左衛門様

中村 雲 八様

右之次郎作元禄拾貳年卯六月ニ出生仕候、他領類族ニハ出申候、已上、

⑧御書物之事(古転本人田原村久作妻玄孫向野村新内子新九郎男子次郎作病死に付死骸改)(A23.4.15.2)

御書物之事

一向野村新内子新九郎男子次郎作三歳、元禄十四年八月十八日二病死仕、

此者真言宗当寺檀越ニ而御座候、爾ルニ彼者高祖母田原村久作妻古転本人ニ而御座候二付、庄屋・弁指・五人組之者共ニ死骸を見せ、拙僧如法式取置仕候、少茂不審成儀無御座候、仍而証文如件

元禄十四辛巳

八月十九日

有智山蓮城寺 宥 慎印

岩手 六左衛門殿

加納 藤左右衛門殿

中村 雲 八殿

⑨御書物之事(上宗方村本人伊兵衛智善九郎引風にて病死に付死骸改)(A23.4.19.1)

(端裏)

「上宗方村善九郎七十歳元禄十四巳八月十九日病死 大樂寺」

同村 同 半兵衛印

同村 同 作助印

同村 同 平吉印

同村 弁指 武左衛門印

同村 同 与助印

同村庄屋 奎之丞印

岩手 六左衛門様  
加納 藤左衛門様  
中村 雲 八様

右之者他領類族ニ而無御座候  
彼平七去未ノ正月ニ出生仕候

④御書物之事(廣原村転本人同然平兵衛孫平吉男子平七病死に付死骸改)(A23.4.12.2)

御書物之事

一廣原村平吉男子平七拾壹歳ニ而、巳ノ八月廿二日ニ病死仕候、浄土真宗  
当寺旦那ニ而御座候、此者祖父同村平兵衛切支丹宗門転本人同然ニ而御  
座候ニ付、庄屋・弁指・五人組合之者ニ死骸ヲ見せ、土葬ニ取置仕候、  
為後日仍而如件

元禄十四年

巳八月廿二日

了仁寺 浄 雪印

岩手 六左衛門殿  
加納 藤左衛門殿  
中村 雲 八殿

⑤御書物之事(下藤村転本人同然弥右衛門妻子平兵衛女房中風煩にて病死

に付死骸改)(A23.4.14.1)

(端裏)

「下藤村平兵衛妻四拾七歳元禄十四巳八月四日病死 了仁寺取置」

御書物之事

一下藤村平兵衛女房四拾七、当巳八月四日ニ病死、煩中風、此者母同村弥  
右衛門妻切支丹宗門転本人同然ニ而御座候ニ付、大野郡黍野村真宗了仁  
寺住持・庄屋・弁指・五人組合之者出合、死骸相改、別条無御座候ニ付、  
了仁寺取置、土葬仕候、則住持証文を取、差上ケ候、為後日如件

元禄十四年

巳八月四日

下藤村五人組 万 助印

同村同 六 兵衛印

同村同 長 十郎印

同村同 長 八印

同村同 平 兵衛印

同村弁指 留 左衛門印

同村同 助 三郎印

廣原村庄屋 奎 之丞印

岩手 六左衛門様  
加納 藤左衛門様  
中村 雲 八様  
右之女房他領類族ニ而無御座候

⑥御書物之事(下藤村転本人同然弥右衛門女房子平兵衛女房病死に付死骸改)(A23.4.14.2)

御書物之事

一下藤村平兵衛女房四拾七歳ニ而、巳ノ八月四日ニ病死仕候、浄土真宗当

宗門方

御役所

**A 23**

①「御書物之事(岩屋村転本人吉左衛門孫弥六娘しつ熱病煩にて死亡に付死骸改)」(A23.4.10.1)

(端裏)

「岩屋村弥六娘しつ老歳元禄十四年巳八月廿七日病死 了仁寺」

御書物之事

一岩屋村吉左衛門男子弥六娘しつ老歳熱病煩、八月廿七日相果申候、此者祖父同村吉左衛門転本人、就夫庄屋・弁指・五人組之者罷出、吟味仕、死骸見届申候、少も疑敷儀無御座候、真宗了仁寺土葬ニ取置被申候、則住持之手形取、相添、指上申候、仍而御書物如件

元禄拾四年

巳ノ八月廿八日

岩屋村五人組	権之丞	印	
同	吉左衛門	印	
同	与太	郎	印
同	伊左衛門	印	
同	甚	内	印
同村弁指	又之丞	印	
落谷村庄屋	新右衛門	印	
岩手	六左衛門	様	
加納	藤左衛門	様	
中村	雲	八様	

右之者他領類族出不申候

②「御書物之事(岩屋村転本人吉左衛門孫弥六娘しつ病死に付死骸改)」(A23.4.10.2)

御書物之事

一岩屋村吉左衛門男子弥六娘しつ老歳、巳ノ八月廿七日ニ病死仕候、浄土真宗当寺旦那ニ而御座候、此者之祖父同村吉左衛門切支丹宗門転本人ニ而御座候ニ付、庄屋・弁指・五人組合之者ニ死骸ヲ見せ、土葬ニ取置仕候、為後日仍而如件

元禄十四年

巳ノ八月廿八日

岩手	六左衛門	殿	了仁寺	浄	雪	印
加納	藤左衛門	殿				
中村	雲	八殿				

③御書物之事(廣原村転本人同然平兵衛孫平吉男子平七咳病煩にて病死に付死骸改)」(A23.4.12.1)

(端裏)

「野津廣原村平吉子平七拾老歳元禄十四巳八月廿二日病死 了仁寺」

御書物之事

一廣原村平吉男子平七拾老歳当巳八月廿二日病死、煩咳病、此者祖父同村平兵衛切支丹宗門転本人同然ニ而御座候ニ付、旦那寺大野郡黍野村真宗了仁寺住持・庄屋・弁指・五人組合之者出合、死骸相改、別条無御座候ニ付、了仁寺取置土葬仕候、則住持証文取差上候、為後日如件

元禄拾四年

巳八月廿二日

廣原村五人組	忠右衛門	印	
同村	同	加之助	印

藤田村

仁吉  
与市

式人

(付箋アリ)

「

(付箋上書)

「他所行」

仰付被下候様奉願候、此段

右之者共、他所方罷帰候ニ付、踏絵御改被  
御伺申上候、以上

寅

九月十二日

遊佐郡兵衛様  
石井与七郎様  
日下左冲様

佐志生村庄屋

亀井郷左衛門印

兵五

甲斐善兵衛組

弥吉

石本源六組

長助

佐藤甚七組

兵次事改名

伝次

右之通、此節下着仕候ニ付、踏絵被 仰付被下候、以上

寅

九月十日

宗門方

御役所

石本源六

⑩「覚(踏絵実施及び病氣引込者踏絵につき達書)」(A21.1.10.1.56)

(端裏)

「イ

覚

九月十五日

御下男

善藏

幸右衛門

右之者共、罷下り候ニ付、踏絵被 仰付被下候様

御台所手明格

溝部半之助

右之者、罷下り候処、病氣引込罷在候ニ付、出勤之上御達可申上候間、  
其節踏絵被 仰付被下候様、此段御達申候、以上

九月十五日

御下男頭

⑨「覚(踏絵実施につき達書)」(A21.1.10.1.46)

(端裏)

「イ

覚

九月十日

堀斧右衛門組

甚助

和田伴太夫組

定次

牧助右衛門組

⑤ 「覚(出奔人届)」(A21.1.10.1.11)

(端裏) 「イ 九月廿三日」

覚

木所村吉左衛門次男

一何方類族ニ而茂無御座

卯吉 式拾六歳

真宗了仁寺旦那

此者、当寅閏三月三日夜、立出申候

赤廻(追方) 村新三郎姉

一右同断

禅宗普現寺旦那

つや 三拾歳

此者、当寅閏三月七日夜、立出申候

右之者共、日付之通与風立出、帰不申候ニ付、御境目所々相改申候得共、  
行方相知不申候、尤村方吟味仕候处、何之子細茂無御座候ニ付、同十七日御  
内証申上置候处、弥行方相知不申、逐電ニ相極申候、此段御届申上候、以  
上

寅九月廿三日

黍野村庄屋

基右衛門印

遊佐郡兵衛様

石井与七郎様

日下左 冲様

⑥ 「覚(旦那寺變更)につき伺書」(A21.1.10.1.23)

(端裏)

「イ 九月廿三日」

覚

一畳屋町円之助、元来浄土宗当寺旦那ニ而御座候得共、家代々日蓮宗法音

寺旦那ニ而有之候ニ付、家同然ニ成度由願申候、就夫法音寺与申談、別儀  
無之候ニ付、此段御伺申上候、尤類族ニ而茂無御座候、以上  
寅 大橋寺 提印

九月廿三日

遊佐郡兵衛殿

石井与七郎殿

日下左 冲殿

⑦ 「覚(病死者跡五人組除等願)につき伺書」(A21.1.10.1.3)

(端裏)

「口除 竹脇村 五兵衛 九月廿五日」

覚

一竹脇村類族五兵衛、六拾九歳、独身者ニ而御座候处、九月廿三日病死仕、  
門判相続仕候者無御座候ニ付、五人組差除、跡家取崩度旨奉願候ニ付、此  
段奉伺候、以上  
文政十三年

寅九月廿五日

竹脇庄屋

赤嶺 繁之丞印

遊佐郡兵衛様

石井与七郎様

日下左 冲様

⑧ 「覚(踏絵願)につき伺書」(A21.1.10.1.41)

(端裏)

「イ 九月十二日」

覚

津留村為藏子

右之者、未ノ七月廿二日ニ出生、母方之寺真宗妙正寺且那ニ仕候、此者兄与九郎・李之丞・伝之丞、卯ノ年以後出生仕、三人共ニ存命ニ居申候、此外兄弟無御座候、以上

田中村庄屋

正徳五年未ノ七月廿四日

善兵衛<sup>印</sup>

岩手 六左衛門様

中村 雲 八様

武藤 又 助様

右之出生子、他領類族ニ出不申候

②「覚(転本人同然正願村庄屋妻曾孫すき出生届)」(A21.2.2.15)  
(端裏)

一 源八娘

出生子 正願村 すき 十一月廿一日

覚

転本人同然

正願村庄左衛門子源八娘

一 正願村 庄屋妻

曾孫 すき 当未 老歳

他領之類族ニ而無御座候

右之すき、当未ノ十一月廿日ニ生申候、宗門ハ禅宗慈眼寺且那ニ仕候、右之すき、初而之子ニ而御座候、以上

正徳五年

未ノ

岩屋川村庄屋

十一月廿一日

左太郎<sup>印</sup>

岩手 六左衛門様

中村 雲 八様

武藤 又 助様

③「覚(疝癰養生のため湯治願い出につき伺書)」(A21.1.10.1.22.1)

(端裏)

一イ 九月六日

覚

一私義、疝積<sup>癰</sup>相煩申候ニ付、為養生、御料湯ノ平ニ湯治、来ル十六日頃方

一七日罷越申度奉願候、留主中御用之義、猪野村弁指兵治江被仰付被下候様、此段御伺申上候、以上

文政十三寅年

森村庄屋

九月六日

九郎兵衛<sup>印</sup>

遊佐 郡兵衛様

石井 与七郎様

日下 左 冲様

④「覚(旅中病没人士葬につき達書)」(A21.1.10.1.10)

(端裏)

一イ 九月廿三日

覚

一御料讚州那賀郡江内村菊蔵親子三人連ニ而、利光村沢吉方江一宿仕居候

処、娘ちよ儀俄ニ虫気差起、去ル廿日之夜七ツ時分相果申候、国許往来手形所持仕居申候ニ付、佐柳村禅宗願行寺相頼、取置仕度旨願之通被仰付、昨廿二日土葬取置仕、利光村之内字久保山与申所ニ墓所仕置申候、此

段御達申上候、以上

利光村庄屋

唯蔵<sup>印</sup>

文政十三年寅九月廿三日

遊佐 郡兵衛様

石井 与七郎様

日下 左 冲様

四郎右衛門④

大脇 儀右衛門様  
片切 善左衛門様  
久保田 貞之丞様

座候、始而之男子ニ而御座候、以上

家野村庄屋

善太郎④

⑧「覚(岡村了念玄孫勘平出生、真宗專想寺を檀那寺とするに付届書)」(A20-02-02-01-06)」

覚

岡村伝兵衛子長十郎子伝次郎子

当寅

一本人岡村了念玄孫

勘平 老歳

他領類族ニハ出不申候 真宗專想寺旦那

右之勘平、寅九月廿五日ニ出生仕候、此勘平兄御帳ニ出居申候、右之者

共一腹ニ而御座候、以上

延享三年

寅九月廿八日

岡村庄屋

助左衛門④

座候、始而之男子ニ而御座候、以上

寛保式年戌十月十日

大脇 儀右衛門様

片切 善左衛門様

久保田 貞之丞様

⑩「覚(森村与八郎孫そめ出生、父方寺浄土宗龍泉寺を檀那寺とするに付届書)」(A20-02-02-06-29-01)

覚

葛木村清八子半六妻娘

一森村本人同然与八郎孫

そめ 当卯

他領類族ニ而者無御座候

老歳

右之そめ、卯十月十七日ニ出生仕、父之寺浄土宗龍泉寺旦那ニ罷成申候、

此者今度初而之出生ニ而御座候、為後日書上如件

森村庄屋

専右衛門④

享保二十卯年十月十九日

**A 21**

①「覚(本人寒田村久助曾孫かね出生届)」(A21.2.2.39)

(端裏)

一 助六娘

出生子 岩瀬村 かね

七月廿四日

覚

一本人家野村弥吉玄孫

勘右衛門

当戌老歳

浄土宗大橋寺旦那

家野村左次右衛門子庄六子加次郎男子

右勘右衛門戌十月四日出生仕候、父方之宗門ニ仕候、他領類族ニ而無御

本人

一寒田村久助曾孫

同村助六娘

岩瀬村吉右衛門子

かね 当未老歳

右之者共宝曆六年二月十四日引越婚儀仕候間、此段御届ケ申上候、以上

一木村庄屋

宝曆六年二月十五日

千右衛門<sup>㊦</sup>

宇野 仁右衛門様

河村 儀太夫様

加納 小兵衛様

一当寺弟子知観儀、類族ニ而御座候、京都本山禅林寺江為学向來ル子ノ年迄五年逗留罷登居申候処ニ、来ル子ノ年方直ニ又五年逗留仕度旨奉願候、以上

大橋寺

宝曆五年亥三月廿二日

智亨<sup>㊦</sup>

宇野 仁右衛門殿

河村 儀太夫殿

加納 小兵衛殿

④「覚(龍泉寺弟子大信、江戸小石川伝通院にて逗留延長したきに付届書)」  
(A20-02-01-01-16-02)

覚

一当寺弟子類族大信、本人森村与八郎延岡御領葛木村次右衛門娘ニ而御座候、右大信江戸小石川伝通院江去ル從申年来子ノ年迄五年逗留罷越居申候処、直ニ右伝通院江五年逗留仕度旨願申来候、弥彼者願之通被 仰付可被下候、此段奉願候、以上

毛井村

龍泉寺

崇誉<sup>㊦</sup>

宝曆五亥年三月廿四日

宇野 仁右衛門殿

河村 儀太夫殿

加納 小兵衛殿

⑤「覚(大橋寺弟子知観、京都本山禅林寺にて逗留延長したきに付届書)」  
(A20-2-1-1-16-3)

(端裏)「

大橋寺弟子

〇三 他出直逗留願

知観 三月廿六日」

覚

⑥「(宇佐美弥平太玄孫宇佐美松濤、剃髪に付届書)」(A20-02-01-01-21-02)

一字佐美弥平太玄孫 宇佐美松濤

右当未十一月廿二日致剃髪、右之名直ニ付居申候、此段御届申達候、已上

宝曆十三年未十一月廿三日

宇佐美儀平

宇野 仁右衛門殿

河村 儀太夫殿

加納 小兵衛殿

⑦「覚(長谷村九右衛門玄孫角六出生、父方寺真宗了仁寺を檀那寺とするに付届書)」(A20-02-02-01-04)

覚

本人 同村次郎助助助虎之助男子左太之丞男子

一長谷村九右衛門玄孫

角 当寅  
老歳

右角六、七月廿五日出生仕候、父方寺真宗了仁寺旦那仕候、此者兄式人御帳ニ出申内老人病死仕候、一腹出生、他領類族ニ出不申候、以上

延享三年

寅七月廿八日

山奥村庄屋

齊藤 新兵衛様

①「覚(類族仁王座村長七娘引越証文)」(A19-04-06-03-02)

(端裏)「〇三 引越 長七娘

仁王座村 せん 六月七日」

覚

一仁王座村長七娘、私方之留守居奉公ニ永代引越申候、此者類族ニ而御座候ニ付、御断申上候、以上

油布助藏印

享保四年亥ノ六月八日

武藤 又助 殿

**A 20**

①「覚(福多村太郎作女房曾孫仁三郎、福良村久八家内へ引越に付届書)」

(A20-02-01-01-09)

(端裏)「〇三 引越 臼杵福良村 仁三郎三月四日」

覚

福良村杵右衛門子太右衛門男子

一本人福良村太郎作妻曾孫 仁三郎 当亥三拾壹歳

他領類族ニ出不申候 浄土宗大橋寺旦那

右之者二月廿九日福良村久八家内へ引越申候、此段御断申上候、以上

宝曆五年

亥三月二日

海添庄屋

貞右衛門印

宇野 仁右衛門様

河村 儀太夫様

加納 小兵衛様

②「覚(里村惣左衛門、養子として引越に付届書)」(A20-02-01-01-15-2)

覚

本人同然 屋山村五左衛門子与市子藤四郎男子

一屋山村五左衛門曾孫 幸 七 式拾式歳

他領ニハ出不申 真宗妙蓮寺旦那

里村

一何方之類族ニ而も無御座候 惣左衛門 五拾六歳

真宗妙蓮寺旦那

右之幸七、宝曆四年戌十二月十八日乃里村惣左衛門養子ニ引越申候、此段御届ケ申上候、以上

一木村庄屋

宝曆四年

戌十二月十九日

宇野仁右衛門様

河村儀太夫様

加納小兵衛様

③「覚(里村惣八・里村太兵衛妻孫惣八女房、兩人婚儀に付引越届書)」(A20-02-01-04-11)

(02-01-04-11)

覚

里村 当子

一御領・他領類族ニ而茂無御座候 惣 八 三拾三歳

今度始而之婚儀ニ而御座候 真宗妙蓮寺旦那

本人同然 惣八 当子

一里村太兵衛妻孫 女 房 式拾六歳

他領ニハ出不申候 里村長八娘名すゑ

今度始而之婚儀ニ而御座候 真宗妙蓮寺旦那

崩家、庄屋讓証文

⑧「覚(本人木所村勘左衛門孫万助娘なつ、本人下藤村助左衛門曾孫八兵衛男子万作婚儀証文)」(A19-04-02-04-01)

(端裏)「〇三 縁付 木所 なつ

下藤 万作 四月十九日」

覚

本人 木所村万助娘 当亥

一木所村勘左衛門孫 な つ 三拾三歳

他領類族出不申候 真宗尊形寺旦那

今度始而之婚儀

本人 下藤村八兵衛男子 当亥

一下藤村助左衛門曾孫 万 作 三拾三歳

他領類族出不申候 禅宗普現寺旦那

今度始而之婚儀

右之者共、享保四年四月十五日婚儀仕候二付、書付差上申候、以上

享保四年 黍野村庄屋 与七郎<sup>印</sup>

亥四月十九日

中村 雲 八 様

武藤 又助 様

齐藤 新兵衛様

右願書、四月四日差上申候

⑨「覚(本人下藤村助左衛門曾孫八兵衛男子万作、本人木所村勘左衛門孫万助娘なつ婚儀証文)」(A19-04-02-04-02)

覚

古転本人 下藤村八兵衛男子 当亥

一下藤村助左衛門曾孫 万 作 三拾三歳

此者禅宗普現寺旦那、他領類族出不申、今度始而婚儀

古転本人 木所村万助娘 当亥

一木所村勘左衛門孫 な つ 三拾三歳

此者真宗尊形寺旦那、他領類族出不申、今度始而之婚儀

右之者共、享保四年亥四月十五日二婚儀仕候二付、以書付申上候、以上

享保四年 広原村庄屋 兵右衛門<sup>印</sup>

亥四月十九日

中村 雲 八 様

武藤 又助 様

齐藤 新兵衛様

右願之状、当月四日二差上ケ申候

⑩「覚(本人浜町次右衛門曾孫仁王座村長七娘せん引越証文)」(A19-04-06-03-01)

(端裏)「〇三 引越 仁王座村 長七娘 せん 六月十日」

覚

覚

仁王座村長七娘

一本人濱町次右衛門曾孫 せん 当亥廿六才

他領類族出不申、日蓮宗法音寺旦那

右之者、享保四年亥六月七日、油布助蔵殿留守居奉公、引越申候、此段

御断申上候、已上

享保四年 海添村庄屋

亥六月十日 庄九郎<sup>印</sup>

中村 雲 八 様

武藤 又助 様

一利光源兵衛弟九平次娘すみ、当丑三歳、七月七日病死煩虫氣、此者之

專念寺

曾祖父利光村九左衛門切支丹宗門転ニ而御座候付、旦那寺戸次佐柳村禪宗願行寺住持、庄屋・弁指・五人組合之者出合死骸相改、別条無御座候付、願行寺被取置土葬仕候、則住持証文取差上候、為後日如件

利光村五人組

享保六年丑七月七日

同村同

源兵衛印

同村同

藤兵衛印

同村同

三助印

同村同

三左衛門印

同村同

文七印

同村弁指

權内印

※(掛紙)

川床村庄屋

藤右衛門印

※(掛紙)

「右之者利光村御庄屋家内ニ而御座候付、私見届之判形仕候」  
右之すみ、他領類族ニ而者無御座候、已上

御書物之事

一利光村源内、当丑六拾三歳、九月六日病死煩傷寒、此者之祖母利光村三郎兵衛女房、切支丹宗門転ニ而御座候付、旦那寺戸次佐柳村浄土宗專念寺住持、庄屋弁指五人組合之者出合、死骸相改別条無御座候ニ付、專念寺被取置土葬仕候、則住持証文取差上候、為後日如件

利光村五人組

享保六年丑九月七日

同村同

助内印

同村同

作蔵印

同村同

半兵衛印

同村弁指

傳吉印

同村弁指

權内印

右之源内、他領類族ニ而者無御座候、以上

同村庄屋

源兵衛印

⑦「(紙袋)」(A19-04-00)

享保三戌年十一月廿一日方同四年六月廿日迄

類族婚儀、所替証文、  
養子、離別、剃髮、

③ 御直参奉公人附届、

御家中又者奉公人、

家内引越、出入付届証文、

⑥「御書物之事」(A19-03-01-86-01)

(端裏)「利光村 源内 六拾三歳

享保六年 九月六日 病死

午三月朔日

同村 庄屋 与七 郎<sup>㊦</sup>

岩手 六左衛門様

中村 雲八 様

武藤 又助 様

右浄雪、他領類族ニ出不申候

② 「御書物之事」(A19-2-9-2)

御書物之事

一当寺隠居浄雪、六拾貳歳、当午二月廿九日痰煩相果候、此者之祖母、先住玄順妻切支丹宗門転ニ而御座候ニ付、取置之様子所之庄屋・弁指出合見届、拙僧取置火葬仕候、為後日証文如件

正徳四年

黍野村真宗了仁寺住持

午三月朔日

玄然<sup>㊦</sup>

岩手 六左衛門様

中村 雲八 様

武藤 又助 様

③ 「御書物之事」(A19-2-158-1)

(端裏) 「名塚村正光寺妻四十歳正徳四年午二月廿二日病死正光寺取置」

御書物之事

一名塚村浄土真宗正光寺住持春覚妻、四拾歳、当午二月廿二日病死煩痰、此者之祖母同寺先住春恵妻切支丹宗門転本人同然ニ付、庄屋・弁指死骸相改少も不審成儀無御座候ニ付、則正光寺取置火葬仕候、則正光寺証文取差上申候、為後日如件

正徳四年

黍野村弁指 留兵 衛<sup>㊦</sup>

午二月廿三日

同村 庄屋 与七 郎<sup>㊦</sup>

岩手 六左衛門様

中村 雲八 様

武藤 又助 様

右妻他領類族ニ出不申候

④ 「御書物之事」(A19-2-96-7-1)

(端裏) 「肥後ニシテ

森村利兵衛妻まん八十九歳正徳三年巳十一月十一日病死龍泉寺」

御書物之事

一森村利兵衛妻まん、八拾九歳、正徳三年巳十一月十一日病死仕候煩痰、此者之祖父肥後御領迫村道雲切支丹宗門本人ニ而御座候、右まん御当領之本人同然ニ而御座候ニ付、死骸塩詰ニ被 仰付置、当巳十二月廿八日ニ取置被 仰付、旦那寺毛井村浄土宗龍泉寺住持・庄屋・弁指・五人組合之者出合、死骸相改土葬取置仕候、則住持証文を取差上申候、為後日如件

正徳三年

巳十二月廿八日

森村五人組合 次兵 衛<sup>㊦</sup>

同村 同断 善吉<sup>㊦</sup>

同村 同断 勘三<sup>㊦</sup>

同村 同断 平三<sup>㊦</sup>

同村 同断 市六<sup>㊦</sup>

同村 弁指 与八 郎<sup>㊦</sup>

同村 同断 傳六<sup>㊦</sup>

同村 同断 庄左衛門<sup>㊦</sup>

同村 庄屋 吉右衛門<sup>㊦</sup>

⑤ 「御書物之事」(A19-03-01-48-01)

(端裏) 「利光村 九兵次娘すみ三歳<sup>享保六年</sup> 丑七月七日 病死 願行寺」

御書物之事

※「○」「・」は朱

⑧「宗門御改二付家内人数之覚」(A17-02-01-02-59)

宗門御改二付家内人数之覚

一男 ・上老

一下女 ・忒人

一男下 ・老

(朱)「男 上老

下老

男女合四人

(朱)「女 下忒人」

元禄拾丑年正月廿三日 石丸宗林

岩手 六左衛門殿

加納 藤左衛門殿

中村 雲八殿

※「・」は朱

⑨「宗門御改二付家内人数之覚」(A17-02-01-02-61)

宗門御改二付

家内人数之覚

那波心水

・上老

一・男忒人 内

・下老

一・女忒人 ・何も下女

男女合四人

丑正月廿三日 那波心水

加納 藤左衛門殿

岩手 六左衛門殿

中村 「破損(雲八殿)」

○上老 原江寺

※「○」「・」は朱

⑩「覚」(A17-03-02-01-18)

覚

一八月分生死出入老茂無御座候、以上

天保九年

宮尾組大庄屋

難波喜八郎<sup>印</sup>

**A19**

①「御書物之事」(A19-2-9-1)

御書物之事

(端裏)「黍野村了仁寺隱居浄雪六拾貳歳正徳四年午二月廿九日病死了仁寺」

一黍野村真宗了仁寺隱居浄雪、六拾貳歳、当午二月廿九日痰煩相果候、此者之祖母先住玄順妻切支丹宗門転二而御座候二付、取置之様子私共見届、了仁寺住持火葬被取置候、為後日証文如件

正徳四年

黍野村弁指 留 兵衛<sup>印</sup>

一男四人 内  
・上弐人

・下弐人

一女四人 内

・上弐人

・下弐人

・男女合八人

高宮九八郎

一男八人 内

・上弐人

・下六人

一女七人 内

・上三人

・下四人

・男女合拾五人

村瀬清右衛門

一男弐人 内

・上老人

・下老人

一下女

・老人

男女合三人

竹腰小傳次

一男弐人 内

・上老人

・下老人

一女三人 内

・上弐人

・下老人

・男女合五人

大槻権三郎

○男女惣合百七拾七人

(朱)「八」

・上弐拾九人

○男 九拾人

(朱)「弐」

・下六拾老人

内

・上三拾老人

○女 八拾七人

・下五拾六人

元禄拾年丑正月廿三日 山田喜左衛門

岩手 六左衛門殿

加納 藤左衛門殿

中村 雲 八殿

一女六人 内

・上老人

・下五人

・男女合拾五人

小倉傳左衛門

一男七人 内

・上三人

・下四人

一女拾老人 内

・上六人

・下五人

・男女合拾八人

柴崎弥源

一男七人 内

・上三人

・下五人

一女六人 内

・上三人

・下四人

・男女合拾三人

若林十郎右衛門

・上三人

一男五人 内

・下三人

一女六人 内

・上三人

・下四人

・男女合拾老人

岡部八左衛門

一男四人 内

・上三人

・下三人

一下女

・三人

・男女合六人

尾池九右衛門

一男六人 内

・上三人

・下四人

一女五人 内

・上三人

・下三人

・男女合拾老人

矢野八郎右衛門

田中固十郎<sup>⑨</sup>

久保田 安左衛門様

太田 喜助様

益田 藤九郎様

・男女合式拾老人

国枝武左衛門

一男八人 内

・上三人

・下五人

⑦ 「宗門御改付家内人数覚」(A17-02-01-02-02)  
(表紙)

「宗門御改付

家内人数之覚

山田喜左衛門組」

一女五人 内

・上老人

・下四人

一男拾人 内

・下九人

・男女合式拾三人

丸尾半四郎

一男七人 内

・上三人

・下四人

一女拾三人 内

・上五人

・男女合式拾三人

山田喜左衛門

一女九人 内

・上三人

・下七人

一男拾老人 内

・上三人

・男女合式拾六人

稲川新六

一女拾人 内

・下八人

一男九人 内

・上三人

・下七人

・上二人

・下八人

大橋寺旦那 七人 び て印

〆七人

安養寺旦那 七人 牧 蔵印

〆七人

想組数合拾四組人数合九拾「破損」  
右之通堅相改毛頭不審成儀無御座候間一筆如斯二御座候以上  
天保十一年  
子十一月晦日  
生死出入御書上

善法寺旦那 勘 助印

同 寺旦那 駒 蔵印

同 寺旦那 利 吉印

同 寺旦那 善 助印

妙正寺旦那 傳助後 家印

光蓮寺旦那 徳 助印

〆六人

善正寺旦那 権左衛門印

〆六人

一唐人町たみ式拾六歳日蓮宗法音寺旦那類族二而も無御座候、右之女新町  
くに借宅二今月廿五日引移り申候、則五人組合差除申候  
一同町みか式拾四歳真宗善法寺旦那類族二而も無御座候、右之女今月廿五  
日兄吉兵衛二判相談仕則五人組入判形為仕申候  
右之通二而御座候、以上  
天保十一年  
子十一月晦日

龍原寺旦那 国 蔵印

安養寺旦那 梅 吉印

解脱閣寺旦那 置兵衛印

長林寺旦那 矢之助印

専想寺旦那 置右衛門印

善法寺旦那 傳治後 家印

〆六人

大橋寺旦那 「破損〔口兵衛〕」印

同 寺旦那 与之助印

善法寺旦那 千代蔵印

香林寺旦那 源兵衛印

龍原寺旦那 倉 蔵印

光蓮寺旦那 ぬ い印

〆六人

唐人町年寄 中納久右衛門印

同 秦幸兵衛印

同 田中固十郎印

同 久保田 安左衛門様

同 太田 喜助様

同 益田 藤九郎様

久保田 安左衛門様

年寄末席唐人町

美濃屋七左衛門印

同町年寄

同 中納久右衛門印

同 秦幸兵衛印

同

法音寺旦那 虎五郎印

妙正寺旦那 定 松印

大橋寺旦那 礪 吉印

龍原寺旦那 秀三郎印

妙蓮寺旦那 平 治印

〆五人

〆六人

同

弘化二年巳十一月

森町組大庄屋

篠田政五郎(印)

那波 三郎四郎様  
久保田 安左衛門様  
太田 喜助様  
益田 藤九郎様

⑥「宗門御改二付毎月仕上五人組御書物」(A17-03-02-10-01)

(表紙)

一 天保十一年

宗門御改二付毎月仕上五人組御書物

子十一月晦日

唐人町

切支丹宗門御改二付毎月仕上御書物之事

一右方五人組御書物仕上候趣并二前々方今二至迄被仰付候御法度之趣、今日迄者少茂疑鋪事無御座候二付不申上候、若余人方於申上者御穿鑿被成曲事二可被仰付候、此以後少「破損」(「不審」)成事御座候ハ、早速可申上候「破損」(「此以」)後切支丹将本人并本人同然類族死失等之儀二付兼々被仰付候通無相違相心得罷在候、以上

〆七人

「破損(七人か)」

大橋寺旦那	政	治(印)	法音寺旦那	小「破損」(印)
龍原寺旦那	秀	蔵(印)	龍原寺旦那	忠兵衛(印)
宝蓮寺旦那	五兵衛	衛(印)	同寺旦那	勝五郎(印)
光蓮寺旦那	七左衛門	門(印)	妙正寺旦那	藤
善正寺旦那	善七	七(印)	光蓮寺旦那	ため(印)
安養寺旦那	磯右衛門	門(印)	蓮照寺旦那	金蔵(印)
福聚寺旦那	定	治(印)		

〆七人

〆六人

大橋寺旦那	治兵衛	衛(印)	光蓮寺旦那	長右衛門(印)
善法寺旦那	土佐	治(印)	龍原寺旦那	寿吉(印)
同寺旦那	政助	助(印)	同寺旦那	助三郎(印)
安養寺旦那	新	助(印)	同寺旦那	すか(印)
同寺旦那	喜代	治(印)	同寺旦那	きよ(印)
光蓮寺旦那	還	吉(印)	尊形寺旦那	徳兵衛(印)
香林寺旦那	み	ち(印)	大橋寺旦那	「破損」(印)

〆七人

「破損(七人か)」

善正寺旦那	甚兵衛	衛(印)	法音寺旦那	弟八(印)
光蓮寺旦那	繁蔵	蔵(印)	月桂寺旦那	かね(印)
正光寺旦那	権兵衛	衛(印)	善法寺旦那	喜八(印)
安養寺旦那	い	し(印)	善正寺旦那	徳右衛門(印)
同寺旦那	庄蔵後	家(印)	光蓮寺旦那	すま(印)
大橋寺旦那	政	吉(印)	同寺旦那	なる(印)
善法寺旦那	善四郎	郎(印)	同寺旦那	「破損(勝助)」(印)

多福寺旦那	宇兵衛	衛(印)	安養寺旦那	金「破損(兵衛)」
龍原寺旦那	駒吉	吉(印)	同寺旦那	利右衛門(印)
善法寺旦那	吉兵衛	衛(印)	法音寺旦那	弥五郎(印)
同寺旦那	和右衛門	門(印)	蓮照寺旦那	まつ(印)
専想寺旦那	佐兵衛	衛(印)	大橋寺旦那	伊助(印)
法音寺旦那	ちよ	よ(印)	同寺旦那	平四郎(印)

一横町大隈屋庄右衛門男子定市当午八歳

此者当月三日病死仕申候、宗門者禪宗解脱閣寺旦那二而取置仕申候

一横町藍屋甚五郎娘みち当午三歳

此者当月廿日病死仕申候、宗門者真宗安養寺旦那二而取置仕申候

一横町布袋屋慶治男子市三郎当午三歳

此者当月廿二日病死仕申候、宗門者浄土宗大橋寺旦那二而取置仕申候

右之通二而御座候、以上

横町年寄

布袋屋惠兵衛<sup>㊦</sup>

同

油屋清左衛門<sup>㊦</sup>

同

升屋仁右衛門<sup>㊦</sup>

天保五年三月晦日

遊佐 郡兵衛様

石井 与七郎様

北原 九郎太夫様

日下 左冲様

⑤「覚」(A17-03-02-01-17)

覚

男三人

出生六人内

女三人

一森町村廣右衛門子、十一月十五日出生仕、名者柴五郎、宗門者家代々真

宗專想寺旦那罷成申候

一同村為右衛門子、十一月十七日出生仕、名数五郎、宗門者家代々真宗專

想寺旦那罷成申候

一同村宣次子、十一月十八日出生仕、名者榮之介、宗門者家代々真宗專想

寺旦那二罷成申候

一同村仁兵衛娘、十一月十五日出生仕、名者きぬ、宗門者家代々真宗專想

寺旦那二罷成申候

一同村利右衛門子貞兵衛娘、十一月十六日出生仕、名者てる、宗門者家代々

真宗專想寺旦那罷成申候

一同村丈右衛門娘、十一月十八日出生仕、名者さと、宗門者家代々真宗專

想寺旦那二罷成申候

男式人

病死四人内

女式人

一小池原村丈助父忠右衛門、六拾七歳、十一月八日病死仕、尤真宗專想寺

被取置申候

一同村直右衛門子宣次子皆吉、三歳、十一月十八日病死仕、尤真宗專想寺

被取置申候

一同村喜五郎母、六拾四歳、十一月十五日病死仕、尤真宗專想寺被取置申

候

一森町村鉄次祖母、八拾三歳、十一月十九日病死仕、尤真宗專想寺被取置

申候

縁之出女式人

一小池原村作右衛門妹もゑ、四拾四歳、此者御領原村久兵衛女房二十一月

十四日引越申候

一同村嘉八姉ちと、三拾七歳、此者御領原村虎吉女房二十一月十四日引越

申候

ノ

右之外生死出入無御座候、以上

專想寺旦那 徳右衛門印  
大橋寺旦那 な つ印

蓮城寺旦那 徳兵衛印  
大橋寺旦那 治左衛門印

六人

六人

法音寺旦那 源吉印  
妙正寺旦那 分治印  
光蓮寺旦那 三代吉印

龍原寺旦那 加助印  
龍原寺旦那 さた印  
安養寺旦那 源左衛門印  
龍原寺旦那 佐四郎印

大橋寺旦那 恵兵衛印

大橋寺旦那 弥右衛門印

五人

六人

大橋寺旦那 八右衛門印

安養寺旦那 甚五郎印

龍原寺旦那 佐助印

善法寺旦那 勘兵衛印

法音寺旦那 弥兵衛印

香林寺旦那 権兵衛印

光蓮寺旦那 儀兵衛印

善法寺旦那 忠右衛門印

安養寺旦那 傳兵衛印

香林寺旦那 惣三郎印

四人

五人

龍原寺旦那 幸助印

善法寺旦那 加兵衛印

大橋寺旦那 平八郎印

光蓮寺旦那 富兵衛印

善法寺旦那 弟吉印

浄光寺旦那 喜兵衛印

妙蓮寺旦那 清兵衛印

善法寺旦那 源兵衛印

五人

五人

解脱閣寺旦那 庄右衛門印

大橋寺旦那 市兵衛印

惣組数合拾貳組人数合六拾三人

右之通堅相改毛頭不審成儀無御座候間、一筆如斯御座候、以上

善法寺旦那 萬蔵印

大橋寺旦那 喜十郎印

惣組数合拾貳組人数合六拾三人

横町年寄

大橋寺旦那 藤治印

宝蓮寺旦那 伴知印

法音寺旦那 弟右衛門印

布袋屋恵兵衛印

五人

五人

天保五年三月晦日

同

法音寺旦那 庄治郎印

善法寺旦那 菊蔵印

遊佐郡兵衛様

同

安養寺旦那 なか印

善法寺旦那 弥四郎印

石井与七郎様

同

善法寺旦那 喜助印

大橋寺旦那 新右衛門印

北原九郎大夫様

同

安養寺旦那 五郎八印

善法寺旦那 かね印

日下左冲様

同

光蓮寺旦那 惣右衛門印

善法寺旦那 六兵衛印

生死出入御書上

同

宝蓮寺旦那 喜左衛門印

專想寺旦那 市郎兵衛印

生死出入御書上

同

善正寺旦那 善兵衛印

大橋寺旦那 善右衛門印

生死出入御書上

同

宝蓮寺旦那 喜左衛門印

大橋寺旦那 善右衛門印

生死出入御書上

同

善正寺旦那 善兵衛印

大橋寺旦那 善右衛門印

生死出入御書上

同

宝蓮寺旦那 喜左衛門印

大橋寺旦那 善右衛門印

生死出入御書上

同

善正寺旦那 善兵衛印

大橋寺旦那 善右衛門印

生死出入御書上

同

同村勘治、三拾六歳、不縁ニ付離別仕大野村兄幸兵衛方江八月廿七日  
差返申候

一死四人女

家野村長治母、七拾三歳、真宗善法寺旦那、八月十五日病死仕候  
同村善平女房、五拾七歳、浄土宗大橋寺旦那、八月廿日病死仕候  
同村紋治母、八拾貳歳、真宗善法寺旦那、八月廿五日病死仕候  
荒田村岩吉母、八拾四歳、真宗安養寺旦那、八月廿六日病死仕候

出生三人女

合拾人内 他組江出三人男

死四人女

右之外生死出入無御座候、以上

弘化四未年八月廿九日

承届

三宅 吉郎左衛門<sup>印</sup>

那波 三郎四郎様

久保田 安左衛門様

太田 喜助様

益田 藤九郎様

(継紙カ)

「右之村々江罷越」欠損」

無御(欠損)

④「宗門御改ニ付毎月仕上五人組御書物」(A17-01-02-07-01)

(表紙)

「 天保五午年

宗門御改ニ付毎月仕上五人組御書物

三月晦日

横町

切支丹宗門御改ニ付毎月仕上御書物之事

一從右五人組御書物仕上候趣并前々より尔今至迄被 仰付候御法度之趣、  
今日迄者少シ茂疑鋪事無御座候ニ付不申上候、若シ余人より於申上者御  
穿鑿被成曲事可被仰付候、此以後少ニ而茂不審成事御座候ハ、早速可申  
上候、附り此以後切支丹転本人并本人同然・類族死失等之儀ニ付、兼々  
被 仰付候通、無相違相心得罷在候、以上

天保五午年三月晦日

家野村小庄屋

権 七<sup>印</sup>

荒田村同

甚右衛門<sup>印</sup>

同村同

金 兵衛<sup>印</sup>

中尾村同

平右衛門<sup>印</sup>

同村同

勝右衛門<sup>印</sup>

左津留村同

惣左衛門<sup>印</sup>

同村同

万 治<sup>印</sup>

廣原村同

惣 四郎<sup>印</sup>

光蓮寺旦那 仁左衛門<sup>印</sup>

善法寺旦那 さ き<sup>印</sup>

福聚寺旦那 儀 助<sup>印</sup>

大橋寺旦那 わ き<sup>印</sup>

光蓮寺旦那 清左衛門<sup>印</sup>

光蓮寺旦那 岩 藏<sup>印</sup>

光蓮寺旦那 傳 八<sup>印</sup>

妙正寺旦那 利右衛門後家<sup>印</sup>

一自然切支丹之儀承候ハ、可申上候事

一前々方被 仰付候御法度之趣、堅相守申候事

一我等共儀切支丹ニ而無御座候ニ付、又日本之起請文を以申上候、偽於申

上者、忝茂梵天・帝釈・四天王、惣而日本国中大小之神祇、伊豆・箱根

兩所權現、三嶋大明神、稻荷・賀茂・春日・住吉大明神、愛宕山大權現、

当国由原八幡宮、六所權現、祇園牛頭天王、殊氏神之御罰罷蒙、仏神三

宝雖諸願為一不可叶於、後世者八寒八熱・阿鼻無間令況墮大地獄至、未

来永劫不可有浮期者也、仍而起請文如件

天保十五辰年正月廿三日

左 傳 太<sup>印</sup>

宮本村小庄屋

逸右衛門<sup>印</sup>

東神野組大庄屋

高橋東太夫<sup>印</sup>

久保田安左衛門様

太田喜助様

益 田 藤九郎様

③「生死出入之覺」(A17-01-02-01-01)

(端書)

「惣」欠損

人数合計貳百七拾六人

生死出入之覺

一出生三人女

家野村庄左衛門娘ひて、真宗善法寺旦那、八月十日出生仕候

同村惣左衛門娘くめ、浄土宗大福寺旦那、八月十五日出生仕候

左津留村忠右衛門子梅治娘まさ、日蓮宗法音寺旦那、八月十七日出生

仕候

一他組江出三人男

市場組掛り

中尾村金治方忠治、貳拾八歳、下赤嶺村つち養子ニ八月廿二日差遣申

候

海添組掛り

荒田村平兵衛子惣治、貳拾貳歳、平清水村定治後家養子ニ八月十日差

遣申候

大野組掛り

春二拾七人増 男拾貳人増

女五人増

惣合千六百四拾五人内 男八百五拾八人

女七百八拾七人

御日限以後出生無御座候

御日限以後病死老女

右者切支丹宗門御改ニ付、私共組中ニ男女老茂不殘書出踏絵仕申候、

此上ニ而茂疑鋪者御座候ハ、規度可申上候、若隱置脇方被 聞召候ハ、

曲事可被 仰付候、為後日如件

河原物村小庄屋

万右衛門<sup>印</sup>

忠ノ村同

孫左衛門<sup>印</sup>

同村同

幸右衛門<sup>印</sup>

高本村同

天保十五辰年二月七日

① 「切支丹宗門踏絵御改二付家内帳」(A17-03-02-29-01)

(表紙)

一 天保十五年

切支丹宗門踏絵御改二付家内帳

辰

正月廿三日 山奥組

切支丹宗門御改二付御書物之事

一我等共儀切支丹ニ而無御座候ニ付、影を踏、少茂切支丹之儀心底ニ含不申候ニ付、切支丹之起請文書戴申候、此旨相違御座候ハ、てうす・伴天連・ひいりよ・すひりつさん等初、さんたまりや諸々のあんしよ・へやとの罰蒙、てうすのからき責に絶果しうたすのことくたのもしを失ひ終頓死仕、めんへる野の苦患に責られ浮事有間鋪事  
権現・祇園牛頭天王、殊氏神之御罰罷蒙、仏神三宝雖請願為一不可叶於、後世者八寒八熱・阿鼻無間令況墮大地獄至、未来永劫不可有浮期者也

仍而起請文如件

天保十五年

辰

正月廿三日

男式百四拾式人

惣人高四百七拾三人内

女式百三拾式人

右者切支丹宗門御改ニ付、私共組中男女老茂不残書出踏絵仕申候、此上ニ而茂疑敷者御座候ハ、急度可申上候、若シ隠置脇方被聞召候ハ、曲事ニ可被 仰付候、為後日如件

戸上村同

九右衛門印

鍋田村同

源 治印

赤嶺村同

繁右衛門印

久原村同

佐 兵 衛印

山奥村同

藤右衛門印

山奥組大庄屋

佐土原佐左衛門印

久保田 安左衛門様

太田 喜助様

益田 藤九郎様

② 「切支丹宗門踏絵御改二付家内帳」(A17-03-02-30-01)

(表紙)

一 天保十五年

切支丹宗門踏絵御改二付家内帳

辰

正月廿三日 東神野組

切支丹宗門御改二付御書物之事

一我等共儀切支丹ニ而無御座候ニ付、影を踏、少茂きりしたん之儀心底ニ含不申候ニ付、切支丹之起請文書戴申候、此旨相違御座候ハ、てうす・伴天連・ひいりよ・すいりつさん等初、さんたまりや諸々のあんしよ・へやとの罰蒙、てうすのからき責ニ絶果しうたすのことくたのもしを失ひ終頓死仕、めんへる野の苦患ニ責られ浮事有間鋪事

并看病

居踏二御願申上候、以上

急病人

利右衛門 女房

かや弟 佐吉

同人娘 ちせ

弘化四未年

正月廿三日

豊屋町年寄

松田新右衛門 印

同日名子円之助 印

同 三尾 新助 印

那波三郎四郎様

久保田安左衛門様

太田喜助様

益田藤九郎様

⑩「指上一札之事(耶蘇宗門の者・転びの者・不受不施日蓮宗の者一人も御座無き旨書付)」※府内藩の文書(A16-8-2-5)

指上一札之事

一 耶蘇宗門御制禁之事被 仰渡候趣、具二町内之男女不断申聞候事

一 耶蘇宗門之者老人も無御座候事

一 耶蘇宗門転之者老人も無御座候、并不受不施之日蓮宗老人も無御座候事

右三ヶ条之通少も偽不申上候、若於偽二者曲事可被仰付候、為後日仍而如件

天保十四年

卯四月廿八日

革屋町組頭

善 作 印

同

賢 治 印

同町宿老

新兵衛 印

府内庄屋

岩田善三郎 印

惣宿老

芦刈新右衛門 印

中村 卓三郎 殿

佐藤 甚内 殿

岩下 与兵衛 殿

⑪「覚室町助右衛門女房・万次郎儀久保村え参り煩い居り候間宗門御改め下されたき旨書付)」※府内藩の文書(A16-8-2-7-1)

下されたき旨書付)」※府内藩の文書(A16-8-2-7-1)

覚

室町

助右衛門

女 房

万次郎

式人

右之者久保村え煩居申候間、宗門御改被為遊可被下候、以上

卯二月

室町宿老

彦右衛門 印

府内庄屋

岩田善三郎 印

中村 卓三郎 様

佐藤 甚内 様

後藤 郡兵衛 様

一 中風 平蔵 母 六拾五歳  
 一 血虫 長吉父権吉 女 房 三拾七歳  
 一 腹痛 品吉下女 よし 式拾五歳  
 一 痰 其身 吉之丞 八拾七歳  
 一 足痛 其身 新兵衛 五拾九歳  
 一 虫 新兵衛娘 しゆん 九歳  
 一 腹痛 戸吉妹 たの 拾八歳  
 一 腹痛 卯兵衛娘 みわ 拾五歳  
 一 風氣 十右衛門兄 禅遂 六拾歳  
 一 足痛 其身 さく 三拾歳

(掛紙)

「去ニ男四人減」

〆五拾人内男式拾人

女三拾人

(掛紙)

「去ニ女三人減」

惣〆合百七拾八人内男五拾四人

女百式拾四人

未二月十三日

赤野庄屋

宮崎弥次兵衛印

久保田周蔵様

⑨ 「病人附」(A16-8-1-2-3)

病人附

判頭 まき 風氣  
 房五郎父平左衛門 女房 難病  
 同人妹 ちか 看病

駒吉 祖母 難病

同人 母 看病

判頭 かつ 看病

かつ伯母 まち 難病

清右衛門 女房 眼病

茂四郎 女房 血癩

同人男子 菊治郎 虫氣

卯吉 女房 難病

同人娘 いと 看病

与三郎 母 難病

同人 女房 血癩

長右衛門 母 難病

熊蔵 母 難病

万蔵 母 難病

同人 女房 看病

判頭 たけ 虫氣

判頭 しけ 血之道

判頭 さき 血癩

判頭 とよ 眼氣

判頭 みね 血之道

判頭 さよ 血癩

判頭 かや 血癩

判頭 さと 血癩

判頭 ませ 血癩

〆式拾七人内男七人

女式拾六人

内拾八人難病



北方村

一風氣	同人妹	き	房	五拾八歳	一風氣	三左衛門	女	房	五拾八歳
一血虫	利吉	女	房	四拾三歳	一痰	同人	母		八拾壹歳
一疾	弥代吉妹	せ	と	拾九歳	一疾	同人下女	ふ	り	六十歳
一腹痛	八五姉	く	め	七拾六歳	一風氣	甚左衛門下女	と	く	七拾三歳
一疝氣	同人伯父	長	蔵	六拾九歳	一疾	九左衛門伯母	く	ま	六拾九歳
一眼病	両助	女	房	四拾九歳	一疾	清助	母		五拾八歳
一痰	十右衛門父	与	兵衛	六拾八歳	一筋	卯右衛門父	藤	平	六拾七歳
一足痛	喜三次子	房	吉	九歳	一眼病	忠次	母		五拾九歳
一眼病	同人父清右衛門	女	房	五拾八歳	一瘰	半左衛門父佐五右衛門	女	房	六拾三歳
一腹痛	専右衛門姉	や	つ	七拾五歳	一風氣	弥助	女	房	五拾三歳
一足痛	同人	母		四拾四歳	一痰	伝右衛門父	吉	蔵	七拾三歳
一足痛	軍蔵	母		五拾七歳	一筋	源右衛門妹	な	み	七拾七歳
一疝氣	平右衛門兄	藤	右衛門	六拾六歳	一腹痛	新七	母		七拾五歳
一風氣	定吉父次右衛門	女	房	五拾三歳	一疾	対助姉	し	な	六拾七歳
一疾	同人妹	さ	よ	七拾三歳	一筋	八右衛門	女	房	四拾八歳
一足痛	其身	善	六	四拾三歳	一足痛	其身	庄	三郎	五拾三歳
一腹痛	兵吉娘	さ	み	拾八歳	一疾	勘次	女	房	七拾七歳
一痰	忠次	祖	母	七拾四歳	一眼病	同人	母		六拾九歳
一痰	伴蔵	母		七拾五歳	一痰	其身	弥	吉	三拾六歳
一腹痛	八五市	す	ま	七拾七歳	一風氣	半九郎娘	そ	よ	七拾六歳
(貼紙)									
「去三三人増内男式人					女老人」				
式拾壹人内男五人					女老人」				
女拾六人					女老人」				

(貼札)

一虫	熊吉子	戸	市	貳歳
一筋	其身	半	六	八拾五歳
一虫	善兵衛孫	龜	五郎	貳歳
一痰	勇吉	母		六拾七歳
一癩	吉五郎	女	房	四拾三歳
一癩	悦藏	母		五拾六歳
一筋	善吉父	三	右衛門	七拾四歳
一中風	其身実右衛門	後	家	六拾七歳
一疾	其身	た	め	四拾三歳
一癩	藤右衛門家内	た	つ	三拾五歳
一痰	其身惣右衛門	母		七拾貳歳
一虫	母孫	み	せ	貳歳
一虫	母孫	止	吉	八歳
一疾	卯平	女	房	三拾貳歳
一眼病	権右衛門	女	房	七拾壹歳
一虫	勝五孫	元	次	四歳
一痰	同人	母		八拾貳歳
一疾	分藏	女	房	五拾八歳
一痰	丈右衛門	母		七拾四歳
一腹痛	甚藏妹	ひ	き	貳拾四歳
一風氣	同人妹	つ	る	貳拾七歳
一虫	同人子	瀧	次	貳歳
一筋	其身	又	三郎	八拾歳
一痰	又右衛門	女	房	五拾貳歳
一虫	同人孫	茂	四郎	貳歳
一足痛	喜四郎妹	た	つ	貳拾五歳

「去二女貳人減」  
 〆三拾八人内男拾壹人  
 女貳拾七人

一疾	三郎右衛門	女	房	四拾三歳
一虫	同人娘	ち	せ	四歳
一疝氣	伝藏父	藤	内	六拾六歳
一癩	儀市下女	な	つ	四拾壹歳
一疾	其身	勝	右衛門	四拾歳
一風氣	善左衛門娘	ゆ	み	三拾歳
一痰	新助父清左衛門	女	房	五拾五歳
一疾	同人妹	き	く	五拾六歳
一風氣	駒吉	母		五拾四歳
一虫	同人娘	ゑ	つ	貳歳
一痲病	倉吉	母		四拾貳歳
一痰	同人	祖	母	五拾九歳
一頭痛	其身	仁	左衛門	七拾貳歳
一風氣	仁左衛門	女	房	七拾歳

(掛紙)  
 「去之通内男貳人減」  
 女貳人増」  
 〆拾四人内男三人  
 女拾壹人

一腹痛	甚三郎妹	柏野村	さ	た	貳拾四歳
-----	------	-----	---	---	------

太田喜助㊦(抹消)

酉正月廿八日

山本伝右衛門㊦(抹消)

㊦(印文「仮渡承届追而本手形可引替」抹消)  
御銀奉行㊦(抹消)

⑧「病人御改之帳 赤野組」(A16-8-1-2-1)

(表紙)

一 文政六年

病人御改之帳 赤野組

未正月廿三日

池上村

一疾	卯市	女	房	式拾七歳
一腹痛	吉三郎	女	房	四拾七歳
一虫	同人娘	う	め	老歳
一風気	平次	母		四拾六歳
一虫	十右衛門娘	き	み	式歳
一癩	同人	母		四拾七歳
一腰痛	源右衛門	女	房	五拾式歳
一腹痛	卯兵衛妹	き	の	式拾式歳
一疾	同人	母		五拾九歳
一中風	其身	忠右衛門		六拾歳
一風気	伝右衛門娘	も	よ	拾四歳
一疾	其身	新三郎		三拾三歳
一筋	新三郎	母		六拾七歳
一足痛	其身	る	ん	三拾壹歳
一虫	甚右衛門子	吉	次	式歳
一痰	同人	母		六拾壹歳

一眼病	藤右衛門	女	房	五拾式歳
一風気	政吉	女	房	式拾四歳
一痰	同人	母		六拾五歳
一風気	平助弟	勇	吉	拾四歳
一筋	其身利八	後	家	七拾歳
一疾	佐平兄	佐	吉	式拾壹歳
一右佐吉看病	同人妹	く	ま	拾三歳
一風気	吉五下人	与	吉	四拾歳

(貼札)

「去二四人増内男三人

女老人」

〆式拾四人内男六人

女拾八人

一疾	作次	母		四拾歳
一癩	惣吉	母		四拾九歳
一虫	慶助娘	つ	ゆ	五歳
一腹痛	同人妹	ち	せ	式拾式歳
一疾	同人兄三次	女	房	三拾歳
一虫	平吉子	佐	四郎	壹歳
一疾	同人	母		五拾式歳
一風気	八十吉	女	房	式拾式歳
一虫	同人子	弥	四郎	壹歳
一腹痛	同人妹	ち	か	式拾九歳
一癩	政吉	女	房	四拾七歳
一疾	利右衛門	女	房	四拾壹歳

承届

庄兵衛<sup>㊦</sup>

辰年中

惣ノ式百式拾四匁九分五毛

外ニ銀式拾目

③「百枝乗蓮寺狂言興行差し止めに付心得違ひ慎み罷り在り候旨進達書」

※白杵藩寺社奉行書類(A16-4-1-2-5)

百枝

乗蓮寺

右者村方之者共と申談同寺之放下之者雇入狂言興行之取組いたし候処、大庄屋方再三被差止候ニ付相止候得共、心得違之事ニ付恐入慎罷在候段、(空白ママ) 寺を以申達候、此段申上候、以上

四月

稲葉 角左衛門

④「(三重乗蓮寺慎みに及ばざる旨申し聞かすべき儀に付達書)」

※白杵藩寺社奉行書類(A16-4-1-2-8-1)

乗光寺

三重乗蓮寺儀不念之儀有之恐入慎罷在候由ニ候得共不及其儀候、已後之儀入念候様可申聞旨被仰付

⑤「覚(丹生・高田拾ヶ組踏絵帳面用判紙受取に付)」(A16.4.1.3.2 (1))

覚

一判紙千六百枚

此束四束

内

千四百八拾壹枚

清帳用

七拾枚

式拾枚

式拾九枚

書損し

表紙用

欠・切崩し

右者丹生・高田拾ヶ組踏絵帳面用槌ニ受取申候、以上

申二月廿日

諸用方

広瀬 七郎 平<sup>㊦</sup>

⑥「覚(紙の使途・残数に付)」(A16-4-1-3-2 (4))

覚

一紙三束八帖

内

千三百六拾三枚

式拾五枚

九拾八枚

三拾四枚

ノ千五百式拾枚

清帳

同上紙

書損

欠

右之通御座候、以上

午二月

宗門方

御役所

高橋 瀬左衛門

⑦「覚(踏絵御用銭引替手形)」(A16-4-1-3-2 (20))

覚

一銭式貫五百目也

右者踏絵御改御用槌ニ請取申候、追而御弁用差出可申候、以上

承届

(割印)拾束

同日

(割印)拾束

十月廿七日

(割印)三束

同日

一八合

承届

中尾左仲<sup>㊤</sup>

右伺濟

庄田少三郎

(小口見出)

「六御奉行所」

午正月十七日

加納小兵衛<sup>㊤</sup>

六御奉行所

正月十八日

㊤ 一百目

麻苧

同日

㊤ 一式枚

莛

同日

一式把

繩

承届

伺濟

中尾左仲<sup>㊤</sup>

庄田少三郎

右本手形十一月廿日受取之<sup>㊤</sup>

「 天保三辰年正月方

御入箇目録

宗門方

ノ高

一錢百五拾三匁六分式厘五毛

正月中

承届

村瀬庄兵衛<sup>㊤</sup>

ノ高錢

一五匁六分式厘

二月中

一老筋 細引 三尋半

是者直段不知

承届

村瀬庄兵衛<sup>㊤</sup>

ノ高

一銀式拾目

三月中

承届

岡部左大夫<sup>㊤</sup>

ノ高

一錢六拾五匁

四月中

承届

庄大夫(兵衛力)<sup>㊤</sup>

ノ高

一錢六分六厘

十一月中

一箱 老ソ新規

是者直段不知

一程村紙 式帖

右同斷

② 「御入箇目録」 (A16-1-2-6)

(表紙)

同日

(割印)貳束

十月廿七日

(割印)三束

正月十八日

(割印)一貳束

宇目紙

同日

一八束

小紙

内

正月十八日

(割印)四束

七月六日

(割印)四束

正月十八日

(割印)一貳筋

細引

但老筋二付三尋半

同日

(割印)一貳枚

渋紙

右承届

中尾左仲<sup>㊟</sup>

右伺済

庄田少三郎

十二月廿日日本手形引替済

(小口見出)

〔御納戸〕

午正月十七日

加納小兵衛<sup>㊟</sup>

川崎三郎治殿

小林嘉平治殿

中山軍蔵殿

正月十七日

(割印)一拾枚

越前小奉書

同日

(割印)一五帖

上々程村紙

承届

伺済

中尾左仲<sup>㊟</sup>

庄田少三郎

(小口見出)

〔御賄所〕

午正月十七日

加納小兵衛<sup>㊟</sup>

御賄所

正月十七日

一拾俵

起炭

内

二月七日

(割印)貳俵

七月廿五日

(割印)四俵

十一廿九日

(割印)四俵

同日

一三拾三束

薪

内

二月七日

(割印)拾束

七月廿五日

右之者二月九日御台所奉公ニ被召出候、此段御断申上候、以上

宝曆三年

西二月十九日

海添村庄屋 貞右衛門<sup>㊦</sup>

大脇儀右衛門様

片切善左衛門様

久保田貞之丞様

宇野仁右衛門様

一作 内

此者元禄十四年辛巳年十一月廿四日七拾歳ニ而病死

且那寺大分郡森町村真宗於專想寺取置申候

以上

巳十一月

**A 16**

①「諸品請取通」(A16-1-2-1-1)

(表紙)

「寛政十年年正月

諸品請取通

宗門御役所」

(小口見出)

「大御納戸」

午正月十七日

大御納戸

加納小兵衛<sup>㊦</sup>

正月十七日

(割印)一老束六帖

大直紙

同日

(割印)一老束式帖

美濃紙

同日

(割印)一四帖

佐伯厚紙

同日

(割印)一六束五帖

上丁紙

内

正月十八日

(割印)老束五帖

白紙

⑨「一札(伊東喜兵衛病死に付寺手形)」(A15-6-87)  
(端裏)「伊東喜兵衛寺手形」

一札

伊東喜兵衛無紛被致病死候ニ付、愚寺兼而檀那ニ契約仕候故、則当寺ニ而取置申候、為後日如件

三月十七日

麻布深廣寺<sup>㊦</sup>

林 孫三郎殿

⑩「覚(公領より来ル類族死失之書付)」(A15-6-90)

(貼紙)「元禄十四年巳十一月公領方来ル類族死失之書付」

此内老入吉太郎巳十一月廿日切之御帳ニ出ル作内八午六月

之御帳ニ出ル」

覚

臼杵御領海部郡久所村古切支丹善兵衛曾孫 公領大分郡中嶋村ちよ悴

一吉 太郎

此者元禄十四年辛巳年九月廿七日三拾歳ニ而病死

且那寺大分郡森町村真宗於專想寺取置申候

同御領大分郡森村古切支丹半右衛門甥 公料大分郡中嶋村百姓

同村作兵衛子久作子

同村六助男子

藤左衛門 当申式拾歳

真宗安養寺旦那

一下藤村十右衛門玄孫  
右藤左衛門同村源右衛門後家養子二十二月廿五日引越申候、此段申上候、以上

宝曆二年

申十二月廿七日

吉岡庄屋

幾左衛門印

大脇 儀右衛門様

片切 善左衛門様

久保田 貞之丞様

宇野 仁右衛門様

⑦「御書物之事」(転本人同然丹生原村清九郎男子弾七疮瘡病死に付死骸改証文)」(A15-6-61-1)

(端裏)「丹生原村清九郎子弾七二歳貞享四九月十六日病死当陽寺取置

一此者祖父久土村八兵衛被召捕」

御書物之事

一丹生原村清九郎男子弾七、二歳ニテ卯九月十六日二疮瘡ニ而病死仕候、但禅宗当陽寺御取置則庄屋・弁指・五人組合之者寄合死骸見届ケ少も不審成儀無御座候、此者之儀切支丹転ニ而ハ無御座候得とも父清九郎長崎戻リ、同前祖父久土村八兵衛儀ハ長崎へ被召捕候故、別テ念を入吟味仕庄屋・弁指・五人組書物老頼寺之住持手形を相添指上ケ申候、為後日仍而御書物如件

貞享四年

卯ノ九月十七日

丹生原村庄屋

久三郎印

同村弁指

与八郎印

同断

奎左衛門印

同断

加左衛門印

同断

仁兵衛印

同村五人組合之者

四郎兵衛印

同断

圓正印

同断

作八印

同断

清九郎印

同断

伊之介印

⑧「寛本人下藤村勘右衛門玄孫同村惣兵衛子久市子平七男子乙見村由蔵家内、市平奉公届)」(A15-6-73-1-1)

(端裏)「〇二 御直参奉公人 海添村 市平 二月十九日」

覚

下藤村惣兵衛子久市子平七男子乙見村由蔵家内  
一本人下藤村勘右衛門玄孫 市平 当酉二式拾八歳  
他領類族ニ而無御座候 真宗了仁寺旦那

覚

豊屋町半六養子

一本人川床村惣兵衛妻玄孫 甚 八 当未拾四歳

実父川床村銀六男子

禅宗願行寺旦那他領類族ニ不出

右甚八義豊屋町半六養子ニ仕、今月廿二日引越申候ニ付、今度新類族ニ罷成り申候、此旨申上候、已上

豊屋町年寄原野屋

甚 七印

同 枡屋

又 兵衛印

同 近江屋

与 市郎印

同 多品屋

市右衛門印

享保十二年

未二月廿四日

宇野 仁右衛門様

岡部 三左衛門様

大脇 儀右衛門様

右之御願今月十九日申上候、已上

④「覚(葛木村本人同然岩松賀上尾村伝右衛門子兵右衛門賀入届)」(A15-4-38-1)

(端裏)「出生帳者 上尾村伝右衛門子兵右衛門 六月十六日」

覚

上尾村伝右衛門子

一葛木村本人同然岩松賀 兵右衛門 当未四拾四歳

右之兵右衛門、今度岩松賀と新類族ニ罷成申候ニ付、別紙書付差上申候、

以上

森町村庄屋

享保十貳年未六月十六日

宇野 仁右衛門様

岡部 三左衛門様

大脇 儀右衛門様

専右衛門印

⑤「覚(久所村本人源次郎妻娘家島村本人田左衛門女房曾孫同村分左衛門悴

文七男子武右衛門出生届)」(A15-5-1-14)

(端裏)「出生子 家嶋村 文七子 武右衛門 六月四日」

覚

久所村本人源次郎妻娘

一家嶋村本人四左衛門女房曾孫

他領類族ニ出不申候

家嶋村分左衛門悴分七男子

武右衛門 当申老歳

右之武右衛門当申六月二日ニ出生仕候、父母之寺里村真宗妙蓮寺旦那那二成

申候、右分七外ニ男子式人娘老人御座候、存命ニ居申候御帳ニ書上申候武

右衛門一腹一種ニ而御座候条申上候、以上

家嶋村庄屋

享保拾三年申六月四日

源 兵衛印

宇野 仁右衛門様

岡部 三左衛門様

大脇 儀右衛門様

⑥「覚(下藤村十右衛門玄孫同村六助男子藤左衛門右藤左衛門同村源右衛門

後家養子ニ引越の届)」(A15-6-59)

(端裏)「〇三 引越 下藤村 六助悴 藤左衛門 十二月廿五日」

覚

⑬「湯平へ入湯の節召連候今七と申者、類族に付御断申上げたる旨届」  
(A14-6-20)

(表書)「〇二行 今七 八月七日

大脇義右衛門様 岡田藤馬」

明八日湯平へ入湯罷越候、家頼今七と申者召連候、此者類族ニ付御断申入候、当月下旬ニ罷帰候、右之者海添組才助と申者世倅ニ而御座候、右様御存知も被成可被下候得共、此旨尚又為御知申進候、以上

八月七日

夫清右衛門

⑭「池上村広福寺看坊宇蔵主本山表へ上京し、転位及び大鵬座元と改名に付書状」(A14-06-21)

(表書)「矢野八郎右衛門様 稲葉佐左衛門」

池上村盧福寺看坊宇蔵主、本山表え上京致、転位大鵬座元と改、罷下候ニ付、此段為御知申進候、已上

四月廿五日

**A 15**

①「覚(新本人平清水町初兵衛孫海添村左之助男子作太郎出生届)」(A15-2-1-1)

(端裏)「出生子 海添 正月四日」

(朱)「生帳一之内臼杵城下平清水町切支丹与四兵衛類族之内

本人同然海部郡海添村左之助子」

覚

(朱)「左之助子」

海添村本人同然才介男子

一新本人平清水町初兵衛孫

作太郎 老歳

右作太郎元禄十二年卯正月三日ニ出生仕禅宗(朱)「父同然」見星寺旦那ニ

仕申候、(朱)「父同然」今度初而之子ニ而御座候、他領類族ニ出不申候、為御断書付指上申候、以上

元禄拾二年

卯ノ正月四日

岩手 六左衛門様  
加納 藤左衛門様  
中村 雲 八様

海添村庄屋  
弥次郎<sup>㊦</sup>

②「覚(転本人落谷村四郎右衛門姫迫村源六娘けさ姫入届)」(A15-4-4-1)

(端裏)「(朱)「」出生帳者 迫村源六娘けさ 十一月廿九日」

覚

転本人  
一落谷村四郎右衛門姫、迫村源六娘、けさ午三拾四歳

禅宗普現寺旦那

右けさ落谷村本人同然四郎右衛門姫と午十一月廿八日新類族罷成申候間書付指上申候、以上 (朱)「落谷村権太郎嫁」

享保拾一年

午十一月廿九日

落谷村庄屋

新右衛門<sup>㊦</sup>

宇野 仁右衛門様

岡部 三左衛門様

大脇 儀右衛門様

③「覚(本人川床村物兵衛妻玄孫置屋町半六養子甚八養子縁組届)」(A15-4-9-1)

9-1)

(端裏)「出生帳者 置屋町 半六養子甚八 二月廿四日」

安永四乙未年月

御宛所御兩所

(朱)「未四月六日御伺濟」 御月番計御差出

御名御無判

⑩「(田満寺証文の提出に付書付)」(A14-6-18)

列

梵天之字之事

踏絵仕申候ノ申ト云字無之事

⑩「覚竹脇組における病人、病死、他所行等人数書上」(A14-6-1-2)

覚 閏正月十五日御改

竹脇組

左二増減無

一惣人数合式千四拾七人 内男千百式拾壹人

女九百式拾六人

内 百拾四人 病人 内男四拾式人

女七拾式人

同 三人 病死 内男式人

女壹人

同 式人 他所行 男

同 壹人 氣違 男

日限之外出生子 式人 男

八拾已上

一拾五人 内男八人

女七人

七拾已上

一七拾式人 内男四拾壹人

女三拾壹人

宝永五年

竹脇庄屋

子閏正月十五日

新 六

武藤 又助様

梵天之字之事

踏絵仕申候ノ申ト云字無之事

田満寺証文市組ニ而差出候ニ付、是ハ川床組ニ差出筈之処、此所ニ而差出候者ト被仰候ヘハ、ち参之節者此所ニ而差出候義も御座候ト答、御奉行被仰候者、誰相廻り候時ニ御座候哉、善治様之節ト云、是迄先格御座候ハ、受取可申、此以後無之よふと仰付置候

大泉寺弟子日旺寺踏候哉、

尾山組御帳也

市尾村弁治

母

弁治母娘 箇入 なつ

弁治相果なつ判頭之処、此なつ箇入ニ付、母判ニ成候由、是ハ母名ニ致し候様申付置

尾山村武右衛門子 恵吉

同 女房 卜有之

同 女房 卜有之

同 女房 卜有之

同 女房 卜有之

同 女房 卜有之

同 女房 卜有之

同 女房 卜有之

同 女房 卜有之

同 女房 卜有之

同 女房 卜有之

同 女房 卜有之

同 女房 卜有之

同 女房 卜有之

藤井半蔵殿

④「包紙」(A14-4-1-6-0)

(包紙)「宗門方御附人

戸上幾平太様 佐藤伝兵衛

⑤「御見舞に付書状」(A14-4-1-6-1)

(端裏)「戸上」

貴札忝拝見仕候、如仰其時分者暖和、当方向暑相催候得共、先以御手前様始御家内中様被成御揃、無御別条可被成御座之旨、恐悦之至奉存候、扱申上候迄二も無御座候得共、時分柄不被成御痛候様、御保養專一奉存候、御序之節御家内様方へ可然被仰上可被下様御願申上候、且又宿許之儀ハ万事宜鋪被御心添可被下様奉頼上候、随而下拙二而も無異議相勤罷過候間、乍惶御休意被思召可被下候、右者迄も恐時候、御見舞旁如斯御座候、恐惶謹言

五月廿二日

佐上 伝兵衛

戸上 幾平太様

参る人々御中

尚々申進候、此節金子入差遣シ候間、無間違届け候様申聞せ可被下候、且又老前手形者兄了頼信士七年二而有之候間、仏慈可致様被仰可被下候、猶又めやく第一之事二候、老封之金老両式歩三朱、是ハ大野木綿代人反分二而有之候間、先許へ届候儀御礼申上候

⑥「佐伯への御返報を認める書状」(A14-4-1-7)

(表書)「片切善左衛門殿 御会所」

佐伯え之御返報認候付、為持遣之候、已上

十一月十五日

⑦「熊本宗門奉行よりの返札を返還の旨書状」(A14-4-1-8)

(端裏追筆)「B288」

熊本宗門奉行よりの返札致返進候、以上

十一月十一日

御会所

片切 善左衛門殿

⑧「屋敷御家内類族東九右衛門男子出生に付書状」(A14-4-1-9)

(表書)「出生子 屋敷家来東九右衛門子九市郎

(朱)「〳」武口(藤)又助様 五嶋源八

西村助左衛門

十月十二日

(追筆)「猶々出生日今月五日出生申上候」

以手紙致啓上候、弥御堅固御勤可被成と奉察候、然者屋敷御家内東九右衛門男子出生、名九市郎と改申候、則寺法音寺旦那仕候彼者類族二付如此御座候、以上

十月十二日

⑨「毛井村転切支丹平兵衛系弁英、学向のため江戸増上寺へ五年逗留願に付届下書」(A14-5-2-3-1)

(端裏)「類族出家他出

御名 (朱)「弁英」

伺書

御下書

六之帳 海部郡毛井村転切支丹平兵衛系

平兵衛玄孫 吉五郎倅

一弁英 宝曆九年卯五月出生

前名第五郎

右弁英、豊後国海部郡毛井村浄土宗龍泉寺弟子、此者為学向江戸増上寺え当未年より五年逗留罷越度旨相願候、御差図次第可申付候、以上

一同宗同寺旦那 同所 市兵衛

〆式人 岩田吉郎兵衛

合五人

右之者共細日用稼二罷下り申候二付、深江村与兵衛方二雇申度旨奉願申候、  
彼者共所持仕申候往来手形寺切手奉掛御目候、以上

享保八年

卯六月廿八日

大泊村庄屋

清兵衛印

宇野 仁右衛門様

服部 六郎右衛門様

岡部 三左衛門様

四匁式分

一老筋 細引

未夕不知

右直段御買入可被下候

二月晦日

大納戸

宗門方

②「覚(藤沢繁之丞祖母落髮願)」(A14-4-1-4)

覚

一藤沢繁之丞祖母落髮之願仕候間御伺申上候、已上

大橋寺

照

洞印

十一月八日

大脇 儀右衛門殿

片切 善左衛門殿

久保田 貞之丞殿

A14

①「覚(大直紙などの代金勘定書付)」(A14-4-1-1)

天保六末年

覚

一六帖 大直紙

老帖二付七匁式分

一三束 小紙

束二付式匁三分

一五束 上丁紙

同 十式匁五分

一六帖 下り上美濃紙

帖二付三匁八分四厘

一式束 倉判紙

束二六匁三分

一老枚 渋紙

③「類族作之丞の病死および当夏御帳死失の件に付書状扣」(A14-4-1-5)

(端裏)「朱(安永九子年 扣)」

九月十二日・十月四日両度之御状致披見候

一御領分三郡人高御帳奥書之儀、先達而被仰聞候趣致承知候、先御便御報

不受候二付、此節及御報候

一在小人類族作之丞十月朔日致病死候二付、其表二而「虫損」右衛門見届被

仰付、西久保天徳寺塔中和合院取置之由二而、証文二通被差越請取「虫損」

一宗門両御奉行所之被召、当夏御帳死失之内、「虫損」有之趣御問二付、御吟

味之上御問書二付紙二而御答被成、相濟候「虫損」被仰聞致承知候、右二

付御問書之帳面被差越、是又受取申候、恐惶謹言

十一月廿一日

「虫損」

⑦「(病死の傳六死骸取置届)」(A13-4-18-2)

新名平藏

一此傳六被致病死候二付、於拙寺ニ取置申候、為其如斯二候、以上

元禄十四辛巳十月九日

江戸西之久保禅宗

忠岸院<sup>印</sup>

合七人

八月十一日

藤沢善六

稻葉能登守様御内

藤田 太右衛門殿

⑨「御藏方下代の足輕格仰付のため宗門改七人組および類族組合の書付変更通知」(A13-3-1-13)

(端裏)「イ

⑧「組合之覚(出仕者類族書上)」(A13-3-1-3)

藤沢善六方々下代足輕格五人組合并ニ類族之分系書致来」

組合之覚

川崎仁兵衛下代

御藏方下代先頃、御足輕格此方共支配、御用番被仰付候、就夫宗門御改

野津廣原村転本人

芦刈茂右衛門

七人組ニ申付候、則類族組合之書付別紙進申候、相替義御座候節者附之

市之丞孫傳七

岡村安六下代

六月十一日

藤沢善六

波津久新助

岡部三左衛門殿

河村助右衛門下代

松岡善四郎

⑩「覚(京極若狭守様御領内箱浦甚九郎・市助・太郎、京極若狭守御領内生里浦甚助・市兵衛細日稼のため深江村へ雇窺)」(A13-3-1-35)

(端裏)「イ

矢野傳九郎下代

為稼 大泊へ罷下候丸龜領之者五人」

河辺孫兵衛

覚

釘宮勘介下代

京極若狭守様御領内丸龜箱浦

蕨野村転本人

久原孫左衛門

一真言宗香藏寺旦那

甚九郎

弥太郎孫

山本曾右衛門下代

一同宗同寺旦那

同所 市助

溜水邨転本人

柴田与右衛門

三人

藤戸猪右衛門

新之丞女房孫与七

鳴海金右衛門下代

一真言宗神正寺旦那

甚助

京極若狭守様御領内生里浦

候、其時右之女房八歳、本人同然之者ニ而御座候  
一右之女房、他領類族ニ而ハ無御座候、以上  
右之通御注進申上候

享保八年卯二月五日

森町村庄屋

專右衛門<sup>印</sup>

宇野 仁右衛門様  
服部 六郎右衛門様  
岡部 三左衛門様

文〕(A13-4-18-1)

(端裏)「朱)「〵」山奥村小傳次廿九歳、元禄十四年巳十月九日在小人仕候、  
於江戸病死禅宗忠岸寺取置」  
御書物之事

一山奥村傳六「小傳次事」当巳式拾九歳、禅宗普現寺旦那、在小人御奉公  
仕、江戸へ参、当十月九日病死仕候、此者父同村甚兵衛切支丹宗門本人  
同然ニ而御座候、死骸不審成儀無御座候付、則於江戸西之久保禅宗忠岸  
院被取置手形参候付、庄屋・弁指・五人組合之者御書物仕差上申候、為  
後日如件

元禄拾四年

巳十一月九日

山奥村 五人組

与左衛門<sup>印</sup>

同村

同 半三郎<sup>印</sup>

一人人同然

横尾村小右衛門子

安右衛門

卯七拾三歳

浄土宗龍泉寺旦那

此者享保八年卯正月晦日痰症ニ而病死仕候

右安右衛門親小右衛門切支丹宗門之由ニ而、万治三年子七月被召捕、長崎  
え被達候、此者他領類族ニ而者肥後御領道菌村五郎兵衛従弟、外ニ他領之  
類族不出、右之趣御注進申上候、以上

享保八年正月晦日

横尾村庄屋

儀左衛門<sup>印</sup>

宇野 仁右衛門様  
服部 六郎右衛門様  
岡部 三左衛門様

他領類族ニ而無御座候

⑥「御書物之事(江戸で病死の本人同然甚兵衛の子供山奥村傳六の死骸改証



(端裏)「肥後(朱)「ㄣ」出生子 藤田村 宇之助娘 けし 五月十四日」

覚

肥後領本人志村宗信妻妙淳娘 藤田村利兵衛助宇之介娘

一肥後領本人同然藤田村利右衛門女房曾孫 け し 亥老歳

右けし当亥五月十一日出生仕申候宗門母方之寺真宗善法寺旦那二仕申候此  
者兄弟も御座候而御帳ニ出居申候此段申上候、以上

享保四年

亥五月十四日

佐志生村庄屋 平 四 郎<sup>㊦</sup>

中 村 雲 八 様

武 藤 又 助 様

斎 藤 新 兵 衛 様

⑨「覚(本人下藤村喜助曾孫新十郎出生に(き)」(A12-4-48)

(端裏)「朱)「ㄣ」出生子 下藤村弥六子 新十郎 九月廿八日」

覚

古 転 本 人

下藤村新兵衛子同村弥六助 当未

一 下 藤 村 喜 助 曾 孫

新 十 郎 壹 歳

此新十郎未九月廿五日ニ出生父方之寺真宗了仁寺旦那二仕候他領類族ニ出  
不申候此者今度始而男子出生仕候、以上

享保十二年

未九月廿八日

広原村庄屋

兵右衛門<sup>㊦</sup>

宇 野 仁 右 衛 門 様

岡 部 三 左 衛 門 様

大 脇 儀 右 衛 門 様

⑩「覚(本人下藤村喜助曾孫又六唐人町吉六養子となり新類族になる旨)」

(A12-5-1-2-18)

(端裏)「朱)「ㄣ」出生帳者新類族ニ罷成候 唐人町 吉六養子 又六

十一月廿七日」

覚

子下藤村藤右衛門

孫唐人町吉六養子 当辰

一 本 人 下 藤 村 喜 助 曾 孫

又 六 四 拾 貳 歳

真宗妙蓮寺旦那 実父屋山村作蔵

右又六今月廿五日窺申上今日唐人町吉六養子ニ仕新類族ニ罷成候付此旨申  
上候、已上

享保九年

辰十一月廿七日

唐人町年寄 菊野屋吉右衛門<sup>㊦</sup>

同 和泉屋半左衛門<sup>㊦</sup>

同 蔦屋又左衛門<sup>㊦</sup>

宇 野 仁 右 衛 門 様

服 部 六 郎 右 衛 門 様

岡 部 三 左 衛 門 様

**A 13**

①「覚(老病で死亡の古転本人片浦市左衛門女房の孫片浦次郎兵衛女房の死

骸改証文)」(A13-5-4-7-1)

(端裏)「

本人ハ祖母片浦市左衛門女房

覚

片浦次郎兵衛女房四十四歳しつ病にて辰ノ九月十四日ニ死申候、此者祖

母片浦市左衛門女房古転ニ而御座候ニ付、庄屋・弁指・五人組死骸を相

改、少も不審成儀無御座候付、常々頼置候旦那寺解脱寺御取置被成候、

享保四年

亥四月十一日

森村五人組合 喜太郎<sup>印</sup>

同村同断 与左衛門<sup>印</sup>

同村同断 善助<sup>印</sup>

同村同断 惣助<sup>印</sup>

同村弁指 与右衛門<sup>印</sup>

同村同断 庄左衛門<sup>印</sup>

同村同断 利右衛門<sup>印</sup>

同村同断 弥右衛門<sup>印</sup>

同村庄屋 吉右衛門<sup>印</sup>

中村 雲 八 様  
武藤 又 助 様  
齋藤 新兵衛様

⑥「御書物之事(曰杵藩領転本人森村与蔵妻義女岡藩領同村くに隔で病死の死骸改証文)」(A12-1-18-14-2)

御書物之事

一大分郡森村権介妻くに六拾九歳享保四年亥二月二日病死仕候煩隔、此者姑御当領森村与蔵妻切支丹宗門本人二而御座候二付右権介妻岡御領本人同然二而御座候二付死骸塩詰被仰付置今度取置可仕旨被仰付、為御檢使上野甚介殿御指越被成、就夫庄屋・弁指・五人組合之者拙僧立合別条無御座候二付禅宗如法式土葬墓礼仕候、為後日如件  
享保四年

亥四月十一日

大野郡三重深田村禅宗

西蓮寺 亘崑<sup>印</sup>

中村 雲 八 殿  
武藤 又 助 殿

齋藤 新兵衛殿

⑦「御書物之事(転本人中川村又助妻孫末広村御中間吉十郎病死につき江戸西蓮寺手形届出)」(A12-1-22-9-1)

(端裏)「江戸死(朱)「」末広村御中間吉十郎四拾八歳享保四年亥五月三日病死 善法寺」

御書物之事

一末広村二罷有候御中間吉十郎当亥四拾八歳浄土真宗善法寺且那於江戸二当五月三日病死仕候、此者祖母中川村又助妻切支丹宗門本人二而御座候付則江戸三田寺町浄土真宗西蓮寺被取置手形参候二付庄屋・弁指・五人組合之者御書物仕差上申候、為後日如件  
享保四年

亥五月廿四日

末広村吉十郎五人組 左次兵衛<sup>印</sup>

同 作兵衛<sup>印</sup>

同 市三郎<sup>印</sup>

同 孫左衛門<sup>印</sup>

同 孫 八<sup>印</sup>

同村弁指 作左衛門<sup>印</sup>

同 太左衛門<sup>印</sup>

庄屋末広村 嘉右衛門<sup>印</sup>

中村 雲 八 様  
武藤 又 助 様  
齋藤 新兵衛様

他領類族二出不申候

⑧「覚(肥後領本人同然藤田村利右衛門女房曾孫けし出生につき)」(A12-1-23-4-1)

武藤 又助様  
齋藤 新兵衛様

③「御書物之事(切支丹本人森町村行佐玄孫同村きく大坂にて疱瘡で病死の死骸改証文)」(A12-1-9-36-1)  
(端裏)「朱」「ハ」森町村半六娘きく四歳享保三年戊十二月廿一日大坂ニ而病死 正楽寺」

御書物之事

一 森町村半六娘きく去戌四歳浄土真宗専想寺且那去戌六月御願申上父召連大坂へ罷登逗留仕居申候処ニ去戌十二月廿一日於大坂病死仕候、煩疱瘡此女高祖父森町村行佐切死丹宗門本人ニ而御座候ニ付此女死骸不審成儀無御座候ニ付大坂玉手町真宗正楽寺取置手形指下シ申候ニ付庄屋・弁指五・人組合之者御書物仕指上申候、為後日如件

享保四年亥正月十九日 (付札)「半六儀戌六月方為稼大坂罷登逗留仕

居申ニ付母代判仕候而差上申候」

森町村五人組合 半 六印

同断 九郎右衛門印

同断 六之丞印

同断 善 内印

同断 平 八印

同村弁指 九右衛門印

同断 半左衛門印

同断 善兵衛印

同断 八三郎印

同断 作左衛門印

同村庄屋 専右衛門印

中村 雲八様

武藤 又助様  
齋藤 新兵衛様

右之きく他領類族ニ而者無御座候

④「一札之事(豊後臼杵領森町村半六娘きく病死の死骸改証文)」(A12-1-9-36-2)

一札之事

一 豊後臼杵領森町村源左衛門娘きく生年四歳ニ罷成候、当戌十二月廿一日於当地病死仕候ニ付拙僧葬礼取置仕候処紛無御座候、仍為支証一札如件 享保三戌戌年 十二月廿四日 西本願寺下大坂玉手町 正楽寺印

勝美(花押)

豊後臼杵御蔵屋敷 遊佐 九介 殿

⑤「御書物之事(臼杵藩領転本人森村与蔵妻義女岡藩領同村くに隔で病死の死骸改証文)」(A12-1-18-14-1)

(端裏)「竹里朱」[当領也]

(朱)「ハ」森村権助妻くに六拾九歳享保四年亥二月二日病死

西蓮寺」

御書物之事

一大分郡森村権助妻くに六拾九歳享保四年亥二月二日病死仕候煩曠、此者姑御当領森村与蔵妻切支丹宗門本人ニ而御座候ニ付右権助妻岡御領本人同然ニ而御座候ニ付死骸塩詰被 仰付置今度取置可仕旨被 仰付、為御檢使上野甚助殿御指越被成、就夫庄屋・弁指・五人組合之者且那寺大野郡三重深田村禅宗西蓮寺住持立合土葬被取置候、為後日如件

○新切歳合本人 猪野村清三郎娘

此しつ巳六月朔日ニ出生仕候

猪野村八之丞娘

真宗專想寺旦那 は な 巳彦歳

○新切歳合本人 猪野村八之丞妻娘

此はな巳六月十八日出生仕候

(貼紙)「此人之丞妻ハ猪野村弥兵衛妻之娘名むす事ニ而御座候」

合拾四人内 男七人

女七人

右之外ニ類族ノ出生老人も無御座候、以上

元禄貳年

巳七月朔日

森村庄屋 理 兵 衛<sup>印</sup>

石 田 弟右衛門様

岩 手 六左衛門様

**A 12**

①「御書物之事(転本人下藤村喜右衛門孫生野村立蔵煩痰で病死の死骸改証文)」(A12-1-1-3-1)

(端裏)「朱」「ハ」生野村立蔵五拾三歳享保二年戌十二月十二日病死 大橋寺」

(付札)「此立蔵御帳ニハ下藤村喜之介男子と有之元禄八亥三月ニ生野村六

之丞養子賀ニ罷成候」

御書物之事

一生野村立蔵五拾三歳当戌十二月十二日ニ病死煩痰、此者祖父下藤村喜右

衛門切支丹宗門転本人ニ而御座候ニ付旦那寺御城下浄土宗大橋寺住持、

黍野村庄屋并ニ所之弁指・五人組合之者出合死骸相改別条無御座候ニ付

大橋寺取置土葬仕候、則住持証文取差上候、為後日如件

享保三年

戌十二月十三日

生野村五人組 弥 七<sup>印</sup>

喜左衛門<sup>印</sup>

伝 四 郎<sup>印</sup>

作右衛門<sup>印</sup>

立蔵後家<sup>印</sup>

同村 弁指 新 助<sup>印</sup>

黍野村庄屋 与 七 郎<sup>印</sup>

広原村御庄屋当分無御座候

ニ付私見届ケ判形仕候

中 村 雲 八 様

武 藤 又 助 様

斎 藤 新 兵 衛 様

右立蔵他領類族ニ而無御座候

御書物之事

②「御書物之事(転本人下藤村喜右衛門孫生野村立蔵煩痰で病死の死骸改証文)」(A12-1-1-3-2)

一生野村立蔵当戌五拾三歳浄土宗門当寺旦那享保三年戌十二月十二日病死

仕候、此者之祖父下藤村喜右衛門切支丹転本人ニ而有之ニ付庄屋・弁指・

五人組合之者共立合死骸相改吟味之上ニ而拙僧土葬ニ取置仕候処少も不

審成儀無御座候、為後日一札如件

享保三年戌十二月十三日

中 村 雲 八 様

大橋寺 照 洞<sup>印</sup>

巳七月朔日

森村太郎八娘

○浄土宗龍泉寺旦那

け さ 巳老歲

古転歳合本人 森村仁兵衛孫

此けさ巳正月朔日ニ出生仕候

(貼紙)「此仁兵衛ハ森村孫十郎子ニ而御座候」

森村佐傳娘

禪宗長福寺旦那

し か 巳老歲

○新切歳合本人 森村佐傳娘

此しか巳閏正月三日ニ出生仕候

森村宇平次子

○禪宗長福寺旦那

新 六 巳老歲

新切歳合本人 森村宇平次男子

此新六巳閏正月十七日出生仕候

森村新蔵娘

○真宗專想寺旦那

ひ わ 巳老歲

新切歳合本人 森村新蔵男子

此ひわ巳二月十四日出生仕候

森村吉十郎娘

真宗專想寺旦那

ま す 巳老歲

○新切歳合本人 森村吉十郎娘

置 此ます巳三月廿二日ニ出生仕候處五月三日ニ虫ニ而相果則真宗專想寺取

(貼紙)此吉十郎ハ森村長次郎妻之子ニ而御座候

森村半兵衛子

真宗專想寺旦那

新 七 巳老歲

○新切歳合本人 森村半兵衛妻男子

此新七巳三月八日出生仕候

森村与介子

真宗專想寺旦那

与 三 郎 巳老歲

○新切歳合本人 森村与介妻男子

此与三郎巳四月廿六日出生仕候

森村作之丞子

浄土宗龍泉寺旦那

孫 之 丞 巳老歲

○古転本人父方曾祖父 森村甚左衛門曾孫

此孫之丞巳六月朔日ニ出生仕候

猪野村与太郎子

真宗專想寺旦那

惣 七 巳老歲

○新切歳合本人 猪野村与太郎男子

此惣七辰十二月十四日出生仕候

猪野村市兵衛娘

真宗專想寺旦那

む す 巳老歲

○古転歳合本人 猪野村九左衛門後家孫

此むす辰十二月廿六日出生仕候

猪野村善内子

真宗專想寺旦那

善 吉 巳老歲

○新切歳合本人 猪野村伊兵衛妻孫

此善吉巳閏正月五日ニ出生仕候

猪野村九兵衛養子金十郎子

真宗專想寺旦那

善 右 衛 門 巳老歲

○新切歳合本人 猪野村伊兵衛妻孫

此善右衛門巳二月三日出生仕候

猪野村清三郎娘

真宗專想寺旦那

し つ 巳老歲

(朱)「下藤村外之伺文有之」

八熊村

普現寺取置

当卯二七拾七歳

此源七郎五拾年以前於八熊村中風相煩

女房父○(朱)「引」源七郎

年不知

(朱)「母善介後家二付」

八熊村

死候年号月日知不申禪宗月桂寺取置

禪宗普現寺旦那

女房甥

茂右衛門

当卯二六拾五歳

此女房宗旨「虫損」候六十年以前二

八熊村源七郎

(朱)「右同断」

他出仕り其後行方知不申候

女房母

女房

八熊村善助娘

禪宗普現寺旦那此女房六拾壹歳ニテ

女房姪

才原村五郎右衛門

(朱)「子善介後家二付」

延宝三年十一月二至り行方知不申候

女房姪

女房

当卯二七拾三歳

此助右衛門八拾壹歳ニテ明曆貳年三月

才原村

(朱)「右同断」

拾日腫物相煩於才原村死候真宗妙正寺

女房夫(朱線) ○助右衛門

右女房父方高曾祖父母曾祖父母祖父母知不申候

取置

当卯二百拾貳歳

母方之祖父母并舅姑知不申候

貞享四年

仲ノ村庄屋

真宗妙正寺旦那

才原村

卯ノ十一月二日

六兵衛

(貼紙)此四兵衛堅物様之御奉公仕居候

女房継子(朱線) 四兵衛

六兵衛

当卯二六拾九歳

石田 弟右衛門殿

此後家七拾五歳ニテ寛文五年六月朔日二

八熊村善助

矢野 兵左衛門殿

中風相煩於八熊村死候禪宗普現寺取置

女房姉○(朱)「引」後家

(裏表紙)

当卯二九拾七歳

(朱)「拾壹月引合濟」

此久次郎禪宗月桂寺旦那伊藤兵太夫殿

下藤村

野津才原村介右衛門 女房見

御奉公仕り三十年以前二他出仕り其後

女房弟 (朱)「引」久次郎

行方知不申候

当卯二七十四歳

⑩「類族出生之御帳 森村組」(A11-2-5-16-1-6)

此權左衛門四拾貳歳ニテ承応貳年八月

八熊村

(表紙)

廿九日二水腫相煩於八熊村死候禪宗

女房甥

○權左衛門

「元禄貳年 類族出生之御帳 森村組」

先月十一日之貴札相達拜見仕候、先以愈御堅固被成御座之旨珍重奉存候、爰元無御別儀私儀無異儀罷在候

一本人同然黒坂村喜左衛門病死塩詰御御下書ニ而到着、爰元ニ而御認則八月二日之御日付ニ而去ルニ御月番横田備中守様江御差出候処例之通被仰出候

一御下男由平此度被差遣候ニ付類族系書御遣請取申候、即爰元御帳ニ記置申候、其外相替儀無御座候ニ付如斯御座候、恐惶謹言

閏八月十日 植田喜 助(定休花押)

岩手 六左衛門様

中村 雲 八 様

武藤 又 助 様

⑦「書状(府内領牧村甚右衛門取置・里村庄次郎取置證文・岩屋村吉左衛門伺書・野津白岩村清左衛門伺書・久土村左太郎欠落届両奉行所へ差出報告、欠落届森村古切支丹四郎兵衛四女を三女へ訂正につき)」(A11-2-4-2-21-2) (端裏)「喜助方方来状 寅二月廿一日 返事済」

追而啓上仕候、然者府内領牧村甚右衛門取置、里村庄次郎取置御証文、岩屋村吉左衛門御伺書、野津白岩村清左衛門御伺書、久土村左太郎欠落御届書、右五通去ル廿日之御日付ニ而両御奉行所へ御差出被成候處二例之通被仰出候、依之御下書四通進之候

一欠落御届書森村古切支丹四郎兵衛四女と其元方之御下書ニ有之候、爰元御帳見合候処三女ニて有之ニ付、則三女ニ直し差出申候、此段本書ニも相認候へ共右如此御座候、己上

二月廿一日 植田喜 助

岩手 六左衛門様

中村 雲 八 様

武藤 又 助 様

⑧「類族死失証文(十五之帳 与助系(古切支丹葛木村与助長崎送り以前に出生の嫡男本人同然牧村甚右衛門)」(A11-2-4-2-21-5) 十五之帳与助系

豊後国大分郡葛木村百姓古切支丹与助嫡男父長崎之不被召寄以前出生、松平对馬守領内「同国」同郡牧村百姓本人同然甚右衛門去丑十一月十二日八拾式歳ニ而致病死候、依之死骸塩詰申付置候由彼地方申来候ニ付、相伺御差図之通对馬守方之申遣候処、且那寺同城下於浄土真宗光西寺土葬取置候由申来候、為其如此御座候、以上

二月廿日

宝永七庚寅年申申

御当所御兩人

御兩所之御差出

御兩判

⑨「野津才原村助右衛門女房転類族之内本人に成者并其類族御帳 仲ノ村組」(A11-2-5-11-1) (表紙)

一 貞享四年 野津才原村助右衛門女房 (朱)「父源七郎打首伺ニ而本人」 転類族之内本人に成者并其類族御帳 卯ノ十一月二日 仲ノ村組」

寛永拾式御帳無之 助右衛門

一 野津才原村

○(朱)「引」女房 当卯ニ九拾四歳 寛文五御帳無之

此女房父八熊村源七郎元和拾年於下藤村切支丹宗門 転此者父不転以前出生仕り真宗妙正寺且那罷成五拾七歳ニテ 慶安三年八月七日ニ痰症相煩於才原村死候則妙正寺取置

類族

(端裏)「池原村六兵衛六拾老歳 享保十三年申正月廿二日病死 正光寺」

一死御書物 老通

一池原村六兵衛六拾老歳当申正月廿二日熱ニ而病死仕候、此者従弟同村次

一木村 勇次病死 (黒印あり)

郎七妻新切支丹宗門転ニ而御座候ニ付、且那寺名塚村真宗正光寺庄屋・弁指・五人組合之者立合死骸相改申候所少も不審成儀無御座候ニ付、正光寺土葬取置被成候、則住持証文取差上申候、為後日如件

享保十三年

⑤「書状(府内領牧村甚右衛門塩詰御書月番柳沢八郎右衛門への差出、塩詰取置の者書出しにつき)」(A11-2-4-2-9)  
(端裏)「十二月廿二日 喜助方々書状 返事済」  
先月四日同十八日去ル七日之貴札相達拜見仕候、弥御堅固御勤仕之旨珍重奉存候

申正月廿二日

池原村五人組 善 吉印

同村同 吉之丞印

同村同 兵三郎印

同村同 孫右衛門印

同村同 半内印

同村弁指 半兵衛印

黍野村庄屋 与七郎印

宇野仁右衛門様

一府内領牧村甚右衛門塩詰御書、去廿日之御日付ニ而御月番柳沢八郎右衛門様之御差出、毎之通被仰出候  
一二期御帳一昨廿日着仕候、則引合仕候様ニ被仰付只今吟味仕候、何とそ相違之儀無御座様ニと奉存候、右之節塩詰取置之者御書出相達候、委細之儀追而可申上候  
一九太夫儀、明廿三日御差立被成候、別而相替儀無御座取込候故早々申上候、恐惶謹言

岡部三左衛門様

十二月廿二日 植田喜助

大脇儀右衛門様

右六兵衛他領類族出不申候

岩手 六左衛門様

中村 雲八様

武藤 又助様

④「類族御通 一木村」(A11-2-3-1-12)

(包紙)「天保十一年子十月廿五日

類族御通 一木村組」

(綴紙に割印あり)

類族生死出入養子縁組離別所替剃髮等之通

天保十一年

子十月廿五日 一木組大庄屋

琴田千右衛門印

丑九月三日

夫 宇三郎

己奉存候」

⑥「書状(黒坂村本人同然喜左衛門塩詰御書月番横田備中守への差出報告、類族系書受取につき)」(A11-2-4-2-10)

(端裏)「閏八月十日 喜助方々来状 返事済」

(尚々書)「尚々次第二能寒今ニ罷成候、其元御勤被成能有御座と奉察候、爰元茂最早涼敷罷成勤能御座候、藤井氏何とそ早御越候様ニと而

丈六寺旦那源藏印  
天台宗 慈眼院印  
丈六寺旦那小吉印  
五人  
六人

⑪「宗門御改二付書物」(A10-3-16-1)

(前欠)

右者切支丹宗門御改二付私共組中男女老若人茂不殘書出踏絵仕申候、以上二而茂疑鋪者御座候ハ、規度可申上候若隱置脇方被聞召候ハ、曲事可被仰付候、為後日如件

安政三年辰二月九日

荒田村小庄屋  
兵右衛門印  
同村 同  
惠 助印  
廣原村 同  
惣 四郎印  
家野村 同  
円 平印  
同村 同  
権 七印  
左津留村 同  
齋右衛門印  
同村 同  
惣左衛門印  
中尾村 同  
勝右衛門印  
同村 同  
平右衛門印  
家野組大庄屋  
足立善藏印

A 11

①「覺(類族多福寺弟子嶺中肥後小川村三寶寺にて死亡届)」(A11-1-4-13)  
(端裏)「多福寺弟子嶺中肥後国三寶寺未十二月六日病死」  
覺

一当寺弟子嶺中於肥後小川村三寶寺享保十二年未十二月六日致病死候、類族二而御座候為御断如是御座候、以上

享保十三年

申三月十一日

多福寺  
西 江印

宇野 仁右衛門殿  
岡部 三左衛門殿  
大脇 儀右衛門殿

②「御書物之事」(A11-1-10-7-1)

御書物之事

一池ノ原村六兵衛六拾老歲当申正月廿二日病死仕候、真宗當寺旦那此者從弟同村次郎七女房新切支丹宗門轉二而御座候二付、所之庄屋・弁指・五人組合之者死骸相改候処則拙僧取置土葬二仕候、為後日証文如件  
享保十三年

申ノ正月廿二日

正光寺  
惠 松印

宇野 仁右衛門殿  
岡部 三左衛門殿  
大脇 儀右衛門殿

③「御書物之事」(A11-1-10-7-2)

御書物之事

種田 勘九郎様  
芝崎 多仲様  
石井 與七郎様

同組二懸り

一同村御組孫八子ノ藏式拾歳此者海添村  
御組源内養子二十一月廿三日差遣申候

寺小路組二掛り

一同村又四郎弟惣左衛門三拾七歳此者野津市村  
ちの入聲二十一月廿三日差遣申候

一同村御郡方手附庄左衛門養子源治式拾七歳  
此者不縁二付才原村兄惣左衛門方二十一月廿三日差返  
申候

奉公出 四人女

一門前村武兵衛娘しか式拾壹歳此者上川  
三之助様二十一月廿日方奉公仕候

一戸室村太兵衛娘さよ四拾壹歳此者遊佐  
九助様二十一月廿八日方奉公仕候

一市浜村善右衛門娘ちせ三拾式歳此者  
村瀬庄兵衛様江十一月廿六日方奉公仕候

一右善右衛門娘とさ拾八歳此者伊東  
喜右衛門様江十一月廿六日方奉公仕候

同組出入 老女  
一戸室村幸右衛門娘なか拾三歳此者同村  
庄左衛門養女二十一月廿八日引越申候

死失 四人 内 男三人 女一人

一戸室村政治子元助壹歳此者十一月四日  
病死仕候雲臺寺被取置候

一市浜村藤五郎女房式拾五歳此者十一月七日  
病死仕安養寺被取置候

一同村友助子卯之助式歳此者十一月八日  
病死仕福聚寺被取置候

一同村重吉三拾歳此者十一月廿五日病死仕  
善法寺被取置候

右之外生死出入無御座候以上

天保十一年子年十一月晦日

久保田 安左衛門様

太田 喜助様

益田 藤九郎様

江無田組大庄屋

平川源内

⑩「宗門御改ニ付毎月仕上五人組御書物」(A10-3-62-1)

(表紙) 弘化四年 上玉田組

宗門御改ニ付毎月仕上五人組御書物

未八月廿九日 大庄屋 長左衛門

切支丹宗門御改ニ付毎月仕上御書物之事

一右方五人組御書物仕上候趣并前々方于今迄被仰付候御法度之趣今日迄  
者少茂疑鋪事無御座候ニ付不申候、若余人方於申上者御穿鑿被成曲事可  
被仰付此以後少二而茂不審成事御座候ハ、早速可申上候

附り此以後切支丹転本人并本人同然類族死失等之儀ニ付兼々被仰付候通  
無相違相心得罷在候、以上

弘化四年未八月廿九日

玉田村 玉田村

正龍寺旦那 順 治 丈六寺旦那 武 助

正龍寺旦那 初右衛門 丈六寺旦那 八重 治

丈六寺旦那 み つ 丈六寺旦那 永 藏

丈六寺旦那 太左衛門 丈六寺旦那 常 治

丈六寺旦那 平 五 西蓮寺旦那 け し

五人 五人

玉田村 玉田村

丈六寺旦那 作左衛門 丈六寺旦那 林 藏

丈六寺旦那 弥 助 丈六寺旦那 与 助

正龍寺旦那 源 治 丈六寺旦那 市 助

丈六寺旦那 今朝 治 正龍寺旦那 や な

⑨「宗門御改二付毎月仕上五人組御書物・覚(生死出入之覚)」(A10-3-39-1)  
(表紙)

「天保十一年

江無田組

宗門御改二付毎月仕上五人組御書物

子ノ十一月晦日

大庄屋

平川源内」

切支丹宗門御改二付毎月仕上御書物之事

一從右五人組御書物仕上候趣并前々方尔今迄被仰付候御法度之趣今日迄者少茂疑敷事無御座候二付不申上候、若シ余人方於申上ル者御穿鑿被成曲事可被仰付候、此以後少二而茂不審成事御座候ハ者早速可申上候附り此以後切支丹転本人并本人同然類族死失等之義二付兼々被仰付候通無相違相心得罷在候、以上

天保十一年子十一月晦日

惣組合七拾弍組

江無田村組中

人数合三百六拾九人

右之村々江罷越堅相改毛頭不審成義無御座候間一筆如斯御座候、以上

天保十一年子十一月晦日

江無田組大庄屋

平川源内⑨

久保田 安左衛門様

太田 喜助様

益田 藤九郎様

(継紙)

覚

出生 八人 内 男三人

女五人

一市浜村喜惣右衛門二十一月三日男子出生仕名

与市与付代々善正寺且那二付申候

一同村藤五郎二十一月三日女子出生仕名たま与付

代々安養寺且那二付申候

一門前村伝吉二十一月十一日女子出生仕名きよ与

付代々善法寺且那二付申候

一同村源右衛門子永太二十一月十六日女子出生仕名

とよ与付代々安養寺且那二付申候

一戸室村八百藏二十一月四日男子出生仕名直五郎与

付代々福聚寺且那二付申候

一同村幸右衛門子幸治二十一月十日男子出生仕

名重次郎与付代々安養寺且那二付申候

一同村利八二十一月十五日女子出生仕名すか与付

代々福聚寺且那二付申候

一同村義助子对治二十一月廿八日女子出生仕名

ふじ与付代々安養寺且那二付申候

他方入 老入 女

藤河内組二懸り

一市浜村善左衛門子熊治女房二田中村千代治

妹とめ式拾九歳此者十一月晦日受込申候

奉公婦 三人 内 男老入

女式人

一門前村武兵衛娘しか式拾壹歳此者

林次郎左衛門様へ奉公仕候処御暇被下十一月二日罷帰候

一市浜村善右衛門娘ちせ三拾弍歳此者

上川三之助様へ奉公仕候処御暇被下十一月廿五日罷帰候

一同村孫八子ノ蔵式拾歳此者川崎

造酒様へ奉公仕候処御暇被下十一月八日罷帰候

他二出 六人 内 男三人

女三人

一江無田村安右衛門姉しか三拾七歳此者今村

兵次殿妻二十一月五日引越申候

海添組二掛り

一市浜村御組甚平妹ちち式拾壹歳此者

内畑村金兵衛家内二十一月廿三日差遣申候

同組二懸り

一同村御組常蔵妹さよ式拾五歳此者内畑村

弥兵衛弟寅治女房二十一月廿三日差遣申候

⑥「宗門御改二付毎月仕上五人組御書物」(A10-3-37-1)

(前欠)

九六位山

廣内村八重治

天台宗山伏 蓮 乘 院<sup>印</sup>

專然寺旦那 後

家<sup>印</sup>

龍原寺旦那 與 助<sup>印</sup>

同寺旦那 官

治<sup>印</sup>

同寺旦那 金 兵 衛<sup>印</sup>

同寺旦那 廣

吉<sup>印</sup>

願行寺旦那 藤 次<sup>印</sup>

同寺旦那 金

八<sup>印</sup>

ノ四人

同寺旦那 佐 代

治<sup>印</sup>

ノ五人

惣組数合九拾組

毛井村組中

人数合四百五拾六人

右之村々江罷越堅相改毛頭不審成儀

無御座候間一筆如此御座候以上

文政十亥年八月晦日

毛井村庄屋

竹中與大夫<sup>印</sup>

遊 佐 郡兵衛様  
箕 浦 弥惣右衛門様  
石 井 與七郎様

川床村組

天保九年

宗門御改二付毎月仕上五人組御書物

戊正月廿九日

大庄屋

生野藤右衛門<sup>一</sup>

切支丹宗門御改二付毎月仕上御書物之事

一右方五人組御書物仕上候趣并前々方今二迄被仰付候御法度之趣今日迄者少し茂疑敷事無御座候二付不申上候若余方於申上者御穿鑿被成曲事可被仰付候、此以後少二而茂不審成事御座候ハ、早速可申上候附り此以後切支丹転本人并本人同然類族死失等之儀二付兼々被仰付候通無相違相心得罷在候、以上

天保九年戊正月廿九日

惣組数合四拾三組

川床村組中

人数式百拾八人

右之村々江罷越堅相改毛頭不審成儀無御座候間一筆如斯御座候、以上  
天保九年戊正月廿九日  
北 原 九郎大夫様  
片 切 権 六 様  
久 保 田 安左衛門様  
小 笠 原 六左衛門様  
生野藤右衛門<sup>印</sup>

⑦「切支丹宗門御改二付毎月仕上御書物之事」(A10-3-37-2)

切支丹宗門御改二付毎月仕上御書物之事

一右方五人組御書物仕上候趣并前々方今二迄被仰付候御法度之趣今日迄者少茂疑敷事無御座候二付不申上候若余方於申上者御穿鑿被成曲事之可被仰付候、此以後少二而茂不審成事御座候ハ、早速可申上候附り此以後切支丹転本人并本人同然類族死失等之儀二付兼々被仰付候通無相違相心得罷在候、以上

文政十年亥八月晦日

(中欠力)

⑧「宗門御改二付毎月仕上五人組御書物・覚(生死出入之覚)」(A10-3-4-1)

(表紙)

「(朱書)「出入無之」

(付紙)

覚

一御日限以後生死出入無御座候、以上

戊正月廿九日

北 原 九郎大夫様  
片 切 権 六 様  
久 保 田 安左衛門様  
小 笠 原 六左衛門様

川床組大庄屋

生野藤右衛門<sup>印</sup>



(朱筆)「分下」

内 男(朱点)七拾壹人

上

女(朱点)貳拾貳人

上貳拾壹人

(朱筆)「下」

下壹人

元禄四年未ノ正月廿五日

荒卷新兵衛印

石田 弟右衛門殿

岩手 六左衛門殿

加納 藤左衛門殿

野村 七郎左衛門

⑤「宗門御改二付家内人数之覚(稻葉九郎左衛門組中)」(A10-2-4-8)

(表紙)

「宗門御改二付  
家内人数之覚

稻葉九郎左衛門組中」

上下拾貳人在江戸

一男拾六人内 上貳人

下十四人

一男拾六人内 上貳人

下七人

男女合拾人

伊藤 新右衛門

男女合貳拾六人

一男八人内 上四人

下四人

稻葉 九郎左衛門

一男三人内 上壹人

下貳人

一男八人内 上四人

下三人

男女合七人

伊藤 常太夫

男女合拾五人

一男四人内 上壹人

下三人

伊藤 兵太夫

一男三人内 上壹人

下貳人

一男五人内 上壹人

下四人

一男六人内 上四人

下貳人

男女合九人

一男八人内 上四人

下四人

村井 権九郎

男女合九人

丸尾 源之進

一男四人内 上壹人

一男三人 上  
 一女老人 上  
 男女合四人  
 一男貳人 上  
 一女三人 上  
 男女合五人  
 一男三人 上  
 一女貳人 上  
 男女合五人  
 一男貳人 上  
 右者町在之五人組二不入者

同	同	同	同	同	同	同	同	御水夫	同	同	同	同	同	同	御水夫	同	御水夫	同	同					
									野	仲	岩	龜	村	児										
											倉	井	井	玉										
又	茂	仁	八	甚	新	与	久	分	次	作	新	庄	与	久	久	勘	与	六	勘	与	喜	作	作	孫
四	郎	兵	郎	作	六	兵	之	丞	兵	藏	助	八	兵	助	作	六	八	助	左	衛	助	右	右	右
郎	助	衛	右	作	六	衛	丞	助	衛	藏	助	八	衛	助	作	六	八	助	門	門	助	門	門	門

右者家内無之者  
 男女惣合九拾三人

右者町在之五人組二入居申二付家内書付不申候  
 同 同  
 八左衛門 六之丞

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同				
新	加	甚	善	助	四	久	太	甚	弥	傳	七	喜	長	八	庄	吉	長	半	弥	市	甚	清	源	安	善	勘	八	六
八	介	衛	兵	郎	郎	次	左	六	六	七	兵	作	兵	衛	吉	助	吉	助	助	内	助	吉	助	衛	助	内	左	之
八	介	衛	兵	郎	郎	次	左	六	六	七	兵	作	兵	衛	吉	助	吉	助	助	内	助	吉	助	衛	助	内	左	之
八	介	衛	兵	郎	郎	次	左	六	六	七	兵	作	兵	衛	吉	助	吉	助	助	内	助	吉	助	衛	助	内	左	之

男女合六人 野村 弥兵衛

一男 式人上

一女 式人内 上老人

下老人

男女合四人

東 半左衛門

一上老人

高橋 目 湛

男女惣合拾老人

内 男七人

上六人

女四人

上三人

下老人

下老人

元祿四年未正月廿五日

志賀 市右衛門

糸井 長右衛門

石田 弟右衛門殿

岩手 六左衛門殿

加納 藤左衛門殿

③ 「奥方女中人数之覚」 (A10-1-3-1-65)

(端裏書)

一 御奥方人数付

佐治弥一郎

井水左衛門

奥方女中人数之覚

一 六人

上臈分

一 拾六

半女

合式拾式人

右之通二御座候以上

未正月廿五日

井水 左衛門(花押)  
佐治 弥市郎(花押)

石田 弟右衛門殿  
岩手 六左衛門殿

加納 藤左衛門殿

④ 「宗門御改二付家内人数之覚 荒卷新兵衛組中」 (A10-1-3-1-53)

(表紙)

「宗門御改二付  
家内人数之覚

荒卷新兵衛組中」

一男老人

上

一女四人内

上三人

下老人

男女合五人

小野 善兵衛

一男式人

上

一女式人

上

男女合四人

板井 作之丞

一男老人

上

一女式人

上

男女合三人

御水夫 次郎助

一男老人

上

一女式人

上

男女合三人

同 久兵衛

一男式人

上

一女三人

上

男女合五人

同 助 八

一男老人

上

一女老人

上

男女合式人

同 長 助

一男式人

上

一女老人

上

男女合三人

御水夫 勘 七

一男老人

上

一女老人

上

男女合式人

同 長 作

①「宗門御改二付家内付人数之覚(家内付之覚)51点貼繼(栗屋五郎右衛門・水谷関内支配)」(A10-1-3-1-9-1)

宗門御改二付

家付人数之覚

栗屋五郎右衛門支配

水谷 関 内

(貼繼)

(中略)

(貼繼)

家内人数之覚

一男 上式人

一女 上三人

男女合五人

元禄四年未正月廿五日

志賀市右衛門

石田弟右衛門殿

岩手六左衛門殿

加納藤左衛門殿

(貼繼)

家内人数之覚

一男 三人内 上式人

一女 五人内 上四人 下一人

男女合八人内 男三人 女五人

元禄四年未正月廿五日

石田弟右衛門殿

岩手六左衛門殿

糸井長右衛門

加納藤左衛門殿

(貼繼)

覚

一男 上老人

一女 上老人

男女式人

元禄四年未ノ二月朔日

栗屋五郎右衛門様

水谷関内様

西村宗 味

(貼繼)

男女合式百四(朱筆)【五】拾三人

内 男百四拾一人

女百式人(朱筆)【百十三人】

上六十一人(朱筆)【七十一人】

下四十一人

已上

元禄四未年正月廿五日

水谷 関 内 栗屋五郎右衛門

石田弟右衛門殿

岩手六左衛門殿

加納藤左衛門殿

②「宗門御改二付家内人数之覚 志賀市右衛門・糸井長右衛門支配」(A10-1-3-1-20)

(表紙)

「宗門御改二付

家内人数之覚

志賀市右衛門支配

糸井長右衛門

一男 四人内 上三人 下一人

一女 式人上

元禄四年未正月廿五日

延岡御領駕野村専次郎姉

一御領他領類族ニ而茂無御座候 rome 式拾六歳

禪宗吉祥寺旦那

右之者下宗方浅七女房ニ引越申度旨奉願候

延岡御領是村太次右衛門娘

一御領他領類族ニ而茂無御座候 fu te 式拾壹歳

禪宗常閑寺旦那

右之者下宗方長七女房ニ引越申度旨奉願候

延岡御領片嶋村甚兵衛娘

一御領他領類族ニ而茂無御座候 ka n 式拾七歳

真宗光西寺旦那

右之者八幡田村平次女房ニ引越申度旨奉願候

延岡御領片嶋村藤六娘

一御領他領類族ニ而茂無御座候 su na 式拾三歳

真宗光西寺旦那

右之者上宗方村政平女房ニ引越申度旨奉願候

延岡御領雄城村善吉娘

一御領他領類族ニ而茂無御座候 ri tsu 式拾歳

真宗各念寺旦那

右之者上宗方村五平女房ニ引越申度旨奉願候

府内御領下市村次兵衛妹

一御領他領類族ニ而茂無御座候 i se 式拾五歳

禪宗龍祥寺旦那

右之者上宗方村藤七女房ニ引越申度旨奉願候

府内御領畑中村佐右衛門家内

一御領他領類族ニ而茂無御座候 tsu ma 式拾六歳

浄土宗悟真寺旦那

右之者上宗方村吉右衛門家内ニ引越申度旨奉願候

右之者共御当地永住引越仕度旨奉願候ニ付此度御伺申上候、以上

亥 四月八日 宗方庄屋 長左衛門印

石井 与七郎様

久保田 藤 作 様

吉田 三郎兵衛様

⑫「覚(市浜村類族平八子今朝治人相書)」(A9-1-2-5-4-1)

覚

市濱村類族平八子今朝治人相書

一年式拾三歳

一せい高キ方

一眉毛薄キ方

一鼻筋通り

一耳常躰

一眼中するとき方

一びん厚キ方

一唇厚キ方

一言舌早キ方

一其節之衣類木綿浅黄、肌着

たてしま古単物を着し、帯

小倉嶋古き方、但し無腰

右之通ニ御座候、以上

文政二年

卯九月十日

久保田 周 藏 様

小笠原 善 治 様

太田 嘉 助 様

江無田庄屋

丈右衛門印

⑧「覚儀兵衛浜町帰参のため踏絵御窺申上書」(A9-1-3-2-7-1)

覚

濱町

儀兵衛

一 右之者商売ニ付宇和嶋表罷越申候処今日罷帰り候ニ付踏絵之儀御窺申上候、以上

嘉永三年

戊二月朔日

濱町年寄

牛嶋権左衛門<sup>㊦</sup>

同 同

伊東久右衛門<sup>㊦</sup>

那波 三郎四郎様

久保田 安左衛門様

太田 喜助様

石田 重郎治様

⑨「御書物之事(猪野村病死人吉十郎家族古切支丹転びに付注進書)」(A9-1-3-3-1-2-1-1)

(端裏)「可除分

猪野村吉十郎卯七月廿七日病死、此者之子羽右衛門女房之母ころひ之由」

御書物之事

一猪野村吉十郎五拾八歳ニ而貞享四年卯ノ七月廿七日ニ病死仕候、此者之儀ハ切支丹ころひニ而ハ無御座候得共右吉十郎男子羽右衛門女房之母森村長助女房邪宗門之由ニ而被召捕候故別而念を入庄屋・弁指・五人組ニ死骸を見せ少も不審成儀無御座ニ付則真宗如法式葬礼仕ル所實正也、為後日御書物如件

貞享四丁卯年

七月廿七日

森町專想寺

祐 伝<sup>㊦</sup>

御奉行 石田 弟右衛門殿

同 岩手 六郎左衛門殿

同 矢野 兵左衛門殿

⑩「御書物之事(猪野村病死人吉十郎家族古切支丹転びに付死骸改の上不審成儀御座無き旨庄屋・弁指五人組連判書)」(A9-1-3-3-1-2-1-2)

御書物之事

一猪野村吉十郎五拾八歳ニ而貞享四年卯ノ七月廿七日病死仕候、右之吉十郎父猪野村五郎左衛門夫婦古ころひニ而無御座尤其身古ころひニ而無御座候処ニ男子羽右衛門女房之母森村長助女房邪宗門之由ニ而被召捕申候、宗門者真宗專想寺且那にて御座候、尤庄屋・弁指・五人組合之者寄合死骸相改申候処少茂不審成儀無御座候ニ付專想寺御取置被成候、則專想寺住持之手形ヲ取唯今仕上御書物ニ相添差上申候、為後日庄屋・弁指・五人組合之者共連判仕上候御書物仍如件

貞享四年

卯ノ七月廿七日

森村庄屋

理 兵 衛<sup>㊦</sup>

猪野村弁指

市 兵 衛<sup>㊦</sup>

同村同断

惣右衛門<sup>㊦</sup>

同村五人組

三郎右衛門<sup>㊦</sup>

同村同断

専右衛門<sup>㊦</sup>

同村同断

三 太 郎<sup>㊦</sup>

同村同断

左 助<sup>㊦</sup>

⑪「覚(宗方組縁組みのため永住居住希望者類族改伺)」(A9-1-3-2-6-3)

(端裏)「居住改者願 四月八日 宗方」

覚

御料光吉村永助妹

一御領他領類族ニ而茂無御座候 い の 式拾式歳

禅宗吉祥寺旦那

右之者下宗方村忠右衛門男子用助女房ニ引越申度旨奉願候

一 熊迫村庄左衛門後家子谷五郎、此者正月十九日出生仕宝蓮寺旦那  
「め入」(朱書)

一同村佐五郎娘ひて、此者正月十一日出生仕妙正寺旦那

死失之者八人 内 男五人

女三人

「ヲ出」(朱書)

一 野津市村喜惣右衛門弟孫七四拾七歳、此者正月二日病死仕普現寺取置申候

「ヲ出」(朱書)

一同村源左衛門弟円次三拾九歳、此者正月五日病死仕善正寺取置申候

「ヲ出」(朱書)

一同村嘉右衛門五拾三歳、此者正月十日病死仕普現寺取置申候

「め出」(朱書)

一同村丈右衛門娘きよ九歳、此者正月八日病死仕普現寺取置申候

「ヲ出」(朱書)

一 熊迫村庄左衛門四拾三歳、此者正月十五日病死仕宝蓮寺取置申候

「ヲ出」(朱書)

一 熊村作右衛門娘みと五歳、此者正月十二日病死仕浄運寺取置申候

「め出」(朱書)

一 竹部村清助父定七五拾歳、此者正月五日病死仕尊形寺取置申候

「め出」(朱書)

一 竹下村万治弟房治三拾壹歳、此者下藤村あき養子ニ正月十日遣シ申候

「ヲ出」(朱書)

一 才原村治右衛門弟藤治貳拾三歳、此者大内村郡吾養子ニ正月十日遣シ

申候

「め出」(朱書)

同組二掛り

一 迫村祐藏姉さよ三拾三歳、此者笠良木村留右衛門子弥惣次女房ニ正月九日遣シ申候

「め出」(朱書)

落谷組二掛り

一 板屋村嘉平太女房貳拾貳歳、此者不縁ニ付正月十一日古在所西神野村兄徳五郎方江引取差返シ申候

「ヲ入」(朱書)

他より入候者三人 内 男一人 女一人

「ヲ入」(朱書)

普現寺方入  
一 八熊村文左衛門父喜左衛門八拾歳、此者普現寺江奉公仕居申候正月十日古在所八熊村文左衛門方ニ引取申候、普現寺旦那

「め入」(朱書)

山奥組二掛り

一 久原村卯兵衛娘かた拾八歳、此者迫村孫右衛門子鉄五郎女房ニ正月十日引越受込申候

「ヲ入」(朱書)

菅生組二掛り  
一 森迫村五兵衛子辰三郎女房貳拾九歳此者不縁ニ付才原村甚兵衛方ニ正月十七日罷歸り候ニ付受込申候

右之外生死出入之者正月廿三日迄組内江無御座候、以上

天保十四年

卯正月廿五日  
寺小路組大庄屋  
釘宮孝左衛門

久保田 安左衛門様

太田 喜助様

益田 藤九郎様

右之者他領類族ニ而御座候付、別紙書付指上申候、以上

④「覚(転本人落谷村久左衛門曾孫いし)出生届」(A9-1-1-1-1-11)  
(端裏)「出生子 落合村 紋十郎娘いし 七月廿八日」  
覚

転本人

一落合村久左衛門曾孫 同村万助子紋十郎娘 いし 辰 壹歳  
七月廿七日出生母同然旧浄土宗善正寺旦那那二仕候、此姉たら御帳ニ出申候、

此母之祖父右久左衛門転本人

右之子共同腹ニ而御座候

已上

正徳二年

辰七月廿八日

岩 手 六左衛門様

中 村 雲 八 様

武 藤 又 助 様

右之生子他領類族遣不申候

落谷村庄屋

新右衛門印

⑥「覚(黒木清之丞母禪宗願行寺旦那落髮伺)」(A9-1-3-1-1-1)  
(橋裏)「類族剃髮伺 願行寺 八月三日」  
覚

黒木清之丞母禪宗當寺旦那落髮願申候、此段御伺申上候、已上

戸次

午八月二日

宇 野 仁右衛門殿

岡 部 三左衛門殿

大 脇 儀右衛門殿

願行寺印

⑦「覚(天保一四年正月分寺小路組生死出入之者書上)」(A9-1-3-1-4-1)

(端裏)「寺小路」

覚

出生之者拾人 内 男四人

女六人

「ヲ入」(朱書)

一野津市村清兵衛子國五郎、此者正月十五日出生仕普現寺旦那

「ヲ入」(朱書)

一日當村半六子留治、此者正月三日出生仕普現寺旦那

「め入」(朱書)

一同村嘉兵衛娘たま、此者正月五日出生仕正光寺旦那

「め入」(朱書)

一同村源之助孫もと、此者正月七日出生仕普現寺旦那

「め入」(朱書)

一板屋村作右衛門娘いわ、此者正月十五日出生仕普現寺旦那

「ヲ入」(朱書)

一八熊村弥藤太子愛五郎、此者正月十六日出生仕善法寺旦那

「め入」(朱書)

一同村伴之丞娘なみ、此者正月十八日出生仕善法寺旦那

「め入」(朱書)

一田良原村定之丞孫やす、此者正月十日出生仕正光寺旦那

「ヲ入」(朱書)

⑤「出生之覚(毛井村本人九郎左衛門曾孫專太郎出生届)」(A9-1-1-1-1-18)  
(端裏)「出生子 毛井村 長蔵子 專太郎 十一月四日」  
出生覚

毛井村与兵衛子

同村長蔵子 專 太 郎 辰 壹歳

他領類族出不申候

此專太郎十一月三日出生父方之寺浄土宗龍泉寺旦那那仕候、此者兄壹人御座候、同腹母も右本人九郎左衛門孫与出申候

毛井村庄屋

六郎右衛門印

正徳二年辰十一月四日

岩 手 六左衛門様

中 村 雲 八 様

武 藤 又 助 様

此者之一腹ニ兄式人御座候間此段申上候、已上

李之丞印

(正徳二年、マレガ推定)

辰ノ七月廿四日

藤川内村庄屋 長九郎印

岩手 六左衛門様

中村雲八様

中村雲八様

武藤又助様

武藤又助様

齋藤新兵衛様

⑩「覚」(A8-3-8)

(端裏)「出生子 三重深田村 平六子

九兵衛 閏十月十四日」

覚

同村作之丞子伝兵衛子平六子

一本人三重深田村左兵衛玄孫

九兵衛 当戌壹歳

他領類族ニ出不申候、且那寺同所真宗正龍寺且那右九兵衛当閏十月十日ニ出生仕候、此者姉式人御座候内姉老人病死仕候、壹腹之出生ニ而

御座候、以上

享保三年

上玉田村庄屋

戊閏十月十四日

弥 助印

中村雲八様

中村雲八様

武藤亦助様

武藤又助様

齋藤新兵衛様

齋藤新兵衛様

A9

①「覚(古転本人同然下藤村弥助曾孫つね出生届)」(A9-1-1-1-1-31)

(端裏)「出生子 下藤村 伝九郎娘 つね 七月廿八日」

覚

古転本人同然 下藤村吉右衛門男子

一下藤村弥助曾孫 同村伝次郎娘 つね 当戌 壹歳

此つね戌七月廿五日ニ出生母方之寺禅宗普現寺且那二仕候、他領類族ニ而無御座候、今度初而娘出生仕候

享保三年

広原村庄屋

戌七月廿八日

中村雲八様

武藤又助様

齋藤新兵衛様

②「覚(古転本人同然下藤村孫助曾孫権内出生届)」(A9-1-1-1-1-41)

(端裏)「出生子 下藤村 出助ノ子権内 (朱書)「閏」十月四日」

覚

古転本人同然 下藤村助三郎男子

一下藤村弥助曾孫 同村出助 権 内 当戌 壹歳

此権内戌閏十月二日ニ出生父方之寺真宗了仁寺且那二仕候、他領類族ニ而無御座候、此者兄姉三人御座候、以上

享保三年

戊閏十月四日

広原村庄屋

李之丞印

中村雲八様

武藤又助様

齋藤新兵衛様

③「覚(森村本人九兵衛子同村本人同然与八郎娘ちよ出生届)」(A9-1-1-1-1-9)

(端裏)「出生子 森村 与八郎娘ちよ 十一月四日」

覚

森村本人九兵衛子

一森村本人同然与八郎娘 ちよ 当辰二壹歳

右之ちよ辰ノ十月廿九日ニ出生仕母方之寺真宗専想寺且那二仕申候、与

八郎後妻子共御座候ニ付右書上置申候、為後日書上如件

森村庄屋

吉右衛門印

正徳二年辰ノ十月廿九日

岩手 六左衛門様

中村雲八様 武藤又助様

日本国中大小之神祇・八幡大菩薩・愛宕山大権、現当国にてハ由原八幡宮・  
関六所権現・祇園牛頭天王、殊氏神各御罰可被蒙者也、仍起請文如件  
寛永十二年十一月五日

安宅 在兵衛殿

日比野 五郎右衛門殿

(裏書)「此江端市兵衛禪門之仏弟子、全其紛無之者也、

多福寺 雪窓<sup>㊦</sup>」

江端市兵衛(花押)

⑦「覚」(A8-3-21)

覚

- 一 出生四人女
  - 一 鬼丸村作治娘とき、二月七日出生仕、禅宗解脱闇寺旦那
  - 一 原村源五郎娘さよ、二月十日出生仕、禅宗解脱闇寺旦那
  - 一 門前村七左衛門娘すわ、二月十日出生仕、禅宗解脱闇寺旦那
  - 一 長野村千代治娘ちよ、二月十五日出生仕、禅宗解脱闇寺旦那
  - 一 組内出入老人女
  - 一 志手村伊右衛門妹つち、六拾六歳、長野村千代治家内ニ二月十六日遣し  
申候、真宗蓮照寺旦那
  - 一 奉公出老人女
  - 一 葛畑村平吉娘きわ、拾八歳、国枝外右馬様ニ奉公仕申候、禅宗解脱闇寺  
旦那
- 右之外生死出入無御座候、以上  
弘化四年

未二月廿九日

道尾組大庄屋

仲野佐兵衛<sup>㊦</sup>

那波 三郎四郎様  
久保田 安左衛門様  
太田 喜助様  
藤田 藤九郎様

⑧「覚」(A8-3-2)

(端裏)「〇三縁付 屋山村しち

理八 正月四日」

覚

屋山村金太郎妻娘

一 本人同然屋山村七右衛門妻女孫 し ち 当未

真宗妙蓮寺檀那

他領類族ニハ出不申候

初而婚儀ニ而御座候

屋山村万右衛門男子

一 本人同然屋山村九兵衛孫 理 八 当未

三拾歳

真宗妙蓮寺檀那

他領類族ニハ出不申候

初而婚儀ニ而御座候

右之者共享保十二年未正月二日ニ婚儀仕申候、御書付指上ケ申候、以上

享保十二年

未正月四日

市尾村庄屋 久左衛門<sup>㊦</sup>

宇野 仁右衛門様

岡部 三左衛門様

大脇 儀右衛門様

御願午十二月廿四日ニ上ル

⑨「覚」(A8-3-6)

(端裏)「出生子 三重野村 喜太郎娘

たつ 七月廿四日」

覚

三重野村善右衛門男子喜太郎娘

一 三重野村作之丞曾孫

他領類族ニ而無御座候

たつ 当辰老歳

禅宗福聚院旦那

右之者辰七月廿二日ニ出生仕候、宗門ハ父方之寺禅宗福聚院旦那ニ仕候、

小笠原 六左衛門殿

久保田 安左衛門殿

③ 「切支丹宗門御改二付御書物之事」(A8-6-3-5)

太田 喜助殿

〔端裏〕「濟 後藤市郎右衛門」

益田 藤九郎殿

切支丹宗門御改二付御書物之事

一切支丹宗門御法度之趣慥相守申候御事

一家内男女共踏絵被仰付不殘為踏申候処少茂不審成儀無御座候御事

一家内男女下々迄弥宗門之事相改寺請手形取置申候御事

右之趣少茂相違無御座相守申候、為後日如件

天保十五年辰正月廿三日

後藤 市郎右衛門(花押)

久保田 安左衛門殿

太田 喜助殿

益田 藤九郎殿

④ 「切支丹宗門御改二付御書物之事」(A8-6-3-11)

〔端裏〕「御家老 御側」

切支丹宗門御改二付御書物之事

一切支丹宗門御法度之趣慥相守申候御事

一我々家内男女共踏絵被仰付不殘為踏申候処少茂不審成儀無御座候御事

一家内男女下々迄弥宗門之事相改寺請手形取置申候御事

右之趣少茂相違無御座相守申候、為後日如件

天保十五年辰正月廿三日

岡部 幸之進(花押)

大津 留才兵衛(花押)

加納 雅 楽(花押)

栗屋 静 衛(花押)

片岡 伊 織(花押)

後藤 志津 摩

村瀬 庄兵衛(花押)

判形無之者在江戸

⑤ 「起請文前書之事」(A8-3-15-1)

起請文前書之事

一今度切支丹影踏を被成候二付津奈木手・永御百姓、其外盲目・非人・穢多・

乞食二至迄有人男女老若老人茂不殘影踏帳二書載申候、若老人二而茂隱

置又者影踏帳二書落申候儀御座候ハ、越度二被仰付候様二との村庄屋連

判之誓詞書物を取り差上申候、然上者有人老人二而も御改帳二書落申候

段被聞召付候ハ、私越度可被仰付事

一御侍方二奉公仕候もの并遠方二參違今度影踏之時分居不申影踏不仕者之

分者人改之御帳面夫々付札仕上候、尤別紙二面附之小前帳差上申候事

一御留守居・御中小姓列以下影踏被差除候分別紙差出仕上申候事

右之通偽於申上者

梵天・帝釈・四大天王、惣而日本六十余州大小之神祇、別而者熊野大権現・春

日大明神・天満大自在天神、当国之鎮守阿蘇大明神・藤崎八幡大菩薩各罷蒙

御罰於今生者受白癩・黒癩・重病於来世者随在無間地獄更不可有浮世者也、

仍起請文如件

天保十一庚子年四月

赤沢 宇太 郎(花押)

吉田 毛左衛門殿

上妻 半右衛門殿

⑥ 「貴理師旦御改付誓紙文之事」(A8-3-17)

貴理師旦御改付誓紙文之事

一我等儀妻子共二惣列貴理師旦にて無御座候、禪宗多福寺之旦那紛無御座

候、則寺之うら判取申候

一召仕候者男女ともに老人もきりしたんにて無御座候、則誓紙を仕らせ其

寺々之うら判を取置申候、牢人・宿下御座候ハ、能宗旨相改可申候、此已

後牢人宿【欠損】參候とも堅宗旨を改可申候、不審成者二ハ一夜之宿も

かし申ましく候、右之通すこしも偽無御座候、若少も相違於有之ハ忝も

一甚左衛門 寛【虫損】月新縁帳書出候 当卯三拾五歳

此者当卯正月廿七日病死、且那寺大野郡市場村於浄土真宗正龍寺取置申候」

(二枚目)

「(前欠) 此者当卯三月十三日病死且那寺大野郡板屋村於禪宗普現寺取置申候

十之帳 大野郡野津廣原村転切支丹勘七系  
左兵衛玄孫伝之丞悴

一源左衛門 元文三年午六月出生 当卯七拾歳

此者当卯六月九日病死、且那寺大野郡黍野村於浄土真宗了仁寺取置申候」

**A8**

①「切支丹宗門御改ニ付御書物之事」(A8-5-1-1)

(端裏)「濟 大脇多膳組」

切支丹宗門御改ニ付御書物之事

一切支丹宗門御法度之趣慥相守申候御事

一我々家内男女共踏絵被 仰付不殘為踏申候処少茂不審成儀無御座候御事

一家内男女下々迄弥宗門之事相改寺請手形取置申候御事

右之趣少茂相違無御座相守申候、為後日如件

天保九年戊正月廿三日

大脇多膳(花押)

三浦万平(花押)

日下佐仲(花押)

那波左門太(花押)

大嶋亦助(花押)

山口熊五郎(花押)

伊藤兵太夫(花押)

立川古藤治(花押)

宇野仁右衛門(花押)

小川左馬太郎(花押)

②「切支丹宗門御改ニ付御書物之事」(A8-5-2-9)

(端裏)「濟 御代官支配」

切支丹宗門御改ニ付御書物之事

一切支丹宗門御法度之趣慥相守申候御事

一我々家内男女共踏絵被仰付不殘為踏申候処少茂不審成儀無御座候御事

一家内男女下々迄弥宗門之事相改寺請手形取置申候御事

右之通少茂相違無御座相守申候、為後日如件

天保九戌年正月廿三日

五十川久右衛門下代

神田喜兵衛<sup>印</sup>

飛田三平下代

中村藤兵衛<sup>印</sup>

右私支配中宗門相改銘々判形見届申候、以上

五十川久右衛門(花押)

飛田三平(花押)

北原九郎太夫殿

片切権六殿

久保田安左衛門殿

右私組中宗門相改銘々判形見届申候、以上

大脇多膳(花押)

北原九郎太夫殿

片切権六殿

久保田安左衛門殿

小笠原六左衛門殿

武藤孫助(花押)

渡辺重助(花押)

稻川清記(花押)

丹羽斎宮(花押)

岡部源三郎(花押)

若林勘左衛門(花押)

小宅相之助(花押)

落仕竹田領宇田枝禪宗寶生寺江罷越居申候、右欠落之訳何之子細茂無御座候、今般婦参相願候処其通被 仰付御当地江引越多福寺旦那罷成居住御改被 仰付先件有之証文差出踏絵仕候、尚又宗門之儀堅相守毛頭粗略仕間鋪候、仍而御書物如件

庄田孫八家内

原分左衛門(花押)

元文四未年十一月十七日  
右分左衛門申条承届候付判形如件

庄田孫八<sup>㊦</sup>

大脇 儀右衛門殿  
片切 善左衛門殿  
久保田 貞之丞殿

⑧ 「覚」(A7-8-5-1-2)

(端裏)「寺替(〆ン書) 孫右衛門養子

〇三 寺替 仁王座村 小吉 五月六日 「

覚

福良村清八養子野右衛門男子仁王座村孫右衛門養子

一本人林三郎四郎下人次郎兵衛妻玄孫小吉 当西貳拾八歳

右之者元来浄土真宗当寺旦那而御座候所養父孫右衛門同然同宗善

正寺旦那罷成度由願申候ニ付差免申候、為後日之如件

安永六酉年五月四日

光蓮寺  
天岸<sup>㊦</sup>

石井 与七郎殿  
久保田 藤 作 殿  
吉田 三郎兵衛殿

⑨ 「覚」(A7-8-5-1-3)

(端裏)「〇一年府他出伺 蓮城寺弟子民良 九月十五日

(朱筆)「見合申候」

覚

一当寺弟子類族民良本人於牟連村後七郎二而御座候、為学問杵築保昌寺江  
来酉年方来ル丑年迄五年逗留罷越度旨御願申上候ニ付此段御伺申上候

有智山

寛政十二申年 蓮城寺住持

九月十五日 祐義<sup>㊦</sup>

矢野八郎右衛門殿

久保田周蔵殿

箕浦弥兵治殿

⑩ 「包紙、「文化五辰年十一月廿一日より類族婚儀所替証文養子離物別剃髮御直参奉公人付届御家中又者奉公人家内引越出入届証文」」(A7-9-1-1)  
(表・包紙として利用)

「文化五辰年十一月廿一日方

類族婚儀所替証文

養子離物別剃髮

御直参奉公人付届

(朱筆)「㊦」 御家中又者奉公人

家内引越出入届書証文

同六巳年十一月廿日迄」

(裏・二枚の反古紙が継紙)

(一枚目)

「九之帳 大野郡野津芝尾村転切支丹七兵衛系

九郎右衛門 市十郎悴

一甚 三 郎 享保十七年子四月出生 当卯七拾六歳

此者当卯正月八日病死、旦那寺大分郡佐柳村於浄土宗専念寺取置申候

同帳 大野郡桐木村転切支丹久左衛門妻系

久左衛門妻玄孫 八十郎悴

一良 全 享保十四年酉六月出生 当卯七拾九歳

此者当卯十月九日病死、旦那寺海部郡岩屋川村於禪宗慈眼寺取置申候

同帳 大野郡筒井村転切支丹作右衛門妻系

作右衛門妻玄孫 喜右衛門養子

喜右衛門養子

大脇 儀右衛門様  
片切 善左衛門様  
久保田 貞之丞様

劔 譽印

③ 「覚」(A7-6-3-1)

(端裏)「〇一二戻 濱町 老人 七月廿九日」

覚

川床村新之丞子平九郎子濱町

一本人川床村九郎右衛門曾孫 長六 当未四拾九歳

今名三右衛門

他領類族出不申候 真宗妙正寺旦那

右之長六為商売佐伯浦へ罷越申候処ニ罷帰申候ニ付此旨御断申上候、以上

濱町年寄

唐津屋与次右衛門印

寛延四未年七月廿九日

同

久保彦右衛門印

大脇 儀右衛門様

片切 善左衛門様

久保田 貞之丞様

右五月廿九日御願申上候

④ 「覚」(A7-6-4-1)

(端裏)「(朱点) 専念寺弟子

〇三 他出直逗留 智乘

(朱書)元文四未九月 九月廿二日」

覚

一当寺弟子類族智乘本人備後村九左衛門ニ而御座候、右智乘江戸増上寺江  
来申ノ年迄五年逗留罷越居申候処直ニ右増上寺江五年逗留仕度旨奉願候  
処其通被 仰付候ニ付来申ノ年方子ノ年中罷戻候様堅申遣候、何事ニ而  
茂替目之儀申越候様申付遣候、為後証如斯御座候、以上

元文四年未九月廿二日

専念寺住持

大脇 儀右衛門殿  
片切 善左衛門殿  
久保田 貞之丞殿

⑤ 「御書物之事」(A7-6-4-5)

(端裏)「元文四未九月

〇三籠死之者 生野村三之丞 九月十一日」

御書物之事

一生野村三之丞四拾六歳此三之丞籠屋ニ而九月十一日ニ相果申候、此者曾

祖父同村次右衛門切支丹宗門転本人ニ而御座候、真宗了仁寺旦那他領類

族ニ出不申候

右之三之丞類族御帳前之趣書付差上申候、以上

元文四年

未九月十四日

大脇 儀右衛門様

片切 善左衛門様

久保田 貞之丞様

吉岡村庄屋

團右衛門印

⑥ 「覚」(A7-8-2-4-1)

覚

一向野村庄三郎兄平左衛門名類族御帳二者熊之助与御座候、此段申上候以  
上

辰八月八日

百枝庄屋 権右衛門印

糸井 清左衛門様

⑦ 「御書物之事」(A7-8-3-10-1)

(端裏)「〇三

(朱点)原分左衛門欠落戻居住改証文 元文四未年十一月十七日 ※」

御書物之事

切支丹宗門之御改前々被 仰付候趣堅相守申候、私儀享保三卯年三月欠

たゞみや町

同 太左衛門殿  
勝左衛門殿

⑩「きりしたん宗門御改ニ付起請文ヲ以申上候書物之事」(A6-2-7-5-1) (5)

きりしたん宗門御改ニ付起請文ヲ以申上候書物之事

一私儀家内上下七人内六人者一向宗、老入法華宗ニて御座候、度々之御改ニ付去年も書物仕右之寺々之住持且那無紛と之證文を取差上申候処ニ今度従 公儀御改稠敷被仰出ニ付而又々右之寺々之住持裏判を取差上申候ケ様ニ申上候而も心中ニきりしたんを守り申儀も可有御座との儀ニ付きりしたん之起請文を仕上申候、ていす・せすきりしと・さんたまりや・あんしよ・へやとの御罰を蒙り永クみんへるのに落可申候、こんせいしやしゆらめんと偽少も不申上候、勿論如右申上きりしたんニ而無御座候、若相違於有之者忝も

日本国中大小之神祇・八幡大菩薩・愛宕山権現、当国ニ而ハ由原八幡・関六所権現、殊ニ氏神之御罰ヲ可蒙罷候、右之通毛頭偽不申上候、きりしたん宗門之者承出シ申上者有之ハ最前之御高札之前急度御褒美可被遣候間承付候、尤早速申上候様ニと下々男女ニ至迄堅ク申付置候処如件

寛永拾貳年 忠右衛門かしやたゞみや町

霜月二日 一向宗安養寺<sup>㊦</sup> 少 八(花押)(血)

同 同 妻(血)

たゞみや町 同 は 〴〵(血)

太左衛門殿 同 子 龜 松(血)

少左衛門殿 同 同 同 〴〵(血)

右紙面之内老人松若法花ニ候条

被加判畢仍如件 法音寺 法華宗<sup>㊦</sup> 小者 松 若(血)

日行(花押) 下女 ま ん(血)

一向宗安養寺

右七人ノ内六人ハ当寺ノ門徒儀紛無御座候、以上 慶 誓(花押)

人数合七人内 三人男

四人女

A7

①「覚」(A7-2-3-1)

(端裏)「 〇三縁付 毛井村 つね

〇三縁付

大津留村 清七 四月十四日

覚

大津留村 当末

一御領他領類族ニ出不申候 清七 三拾九歳

浄土宗龍泉寺旦那

初而之婚儀ニ而御座候

毛井村時右衛門娘

右清七 当末

一毛井村本人善之丞孫 女房 廿四歳

他領類族ニ出不申候 浄土宗龍泉寺旦那 名つね

初而之婚儀ニ而御座候

右之者共当末四月十二日婚儀仕候間此旨申上候、以上

毛井村庄屋

享保十二未年四月十四日 伴之丞<sup>㊦</sup>

宇野 仁右衛門様

岡部 三左衛門様

大脇 儀右衛門様

右者当二月十九日御願申上候

②「覚」(A7-6-3-9)

(端裏)「〇二行 黒岩村老入 七月十七日」

覚

一黒岩村類族 善作

右之者為商売瀬戸内へ参度旨奉願申候、来申正月下旬ニ罷帰リ可申候、

此段御窺申上候、以上

佐志生村庄屋

未七月十三日

平右衛門<sup>㊦</sup>

さいたい僧二而御座候故證文證跡二成間敷由被仰二付而且旦那共方々之寺へ参候間我々も白杵見星院を頼入旦那二罷成則裏判取上申候、我等屋敷之内家之内老若男女二至迄此起請はつれ申者耆人も無御座候、若心中二きりしたんを守り申儀も可有之かと被入御念候間きりしたん之起請文仕上申候、ていうす・せすきりしと・さんたまりや・あんしよ・へやとの御罰蒙り永いぬへるのに落可申候、こんせいしやしゆらめんと偽少も無御座候、若偽於申上者忝も 日本国中大小之神祇・八幡大菩薩・愛宕山大権現、当国二而ハ由原八幡宮・関六所権現・祇園牛頭天王、殊二氏神之御罰可罷蒙者也、仍而起請文如件  
寛永拾貳年  
十一月十四日

東神野村

与左衛門(印)(血)

此与左衛門家内男女共二拾人我等

見星院

東二(花押)

女 房(血)

平 吉(血)

松 次郎(血)

ほ と(血)

吉 蔵(血)

女 房(血)

け さくま(血)

け さ(血)

う は(血)

印 与市郎(血)

印 女房(血)

印 けさ松(血)

右与市郎男女合三人当寺之旦那  
紛無御座候 正光寺(印)  
眷恵(花押)

伊藤兵太夫様  
上川清兵衛様

○ 「きりしたん宗門御改二付起請文前書之事」(A6-2-7-1-1-1)  
誓紙数十五、人数百三十六人  
三重 下ノ村与  
引合済 すがう村

⑦ 「きりしたん宗門御改二付起請文前書之事」(A6-2-7-2-1)  
人数百三十八人  
起請数十四 下畑之内 ほそ枝村

⑧ 「白杵小河内村、引合」(A6-2-7-4-0-1)  
白杵小河内村  
貞享四年卯五月八日  
引合相済申候

⑨ 「きりしたん宗門御改二付起請文を以申上書物之事」(A6-2-7-5-1)(2)  
きりしたん宗門御改二付起請文を以申上書物之事

一我々共儀惣前一向宗二而御座候、去年も御改二付而安養寺之旦那二無紛との請文取指上申候処二今度從 公儀御改稠敷被仰付候二付而又々右之御寺之住持裏判を取指上申候、ケ様二申上候而も心中二きりしたんを守り申儀も可有御座との儀二付きりしたん之起請文を仕上申候、ていうす・せすきりしと・さんたまりや・あんしよ・へやとの御罰蒙り永くぬへるのに落可申候、こんせいしやしゆらめんと偽少も不申上候、勿論如右申上候きりしたん二而無御座候、若相違於有之ハ忝も 日本国中大小之神祇・八幡大菩薩・愛宕山権現、当国二而ハ由原八幡関権、現殊二氏神之御罰ヲ可罷蒙候、偽少も不申上候、仍起請文如件  
与太郎下男

寛永拾貳年 安養寺門徒(印) 助二郎(血)  
十一月二日 同 同(印) 仁 蔵(血)  
人数合拾五人内七人男 同 同 下女(印) ミ や(血)  
八人女(後筆)「Sorishi」 同 同(印) き く(血)  
光蓮寺(印)

此ちよほ耆人当寺宗門之儀実正也 同 同(印) ちよほ(血)  
浄雪(花押)  
安養寺門徒 同(印) ちよほ(血)  
同 同(印) ちよほ(血)  
同 同(印) ちよほ(血)

② 「重而きりしたん宗門被成御改ニ付御請状之事」(A6-2-2-3-1)

重而きりしたん宗門被成御改ニ付御請状之事

一度々きりしたん宗門被成御改書物仕差上申候処今度従 公儀御法度稠被

仰出ニ付面々召使申下々之老若男女わらんへ迄も心中ニきりしたん宗門

守不申旨人別ニ起請文之仕唯今上申候、其家々ニ有之老若男女わらんへ

ニ至迄起請文ニはつれ申者老人も無御座候事

一銘々ニ起請文を仕上申其上ニ拾人組ニ書物被 仰付其書物我等預り置申

候条常ニ油断不仕様ニ毎月組頭弁指共ニ可申渡ス候、拾人組ノ内召使申

男女ニ至迄不審成者御座候ハ、組中方可申出候、若シ其組拾人なから申

合心中ニきりしたんおたもち申者も御座候ハ、不断情ヲ入承出シ御郡代

様へ可申上御事

一若御領之内へばてれん参候ハ、承出し可申上候、御ほうひととして銀子貳

拾枚入帰ヲ聞出し申候ハ、銀子拾枚宗門之者を聞出シ申上候者ニも相応

之御ほうひ可被下候旨被 仰出候、召使申下々男女ニ至迄右之通りくわ

しく申聞せ随分聞立可申御事

一当村堂宮岩窟など村中之者罷出無残所御案内者仕念ヲ入穿鑿いたし候へ

共不審成者老人も無御座候、此以後も不断左様之処迄も心を付相改若不

審成事御座候ハ、御郡代様へ可申上御事

一諸牢人・商人・医師・諸くわん人・乞食・非人ニ至迄被成御覽如此ク種々穿

鑿仕候へ共不審成者無御座候、此以来も左様之所弥々念ヲ入改可申候、

当所方他所へ牢人仕参居以来罷帰る者又他所方当所へ参候者御座候時者

我等罷出宗門を相改慥成者ニて御座候ハ、拾人組ニ入可申御事、右之旨

少シも相違御座有間敷候、何様ニ御請状仕上申候、以来私ふれうちに若

きりしたん宗門之者御座候か又此儀ニ付而不屈儀御座候者を余人之口方

聞召被出候ハ、其身之儀ハ不及申上庄屋ヲ如何様ニも曲事ニ可被 仰付

候、為後日之御請状申上候処仍而如件

寛永拾貳年  
霜月二日

一ノ尾村

小右衛門(花押)

土屋 次郎左衛門殿  
牧田 弥左衛門殿

③ 「きりしたん宗門御改ニ付御請状事」(A6-2-4-1-1)

きりしたん宗門御改ニ付御請状事

一我等寺内僧俗男女下人ニ至迄も念ヲ入せんさく仕候へ共きりしたん宗門

まさき可申者老人も無御座候御事

一此以後僧俗道心者・乞食・非人ニ至まで不審成者屋敷之内ニハ不及申普賢

院ニ一夜の宿もかし申間敷候、若不審成事御座候ハ、御老中へ可申入御

事

一此以後召使申男女他所方買取申か又弟子など取申時ハ、宗門ヲせんさく

仕不審者御座候ハ、是又御家老へ可申入候事

右之旨少茂相違御座候ハ、越度ニ可被仰付候、為後日如件

寛永拾貳年  
十一月十四日

東神野村

普賢院(花押)

家内四人

伊藤 兵太夫様

上川 清兵衛様

④ 「東神野庄屋書物」(A6-2-4-2)

寛永拾貳年

東神野庄屋書物

十一月廿日

⑤ 「きりしたん御改ニ付而起請文前書之事」(A6-2-4-4) (5)

きりしたん御改ニ付而起請文前書之事

一私儀妻子共ニ終きりしたん宗門ニ不罷成候、禪宗にて野津筒井村妙楽寺

旦那ニ而御座候、度々御改被成候時も書物仕彼寺之旦那ニ紛無御座候旨

證文を取指上申処ニ今度従 公儀御法度稠敷被 仰出ニ付而彼妙楽寺者

「懸町甚兵衛夫婦并男子九郎助孫女子法花宗当寺旦那紛無御座候、仍判形如件

正保三年七月廿五日

御奉行所

法音寺

日 行(花押)

同

(貼紙)

「掛町松左衛門并兄よめ合式人代々浄土真宗当寺旦那紛無御座候、仍判形如件

正保三年七月廿六日

御奉行所

光蓮寺

西 岸(花押)

吉 兵衛

(貼紙)

「掛町唐瀧吉兵衛代々浄土宗我等旦那其紛無御座候、仍判形如件

正保三年七月廿五日

御奉行所

龍源寺

優 誉

横町

甚右衛門

(貼紙)

「横町甚右衛門夫婦并長二郎夫婦男子老女子老合六人代々浄土真宗当寺旦那其紛無御座候、仍判形如件

正保三年七月廿六日

光蓮寺

西 岸(花押)

御奉行所

岡部 五郎兵衛殿  
岡部 忠兵衛殿  
清水 勘左衛門殿

A6

①「きりしたん宗門御改ニ付起請文前書之事」(A6-2-1-1-1)

きりしたん宗門御改ニ付起請文前書之事

一私儀妻子共ニ終ニきりしたん宗門ニ不罷成候、真宗善法寺旦那二而御座候、度々御改被成候、去年も去々年も書物仕彼寺之旦那二紛無御座候旨證文を取差上申処ニ今度從 公儀御法度稠被仰出付又右之寺之住持此起請文に裏判を取上申候、我等屋敷之内家之内老若男女わらんへ迄も此起請ニはつれ申者老人も無御座候、若心中ニきりしたんを守り申儀も御座可有かと被入御念候間きりしたん起請文を仕上申候、ていうす・せすきりしと・さんたまりや・あんしよ・へやとの御罰蒙永クゐるのに落可申候、こんせいしやしゆらめんと少も偽不申上候、若少も偽於申上者忝も日本国中大小神祇・八幡大菩薩・愛宕山大権現、當国ニ而者由原八幡宮・關六所権現・祇園牛頭天王、殊ニ氏神各御罰可罷蒙者也、仍而起請文如件  
寛永拾貳年  
拾一月十日

中ノ川村

太 兵衛

女 房

むす子

く ま

同

せんちよ

むすめ

みや

小者

市 蔵

なこ

市 郎

なこ

女 房

伊藤 兵太夫様

正保三年七月廿九日

見星院

御奉行所

宮本村

長左衛門印

翁印

(掛紙)

「東神野村之内宮本村長左衛門夫婦前までハきり志たんにて御座候を寛永八年二ころひ当寺旦那那罷成候、其後之御法度ニも弥無紛通書出シ仕候、并男子伝次同娘三人合六人浄土真宗当寺之旦那其紛無御座候、依寺請判形如件

正保三年八月五日

御奉行所

白杵 善正寺悦玄印

(掛紙)「東神野内宮本村長左衛門古きり志たん」

伊藤 兵太夫殿  
宇佐美 十右衛門殿

正保三年七月廿七日

懸町  
与十郎印

(貼紙)

「かけ町与十郎浄土宗門当寺旦那其紛無御座候、仍而判形如件

正保三年

七月廿五日

御奉行所

大橋寺

億 空(花押)

同

(貼紙)

「懸町与十郎女房并二男子市藏代々浄土真宗当寺檀那其紛無御座候、仍判形如件

正保三年

七月廿五日

御奉行所

善正寺

悦 玄印

吉右衛門印

⑩「きりしたん宗門重而御改二付五人組御書物之事」(A5-4-2-4-7)

きりしたん宗門重而御改二付五人組御書物之事

一宗門之所組中能改其寺裏判五人組互ニ住持と直段ニ銘々取申候、少にても不審ノ義御座候ハ、組中より早速可申上候御事

一きりしたん死人御座候時ハ町年寄・組頭にも見せ奨申寺ニ取置き可申候、但ふるきりしたんニて無之ものハ五人組ニ死骸を見せ右之通ニ取置き可申候御事

一家内男女ニよらす置替候ハ、五人組ニ届ケ寺ノ裏判を取五人組ノものも寺ノ住持ニ直段ニ而能相尋疑敷不問敷候、付り宗門替させ申間敷候御事  
一往来之者一夜ノ宿仕候ハ、則組合又ハ隣三軒ニ相届ケ組合迄相断可申候、若不審ニ相見ヘ候者其町年寄ニ可申候、何者ニよらす他所ヲ参及二三日逗留仕候者町年寄・組頭ニ相届ケ宗門改何宗と書物をさせ其上町御奉行ニ申達御指図次第ニ可仕候御事

一五人組之ノ内貴利志且宗門も頂不審なる儀ハ不及申諸事被仰付候義疑敷處御座候者組中ヲ於申上ルハ組中罪を御免可被成候、若他領又ハ余人方申来り候者被遂御穿鑿ヲ曲事可被仰付候、為後日、仍如件

正保三年七月廿七日

懸町  
与十郎印

(貼紙)

「かけ町与十郎浄土宗門当寺旦那其紛無御座候、仍而判形如件

正保三年

七月廿五日

御奉行所

大橋寺

億 空(花押)

同

(貼紙)

「懸町与十郎女房并二男子市藏代々浄土真宗当寺檀那其紛無御座候、仍判形如件

正保三年

七月廿五日

御奉行所

善正寺

悦 玄印

吉右衛門印

(貼紙)

「かけ町吉右衛門并男子長十郎親子代人代々浄土宗門当寺旦那其紛無御座候、仍判形如件

正保三年

七月廿五日

御奉行所

大橋寺

億 空(花押)

同

(貼紙)

「懸町吉右衛門女房代々浄土真宗当寺之檀那其紛無御座候、仍判形如件

正保三念(ママ)

七月廿五日

御奉行所

善正寺

悦 玄印

松左衛門親

甚 兵衛印

(貼紙)

一七拾以上八拾三人内

女四拾式人

男九人

一八拾以上式拾壹人内

女拾式人

一病人百九拾四人

一他所行無御座候

一印判落

下藤村 又六

一乱心者無御座候

右之通相違無御座候、以上

未閏正月十七日

廣原村庄屋

兵右衛門印

大脇 儀右衛門様

⑨「きりしたん宗門重而御改二付五人組御書物之事」(A5-4-2-1-6)

(端裏)「

太郎作

弥七郎

東中神村組

きりしたん宗門重而御改二付五人組御書物之事

一宗門之所組中能改其々之寺請之判形五人与互二住持と直談二銘々取申候、

少にても不審成義御座候ハ、組中より早速可申上候御事

一古きりしたん死人御座候時者庄屋・弁指・五人組にも見せ頼申寺二取置せ

可申候、但古きりしたんにて無之者ハ五人組計二死骸を見せ右之通り二

取置可申候御事

一家内男女ニよらす寺々うら判を取五人組ノ者ニ見せ申少も疑敷不仕候、

重而置替候者も右之通りニ改五人組ニ見せ可申候付り宗門替させ申間敷

候御事

一往来のもの一夜之宿仕候ハ、則組合又隣三軒ニ相届ケ其村弁指迄相断可

申候、若不審ニ相見ヘ候ハ、惣庄屋ニ可申候、何ものニよらず他所より

参及二三日逗留仕候ハ、庄屋・弁指ニ相届ケ宗門を改何宗と書物をさせ

其上御郡代ヘ申達御指図次第二可仕候御事

一五人組之内きりしたん宗門之事ハ不及申諸事被仰付候義疑敷所御座候

ハ、組中より於申上者本人之外組中科を御免可被成候、若他所又ハ余人  
方申来候ハ、被遂御穿鑿ヲ組中曲事ニ可被仰付候、為後日、仍如件  
正保三年八月五日

東神野村組

宮本村

太郎 作印

(掛紙)

「東神の村左太郎夫婦男子けさとく宮次母子式人禪宗当寺且那其紛無御座  
候、仍寺請判形如件  
正保三年七月廿九日

見星院

一 翁印

御奉行所

同村

弥七郎印

(掛紙)

「東神野村弥七郎老人代々浄土真宗当寺且那其紛無御座候、仍判形如件  
正保三年八月五日

野津

正光 寺印

御奉行所

東村

孫左衛門印

(掛紙)

「東神野村孫左衛門夫婦並男子三次郎合三人代々浄土真宗当寺且那其紛無  
御座候、仍判形如件  
正保三年八月五日

野津

名塚村  
正光 寺印

御奉行所

吹越村

久左衛門印

(掛紙)

「東神野村久左衛門夫婦并男子けさまつ禪宗当寺且那其紛無御座候、仍判  
形如件

久保田安左衛門様  
太田喜助様  
黄田藤九郎様

⑥「宗門御改二付家内人数附黒木九郎八組中」(A5-2-7)  
(表紙)

「宗門御改二付  
家内人数附  
黒木九郎八組中」  
一男老手下  
一女式手下  
海添御長屋居住

男女合三人 白石領内  
一男老手下 黒木義三郎  
一同老手下 田中半六  
一男老手下 沓掛茂八  
一同老手下 高橋勘七  
一同老手下 板井孫八  
一同老手下 木梨源六  
一同老手下 板井惣八  
一同老手下 木津戌藏  
一同老手下 三木重助  
男拾手下  
男女合拾式人内

文政十一子年三月廿三日 黒木九郎八  
遊佐郡兵衛殿  
箕浦弥惣右衛門殿  
石井与七郎殿

⑦「類族出生子御改之御帳」(A5-3-1-1)  
(表紙)

「元禄式年

(後筆)「無之候由」

類族出生子御改之御帳

巳ノ七月朔日 上宗方村組

一辰ノ極付朔日方巳ノ六月廿九日迄ニ出生子類族御帳ニ載申もの上宗方村組中ニ無御座候、以上

元禄式年

巳ノ七月朔日

上宗方村庄屋  
加右衛門印

石田 弟右衛門様  
岩手 六左衛門様  
(後筆)「上宗方無之候」

⑧「人高之御帳」(A5-3-6)  
(表紙)

「享保十二年  
人高之御帳  
未閏正月十七日 廣原組」  
去五人増内  
男三人  
女式人

一人高千六百九拾三人内  
男九百三拾四人  
女七百五拾九  
廣原組

内式人死内 男老一人  
女老一人  
男四人  
外六人生内 女式一人  
男四拾老一人

久土村  
 當陽寺旦那 定之丞  
 同 寺旦那 宋 玄  
 同 寺旦那 清 助  
 同 寺旦那 善兵衛  
 同 寺旦那 大三郎  
 五人

久土村  
 當陽寺旦那 丈右衛門  
 同 寺旦那 甚八  
 同 寺旦那 藏右衛門  
 同 寺旦那 八重治  
 同 寺旦那 甚助  
 五人

(裏)  
 久土村  
 光国寺旦那 佐兵衛  
 同 寺旦那 孫三郎  
 同 寺旦那 重吉  
 同 寺旦那 菊兵衛  
 當陽寺旦那 平治  
 同 寺旦那 平治  
 六人

久土村  
 光国寺旦那 伝治  
 同 寺旦那 藤平  
 同 寺旦那 分右衛門  
 同 寺旦那 沢治  
 同 寺旦那 沢治  
 五人

(表)  
 久土村  
 光国寺旦那 十左衛門  
 同 寺旦那 儀左衛門  
 同 寺旦那 梅右衛門  
 同 寺旦那 清右衛門  
 同 寺旦那 うめ  
 五人

久土村  
 光国寺旦那 清五郎  
 同 寺旦那 又右衛門  
 同 寺旦那 又兵衛  
 同 寺旦那 喜三郎  
 同 寺旦那 万右衛門  
 五人

惣組数合五拾四組 丹生原村組中  
 人数合式百九拾八人  
 右之村々江罷越堅相改、毛頭不審  
 成儀無御座候間、一筆如斯御座候、以上  
 弘化三年午年八月廿九日

丹生原組大庄屋  
 池見平左衛門

那波 三郎四郎様  
 久保田 安左衛門様

太田 喜助様  
 黄田 藤九郎様

午八月中生死出入之事  
 男老人  
 一出生式人内 男老人  
 一女老人

但  
 丹生原村円藏娘この八、月五日出生仕候、真宗專想寺旦那  
 久土村金兵衛子福四郎、八月六日出生仕候、浄土宗專念寺旦那  
 男式人  
 一病死四人内 女式人  
 但  
 丹生原村卯左衛門子金吾、壹歳二而八月八日病死仕候、真宗專想寺旦那  
 同村卯兵衛子梅五郎、三歳二而八月十三日病死仕候、真宗專想寺旦那  
 同村官治娘ちの、三歳二而八月朔日病死仕候、真宗專想寺旦那  
 同村勝平娘いと、十五歳二而八月廿六日病死仕候、真宗專想寺旦那  
 一組内出入男三人

但  
 久土村金兵衛弟九市三拾壹歳、此者丹生原村善右衛門後家入賀二八月廿日引越申候、真宗專想寺旦那二罷成候  
 同村八十治子柳治式拾六歳、此者同村善右衛門養子二八月廿九日引越申候、禅宗願行寺旦那  
 同村同人子善助三拾壹歳、此者同村両七養子二八月廿九日引越申候、禅宗願行寺旦那  
 右之外生死出入之者老人茂無御座候、以上  
 弘化三年午年八月廿九日

丹生原組大庄屋  
 池見平左衛門

那波 三郎四郎様





原村  
 專想寺旦那 逸右衛門印  
 同 寺旦那 磯吉印  
 專想寺旦那 平吉印  
 同 寺旦那 芳助印

(付箋)「原村藤八後家印判  
 養子芳助江相統仕候」

同 寺旦那 清治印  
 同 寺旦那 清之助印  
 同 寺旦那 慶助印  
 同 寺旦那 弥七印  
 同 寺旦那 光治印  
 同 寺旦那 梅吉印  
 同 寺旦那 弥七印

原村  
 專想寺旦那 長治印  
 同 寺旦那 喜平治印  
 同 寺旦那 権蔵印  
 同 寺旦那 参三郎印  
 同 寺旦那 新助印  
 同 寺旦那 円蔵印

原村  
 專想寺旦那 順右衛門印  
 同 寺旦那 柳左衛門印  
 同 寺旦那 茂市印  
 同 寺旦那 源吉印  
 同 寺旦那 対蔵印  
 同 寺旦那 新助印  
 同 寺旦那 円蔵印

(裏)  
 原村  
 專想寺旦那 小左衛門印  
 同 寺旦那 国治印  
 同 寺旦那 谷五郎印  
 同 寺旦那 甚吉母印  
 同 寺旦那 次左衛門印  
 同 寺旦那 五人

原村  
 專想寺旦那 妙蓮寺旦那  
 同 寺旦那 藤右衛門印  
 同 寺旦那 佐右衛門印  
 同 寺旦那 甚七印  
 同 寺旦那 友治印  
 同 寺旦那 五人

(裏)  
 原村  
 專想寺旦那 熊吉印  
 同 寺旦那 六右衛門印  
 同 寺旦那 金兵衛印  
 同 寺旦那 もと印

原村  
 專想寺旦那 十右衛門印  
 同 寺旦那 勝平印  
 同 寺旦那 忠吉印  
 同 寺旦那 金右衛門印

同 寺旦那 庄三郎後家印  
 同 寺旦那 利惣印  
 同 寺旦那 三右衛門印

(表)  
 原村  
 專想寺旦那 佐吉印  
 同 寺旦那 弟右衛門印  
 同 寺旦那 喜五郎印  
 同 寺旦那 勘兵衛印  
 同 寺旦那 長左衛門印

原村  
 專想寺旦那 作兵衛印  
 同 寺旦那 光右衛門印  
 同 寺旦那 弟吉印  
 同 寺旦那 両吉印  
 同 寺旦那 官治印

(裏)  
 原村  
 專想寺旦那 円治印  
 同 寺旦那 伝右衛門印  
 同 寺旦那 平治印  
 同 寺旦那 專想寺旦那 広治印  
 同 寺旦那 文八印

原村  
 專想寺旦那 與右衛門印  
 同 寺旦那 堅蔵印  
 同 寺旦那 與平治印  
 同 寺旦那 利惣治印  
 同 寺旦那 平兵衛印

原村  
 專想寺旦那 妙蓮寺旦那  
 同 寺旦那 勿右衛門印  
 同 寺旦那 七左衛門印  
 同 寺旦那 順治印  
 同 寺旦那 重助印  
 同 寺旦那 第五郎印  
 同 寺旦那 丈右衛門印

(裏)  
 原村  
 專想寺旦那 伴蔵印  
 同 寺旦那 祐五郎印

原村  
 專想寺旦那 喜代太印  
 同 寺旦那 谷三郎印

石井 与七郎様  
北原 九郎大夫様  
日下 左 冲様

④「他所行附」(A5-1-5-6-3)

他所行附

掛町 忠兵衛  
同人世倅 祐吉  
掛町 政右衛門

右之者共宇和嶋表へ罷越申候

掛町休左衛門後家内

右之女佐伯表へ罷越申候  
右之通二而御座候、以上

掛町年寄

今井助左衛門印

同

板井勘兵衛印

同

林清兵衛印

片切 権六様  
久保田 安左衛門様  
小笠原 六左衛門様

⑤「宗門御改二付毎月仕上五人組御書物」(A5-1-5-7-1)  
(表紙)

「弘化三年

丹生原組

宗門御改二付毎月仕上五人組御書物

午 八月廿九日 大庄屋 池見平左衛門

切支丹宗門御改二付毎月仕上五人組御書物之事  
一右方五人組御書物仕上候趣並前々方今二至迄被 仰付候御法度之趣、今日迄者少茂疑鋪事無御座候二付不申上候、若余人方於申上者御穿鑿被成曲事可被仰付候、此以後少二而茂不審成事御座候ハ、早速可申上候、附此以後切支丹転本人並本人同然類族死失等之儀二付兼々被 仰付候通無相違相心得罷在候、以上

弘化三年 午

八月廿九日

(表)

原村

專想寺旦那 沢次印  
同 寺旦那 鹿之助印  
同 寺旦那 紋太印  
同 寺旦那 平五郎印  
同 寺旦那 重兵衛印

原村

專想寺旦那 金左衛門印  
同 寺旦那 甚四郎印  
同 寺旦那 又兵衛印  
同 寺旦那 忠治印  
同 寺旦那 九市印

(付箋)「原村善右衛門後家印判入習  
九市江相統仕候」

同 寺旦那 九平治印

同 寺旦那 長右衛門印

六人

六人

(裏)

原村

專想寺旦那 伝五郎印  
同 寺旦那 満治印  
同 寺旦那 祐右衛門印  
同 寺旦那 友市印  
同 寺旦那 林右衛門印  
同 寺旦那 伝左衛門印

原村

專想寺旦那 新村七印  
同 寺旦那 村七印  
同 寺旦那 宇三郎印  
同 寺旦那 藤三郎印  
同 寺旦那 五郎七印

六人

五人

(表)

②「宗門手形之事」(A5-1-4-2-1)

宗門手形之事

一府内領塩九升町中村平左衛門娘きよ浄土宗門ニ而当寺檀那ニ其紛無御座候、尤邪宗門類族ニ而も無御坐候、為其後證如件

府内

来迎寺㊦

享保十七子年正月

片嶋

助太郎殿

③「生死出入之覚」(A5-1-5-3-1)

生死出入之覚

一出生三人女

波津久村定七娘むめ、十二月十日出生仕候、禪宗普現寺旦那  
田良原村市左衛門娘たみ、同廿日出生仕候、真宗正光寺旦那  
平野村武兵衛孫こと、同十五日出生仕候、真宗善法寺旦那

男式人

一他組方入三人内

女老人

竹脇組掛

竹脇村定治子伝治、三拾四歳、此者持田村儀右衛門養子ニ同九日受込申候二付、真宗正光寺旦那ニ罷成申候

江無田組掛

江無田村八十治娘きみ、十八歳、此者池原村卯吉子八重治女房ニ同二日受込申候二付、真宗正光寺旦那ニ罷成申候

吉岡組掛

下藤村平吉子喜伝治、拾五歳、此者同月廿一日方赤迫村吉左衛門質家内ニ受込申候、真宗了仁寺旦那

男拾人

一死失拾八人内

女八人

持田村庄左衛門孫友五郎、五歳、同十五日病死仕候、真宗了因寺旦那

同村伝治孫ゆり、五歳、同月廿五日病死仕候、真宗尊形寺旦那

名塚村甚左衛門娘るせ、五歳、同月七日ニ病死仕候、真宗正光寺旦那

同村沢治子秀治、五歳、同月十三日ニ病死仕候、真宗正光寺旦那

桐木村藤吉後家父善利、七拾式歳、同月廿日病死仕候、真宗了仁寺旦那

赤迫村吉左衛門子菊五郎、四拾五歳、同月廿八病死仕候、禪宗普現寺旦那

中山村兵右衛門子仙太郎、式歳、同月廿四日病死仕候、真宗正光寺旦那

同村儀平父仁兵衛、七拾歳、同月廿九日病死仕候、禪宗普現寺旦那

同村源兵衛娘なみ、四歳、同月十一日病死仕候、真宗妙正寺旦那

同村新蔵娘なか、九歳、同月十五日病死仕候、日蓮宗法音寺旦那

同村ふり子並五郎、六歳、同月廿日病死仕候、真宗妙正寺旦那

平野村新左衛門娘もと、六歳、同月八日病死仕候、真宗善法寺旦那

塩柏村平兵衛孫元吉、七歳、同月三日病死仕候、真宗正光寺旦那

黍野村斧吉子今吉、六歳、同月十三日病死仕候、真宗了仁寺旦那

牧原村梅之丞子温五郎、式拾老歳、同月朔日病死仕候、禪宗普現寺旦那

同村九二治娘なか、四歳、同月廿五日病死仕候、禪宗普現寺旦那

同村利吉娘たみ、四歳、同月廿九日病死仕候、禪宗普現寺旦那

木所村吉左衛門孫きた、八歳、同月廿九日病死仕候、真宗了仁寺旦那

一他組江出老人女

山奥組二掛り

日当村新左衛門妹古ま、式拾三歳、此者萩原村又三郎子勘治女房ニ

十二月廿日遣申候、禪宗普現寺旦那

一組内出入老人女

筒井村定治妹かつ、式拾老歳、此者下長小野村善左衛門女房ニ

月十六日受込申候二付、真宗了仁寺旦那ニ罷成申候

右之外生死出入之者無御座候、以上

天保五年

午十二月晦日

黍野組大庄屋

佐土原基右衛門㊦

遊佐 郡兵衛様

①「宗旨御改帳」(A5-1-3-1)

(表紙)

「安永六年  
浄土宗  
宗旨御改帳

酉  
正月廿三日

(貼紙)「年号よし  
吟味濟」

松崎組

吉左衛門

女房

(ゆ)り

庄助

母

とよ

權之丞養母

はつ

半七

清左衛門

左平

左平娘

きん

左平男子

佐吉

左平娘

けし

左平男子

佐市

平七

松崎組

四拾七歳

五拾歳

六拾歳

五拾歳

四拾壹歳

五拾歳

六歳

拾貳歳

拾六歳

拾九歳

四拾六歳

浄土宗大橋寺旦那

六助

女房

まつ

七拾三歳

浄土宗大橋寺旦那

平七兄

又六

五拾四歳

浄土宗大橋寺旦那

幸八

女房

式拾六歳

(以下154名略)

男八拾人

女八拾八人

人数合百六拾八人内

内

七人

七人

七人

百人

百人

百人

百人

百人

百人

百人

百人

百人

百人

百人

百人

百人

百人

百人

百人

相認差上申候、以上

安永六年

正月廿三日

松崎村弁指

市兵衛

松崎村弁指

助右衛門

松崎村弁指

源左衛門

松崎村弁指

仁左衛門

松崎村庄屋

栄三郎

石井七郎様

久保田藤作様

吉田三郎兵衛様

もの二出会当月三日二前河内村ニ罷歸申候、吟味仕候処ニ惣次郎申候ハ世渡難成御座候ニ付近所勸進ニ罷出与風豊前表迄参候得共勸進茂無御座候ニ付罷歸候由申候、何そ子細成儀無御座候、此段以書付申上候、以上

享保八年

卯四月四日

宇野 仁右衛門様  
服部 六郎右衛門様  
岡部 三左衛門様

広原村庄屋

兵右衛門印

〔714-1〕

〔端裏〕「□除 栃原村 理右衛門 八月十日」

覚

一 栃原村理右衛門三月五日ニ罷出行方相知れ不申走り物ニ相申候、跡判仕候者無御座候間五人組御除ケ可被下候、家之儀ハ崩可申候、此旨御窺申上候、以上

享保八年

卯八月十日

宇野 仁右衛門様  
服部 六郎右衛門様  
岡部 三左衛門様

竹脇庄屋

新 六印

⑧ 「申上覚(類族森村兵吉病死に付注進)」 (A4-66-10)  
〔端裏〕「イ

森村本人同然兵吉病死塩詰注進 十一月十日」  
申上覚

利兵衛子

兵 吉 当卯七拾歳

一 森村本人同然 浄土宗龍泉寺旦那

此者中風煩卯ノ十一月九日病死仕候

一 右兵吉父森村理右衛門切支丹之由ニ而万治三年子ノ年被召捕同年十二月

ニ御助御戻シ被成候所ニ於在所ニ背御法度寛文五年巳ノ十二月廿三日ニ

於臼杵御成敗

右利右衛門不被召捕以前ニ出生

一 右平吉母寛文五年巳ノ二月十七日ニ於森村病死仕候

一 右兵吉延岡領葛木村本人長松従弟与他領類族ニ出居申候、(貼紙)「本人

同然いわ従弟と茂御聞候」

右之趣御注進申上候、以上

森村庄屋

吉右衛門印

享保八年卯ノ十一月九日

宇野 仁右衛門様  
服部 六郎右衛門様  
岡部 三左衛門様

右之者共今度罷下候ニ付御断申上候、已上

七月十六日

羽田 助 七  
羽田 八 平 次

宇野 仁右衛門殿  
服部 六郎右衛門殿  
岡部 三左衛門殿

⑨ 「覚(栃原村理右衛門欠落走り物にて無跡判に付五人組除家崩伺)」 (A4-

一猪野村本人同然

妻 七拾七歳

名ハまき

真宗專想寺旦那

此者卯ノ正月五日ニ疼症煩病死仕候

一右之者母二目川村太郎助前女房切支丹之由ニ而寛文八申年被召捕候、右女房不召捕以前出生

一右之者父太郎儀ハ類族ニ而御座候

一右之者他領類族ニ而者無御座候  
右之趣御注進申上候、以上

享保八年卯正月五日

森村庄屋

吉右衛門印

宇野 仁右衛門様

服部 六郎右衛門様

岡部 三左衛門様

④「明日海添筋踏絵改之触に付長屋平兵衛・太田六郎兵衛・拙者・山本曾右衛門方へ踏絵持参願」(A4-60-22-2)

(端裏)「宇野仁右衛門様 林角左衛門」

以手紙致啓上候、然者明日海添筋踏絵御改之御触御座候、就夫明日より寄合日ニ御座候間踏絵持参之御役人衆出掛ケニ長屋平兵衛・太田六郎兵衛・拙者・山本曾衛門方持参被致候様ニ被仰付可被下候、右之趣為可得御意如此御座候  
已上

六月廿五日

⑤「覚(仁王座村十兵衛新町へ引越に付組合除伺)」(A4-65-3)

(端裏)「イ

□除 仁王座村十兵衛 四月廿四日」

覚

一仁王座村藤兵衛貸家十兵衛新町ニ而長門借家引越申候間今月方□合御除

被遊可被下候、御伺申上候、已上

享保八年

海添村庄屋

卯四月廿四日

庄兵衛印

宇野 仁右衛門様

服部 六郎右衛門様

岡部 三左衛門様

⑥「覚(森町村茂作稼の為大坂へ五年詰逗留伺)」(A4-65-10)

(端裏)「森町村茂作年譜願 卯四月六日」

覚

森町村与茂八下人弥市子 当卯

一森町村本人同然專助孫

他領類族ニ而ハ無御座候 真宗專想寺旦那

右ノ茂作儀為稼数年大坂罷登申候、此者類族ニ而御座候ニ付老ケ年ニ兩度宛罷下り稼之指問ニ罷成迷惑仕候、何とそ以御慈悲当卯年方罷登五年詰逗留仕度奉

願候間御伺申上候、願之通被 仰付被下候ハバ難有可奉存候、以上

森村庄屋

享保八年卯四月六日

当右衛門印

宇野 仁右衛門様

服部 六郎右衛門様

岡部 三左衛門様

⑦「覚(前河内村惣次郎・つゝ欠落帰参届)」(A4-65-32)

(端裏)「欠落

類族前河内村惣次郎・つゝ罷帰候断書付 四月四日」

覚

左転本人同然 前河内村 当卯

一前河内村清八郎 惣次郎 四拾八歳

右惣次郎娘 当卯

一右同人曾孫 つゝ し 拾七歳

一或人他領類族ニ出不申候

右惣次郎親子共に当三月廿四日頃方罷出罷帰不申候ニ付跡月廿八日ニ御証申上置方々相尋候処ニ豊前表ニ罷越罷帰候ニ府内御領由原山ニ而尋ニ参候

同宗 同寺旦那 同人妻 看 病 四拾三歳

同宗 同寺旦那 同人娘 み わ 拾九歳

同宗 同寺旦那 同人娘 ちとせ 拾三歳

同宗 同寺旦那 同人娘 と ら 九歳

同宗 同寺旦那 同人娘 病 人 式歳

社人耆人 拾人内 男 四人 女 五人

右之通家内附差上申候、以上

文政二年 北方村妙見之神主

卯正月廿二日 宮崎上総<sup>印</sup>

久保田 周 蔵 殿  
小笠原 善 治 殿  
太田 喜 助 殿

**A4**

① 「覚前河内村清八孫惣次郎・つし欠落届」(A4-15-3)

(端裏)「イ

走り内証 前河内村類族惣次郎

同人娘つし三月廻ス」

覚

左転本人 前河内村 惣次郎 当卯

一前河内村清八孫 此者真宗尊願寺旦那他領類族ニ出不申候

右惣次郎娘 当卯

一右同人曾孫 拾七歳

つし 拾七歳

此者真宗万仁寺旦那他領類族ニ出不申候

右惣次郎并二娘つし式人共ニ当月廿四日頃方罷出廿六日迄罷帰り不申候ニ付近村一類共方相尋候得共近日ハ參不申候由承候ニ付組境迄人遣尋候得共近日見申もの無御座候由前河内村弁指方私方江申聞せ候ニ付近組相尋候様ニ申付昨廿七日迄吟味仕候得共弥行方相知不申候、与風欠落仕候儀も可有御座候哉と奉存候、弥御境目相尋させ可申と奉存候、類族ニ而御座候ニ付御内証申上候、以上

卯三月廿八日

広原村庄屋 兵右衛門<sup>印</sup>

宇野 仁右衛門様  
服部 六郎右衛門様  
岡部 三左衛門様

② 「御注進申上ル覚(久木村太郎八病死届)」(A4-15-16)

(端裏)「久土村本人同然太郎八病死注進

御注進申上ル覚

三月七日」

一久土村太郎八七拾七歳病症中風煩卯三月六日夜ル五つ戌ノ上刻病死仕候、禅宗当陽寺旦那、此者之父久土村甚助切支丹宗門之由ニテ長崎へ被召捕候ニ付彼太郎八本人同然之者ニ而御座候ニ付御注進申上候以上

右者肥後領類族ニ出申候 享保八年

卯三月六日

丹生原村庄屋 久三郎<sup>印</sup>

宇野 仁右衛門様  
服部 六郎右衛門様  
岡部 三左衛門様

③ 「申上覚(猪野村まさ病死届)」(A4-60-9)

(端裏)「猪野村本人同然七郎兵衛妻病死塩詰注進 正月五日」

申上覚

二目川村太郎助娘

七郎兵衛 当卯

⑥ 「覚」(A3-8-1-2)

覚

一此ミや爰元ニ而ハ浄土宗当寺之檀那ニ而御座候へ共元来貴寺之檀那ニ成  
度届申候間貴寺之檀那ニゆるし申候、為後日判形仍而如件

寛文拾二年 龍原寺

子ノ十月廿一日 寂 誉<sup>㊦</sup>

三重

浄運寺様

⑦ 「宗旨請状之事」(A3-8-1-3)

宗旨請状之事

一白杵福良村善兵衛處ニ質ニ居申候ミやと申女浄土宗龍原寺旦那ニ而御座  
候、今度当地へ罷歸候ニ付彼寺へ御断申入、則手形参候故此方旦那ニ仕  
候、弥浄土宗当寺旦那其紛無之候、為後日一札仍而如件

寛文拾二年 三重 浄運寺<sup>㊦</sup>

子ノ十月廿一日 九 誉(花押)

御奉行

伊藤 又左衛門殿

同

岡部 忠兵衛殿

同

吉田 清右衛門殿

⑧ 「覚」(A3-4-10)

(端裏) 「イ 七月廿日」

覚

一浜町元五郎家内りか湯之平湯治ニ罷越申候處、戊七月十三日ニ罷歸り申  
候ニ付踏絵之義御伺申上候、以上

天保九年 浜町年寄

戊七月 牛島権左衛門<sup>㊦</sup>

同町 同

伊東久右衛門<sup>㊦</sup>

北原 九郎太夫様  
片切 権六様  
久保田 安左衛門様  
小笠原 六左衛門様

⑨ 「覚」(A3-7-3)

(端裏) 「

類族

熊本へ差出候替目下書

熊本 「十月廿九日」(朱書)

宝暦十年冬帳之節申遣相濟 新五郎病死」

覚

肥後領関門村本人同然新四郎妻曾孫

甚七子

一当領大野郡三重中尾村 新五郎 当辰

五拾六歳

此者当辰六月十九日病死旦那寺白杵領大野郡三重深田村禅宗西蓮寺

取置申候

以上

辰十月廿九日

⑩ 「覚」(A3-4-2-1-1)

覚

北方村

禅宗慶福寺旦那 宮崎上総 四拾七歳

上総子

同宗 同寺旦那 八 塩 式拾壹歳

同宗 同寺旦那 同人子

同宗 同寺旦那 駒 蔵 拾六歳

同人子

同宗 同寺旦那 病人 七歳

同人子

同宗 同寺旦那 病人 五歳

石田 弟右衛門殿  
岩手 六左衛門殿

② 「御書物之事」(A3-6-3-1)

御書物之事

一 利光村仁左衛門親七左衛門年八拾古きり志丹ころひ延宝六年九月廿九日  
二 病死仕候、其節庄屋・弁指・五人組慥ニ死骸見届拙僧取置仕候、少も不  
審成儀無御座候、仍而為後日如件

延宝六年

午ノ十月朔日

戸次市  
妙正寺印

伊藤 又左衛門殿  
石田 弟右衛門殿  
岩手 六左衛門殿

③ 「御書物之事」(A3-6-3-2)

御書物之事

一 利光村仁左衛門親七左衛門八拾歳九月廿九日ニ病死仕候、此者古切志且  
ころひ浄土新宗妙正寺之旦那而御座候、尤も庄屋・弁指・五人組合之者  
共死骸を相改候處ニ少も不審成儀無御座候、妙正寺御取置被成候、則妙  
正寺之住持之手形を取只今仕り上ル御書物ニ相添指上ケ申候、為後日之  
庄屋・弁指・五人組合之者連判仕候、御書物仍如件

延宝六年午ノ十月朔日

(端裏) 「利光村組」

戸次利光村庄屋

九左衛門印  
同村弁指  
七郎兵衛印  
同村五人組合  
義右衛門印  
同村同  
甚左衛門印  
同村同  
義兵衛印

伊藤 又左衛門様  
石田 弟右衛門様  
岩手 六左衛門様

④ 「覚」(A3-4-35)

(端裏)

「イ

七月六日」

覚

一

西原村甚兵衛子

柳五郎 九歳

右之者当月朔日同所川ニ落込相果申候、死骸段々詮議仕候得共相知不申  
候ニ付此段御届申上候、尤類族ニ而も無御座候、以上

百枝組大庄屋

神田孫左衛門印

戊(天保九年)七月六日

北原 九郎太夫様

片切 権六様

久保田 安左衛門様

小笠原 六左衛門様

⑤ 「覚」(A3-8-1-1)

覚

一 此ミや爰元福良村江居申時は浄土宗則当寺檀那ニて御座候へ共、三重羽  
飛村へ參候て同宗浄運寺之檀那成度旨届申付而浄運寺之檀那ニゆるし申  
候、為後日判形仍而如件

寛文拾二年

子ノ十一月三日

御奉行

伊藤 又左衛門殿

同

岡部 忠兵衛殿

同

吉田 清右衛門殿

同村同

久兵衛印

龍原寺

寂

誉印

寛文二年寅長崎へ被召寄候者

一 小池原之内丸田村惣右衛門

同年長崎へ被召寄候者

一 原村之内畑村徳右衛門

同年長崎へ被召寄候者

一 久土村甚助子小兵衛

寛文三年卯長崎へ被召寄候者

一 久土村甚助子吉之丞

同年長崎へ被召寄候者

一 一年之尾村分左衛門女房

同年長崎へ被召寄候者

一 森村之内東ノ伊右衛門姑下女たけ

同年長崎へ被召寄候者

一 森村之内東ノ伊右衛門下女あか

寛文四年辰長崎へ被召寄候者

一 小池原村之内丸田村惣右衛門女房

寛文七年未長崎へ被召寄候者

一 小池原村市兵衛下人吉助

同年長崎へ被召寄候者

一 久土村惣兵衛下女いま

同年長崎へ被召寄候者

一 森村専十郎下人七助

同年長崎へ被召寄候者

一 森村庄蔵後家下女せん娘ふて

拾貳人

右之者共旧冬極月十七日於長崎請取之同廿四日罷帰如每踏絵・誓紙等申付在所へ返置候

一 久土村長熊儀類門致訴人去年十月長崎へ被召寄候処是又右之者共被差返候、則御戻候付則如最前在所へ遣置申候、

一 去拾月從河野権右衛門殿類門之儀被申越五拾九人籠舎申付置候段先月其許江以帳面申進候、名付之内久土村八兵衛娘かつ儀者籠方出シ在所へ遣候様ニ与先日権右衛門殿方被申越候間則在所へ遣置申上候、以上

西  
正月十三日

稲葉能登守

北条 安房守様  
保田 若狭守様

⑩「(年未詳)キリシタンの嫌疑がはれた領民の返還を白杵藩主へ通達する長崎奉行の書状」(A2-2-2-1-2)

別紙致啓上候、然者邪宗門之儀ニ付前廉当地江参候者之内三人所江返シ申もの御座候間被請取候衆可被遣候、被参次第相渡シ可申候、以上

十一月廿日  
稲葉能登守様

河野 権右衛門

**A3**

①「切支丹宗門御改ニ付御書物之事」(A3-1-19)

(端裏)「原村喜平次 支配  
竹尾留左衛門」

切支丹宗門御改ニ付御書物之事

一切支丹宗門之事毎年御改御法度之趣慥ニ相守申候御事

一 我々共家内男女共ニ踏絵被仰付不残踏を申候所ニ不審成儀無御座候御事

一 家内男女下々迄弥宗門之事相改寺請手形取置候御事

右之趣少も無違背相守候、為後日仍而如件

延宝七年

未正月廿五日

右私支配中判形見届申候

伊藤 又左衛門殿

高橋 月 湛(花押)  
稲生 仁兵衛(花押)  
野村 弥兵衛(花押)  
原村 喜平次(花押)  
竹尾 留左衛門(花押)

候由申上候得者御奉行衆被仰候者右之長熊致訴人候者共ハ其村ニ預置候て可然ニ籠舎申付候儀者如何与被仰候、其時拙者又申上候ハ彼もの共在所久土村之儀者大かた不殘類門之由ニ而長崎へ被召寄たる跡の儀ニ候ハ預置可申様も無御座候、其上能登守領分もの共ニ内々申渡置候ハ宗門之儀ニ付不審成儀有之候ハ、其村所ニ而ハ曾而沙汰不仕候而宗門奉行方迄届出隠密ニ申聞候様ニと常々申聞置候処ニ此長熊儀ハ右之申付を相背今度訴人仕候様子共も其村之ものニも申聞せ其上追付長崎へ罷越由に而せんた(と)くなどをも仕其村所之者も端々致風聞候様子ニ御座候故沙汰なしニ仕候儀ハ中々難成わけニ而御座候通具に申上候へハ御兩所被仰候者右之わけニ而候へ者籠舎被申付置候へハ一段能候間先其通ニ仕置可申由被仰長崎へ被召寄候儀ハ如何様共不被仰候、惣而此長熊儀ニ不限此已後訴人ニ罷出候もの有之候ハ、先隠密ニ仕候而様子之段早々長崎江窺申様ニとの御心得ニ而御座候間内々左様ニ可被相意得候

一市浜村与吉女房たつ今度与吉類門之者之由ニ付籠舎仕候付此与吉儀ハ長崎ニ而御断申上度と申分之通是又長崎ニ而御奉行衆へ得御内意候処とかく加様之者長崎へ参候而ハ如何敷思召候間成程不参様ニ可仕由御内意ニ而候間たつ申分有之候共成ほと其元ニ而御とめ可有候、其上ニ而も達而参度と申候ハ、先押へ置此方迄其様子一左右可被仰越候、以上

九月十九日

伊藤 又左衛門

岡部 忠兵衛殿  
吉田 清右衛門殿

⑦「寛文八年(日杵藩主へ横尾村茂助子吉松の召し捕り・籠舎を指示した長崎奉行の書状)」(A2-2-10-1)

一筆啓上候、然者貴様御領分横尾村茂助子吉松与申もの卯拾八歳此者切支丹宗門之由此已前々差頭置之候間御搦させ籠舎可被仰付候、右吉松儀者細川越中守殿領下徳丸村茂兵衛下人ニ而罷有候付越中守殿留守居江申遣之候処寅十月横尾村江戻申候之旨越中守殿留守居方申越之候付如此御座候、恐惶謹言

九月廿二日

松平 甚三郎  
在判

稲葉 能登守様

人々御中

⑧「寛文八年(横尾村茂助子吉松の召し捕らえにつき、国元より在島原の日杵藩主側近への報告)」(A2-2-11-1)

一筆致啓上候、然者貴様御領分横尾村茂助子吉松与申もの卯ニ拾八歳此者切支丹宗門之由此已前々差頭置申候間御搦させ籠舎可被仰付候、右吉松儀者細川越中守殿領分徳丸村茂兵衛下人ニ而罷有候付越中守殿留守居申遣之候処ニ寅十月横尾村へ戻申候之由越中守殿留守居方申越之候に付如此御座候、恐惶謹言

九月廿二日

松平 甚三郎

在判

河野 権右衛門

在判

稲葉 能登守様

人々御中

右之通御奉行様方信通様へ被仰進候ニ付吉松儀搦捕爰元ニ而籠【欠損】(舎)申付候様ニ与被成下御意候ニ方吉田清右衛門・渡辺九兵衛幸致地【欠損】辺へ用所申付遣候ニ付次而なから遣則【欠損】之朝搦捕御城下へ未之刻召連参候故早速申ノ刻右之段島原【欠損】申上候、吉松道具【欠損】相改候得共宗門道具無御座候

右之吉松儀申来候飛脚島原方一昨廿四日之朝出船仕昨廿五日夜【欠損】ツ過致当(到)着候、随分早く参候、右之趣被仰上可被下候、已上  
九月廿六日  
東屋 □ 右衛門

渡辺 権八殿

⑨「寛文九年(切支丹類門命御助後長崎御返候者之覚)」(A2-2-9-1)

切支丹類門命御助後長崎御返候者之覚

河野 権右衛門

在判

きりしたん三十人申来候内之者二而御座候、已上

⑤「寛文八年久土村長熊訴人之覚」(A2-2-7-2)

久土村長熊訴人之覚

一久土村 勘右衛門後 家 五拾五歳

夫勘右衛門同子茂助長崎へ参候

一同村 半助母 六拾五歳

右之半助長崎へ参候

一同村 加之助 三拾壹歳

此加之助兄平吉長崎へ参候

一同村 太郎兵衛女 房 四拾四歳

夫太郎兵衛長崎へ参り戻り之者

一同村 太蔵後 家 三拾九歳

夫太蔵後家兄善三郎長崎へ参候

一同村 右ノ太蔵母 いちや 八拾歳程

此もの娘たけ男子又市長崎へ参候

一同村 長蔵弟有 助 三拾五歳

此長蔵御助之者弟猪之助ハ長崎へ参候

一同村 右ノ長蔵妹 おかい 三拾三歳

一同村 作右衛門娘 なつ 三拾壹歳

此作右衛門夫婦共長崎へ参候

一屋山村 惣助下女か め 六拾歳程

主人惣助子七左衛門夫婦共長崎へ参り候

一森町村 彦七女房 おかい 式拾六歳

此おかい久土村作右衛門娘

一家嶋村 仁左衛門女房つ る 三拾四歳

此つる兄佐次兵衛御助之者夫仁左衛門ハ今度長崎方申参ル三十人之書付之内也、

外ニ  
ノ拾式人

外ニ

一久土村 理 助 三拾九歳

此者之弟茂兵衛久之丞妹とらい長崎へ参候、此理助ハ今度長崎方申来候三拾人之書付之内也

右之人数今度長熊訴人仕候内拾式人御在所籠舎申付置候、外ニ一人理助ハ長崎方申参候三拾人之内ニ而御座候、以上

⑥「寛文八年覚キリシタンの嫌疑者への処置、訴人長熊の扱い、市浜村与吉女房たつのあしらいについて、臼杵藩士伊藤又左衛門より臼杵藩留守居への報告」(A2-2-8-1)

覚

一去ル十四日爰元致発足同十六日長崎へ致(到)着即日御奉行所へ罷出御使之趣申上并長熊訴人仕候拾式人之者籠舎申付候段又長熊儀ハ在所ニ召置候様子松平甚三郎様河野権右衛門様へ一々申上候へ者御両所被仰候ハ拾式人之者ともハ籠舎不申付候而先内証此方へ一左右有之度事ニ思召候由被仰候、就夫拙者申上候ハ此以前方致訴人候ものハ早速召捕訴人共ニ長崎へ早々召連参候、終二前廉ニ御左右申上たる儀者無御座候、今度之儀者能登守島原ニ罷有候へハ留主居之もの方長熊致訴人候様子島原迄申越候ニ付幸私使ニ罷越候へ者乍次而右之段をも申上候様ニと能登守申付

此次郎助、午五月二病死仕候、

次郎助

原村

孫右衛門

久土村八兵衛下人

与吉

森村

九郎右衛門

こさい村吉兵衛下人

三七

家嶋村

仁左衛門

臼杵内平清水町

与兵衛

屋山村市左衛門下人

六助

井野村

六右衛門

森村伊右衛門下人

角蔵

臼杵内かよひ村

庄左衛門

久土村

弥五兵衛

原村

長右衛門

森村九郎右衛門子

十三郎

原村長右衛門子

七郎兵衛

屋山村

茂助

右人数合参拾人

以上

松平甚三郎

申

九月二日

在判

稲葉能登守様

此帳之奥書

右総人数参拾人

内式拾七人ハ籠舎申付候、  
三人ハ相果申候、

以上、

稲葉能登守

申

九月十九日

判

松平甚三郎様

④「寛文八年」覚(キリシタン類門嫌疑者与吉の弁明のため女房「たつ」長崎参向願いにつき、臼杵藩留守居より長崎奉行への報告)(A2-2-6-1) 覚

一市浜村与吉女房たつ此女前廉丹生久土村八兵衛と申す者之下女ニ而御座候、此已前ニたつ傍輩にたけと申女御座候、此竹切志且宗門ニ而御座候由訴人仕候ニ付たつたけ兩人共ニ長崎へ被遣候処ニ竹きりしたんニ相究長崎へ御留置被成たつハ御返し被成候、夫与吉子共式人たつ共ニ八兵衛譜代之ものニ而御坐候得共御褒美ニ親子四人共ニ自由ニ罷成御扶持方被下市浜村ニ罷有候、たつ申候ハ長崎ニ而も夫与吉切志且にて無御座由申上候所ニ今度類門之由被仰下候間其身長崎へ参其段々御断申上度と申候右之与吉事先月六日岡部忠兵衛 吉田清右衛門 渡辺九郎兵衛罷帰候刻被 仰下候 岡部忠兵衛

の報告について、幕府宗門改役より臼杵藩主への回答」(A2-2-4-8, A2-2-4-

9)  
(包紙)

寛文八

申ノ

十月廿三日日付

〔北〕条安房様・保田若狭守様方御返事一紙御状

三十人籠舎之者事、長熊訴人十二人之事、猪(井)野長右衛門□道具之事、猪野作兵衛女房事、横尾村茂助子吉松之事」

覚

一 御領分ニ来利支丹ニさゝれ候者三十人被捕御城下ニ籠舎御申付可被指置  
由書付長崎奉行衆方被申入候ニ付而とらへに被遣之候処ニ三人ハ病死申  
ニ依而残る廿七人捕之籠舎被申付置候由尤之御事ニ候

一 久土村長熊与申者長崎にて類門致訴人御赦免ニ而御領地へ罷帰候もの於  
其地類門十三人致訴人候、其内一人ハ此度長崎方申来候三十人之内にて  
候故残る十二人御とらへ是も廿七人之もの同前ニ籠舎被申付候由得其意  
候

一 井野村長右衛門屋敷ニいませ有之由訴人申之間御せんさく候様ニ与長崎  
方就申参候、御せんさく候へはいませ四つ有之候、長崎へ被遣之候由同  
村作兵衛女房御尋可有之儀候間、長崎へ被指越候様ニと申参候へ共彼女  
当八月病死仕候ニ付其趣松甚三へ被仰達候由何も令承知候

一 横尾村茂助子吉松此以前細川越中守領下徳丸村茂兵衛下人ニ罷成有之候、  
今程御領分へ帰り居申由奉行衆方被申達候付而是又御在所へ被仰越候由  
得其意候

右ノ通定而長崎奉行衆方も可被申上候、被仰聞候通被入御念儀被存候、以  
上

十月二十三日

稲葉 能登守様

北条 安房守  
保田 若狭守

森村之内山付村

文右衛門

森村之内田中嶋ノ

四郎兵衛

横尾村之内林村

此与右衛門、未四月  
廿二日ニ病死仕候、

与右衛門

横尾村之内岡村

市郎兵衛

森村勘左衛門下人

新三

久土村

三助

久土村八兵衛下人

久助

久土村

権右衛門

原村

九藏

久土村

平兵衛

久土村

長右衛門

久土村

理助

市木村

此善吉、五年以  
前ニ病死仕候、

善吉

久土村市郎右衛門下人

九藏

臼杵内新町藤左衛門下人

③「(寛文八年)覚(召し捕らえ籠舎に処した臼杵領内のキリシタン嫌疑者  
の書き下し)」(A2-2-5-2-1)  
覚

此金三郎儀、最前北十三郎屋ね方出候書付ニ者金藏と名付御座候、此金三郎、三年已前ニ北十三郎所ニ奉公仕候、其刻所之もの共ハ金藏と申候由、自然此ものニ而可有御座候哉と、庄屋惣左衛門、森町次郎兵衛迄内意申ニ付、内々ニ而右之金三郎儀、葛木村ニ居申時金藏ト申候哉と改申候へ共、終ニ金三郎と申名を替り申義無御座由申候ニ付、此儀中西十郎右衛門長崎へ遣申候刻、彦右衛門様へ申上候、又、森村より去年長崎へ被召寄候内ニ、金藏と申もの一人御座候、自然此金藏儀ニ而可有御座候哉、此段内証ニ而者改不罷成候由、彦右工門様へ申上候、彦右衛門様、十郎右衛門ニ被仰聞候者、先内証ニ而申越候義尤ニ思召候、書付ニ有之候もの共義、重而被仰下候迄は随分密ニ内証ニ而堅置候様ニと被仰下候付而、兎角之穿鑿不罷成候故、其分ニ而差置、今度相改如此御座候、今度右京様へ御所所之御状ニも、金藏・小兵衛と申もの弥被入御念御改被成候様ニと被仰越候付而、金三郎義此度いつれも搦申刻葛木村ニ而改申候へハ、庄屋惣左衛門其外之百姓共も、金三郎義葛木村ニ居申候時分者金藏と申ものも御座候、又金三郎と申ものも御座候由申候、別ニ金藏と申名ハ所ニ無御座候間此金三郎を長崎へ遣申候、

人数合拾一人、内男二人女五人合八人者長崎方被仰下候人数、外二人、此内一人ハ宗覚百姓庄吉、式人ハ此方御領分森村庄三郎下人金三郎、葛木村吉左衛門子十三郎、此もの共相添長崎へ遣申候、右之ケ條ニ委相認申候

一北十三郎屋ねより取出申候書付ニハ人数十三人御座候内北十三郎・権丞・六左衛門、此三人は去年方長崎ニ居申候、此外式人金藏・小兵衛、此名ハ小兵衛と申ものハ葛木隣村ニも無御座候、前方猪野村久右衛門世倅小兵衛と申もの、去年長崎へ被召寄候、自然此ものニ而可有御座候哉と中西十郎右衛門も彦右衛門様ニ申上候つる、今度右京様へ御所所之御状ニも、小兵衛・金藏と申名之もの無御座候哉、被入御念御尤ニ奉存候由申来候付、随分改申候へ共、別ニ無御座候通、片桐権丞・大脇又右衛門ニ申、含長崎へ遣申候、金藏と申名者、右ニ書付申候金三郎義にて可有御座候哉、合人数十三人之都合、外二人ハ庄吉・十三郎者此方相添遣申候ものニ而御座候

右之趣者、伊藤兵三郎・今川四郎右衛門ニ中西十郎右衛門相添、葛木村宗覚庄屋惣左衛門并搦申候もの共之口書も具聞せ改申候、右之段片桐権

丞・大脇又右衛門ニ能々申含、長崎へ差遣申候、已上  
閏八月九日  
稲葉 図 書

渡 辺 主 殿 殿  
山 田 左 近 殿

A2

①「寛文八年」覚領内のキリシタン類門の召し捕り・籠舎・穿鑿について、  
曰杵藩主より江戸幕府宗門改役への報告」(A2-2-3-1-1)

覚

一九月二日長崎従松平甚三郎殿被申越私領内切支丹類門之者三拾人捕之城下ニ籠舎申付置候之様にと被申越候段先日以書状申入候、右三拾人之内三人者病死仕残ル貳拾七人召捕城下籠舎申付置候、則書付進之申候  
一久土村長熊与申者は者去年三月其身之母妹弟三人を訴人仕、其節長崎江参罷帰候者ニ而御座候、当六日又類門拾三人訴人仕候、此内老人者右長崎方申参候三拾人之内ニ而御座候、此段則長崎甚三郎殿へ申達只今城下ニ右之拾二人茂籠舎申付置候、右之類門之書付茂則進之申候

一井野村長右衛門屋敷ニいませ有之候之間致穿鑿長崎江差越申候様ニ与從甚三郎殿被申越候段先日申入候、甚三郎殿方被申越候所穿鑿申付候へハいませ四つ御座候而從在所差越候故則長崎江遣之申候

一井野村作兵衛女房御尋之儀有之候間長崎江可差遣候旨松平甚三郎殿方申来候へ共彼女房当八月十三日ニ病死仕候付則其段甚三郎殿へ申達候  
一横尾村茂助子吉松与申者此以前細川越中守領内下徳丸村茂兵衛与申者之下人ニ而罷在候付長崎奉行衆より越中守留守居方へ被申達候由近年私領分ニ帰居申候付從奉行衆当月廿三日被申越候付而則在所江申付遣候  
已上

九月廿五日  
北 條 安房守 様  
保 田 若狭守 様  
稲 葉 能 登 守

②「寛文八年」覚曰杵藩領のキリシタン類門の召し捕り・籠舎・穿鑿

如此二候」

③「(妻木彦右衛門・黒川与兵衛差出稲葉右京亮殿宛書状)」(A1-8-2-1)

去ル八日之貴札昨十三日致拜見候、然者、先日従是申進候渡辺宗覚知行葛木村勘三郎・庄吉・十三郎・并ふり・さん・おま、次ニ六左衛門女房・北十三郎女房、男女八人被成御越候、此外宗覚領庄吉同名之者、疑敷子細御座候由ニて老人、御同名能登守殿御領十三郎同名之者老人、同領金三郎と申者老人、但、此金三郎ハ最前葛木村ニ罷在候刻、金蔵と申由ニ付而御捕被下候、男女合拾老人御書付之通慥請取申候、将亦、小兵衛と申者彼村近所ニ弥無御座候由被仰下、令得其意、委細大脇又右衛門・片桐権之丞江相達申候、恐惶謹言

後八月十四日

妻木彦右衛門

頼熊(花押)

黒川与兵衛

正直(花押)

稲葉 右京亮様

御報

④「丑ノ年閏八月廿九日江戸へ被遣候跡書」(A1-8-3-1)

(端裏)「丑ノ年閏八月廿九日 江戸へ被遣候跡書」

〔渡部宗覚〕知行所葛木〔村きり〕志たん類門之もの人数男女八人、長崎御奉行所方被仰下候、此外ニ宗覚知行之もの一人、此方御領之もの「…人」相添、以上拾一人、長崎へ遣申候目録

一葛木村 去年長崎へ被召寄候市右衛門子

勘三郎 年廿六

一同村 右之勘三郎弟

庄吉 年十九

一同村 治部子

十三郎 年十八

一同村 北ノ十三郎女房

只今ハ医者ニ成玄碩と申候

一同村

おま 年廿七

一同村

ふり 年廿六

一同村

六左衛門内 年六十三

是ハ六左衛門主人之後家ニ而御座候  
右八人之ものハ従長崎被仰越候もの共也

外ニ

去年長崎へ被召寄候五左衛門子

一同村

庄吉 年廿

此庄吉も、宗覚知行同所之ものニ而御座候、市右衛門子之庄吉申候ハ、庄吉と申名同所ニ御座候ニ、我等計ケ様ニ御擲被成候儀、迷惑ニ存候由申候付、長崎方被仰越候ニも庄吉と計御座候而、市右衛門子とハ無御座候、尤最前北十三郎屋ねより出申候書付ニも、庄吉と計書付御座候ニ付、二人之内何れにても可有御座も難量存候、依之、庄吉式人共ニ長崎へ遣申候、宗覚庄屋惣左衛門申候ハ、最前手前方書出申書付ニハ、勘三郎・庄吉と彼きり志たん之名付ニ御座候間、兄弟ニ而候へハ弟ノ庄吉ニ而可有御座と存此庄吉とハ不申出候由尤慥ニ勘三郎弟之庄吉ニ而可有御座とハ難窮由、惣左衛門申ニ付、兩人共ニ擲長崎へ差遣申候

此方御領之内

一葛木村 吉左衛門子 十三郎 年十七

此十三郎義、治部子玄碩申候ハ同村二十三郎と申名御座候ニ、私一人ケ様ニ御擲被成候段、迷惑仕候由達而申ニ付、庄屋惣左衛門方ヲ相改候へハ、吉左衛門子十三郎儀者、所ニ而ハ「十」と計申、十三郎と申儀者不存候間、治部子玄碩事、去年迄十三郎と申候条此ものニ而可有御座と存、右ニ書出し申候、只今玄碩、吉左衛門子ヲ十三郎と申之由申候付相改候へハ、十三郎と申候、依之、此ものも爰元ニ而ハ穿鑿不罷成候間、長崎へ一所ニ進之申候、最前内証ニ而宗覚庄屋惣左衛門方相改申候刻者、十三郎と申名別ニ無御座、玄碩事、去年迄十三郎と申由惣左衛門書出申候付、則其書付を中西十郎右衛門長崎へ致持参、彦右衛門様へ掛御目申候へハ、内証ニ而申越候義尤ニ思召候、書付ニ有之候もの共儀、重而被仰下候迄ハ、随分密ニ内証ニ而堅置候様ニと被仰下候付而、兎角之穿鑿不罷成候故、其分ニ而差置、今度相改如此御座候

此方御領之内

一森村 庄三郎下人 金三郎 年十八

山田縫殿様  
稲葉図書様

判

御報

右ハ、命御助之森村仁右衛門、在所ニ而七月朔日病死仕候ニ付、其段長崎へ申遣候御返事也

(9) 1

御使札致拜見候、其表弥御堅固被成御座候由、目出度奉存候、然ハ、渡部宗覚領分百姓切支丹宗門之儀ニ付、宗覚庄屋方能登守殿御領分庄屋所迄申届儀御座候ニ付能登守殿御家来衆方子細之儀被申越具ニ承知仕、委細御使者へ口上相達候間、其趣其元ニ而可被申上候、宗覚知行之儀少知にて、睨と為仕者も無御座由内々承候、幸能登殿御領分入組申儀ニ御座候間、御六借儀ニ御座候得とも、重而従是御左右申上候迄ハ、只今之分ニ而庄屋ニ預ケ置、其上能登殿御領分方心付被申候之様ニ、被仰付置可被下候、委者御使者可被申上候、恐惶謹言

七月廿六日

妻木 彦右衛門

判

稲葉 右京亮様

御報

右之状ハ、右京様御前ニ有之、写参候ヲ写申候

ほ (9) 2

去ル廿一日之貴札只今到来、令拜見候、然ハ、渡部宗覚知行所葛木村之十三郎跡職之家を、公領乙津村左近と申者買取候後、家をほとき申候処、屋ねニ敷申候〔かやの内〕書物四枚在之候ニ付、則宗覚庄屋惣左衛門方へ、乙津村左近方相渡申ニ付、惣左衛門能登守殿御領分森町庄屋次郎兵衛方へ、右四枚之書付持参仕、様子為申聞候ニ付、有増僉儀被成、書付之人數男女八人預り手形并右之屋ね方出申候書付四枚御越、慥請取申候、此もの

共之儀ハ御六ケ敷儀ニ候得共、弥能登殿御領分方彼庄屋ニ能被仰付、何方へも不参候様ニ心添、油断不仕候様ニ、御領分之者ニ被仰付可被下候、

爰元吟味仕重而御左右申迄ハ、右【欠損】可被仰付候、委細ハ御使者中  
西十郎右衛門へ口上ニ申達候、恐惶謹言

妻木 彦右衛門

判

七月廿六日  
山田縫殿様  
稲葉図書様

御報

右之状、意趣ハ別紙ニ、二通有之候

(尚々書)

「尚々、被入御念早々被仰越候通、追付御老中へも相達可申候、弥被入御念、重而御左右申迄ハ、只今之分ニ而可被差置候、以上」

(10)

一筆致啓上候、然ハ、七月廿一日之日付ニ而、爰元へ被仰越候きり志た  
ん宗門之もの十三人之内、渡部宗覚領葛木村権之丞・同村六左衛門・同  
村北十三郎、此三人之者去年爰元へ捕寄申候、金蔵・小兵衛儀ハ、其許  
郷中ニ茂近所ニも此名之もの無御座候、自然去年爰元へ参候森村金蔵・  
井ノ村小兵衛儀ニ而可有御座哉と、其刻使者之仁被申聞、尤奉存候、併、  
弥此兩人之名之者ハ無御座候哉、被入御念御尤奉存候  
一拾三人之内勘三郎・庄吉・十三郎并ふり・さん・おま・六左衛門女房、  
北十三郎女房、男女八人御捕せ、爰許へ御越可被成候、先日も如申上候  
渡部宗覚知行所へ睨と為仕者無御座候間、貴様方御家来衆被仰付御捕せ  
是迄〔力〕【欠損】右之通御奉書到来、北條安房守承り被申越候間、如此  
候、恐惶謹言

閏八月四日

稲葉 右京様

妻木 彦右衛門  
黒川 与兵衛

人々御中

右之状ハ右京様御前ニ有之、写参候ヲ写也

(尚々書)

「尚以、今度捕御越候様ニ申入候八人之男女村付、其元方之御書付無之候  
間、書付不進候、将又、黒川与兵衛儀、去月廿八日当着仕候【欠損】連判

一筆令啓上候、然者一昨廿四日御奉書到来仕、吉利支丹宗門之儀從御老中被仰越候、依之、黒川与兵衛預置被申候宗門之もの并訴人有之候而新規二召捕越被申候吉候利支丹之もの、別紙二書付差越申候間、此書付之通、早々搦捕爰元へ可致差越候

一渡部宗寛知行所二類門之者兩人有之候、少知故慥成ものも無之候間、其元方召捕置、細川越中守家来請取ニ可參候間、相渡越可被申候

一久土村十右衛門儀、江戸へ被召寄候間、其元方宰領之仁早々御越請取被申、江戸へ可被送届候、海陸船頭宿次之儀ハ、御老中より被仰付候御証文爰元へ到来候間、囚人うけ取被申候刻相渡し可申候、右之旨從御老中中被仰越候付、如此二候、恐惶謹言

三月廿六日

稻葉 凶書殿

渡部 主殿殿

山田 縫殿殿

右之御状之趣、囚人之数共書候物一通、別紙二有之

(尚々書)

「尚々渡部宗寛知行所召捕者之儀二付、百姓中へ証文越申候間、召捕被參候衆持參被申可然存候」

妻 木 彦右衛門

判

は

去月十四日之貴札、一昨三日到来致拜見候、然者、貴様御領分久土村十右衛門と申切支丹宗門之者、歳四十九、其御地へ被召寄候付為宰領御家来堤権太夫・稻葉武右衛門兩人御越被成候、則右之十右衛門相渡差越申候、御内衆つり籠持せ不被參候付、爰許ニ而俄申付候故、一日逗留被仕、今六日巳ノ刻、囚人召連当所発足被申候、尤是方大坂迄御老中御証文紛無之由、添状仕差越申候、大坂方其許迄者大坂町奉行衆方被申付候様ニ書状遣申候、御老中御証文之上ハ断ニも及申間敷候得共、自然下々何角申滞候得者如何と奉存、右之通ニ御座候、其外道中之儀共、宰領之衆へ随分申含進候間、可御心易候、随而御用等も御座候ハ、御在所迄可申上旨、得其意忝奉存候、恐惶謹言

(尚々書)

「尚々、御老中海陸之御証文、其元ニ而急度御返進被成可然奉存候、為御念之申上候、将又、貴様へ御老中方御渡被成候御証文之写拜見仕候、爰元へも前方御奉書參候二付、奉得其意候、以上」

(追而書)

「追而申上候、去年黒川与兵衛預ケ置被申候きり志たん、新規二召捕候きり志たん十五人、右合三十五人者御領分方召寄申候、委ハ御留主居中へ書付差越申候、以上」

妻 木 彦右衛門

判

ろ (4)

一筆令啓達候、然者、先日御断被仰越候きり志たん宗門小佐井村之吉兵衛他さつまにて御捕させ御越候、黒木兵右衛門・平塚次郎兵衛両使召連被參、昨十六日慥ニ請取申候、今日者余之大雨ニ候故、極晩ニ至て御使者懸御目、御報相達申候、替儀無御座候間、不能詳候、恐惶謹言

妻 木 彦右衛門

判

四月十七日

稻葉 凶書様

山田 縫殿様 人々御中

に (7)

去ル五日之御状、昨十二日令拝見候、然ハ、去年御助被遣候切支丹宗門ころひ森村之仁右衛門と申もの、去朔日病死仕候付、浄土寺龍原寺ニ而土葬ニ御取置せ候之由、令得其意候、被入御念早々被仰越候通、黒川与兵衛方へも申達候間、御老中へ可被申上候、恐惶謹言

七月十三日

妻 木 彦右衛門

[2]

能登守領分久土村十右衛門

右之者江戸江召寄候、從其方請取之宰領差添之、可被相越候、海陸之  
送状ハ妻木彦右衛門所へ遣之候、以上

三月十三日

うハつゝミニ

稻葉 能登守殿

御老中四人

右之通江戸方長崎へ被仰遣候

[3]

其後者以書状も不得御意候、先以当御地相替儀無御座、御静謐之躰ニ御  
座候間、可御心易候、其元御無事ニ候哉、承度存候、然ハ先日拙者領分  
きり志たん宗門之者、久土村之十右衛門と申者、当御地へ召寄候ニ付、  
請取ニ以使者申入候ニ、被入御念御渡忝存候

一海陸御添状、尤從御老中之御書出相認參ニ付、何方も無異儀、無事ニ去  
ルニ日ニ彼者下着仕、直ニ町奉行へ相渡候、尤御老中北条安房・黒川与  
兵衛殿へも相達候

一其元方之海上之御添状ハ、大坂奉行衆被請取候、彼者乗參候籠之御封、  
道中無別儀着仕ニ付、其俣町御奉行衆之方御封計切り候て、此方へ請  
取中も見不申、其俣御封ハ只今返進申候

一道中若用之儀候ハ、御封切り候様ニ、又ハ若相果煩出など仕候ハ、用  
共叶候様ニと被念入、使者迄御覚書被成被下忝存候、無事ニ着申付、相  
替儀無御座候

一從御老中其元へ參候海陸之御送状、此方へ被差越無異儀下着仕、則右之  
御送状ハ御老中へ手前方為持進候、最前彼者召寄候儀も同名美濃守被申  
渡候付、御送状も美濃守迄相達埒明ケ申候間、左様ニ御心得可被成候

一世忝右京御暇ニ而昨今差下申候間自然ケ様之御用等も候ハ、拙者留守之  
儀ニ候間頼存候、具ニ御指図被成可被下候、何茂重而可得御意候、恐惶  
謹言

五月六日

稻葉 能登守

妻木 彦右衛門様 人々御中

⑥ (6)

に

一筆令啓上候、其御地 彦右衛門様御機嫌能被成御座候旨、頃茶や甚  
兵衛方申越珍重奉存候、然ハ、去年きり志たん類門ころひ申命を御助  
被成、極月二十四人此方へ御返シ被成候内、森村仁右衛門と申者去年之  
年付四十二、右之仁右衛門今月朔日ニ病死仕候、宗門ハ浄土宗龍原寺と  
申寺之旦那にて御座候ニ付、弥相改土葬ニ取置申候、右之段 彦右衛  
門様へ御次而之刻被仰上可被下候、委細茶や甚兵衛方可被申上候、自  
然此筋御用之儀も御座候ハ、可被仰付候、尚期後音之節候、恐惶謹言

七月五日

彦右衛門様御内 河下 勘兵衛様

縫殿 書

坂下 善兵衛様

ほ (8)

態一筆令啓上候、然者、渡部宗覚知行所葛木村ニ罷有候十三郎と申者、  
是ハ去年其表へ被召寄候ものニ而御座候、彼十三郎、家を御公領乙津村  
左近と申ものニ売申候処、彼買主左近と申もの、去ル十八日ニ彼家をほ  
とき候て、乙津村へ取越申候処ニ、屋ねニ敷申す之内ニ書物四枚御座候、  
則宗覚知行所之庄屋惣左衛門方へ、乙津村左近方相渡申ニ付、惣左衛  
門能登守領分森町庄や次郎兵衛方へ、右之書付を致持參申聞せ候、依之、  
御礼迄彼書付持せ進申候、委細ハ中西十郎右衛門ニ口上申含候、各様迄  
進候間、御聞被成 彦右衛門様へ可被仰上候事ニ候、不能詳候、恐惶謹  
言

七月廿一日

河下 勘兵衛様

縫殿 書

坂下 善兵衛様

② 「寛文元／丑之年長崎と遣取／より之状写」(A1-8-1-1)

(表紙)

「寛文元／丑之年長崎と遣取／より之状写」

い (1)

①「寛文元／丑之年長崎江此方方遣状写」(A1-8-1-2)

(表紙)

「寛文元／丑之年長崎江此方方遣状写」

い (2)

去月廿六日、從 彦右衛門様成被下候御書并きり志たん類門之者御書付、  
昨朔日之晚致拜見候御事

一去秋、黒川与兵衛様方此方へ御預ケ置被成候而、籠舎申付置候類門之  
もの式十人、乳呑子共ニ、其表へ差越可被申之旨、畏奉存候事

一今度訴人御座候ニ付、新規ニ類門之もの十五人御書付被仰下候、則彼も  
の共在所へ早速搦取申付遣候間、明日ハ此表へ被仰下候類門之者共召連  
させ、進上可仕候

一渡部宗覚知行所ニ類門之もの兩人有之由、此方方搦捕、細川越中守様御  
家来衆へ相渡可申旨、是又畏奉存候、則宗覚知行所百性中へ御証文御越  
被成候、彼囚人召捕ニ参候ものニ、持参仕もの遣申候御事

一久土村十右衛門儀、江戸へ可被召寄候間此方方宰領之仁、其表へ早々差  
越可申候旨被仰下候、江戸表能登守方よりも被申越候付、去月廿八日、  
彼十右衛門請取ニ宰領之もの両使申付進之候、漸近日至其表参着可仕と  
奉存候、此等之趣宜被仰上可被下候、恐々謹言

四月二日

河 下 善(ママ)兵衛様

御報

縫 殿 書

(3)

從 彦右衛門様被仰下候きり志たん類門之もの召連せ、稲葉甚五兵衛・  
村尾八郎兵衛と申者進之申候間、一筆令啓上候、然ハ、今度新規ニ被仰  
下候吉利支丹類門之もの十五人之内、只今十四人召連せ進上申候、壹人  
小佐井村吉兵衛と申者もの、薩州之内金山ニ当春方罷越居申候条、此者  
則捕ニ遣申候、とらへ次第早々彼地方直ニ其表へ召連参候様申付候、左  
様御心得被成可被下候

一去秋、從 与兵衛様御預ケ被成此者、籠舎申付置候類門之もの式十人、  
内老人乳呑子、但、此度一所ニ進上申候

一渡部宗覚知行所類門之者兩人召捕せ、細川越中守様御家来衆へ相渡し申  
候、委細御使者口上ニ申含候条、御前可然様頼入存候、恐々謹言

四月二日

河 下 善(ママ)兵衛様

縫 殿 書

ろ (5)

態一筆令啓上候、然ハ從 彦右衛門様去十七日之成御書被下、致拜見候、  
隨而、小佐井村吉兵衛と申もの、薩摩表方其御地へ直ニ召連進上申候処、  
慥ニ御請取被為成之由、御忘之御書成被下候、其上使之もの共御口上被  
仰渡之趣、具以承奉存候、則於江戸能登守方へも申遣候、右之御札可申  
上ため、御札迄以飛札如此御座候、御序之刻可然様被仰上可被下候、猶  
可得御意候条不能詳候、恐々謹言

四月廿五日

坂 下 善兵衛様

人々御中

縫 殿 書

① [1]

其後是以書状も不得御意候、然ハ、去年御改之邪宗門之者之内、私領久  
土村之十右衛門と申もの当御地へ召寄候様ニと、從御老中被仰付候、則  
御書出之趣写進之候、御覽可被成候、右之通ニ候間、拙者者ニ御渡候ハ、  
滞無之様ニ思召所御座候ハ、在所之家頼之もの迄御指図被成可被下候、  
其以後御無事候哉、承度存候、若似合敷御用おも候ハ、近国之儀ニ候間、  
在所迄可被仰聞候、恐惶謹言

三月十八(四力)日

妻 木 彦右衛門様 人々御中

稲 葉 能 登 守

(尚々書)

「尚々囚人之儀ニ付從御公儀御返状被遣由ニ候、ケ様之儀不案内ニ御座候  
間、其元へ彼もの請取ニ進之候者迄具ニ御指図被仰聞頼存候、以上」  
覚



## 第2部 マリオ・マレガ資料 史料翻刻

A1～A24



本書は、2017年1月発行『バチカン図書館所蔵マレガ神父収集豊後切支丹史料—概要と紹介—vol.1』、2019年2月発行『バチカン図書館所蔵マレガ神父収集豊後切支丹史料—概要と紹介—vol.2』、2020年3月発行『バチカン図書館所蔵マレガ神父収集豊後切支丹史料—概要と紹介—vol.3』を統合・再編集したものです。調査・編集などにあたり、これまで下記の方々にご協力いただきました。深く感謝の意を表します。

## 執筆者

松井 洋子	東京大学史料編纂所 教授
松澤 克行	東京大学史料編纂所 准教授
佐藤 晃洋	竹田市歴史文化館・由学館 館長
三野 行徳	人間文化研究機構 国立歴史民俗博物館 客員准教授
藤田淳一郎	大分県立先哲史料館 主幹研究員
大津 祐司	大分県立先哲史料館 館長
宮間 純一	中央大学文学部 准教授
大橋 幸泰	早稲田大学教育・総合科学学術院 教授
大友 一雄	人間文化研究機構 国文学研究資料館 教授
工藤 航平	東京都公文書館 公文書館専門員
河原 晃永	大分県立宇佐高等学校 教諭
岡村 一幸	文化庁 文化財第一課文化財調査官
櫻井 成昭	大分県立先哲史料館 主幹研究員
渡辺 浩一	人間文化研究機構 国文学研究資料館 教授・研究主幹
平井 義人	日出町歴史資料館・日出町帆足萬里記念館長 館長
太田 尚宏	人間文化研究機構 国文学研究資料館 准教授
清水 有子	明治大学文学部 准教授
浪江 健雄	千葉県文書館 県史・古文書課 会計年度任用職員
佐藤 孝之	東京大学 名誉教授
西村慎太郎	人間文化研究機構 国文学研究資料館 准教授

## 協力者

荒木仁朗 石田七奈子 岡朝子 岡美穂子 岡本真 小川貴至 小野清楓 川村信三  
久留島浩 小池駿介 佐々木直 清水詩織 杉森玲子 高木まどか 高田綾子 高橋喜子  
筒井弥生 野本禎司 濱島実樹 日野久美子 蛭田晶子 蛭田廣一 布川寛大 淵田有香  
堀越桃子 松尾悠亮 松方冬子 松本知佳 松本日菜子 村井早苗 村上瑞木 村本隼  
山田素子 和田麻子

## 表紙作成

シルヴィオ・ヴィータ イタリア東方学研究所

## イタリア語・英語協力者

湯上良 高見純 渡辺千鶴 原田亜希子 李美奈

## 翻訳者

戸田・ディラン・ルアーズ

Archival Sources from the  
Marega Collection in the  
Vatican Library  
Outlines and Selected Documents

Copyright 2021 by Marega Project

National Institute of Japanese Literature  
10-3 Midori-cho, Tachikawa city, Tokyo, 190-0014, Japan

バチカン図書館所蔵マリオ・マレガ資料  
—概要と紹介—

---

2021年3月20日 印刷

2021年3月31日 発行

編集 大友一雄 三野行徳

発行 マレガ・プロジェクト（国文学研究資料館）

〒190-0014 東京都立川市緑町 10-3

人間文化研究機構国文学研究資料館

---

©マレガ・プロジェクト・国文学研究資料館（無断転載・複写を禁ず）

ISBN978-4-87592-202-5